

松原委員から、又無所属クラブの須藤委員及び純無所属クラブの野本委員から、それ〴〵修正案及びこれを除く原案に賛成の討論がありました。

かくて討論を終結いたし、採決に入りましたところ、先ず内閣提出衆議院送付の義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案につきましては、加賀山君ほか二名提出の修正案を多数を以て可決、ついで修正点を除く原案を同じく多数を以て可決、結局本案を多数を以て修正議決すべきものと決定いたし、ついで内閣提出衆議院送付、教育公務員特例法の一部を改正する法律案につきましても、先ず加賀山君ほか二名提出の修正案を多数を以て可決、次いで修正部分を除く原案を多数を以て可決、結局本案も、多数を以て、修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会の質疑応答の内容の詳細は会議録に譲りたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

◎教育職員免許法の一部を改正する法律

(昭和二九、六、三法一五八)

一、提案理由(四月十四日)

○大達国務大臣 たいだいま議題となりました教育職員免許法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を申し述べます。

りまして、その後の状況の推移に伴い、本来の理想に一步近づける意味で、この仮免許状を廃止し、かた〴〵行政事務と法の規定内容の簡素化をはかつたのであります。

第二は、高等学校教諭一級普通免許状について、従来の現職教育によつて授与する方法のほか、大学院、大学の専攻科等の整備に伴い、これらの課程の修了者に直接授与する道を開くとともに、高等学校教諭の資格を大学二年修了以上としたことでもあります。

第三は、免許状の授与を受けるために大学において修得すること必要とする単位のうち、専門科目の単位の内容を、学校教育の実情に即応して充実したことでもあります。

第四は、現職教員が上級免許状を取得する方法は、一定の経験年数を有し、その間に所定の単位を修得することを必要としますが、その単位の一部または全部を教職経験年数をもつてかえることができるよう新たに特例を設け、現職教員が上級免許状を取得する方法について、無理のないように措置したことでもあります。

第五は、校長、教育長及び指導主事の免許制度を廃止して、行政事務を簡素化したことでもあります。

第六は、仮免許状の廃止に伴い、法施行の際仮免許状を有する者について、不利益を生じないよう必要な経過措置を設け、その他法改正に伴う法文の整理を行ったことでもあります。

以上申し述べましたが、教育職員免許法の一部を改正する法律案の提案理由及びその主要点であります。

何とぞ、慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い

教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法は、教育職員の免許に関する基準を定め、その資質の保持と向上をはかるために制定されたのであります。その施行以来約四年を経過いたしました。この間において、各大学における教員養成課程の内容も次第に整備され、また教職員の現職教育計画も各方面の理解ある協力により、きわめて順調に運びつつあることは、御同慶の至りであります。

元來、教育職員免許法は、大学における教員養成、現職教育及び教育職員の需給状況とも密接に関連するばかりでなく、教職員個人の利害にも影響するところが大有りあります。そこで政府は、免許法のこのような性格と同法の施行後の実情にかんがみ、この法律の規定を現場の事態に即応させるとともに、その本来の趣旨の実現に遺憾がないようにするため常に研究を続け、すでに四回にわたり改正をいたして参りました。

このたび、各方面の要望及び教育職員養成審議会の審議の結論を勘案し、慎重に研究をいたしました結果、若干の規定について制度の簡素化または内の改善の必要を認め、ここにこの改正案を提出することにいたしました。

次に、この法案の主要点について簡単に御説明をいたします。

第一は、教員の仮免許状を廃止したことでもあります。現行法では、教員の免許状は、一級、二級、仮、臨時の四種類となつておりますが、元來望ましい教員は、一級または二級の普通免許状所有者でありまして、現行の四種類は、法施行当時におけるわが国の現職教員の実態及び大学の養成教育の実情からこのように定めたのであ

たします。

○稲田政府委員 補足して御説明申し上げます。

第二条の改正は、校長、教育長及び指導主事の免許状の廃止に伴う法文の整理であります。

第四条の改正は、教員の仮免許状並びに校長、教育長及び指導主事の免許状の廃止に伴う法文の整理であります。

第五条を改正し、別表第二を廃止いたしましたのは、第一項及び第二項の改正は、教員の仮免許状並びに校長、教育長及び指導主事の免許状の廃止に伴う法文の整理であります。

第三項の改正は、高等学校教諭免許状の授与資格を大学二年修了以上としたことに伴い、臨時免許状の授与規定であるこの規定を改正したものであります。

第六条第二項、第七条第二項、第九条第二項、第十条第二項、第十一条、第十四条、第二十条及び附則第四項を改正いたしましたのは、教員の仮免許状並びに校長、教育長及び指導主事の免許状の廃止等に伴う法文の整理であります。

附則第五項を廃止いたしましたのは、免許法施行当時の経過規定であり、不要となつたので廃止したものであります。

附則第六項を改正いたしましたのは、施行法第七条の規定の改正に伴い法文を整理し、同項を附則第五項としたものであります。

附則第七項を廃止いたしましたのは、別表第四及び施行法第七条の規定の改正に伴い、不要となつたので廃止したものであります。附則第八項を改正いたしましたのは、教員の仮免許状の廃止等に

伴い、法文を整理し、同項を附則第六項としたものであります。附則第九項を改正いたしましたのは、教員の仮免許状の廃止に伴い法文を整理し、同項を附則第七項としたものであります。

附則第十項を改正いたしましたのは、第五条第三項の改正に伴い法文を整理し、同項を附則第八項としたものであります。

別表第一を改正いたしましたのは、教員にならうとする者が、大学において修得することを必要とする単位のうち、専門科目の単位の内容を学校教育の実情に即応して充実し、高等学校教諭一級普通免許状を大学院、大学の専攻科等における直接養成によつて授与する道を開き、教員の仮免許状を廃止したことによるものであります。

別表第一備考を改正いたしましたのは、備考第二号の改正については、教員の仮免許状の廃止に伴い、従来の仮免許状授与のための臨時教員養成機関を、二級普通免許状を授与するためのものに切りかえる必要を生じたことによるものであります。

備考第二号を除く他の各号の改正及び第四号の廃止は、法改正に伴う法文の整理であります。

別表第三を改正いたしましたのは、養護教諭の需給状況及び現場の要望等にかんがみて、保健婦の免許を受けている者に養護教諭二級普通免許状を授与する道を開き、仮免許状の廃止等に伴い法文を整理し、別表第二が廃止されたので同表を別表第二としたものであります。

別表第四を改正いたしましたのは、教員の仮免許状の廃止に伴う

法文の整理をし、別表第二の廃止に伴い同表を別表第三としたものであります。

別表第四備考を改正いたしましたのは、備考第一号から第四号までの改正は、法改正に伴う法文の整理であります。

備考第五号及び第六号の新設は、現職教員が上級免許状を取得する方法を従来より一層容易ならしめるため、現職教員が上級免許状を取得する際に必要とする単位の一部または全部を、教職経験年数をもつてかえることができるよう特例を設けたものであります。

別表第四の二及び同表の備考の改正をいたしましたのは、別表第一に規定する所要単位内容の改正及び教員の仮免許状の廃止等に伴う法文の整理をし、別表第二の廃止に伴い、同表を別表第四としたものであります。

別表第五及び同表の備考の改正をいたしましたのは、教員の仮免許状の廃止及び第五条第三項の高等学校助教諭免許状の授与規定の改正に伴う法文の整理であります。

別表第六及び同表の備考の改正は、養護教諭仮免許状の廃止及び関係規定の改正に伴う法文の整理であります。

別表第七の改正は、盲学校、ろう学校及び養護学校の教員の仮免許状並びに校長、教育長及び指導主事の免許状の廃止に伴う法文の整理であります。

改正法附則であります。第一項は、この法律は個々の教員の利害関係等とも密接に関連いたしますので、その施行をこの法律公布後六月といたしました。第二項から第四項までの規定は、教員の

仮免許状の廃止に伴い、この法律施行の際仮免許状を有する者が、ただちに教諭の身分を失うことのないよう必要な措置を講じ、またこの法律施行の際大学に在学して仮免許状にかかる資格を得つつある者等の事情及び現下の教員の需給状況等も勘案して、法施行後一定期間内に仮免許状にかかる所要資格を得た者は、相当の期間教諭の職にあることができるよう措置するとともに、これらの者が従来と同様の条件で二級普通免許状の授与を受けることができる途を開いたものであります。

第五項及び第六項の規定は、高等学校助教諭免許状の授与資格の向上に伴い、現に高等学校の助教諭の職にある者がただちにその資格を失うことがないよう措置するとともに、上級免許状の授与を受ける方法を規定したものであります。

第七項の規定は、附則第三項の規定と照応して、現行の仮免許状を授与するための臨時教員養成機関を一定期間存続させるよう措置したものであります。

第八項の規定は、別表第一の改正により大学において修得することを必要とする単位の内容が変更せられましたが、現に大学に在学する者等については、改正規定によらないこともできるようにし、改正法の適用に無理のないようにしたものであります。

第九項から第十六項までの規定は、教員の仮免許状の廃止に伴い、今後仮免許状相当の資格を有する者が上級免許状を取得しようとする場合等に、修得単位数及び経験年数を軽減して、不均衡のないようにするための規定、その他必要な経過規定であります。

第十七項の規定は、高等学校における実習助教諭の免許状の授与資格の特例を設け、実情に即応し、無理のないようにしたものであります。

第十八項の規定は、盲学校、ろう学校及び養護学校の教員の仮免許状の廃止に伴い、これらの学校の教諭にならうとするためには所定の単位を修得することが必要となりますが、これらの学校の教員の需給関係及び現職教育の実情等から、相当期間は普通学校の教員の教諭免許状を有する者が、これらの学校の教諭になれるよう措置し、盲学校、聾学校及び養護学校の教員の需給を円滑ならしめるための経過規定であります。

二、衆議院文部委員長報告(五月二十二日)

(盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭二九一法一四四)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院文部委員長報告(五月二十八日)

○ 鈴木亨弘君 只今議題となりました文部関係の三法案につきまして、文部委員会における審議の経過と結果について御報告申し上げます。

先ず、教育職員免許法の一部を改正する法律案及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案について申し上げます。

本法案の提案の趣旨は、現行法を簡素化すると共に、本法施行の

実情に徴しまして所要の改正を行うものであり、その改正の要点は、第一に、教員の仮免許状を廃止し、高等学校教諭の一級普通免許状を直接養成によつても授与し得ることとし、高等学校助教諭の資格を大学二年終了以上としたことであります。第二に、免許状の授与を受けるために大学において修得することを必要とする単位のうち、専門科目の内容を充実したことあります。第三は、現職教員が上級免許状を取得するために必要な単位の一部又は全部を教職経験年数を以て代えることができるように特例を設けたことあります。第四は、校長、教育長及び指導主事の免許制度を廃止して、行政事務を簡素化したことあります。第五は、仮免許状の廃止に伴います経過措置をいたします等、所要の法文整理を行なつたことあります。なお衆議院におきましては、職業課程の実習を担当する教員に対する過渡的措置を規定いたす等、若干の修正を加えております。

委員会の審議におきましては、免許法と給与法との関係、教職年数の通算等につきまして、質疑応答が交わされましたが、その詳細は速記録に譲ることといたします。討論におきましては、荒木委員より、のちに述べますような附帯決議を付して両法案に賛成の意見が述べられ、田中、相馬、加賀山の三委員よりも、両法案に賛成の意見を開陳されました。かくて採決をいたしましたところ、委員会は、両法案を全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。なお荒木委員提出の附帯決議案も全会一致を以て可決いたしました。

次に附帯決議案を申し上げます。

附帯決議

今回の教育職員免許法及び関係法律の改正は、その簡素化の実を挙げているものではあるが、一面、高等学校の免許状について、一級免許状の基礎資格を修士等とし、臨時免許状を大学二年修了以上にしたことは、基礎資格において学校差を大きくしたものであつて、その影響するところ尠しとしない。故に、その調整のため、次の諸点について速かに規定を設ける等、一段の工夫を加えることを要望する。

一、高等学校と中学校、小学校と中学校間の教職年数を相互に通算することを認めないのは、人事交流の円滑を欠くおそれがあるから、教職年数の通算の措置を講ずること。

二、短大卒業生は直接養成によつては高校教諭の道を閉ざされることなるから、改正法の附則に規定する経過措置の期間内において、更に適当な措置を講ずること。

次に文部省関係法令の整理に関する法律案について申し上げます。本法案は、明治四年太政官布告で出されました「古器旧物保存方」等、すでに実効性を失つております法令四件を廃止しようとするものでありますが、委員会におきましては全会一致、これを可決すべきものと決定いたしました。

◎教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律 (昭和二九、六、三法一五九)

一、提案理由(四月十四日)

○大達國務大臣 たいだいま議題となりました教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案につきまして、その提案理由を申し述べます。

さきに御説明をいたしました教育職員免許法の改正に伴い、教育職員免許法施行法等の一部を改正する必要がありますが、この法律案の主要点は次の通りであります。

第一は、校長、教育長及び指導主事の免許状の廃止に伴い、これらの職員の任用資格に関する規定を教育公務員特例法に設けたことあります。

第二は、教育職員免許法の一部改正に伴い、関係法律の法文の整理を行つたことあります。

以上申し述べましたが、教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の提案理由及びその主要点であります。

何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

○稲田政府委員 御説明申し上げます。

第一条は教育職員免許法施行法の一部改正であります。同法第一条及び第二条を改正いたしましたのは、教員の仮免許状の廃止等に伴う法文の整理であります。

同法第四条及び第五条の削除並びに第六条を改正いたしましたのは、校長、教育長及び指導主事の免許状の廃止に伴う法文の整理であります。

同法第七条を改正いたしましたのは、免許法別表第三、備考第五号及び第六号の新設に伴い、この規定と重複することとなつた部分を削除し、その他免許法の改正に伴う法文の整理をしたものであります。

同法第八条及び第九条を削除いたしましたのは、これらの規定は免許法施行当時の経過規定であり、不用となりましたので、削除いたしました。

第二条は教育委員会法の一部改正でありまして、校長、教育長及び指導主事の免許状の廃止に伴う法文の整理をしたものであります。

第三条は、教育公務員特例法の一部改正でありまして、校長、教育長及び指導主事の免許状の廃止に伴い、これらの職員の任用資格を、この法律を改正して規定いたしましたものであります。

第四条は社会教育法の一部改正、第五条は私立学校法の一部改正、第六条は青年学級振興法の一部改正でありまして、いずれも校長、教育長及び指導主事の免許状の廃止等に伴う法文の整理をした

ものであります。
整理法附則は、校長、教育長及び指導主事の任用資格について、これらの職員の需給状況等も勘案し、経過的な暫定資格を定めるとともに、現行免許法により、これらの職員の免許状を有する者は、今後とも校長、教育長または指導主事になれるよう措置するための規定であります。

二、衆議院文部委員長報告(五月二十二日)

(盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭二九一法一四四)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院文部委員長報告(五月二十八日)

(教育職員免許法の一部を改正する法律(昭二九一法一五八)の委員長報告と一括して掲載)

◎学校給食法 (昭和二九、六、三法二六〇)

一、提案理由(四月十四日)

○大達国務大臣 たいだいま上程になりました学校給食法案について、その提案の理由及び大綱を御説明申し上げます。

学校給食は、児童の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものでありまして、その普及充実はかかること

が必要であることは申し上げるまでもないところであります。

小学校等において、その教育の一環として学校給食が適正に実施されるということは、とりもなおさず、児童がみずからの体験を通して、望ましい日常の食生活の営みを学びとることであつて、学校給食が児童の現在及び将来の生活を幸福にするゆえんであり、教育的に実施される学校給食の意義はまことに重要であると存するのであります。学校給食の重要性は、この点に存するものと考えられるのであります。すでに全国各地で学校給食が行われました結果、その効果はきわめて顕著であり、学校給食に対する認識も深まり、今や世論は学校給食の普及充実に強く要望するに至つておるのであります。

さらにわが国の現下の食糧事情から申しまして、今後国民の食生活は、粉食混合の形態に移行することが必要であると思つておりますが、米食偏重の傾向を是正し、また粉食実施に伴う栄養摂取方法を適正にすることは、なか／＼困難なことでありますので、学校給食によつて幼少の時代において教育的に配慮された合理的な食事にされさせることが国民食生活の改善上最も肝要であると存じます。

ところが現在、小学校等において実施されております学校給食につきましても、いまだはつきりした法的根拠はないのであります。そこで政府といたしましては、多年にわたる学校給食関係者の学校給食に関する法制化の熱望にこたえらるるとともに、学校給食の重要性にかんがみ、その普及充実はかかるために、ここに学校給食法案を立案上程いたしました次第であります。

本法律案の骨子といたしますところは、学校給食の目標及び定義を明らかにし、学校給食に關し、小学校等の設置者地方公共団体及び国の任務について所要の規定を設けたのであります。

すなわち小学校等の設置者は当該小学校等において、学校給食が実施されるように努めなければならないものとし、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるもの、すなわち主として人件費は小学校等の設置者の負担とし、これら以外の学校給食に要する経費は給食費として、給食を受ける児童の保護者の負担といたし、一応その負担区分を明確にいたしましたのであります。

次に国及び地方公共団体の任務は、学校給食の普及と健全な発達をはかるように努めなければならないのでありまして、本法律案におきましては特に国の補助について規定しておるのであります。すなわち国は、公立または私立の小学校等の設置者に対し、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができるものとし、また国はその負担において、学校給食用小麦等の代金について特別低廉な価格を定めることができるのでありまして、給食を受ける児童の保護者の負担である給食費はおのずから相当に軽減されるわけでありまして、以上のほか学校給食用小麦粉等の用途外使用の禁止、報告の徴取等について規定を設け、いづれも学校給食の実施に關し、その管理の適正を期しておるのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由とその趣旨の概要でござ

ざいます。なにとぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛同賜わらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院文部委員長報告(五月二十七日)

○辻寛一君 たいだいま議題となりました学校給食法案につきましても、その要点と審議の経過を御報告申し上げます。

学校給食は終戦後急速に普及したのであります。これが実施後の状況に見まして、児童が日常の食生活から体験を通して学び取る教育上の効果はきわめて重要なものがありますとともに、その心身の発達に及ぼす影響もまた多大なものであるであります。一方、わが国の食糧事情から申しまして、従来の米食偏重の傾向を是正し粉食に切りかえることによつて得られる栄養上、経済上の利益もまた甚大であります。これを幼少なときからの合理的な習慣によつて漸次その発達を促すことが望ましいのであります。

以上の趣旨によりまして、本法案は次のような措置をとらうとするものであります。

その第一は、学校給食に必要な施設及び設備に要する経費並びに政令で定める人件費については小学校等の設置者の負担とし、それ以外については児童の保護者の負担として、一応その負担区分を明確にするのであります。次に第二点は、国及び地方公共団体の任務として、ともにその普及発達に努力すべきことはもちろん、国は、公立の小学校等の設置者に対し、施設、設備に必要な経費の一部を補助し得ることとし、同時に、小麦等の代金を特別に低廉な価格に

定め、それによつて保護者の負担を軽減させようとするものであります。なお、その他これに関連する管理運営上の規定を設けたのであります。

次に、審議の経過を申し上げます。

本法案につきましては、すでに実施されておることであり、かつ関係者の要望もありまして、早くから研究されて参つたのであります。四月八日本案の付託以来さらに慎重に審議しましたが、厚生委員会との連合審査におきまして、同委員会より、その衛生対策及び栄養改善の見地からも十分な考慮を加うべきであるという趣旨の申入れがございました。

次いで討論に入りまして、自由党坂田道太君、改進黨田中久雄君、日本社会党山崎始男君及び松平忠久君より、それらの党を代表し、次の附帯決議に示されている趣旨の要望を加え、賛成の意見を述べられました。採決の結果、起立総員をもつて本案は原案の通り可決せられました。

引続き、自由党長谷川峻君より、学校給食費の負担にたえないような必要保護者を援助すること、及び本案の適用範囲を義務教育の諸学校にまで拡張し、かつ脱脂粉乳の国庫補助等に関しすみやかに政府において措置すべきである意味の附帯決議の動議が提出せられました。全会一致をもつて可決せられました。

以上御報告いたします。

三、参議院文部委員長報告(五月三十日)

(教育公務員特例法の一部を改正する法律(昭二九一法一五六)の委員長報告と一括して掲載)

◎航空機製造法の一部を改正する法律

(昭和二九、六、三法一六一)

一、提案理由(四月六日)

○古池政府委員 たいだいま議題となりました航空機製造法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を申し上げます。

現行航空機製造法が施行せられてから約二年を経過しましたが、この間、航空機工業は、修理事業から再開せられ、最近に至つて生産需要もようやく見られるに至りました。しかしながら、この反面新規企業の設立が相当多くもくろまれておりますが、需要の僅少な現状において企業の濫立を求すことは、単に航空機工業の健全な発達を阻害するばかりでなく、過剰投資の弊を生み、国民経済の健全な運行を妨げるおそれがあります。しかるに現行法は、検査に主眼をおいた技術的立法でありまして、このような事態に対処するためには、新たに事業法としての諸規定を整備する必要がありますに至りましたので、ここに航空機製造法の一部を改正する法律案を提案いたしました次第であります。

この法律案のおもな改正点は、航空機の製造または修理の事業について、現行法の届出制を改めて許可制とし、技術の優秀性と経営の健全性とを基調とした事業分野の確立をはかるため、事業の開始は許可を要することとしたのであります。許可制の適用を受けけるものは、航空機、原動機、プロペラ、回転翼等航空機製造事業の主体をなすとともに、事業の調整を行う必要が特に大きいものに限定し、初級滑空機等については現行法通り届出制をとることにいたしてあります。なお、この許可制に関連して航空機製造事業者等が行う事業の区分の変更、特定製造設備の新増設、工場の移転についても許可制をとるほか、事業の承継、許可の条件、国に対する適用の規定を追加する等所要の条文整理を行うことといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことを切望いたす次第であります。

二、衆議院通商産業委員長報告(五月二十五日)

○大西禎夫君 たいだいま議題となりました航空機製造法の一部を改正する法律案の通商産業委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

現行航空機製造法が施行されてより二箇年を経過いたしました。その間、修理事業より発足したわが国航空機工業も、最近に至つて製造事業の再開により漸次活発となつて参りました。しかし、この反面、新規企業の設立が相当多くもくろまれております。

航空機製造法の一部を改正する法律

ことは、需要の僅少な現状においては、単に航空機工業の健全な発達を阻害するばかりでなく、過剰投資の弊を生み、国民経済の健全な運行を妨げるおそれがあります。しかるに、現行法は検査を主眼とした技術立法でありますため、このような事態に対処するには不十分であり、新たに事業法としての諸規定を整備する必要がありますのであります。

次に、本法案の概要を申し上げますと、第一には、航空機の製造または修理の事業について現行法の届出制を改めて許可制とし、技術の優秀性と経営の健全性とを基調とした事業分野の確立をはかるため、事業の開始についても許可を要することとしたこととあります。第二には、許可の適用を受けるものは航空機、原動機、プロペラ等、航空機製造事業の主体をなすとともに、事業調整を行う必要が特に大きいものに限定したことであります。

本法案は四月五日通商産業委員会に付託されましたので、四月六日政府委員より提案理由を聴取いたしました。本法案の審議は五月十四日より五月二十五日まで前後六回にわたりきわめて活発に行われましたが、その詳細は会議録を御参照願います。

五月二十五日、質疑も終了いたしましたので、質疑を打ち切り、討論採決の結果、多数をもつて本法案を可決すべきものと議決した次第であります。

以上をもつて御報告いたします。

三、参議院通商産業委員長報告(五月二十八日)

○中川以良君 只今議題となりました航空機製造法の一部を改正する法律案につきまして、当委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

去る第十三国会に成立をいたしました航空機製造法は、検査に主眼を置いた技術立法であり、航空機及び重要な航空機用機器の製造又は修理の事実については、届出制をとつていたのであります。本改正案は、これを許可制とし、これに関連して事業の承継許可の条件、国に対する適用の規定を追加する等、新たに事業法としての諸規定を整備したものであります。

なお許可制にいたしました理由の主なるものは次の通りであります。その第一は、我が国航空機工業界の实情と航空機需要の現状及びその見通しよりして、無秩序に生産体制が展開をして多数企業の乱立を招来するときは、単に航空機工業の発展を阻害するのみでなく、過剰投資の弊を生み、国民経済の健全なる運行を妨げる懸念が極めて大きいこととございます。更に第二は、戦後八年に亘る空白を持つ我が国航空工業の再建に必要な投下資本は巨額に上るが、民間による自己調達に非常な困難で、何らかの形で国家資金に依存する可能性が強いのであります。かかる国家資金の浪費を極力防止し、合理的且つ計画的に投下することが要請されることは当然であり、このためには先ず許可制によつて企業活動を調整することが必要なのであります。

当委員会における質疑応答の詳細は速記録に譲ることにいたしますが、特に当委員会においては航空機需要の見通し、許可制にした理由、航空機工業に対する政府の育成助長政策について政府との間に活潑なる論議が行われたのであります。

以上、慎重なる審議の末、討論に入りましたところ、豊田委員長より、次のごとき附帯決議が提出され、賛成の意見を表明されたのであります。即ち「航空機製造事業につき許可制を採用したる以上、指導監督に万全の措置を講じ、航空機製造事業の健全なる発展を期することは勿論、下請及び関連産業たる中小企業に支払遅延、手形不渡り等の不祥事を惹起するがごときことなきよう、行政上特に細心の留意を払うこと」であります。

次いで小林、武藤、小松、白川、加藤各委員長より、それら希望条件を付けて賛成の意見が開陳をせられたのであります。なお海野委員長より、反対の意見が開陳せられたのであります。

以上を以て討論を終り、先ず本改正案につきまして採決をいたしましたところ、多数を以て可決、次いで豊田委員長提出の附帯決議につき採決いたしましたところ、これ又多数を以て可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

以上、御報告を申し上げます。

◎警察法

(昭和二九、六、八法一六二)

一、提案理由(二月十九日)

○犬養国務大臣 今回提出いたしました警察法案につきまして、提案の理由並びにその内容の概略を御説明いたします。

現行の警察法は、戦後早々にして占領政策の一環として施行せられたものでありまして、戦前のわが警察制度を根本的に改革して民主警察の理想を高揚した点においては、確かに劃期的な意義を有してはおりますが、何分にも匆忙の間に当時の国際事情を反映しつつ制定せられましたため、わが国情に適しないところが多く、その運用の結果に徴しても非能率にして不経済の欠陥を免れず、しこうしてかかる欠陥を是正するために早晩抜本的な改正の肝要であることは、つとに世人の広く認めているところでありました。すなわち、現在の警察制度は国家地方警察と市町村自治体警察との二本建となつておりますが、町村を管轄する国家地方警察は国家的性格に過ぎず、自治的要素を欠除し、都市を管轄する自治体警察は完全自治に過ぎず、国家的性格に欠けるところがあり、これを要するに都市と町村において性格の異なる警察が存在するという結果になつているのであります。しこうしてこのことは元來国家的性格と地方的性格とを兼ね有すべき近代警察事務の運営にとつて適合せざるものを内蔵している結果となつているのであります。さらに市町村自治体警察

は、治安の対象地域が近時とみに広くなりつつあるにかかわらず、おの／＼の市町村単位において独立しているのであります。この細分化された警察組織のもとにおいては、警察運営の責任もまた多数に分割され、従つてその有機的活動は著しく阻害されているのであります。もちろん従来といえどもこれらの警察相互間においては、あるいは人事の交流によつて意思の疏通をはかり、あるいは援助の協定を行つて連絡調整を密にする等それ／＼努めて参つたのであります。何と申しても制度自体が内蔵する欠陥の前には、運用の妙にも限界がありまして、ために警察単位の分割より生ずる盲点の存在が警察の効率的運営をみずから傷つけて参つた次第であります。かつこの欠陥は国の治安に対する責任の不明確という点にも大きく影響しておりますことは、近年頻発する種々の事件に関連して国民の記憶の新たなところであると存じます。さらに一方、行政改革の見地に立ちますならば、国家地方警察と市町村自治体警察との施設及び人員が互いに重複していることは、国民にとつてはいたずらに複雑、かつ不経済な負担となつているのであります。この面よりするも制度の根本的刷新の要は今や社会の輿論であると申しても過言ではありません。

しかしながら現行制度における叙上の弊を改めるにあたり、警察の民主的な運営、言いかえれば国民の警察運営に対する干渉はこれを依然として保障すべきはもちろんのことであります。この民主的な保障の基盤の上に、治安任務遂行の能率化と責任の明確化との二つの懸案の解決をはかつたものが、今般のこの法律案の骨子とな

つての次第であります。

まずこの法律案の内容について主要な点を申し上げますならば、第一に公安委員会制度を存置したことであります。すなわち、警察の管理と運営の民主的保障を確保するため、中央、地方を通じて公安委員会制度を置き、警察を管理せしめることとしたのであります。すなわち、中央においては、内閣総理大臣の所轄のもとに国家公安委員会を、また地方においては都道府県知事の所轄のもとに都道府県公安委員会を置き、それ／＼国民を代表する委員からなる合議体の機関によつて警察庁、または都道府県警察を管理せしめることとしたし、もつて警察の民主的な管理運営を確保し、かつ警察の政治的中立性を維持することとしたのであります。なおこの際公安委員に広く有無の人材を得るため、その資格の制限を大幅に緩和し、その制限は警察と検察の職業的前歴者のみに限ることとしたしました。

第二には、警察を府県警察に一本化したことであります。すなわち、警察の能率的運営を保持するため、現在の国家地方警察及び市町村自治体警察はともにこれを廃止して、新たに都道府県警察を置くこととしたのであります。この理由については冒頭に詳しく述べましたので省略することといたしますが、ここに一言申し加えたいのは大都市の警察についての処置であります。大都市警察につきましても従来から種々議論の存するところでありましたが、結論において、これを府県と並立させることは、大都市とその周辺地区とを遮断せしめ、このために警察対象としての両地区の一体性を阻害し、

警察運営の有機的活動に著しき障害を来すのみならず、財政的にもきわめて不経済な結果となりますので、これを府県警察に一元化する必要を認められた次第であります。

第三に府県警察の内容であります。すなわち、都道府県警察については、国家的要請に基く最小限の制約を除いて、あとう限りこれに自治体警察としての性格を具備せしめることとしたのであります。

すなわち、都道府県警察の性格は申すまでもなく地方公共団体たる都道府県の機関としての警察であり、言いかえればこれは府県自治体警察でありまして、知事の所轄のもとにある都道府県公安委員会が全面的にこれを管理いたし、その管理のもとに警察本部長が職務を行うのであります。従つてその職員は原則として地方公務員の身分を有するものでありまして、かつ、警察に要する経費については、一定の国家的警察活動に必要な経費を国が支弁するほかは、原則として府県の負担といたすのであります。また都道府県警察の諸般の組織や職員の人事管理その他の行政管理事項は、いずれも都道府県の条例で定めることとしたし、これらの警察行政は都道府県議会における審議を通じて常に住民の公然たる批判の前に置かれ、しこうして住民の批判に制約せられる次第でありまして、この作用によつて自治体警察の特長と美点を具備せしめたのであります。しこうしてこの精神に立脚しまして、都道府県警察は国家的な警察事務に限つて中央の警察庁の指揮監督を受けるものとしたし、その事項は法律に明記して警察の中央集権化の事なきよう十分の配慮をい

たしたのであります。しこうしてこれがため警察本部長とごく少数の警視正以上の首脳職員は国家公務員といたし、これらは警察庁長官が国家公安委員会の意見を聞いて任免することとし、他面、この任免に対して管理者たる都道府県公安委員会は懲戒罷免に関する勸告権を行使し得ることとしたし、もつて両者の権能につき均衡あらしめたものであります。なお、都の警視總監の任免は特にその地位の重要性にかんがみ、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて任命することとし、これに対する懲戒罷免の勸告権の所在は他の道府県の場合と同様にいたしたのであります。

第四には、中央の警察機構のことであります。すなわち、中央の警察管理機関たる国家公安委員会の委員長は国務大臣をもつて充てることとし、国家公安委員会はその管理のもとに警察庁を置いて国の公安にかかる警察運営をつかさどり、警察の教養、通信、鑑識、統計及び装備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行わしめることとしたのであります。さらに、国家公安委員会は、委員長及び五人の委員をもつて組織することとし、委員長は国務大臣をもつてこれに充てることといたしましたが、この委員長は会議に際して表決には加わらず、従つて国家公安委員会が政治的中立性を保つところの合議機関である現在の性格は今般の改正によつてもこれを一貫して堅持せしめているのであります。同時に委員長として新たに国務大臣が加わることにより、政府の治安に対する国家的な考え方が国家公安委員会の中正な判断によつて濾過せられた上警察運営の上に具現されるようにいたしました。かくのごとく

にして政府の治安責任と警察の政治的中立性との調和をはかつたものであります。また警察庁は国家公安委員会の管理のもとに、きわめて特定の国家的な警察事務を所掌し、これに関しては都道府県警察を指揮監督することとしたし、その事務の範囲は上述のごとく最小限の列挙事項のみに限定したのであります。従つて個々の一般犯罪の捜査のごときはこれを中央の権限より除去いたしましたのであります。なお、警察庁長官は政府の治安責任を明確にするため、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて、任免することとしたしましたが、他面これに対しては国家公安委員会が、長官の懲戒罷免に関する勸告権を行使し得ることは、道府県公安委員会の権限の場合と同様であります。

なお、この改正が実施せられます場合は、機構の簡素化により警察職員の数において三万人、経費において約九十億円を減少し得る予定であります。またこの改正の実施に伴い国家地方警察職員も市町村自治体警察職員とともにその身分に変更を生ずる結果となりますが、この場合も努めて新機構への受入れの円滑を期するため、職員の身分を保障するとともに俸給の減額となるものについては、その差額について調整の措置を講じ、かつ、恩給、退職手当については従来に在職年数はすべて通算することとしたし、これら誠実な職員的生活に不安を与えざるよう万全の配慮を払っております。しこうして従来に国家地方警察と自治体警察とがその用に供しておりました財産の移転につきましても、制度の切りかえに伴い支障を来す

ことのないよう、すべて国と都道府県、市町村との当事者相互間の協議により譲渡を行うものとし、特別の事情のあるものについては債務を承継しまたはこれを有償とする等の措置を講じ得ることとした。なお、本法案が幸いにして成立いたしました上は、これを来る七月一日に施行する所存であります。

以上本法案提出の理由及びその内容の概略を申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に今般提案いたしました警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の理由を申し上げます。

本法律案提案の理由は、今般提案いたしました警察法案と関連いたしまして、関係法令の規定を整理し、これに伴い所要の経過措置を定める必要があるためであります。

この整理の方針といたしましては、関係法令中の関係事項について、警察法案の規定上当然に整理改正を要するものを改めることといたしました。経過措置につきましては、警察法案の規定及び本法律案による整理に対応して必要な規定を設けることといたしました次第であります。

何とぞ御審議のほどをお願い申し上げます。

○斎藤(昇)政府委員 警察法案の内容につきまして、その条文の順序に従つて御説明をいたしたいと存じます。

この法律案は、七章七十八箇条の本文及び附則二十八項から成つております。

限についてはこの任務を遂行するに必要な範囲に限定することとしてこれを法律で明定し、その事務について警察庁を管理することとしております。委員の服務等につきましては、おおむね従前の通りとするほか、新たに委員会の会議についての規定を設けましたが、国務大臣たる委員長は、表決権を有することなく、可否同数の場合にのみ採決権を有することといたしました。なお国家公安委員会には法令の委任に基づく規則制定権を認めることといたしました。

第三章は、警察庁に関する事項を規定いたしております。警察庁は国家公安委員会の管理のもとに法定の権限を所掌する機関として置き、その長官の任免は内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて行うこととなっております。長官は、国家公安委員会の管理に服して職務を行うものとするほか、国家公安委員会は内閣総理大臣に対しその懲戒罷免に関し必要な勧告をなし得ることとして不当な職務執行の余地をなからしめております。長官は、警察庁の庁務を統括するほか、その所掌事務について都道府県警察を指揮監督することといたしまして、国の治安に関する中央の責任を明確にしているのであります。警察庁に次長一人を置くほか、その内政部として、従来の総務部を改め長官官房とし、ほかに従来と同じ警務部、刑事部、警備部、通信部の四部を置くことといたしております。また附属機関としては警察大学校、科学捜査研究所及び皇宮警察本部を置くこととしておりますが、これらはいずれも現在あるものをそのまま明文化したものであります。地方機関としては、現在の警察管区本部にかわる管区警察局を置くこととしたので

第一章は総則といたしまして、この法律の目的、警察の責務及び警察職員の服務の宣誓の内容について規定しております。すなわち、この法律の目的とは民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障しつつかつ能率的にその任務を遂行するに足る警察組織を定めることとあります。次に警察の責務につきましては、現行の趣旨通り個人の生命身体及び財産の保護と犯罪の予防、鎮圧及び捜査等公共の安全と秩序の維持をもつてその範囲とし、あわせてその権限の濫用を戒める旨を規定するとともに、新たに不偏不党かつ公平中正を旨として責務を遂行すべきことを加え、警察のあるべき姿をさらに明らかにしたのであります。なお、この法律により警察の職務を行う者については、特に服務の宣誓の内容を定めて警察の責務遂行の公正を期したのであります。

第二章は、国家公安委員会に関する事項を規定いたしております。国家公安委員会は、国の中央警察管理機関として内閣総理大臣の所轄のもとにこれを置き、現行通り両議院の同意を得て任命される五人の委員のほかに、新たに国務大臣をもつて充てる委員長を加えて組織することといたしました。五人の委員の任命方法や任期、政党に関する制限や身分保障についてはまづたく現行通りでありましたが、広く適任者を求め得るようその資格制限を緩和し、その制限は警察と検察の職業的な前歴に限ることといたしました。国家公安委員会は国の公安にかかる警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察装備に関する事項を統轄し、警察行政に関する調整をはかることを任務とするものであり、その権限はありますが、北海道は北海道警察となり、管区警察局を設けず、ただ通信事務を所掌する道地方警察通信部を置くのみとし、その他は高等検察庁等他の治安関係機関との連絡を密にするため従来の五管区の管轄区域を七管区に変更し、新たに名古屋、高松にこれを置くことといたしました。しかして反面その機構を簡素化することとし、現在の五部制から三部制に縮小いたしました。管区警察局の分掌する事務は警察庁の所掌事務のうちに必要な範囲の事務に限定してありますが、その分掌する事務についてはのみ府県警察を指揮監督することができるのであります。なお管区警察局に管区警察学校が附置されることは現在通りであります。次は警察庁の職員の規定で、警察庁の所要の職員のうち長官は警察官とするほか、次長、官房長、通信部長を除く部長、その他政令で定める職は警察官をもつて、皇居警察本部長は皇宮護衛官をもつて充てることを規定したのであります。

第四章は、都道府県警察に関する事項を規定しております。第一節は、総則といたしまして都道府県警察の設置及び責務並びに経費について規定しております。すなわち、現行制度の都道府県国家地方警察及び市町村自治体警察はともにこれを廃止して、新たに都道府県に都道府県警察を置き、この都道府県警察が都道府県の区域について警察全般の責に任ずることとしたのであります。都道府県警察に要する経費につきましては、原則として都道府県で負担するのであり、そのうち警察教養、通信、鑑識、警備装備に要する経費、警備警察や特殊の犯罪捜査に要する経費、国家公務員たる警

視正以上の階級にある警察官の給与費等都道府県に負担させることが不適当と考えられる経費については政令の定める範囲で国が支弁することとする。そのほかの都道府県の負担する経費についても国が政令で定めるところによつてその一部を補助することとした。

第二節は、都道府県公安委員会について規定しております。都道府県公安委員会は、現行通り知事の所轄のもとにおの／＼その都道府県議会の同意を得て任命せられる三人の委員から成り、都道府県民を代表して都道府県警察を管理するのでありますが、その権限は従来のごとく運営管理に局限せず行政管理をも含め都道府県警察を全面的に管理するものとした。都道府県公安委員会の委員の任命方法や任期その他身分保障や服務については現行通りであります。また法令または条例の委任に基き公安委員会規則の制定権を認めることにいたしました。なお、北海道についてはその地域的特殊性にかんがみ五以内の方面ごとに方面本部を管理する方面公安委員会を置くこととした。

第三節は、都道府県警察の組織について規定しております。都道府県警察は、道府県には道府県警察本部を置き、その内部組織は政令で定める基準に従つて条例で定めるところとしております。都警察には警視總監を、道府県警察に警察本部長を置き、警視總監は内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて任免することとし、警察本部長は、長官が国家公安委員会の意見を聞いて任免することと

す。まず、都道府県警察は、相互に協力する義務があるものと規定し、具体的には警察相互間の援助及び管轄区域外の権限行使について規定して警察相互間の協力態勢を強化し、警察事務の能率的運営を確保することとしたのであります。

以上これを要するに都道府県警察は、地方公共団体たる都道府県の機関として置かれた自治体警察ではありませんが、これに国家的性格を有する警察事務を担当するにもふさわしい特長をも具備せしめ、これによつて国家的な要請と地方自治との調和のとれた組織とすることとしたのであります。

第五章は、警察職員に関する事項について規定しております。警察官の階級は長官を除き、警視總監以下九階級といたしました。次に警察官の職務を一般的に規定し、警察官の職権行使の区域についての規定をいたしました。警察官は元來その所属の都道府県警察の管轄区域内で職権を行使すべきことを原則としますが、さきに述べました援助派遣の場合及び管轄区域外の権限行使の場合のほか、例外として現行犯人の逮捕に関する場合及び移動警察の場合についてそれ／＼管轄区域外においても職権を行使し得るよう定めておいてあります。また警察職務の遂行上必要な小型武器の所持、被服の支給、装備品の貸与その他警察職員の礼式、服制、表彰についてもこの際それ／＼法律に規定をいたし、また皇宮護衛官について所要の規定を準用いたしました。

第六章は、緊急事態の特別措置に関して規定いたしております。緊急事態の規定は、現行法の国家非常事態の規定と同様主として

いたしました。警視總監及び警察本部長は都道府県公安委員会の管理に服して職務を行うものとするほか、都道府県公安委員会はそれぞれ内閣総理大臣または長官に対し警視總監または警察本部長の懲戒罷免に關し必要な勧告をなし得ることとしたのであります。また北海道には道警察本部の下にその区域をわかつて五以内の方面本部を置き、方面本部長の身分等は、警察本部長に準ずることとした。なお警視庁及び道府県警察本部並びに方面本部にはそれぞれ警察学校を付置せしめるほか、警察署の名称、位置及び管轄区域は政令の基準に従つて条例で定めるところとなつております。都道府県警察の職員については国家的性格を有する警察事務の円滑な遂行をはかるため少数の警視正以上の警察官は国家公務員とし、その任命は長官が国家公安委員会の意見を聞いて行い、それ以外の大部分の警察職員はすべて地方公務員とし、その任免は警視總監または警察本部長が都道府県公安委員会の意見を聞いて行うこととした。また、いづれについても都道府県公安委員会は懲戒罷免の勧告権を有するのであります。なお地方公務員たる大部分の警察職員は地方公務員法の適用を受けることはもちろんであります。警察の職務の特質上任用、勤務条件、服務等に関しては国家公務員の例を基準として条例その他で定めるものとしたのであります。これら都道府県警察の職員については、国家公務員については政令で、その他の警察官については政令で定める基準に従い条例で定めることとした。

第四節は、都道府県警察相互間の関係について規定しております。

警察組織の非常の指揮体制を特例として定めたものであります。現行法の国家非常事態の名称はその内容から見て適切を欠くものがあり、かた／＼保安庁の非常事態の規定との均衡上からも誤解を生じやすい点もありますので、名称を緊急事態と改め、大規模な災害または騒乱その他の緊急事態に際し治安維持のため特に必要がある場合において内閣総理大臣が現行通りの方法によつて布告を発し得ることとした。次にその布告の効果についてはおおむね現行の通りであります。機構の改革に伴い一層内閣総理大臣の統制の内容を明確化し、その限界と指揮系統を明らかにするとともに、布告に対する国会の承認の手續についても保安庁の非常事態の場合における措置との均衡をはかつたのであります。

第七章は雑則として、警察官と檢察官との關係が刑事訴訟法の定めによるべきことのほか、恩給の国有財産等の無償使用等について規定いたしております。このうち特に恩給につきましては、今後都道府県の地方警察職員について恩給法の規定の準用を認めることとし、また今後相互の異動に際しても恩給については勤続期間を通算し人事交流を円滑ならしめる道を開きました。

附則は、この法律の施行について必要な事項を定めておいてあります。まずこの法律の施行期日は七月一日といたしております。もとより法律の公布後ではできるだけ早期に施行することが望ましいのであります。都道府県における予算措置その他政令条例の制定等の準備期間も考慮に入れて七月一日としたのであります。次にこの法律の施行のため必要な公安委員の選任手續その他の準備

行為は法律施行前にできることとしたしました。なおこの法律の施行に伴い現在の国家公安委員会、都道府県公安委員会は廃止されることとなりますが、第四項から第八項までは国家公安委員会と都道府県公安委員会の最初の委員の任命について主としてその任期を規定しております。第九項及び第十項は警察職員の身分の引継ぎについての経過規定であり、この場合現在の警察職員の身分は新しい機構に当然引継がれることとして、現在の警察職員の身分を保障いたしました。第十一項から第十四項までは、警察用財産処理の経過規定で、現在の国家地方警察及び自治体警察の廃止に伴いこれらの警察の用に供されていた財産を新たにできる警察庁または都道府県警察の用に供するために財産の処理の方途を講ずる必要がありますので、これらの処理が円滑に行われるよう、警察用財産の譲渡または使用は、国と都道府県と市町村の間における相互の協議によつて行うこととしたしました。しかしこれら譲渡または使用は無償を原則とはしますが、当該財産に伴う負債がある場合その他特別の事情がある場合は債務の承継または有償とする等の措置を講じ得ることとしたのであります。第十五項は給与に関する経過規定で現在の警察職員が都道府県警察の地方職員となつた場合において、もし俸給額が減額となつた場合においても、その差額の調整のため、政令の基準に従い条例によつて手当を支給することとしたのであります。第十六項から第十九項までは、休職、特別待命、懲戒処分、不利益処分、公務災害補償についての経過規定であり、第二十項から第二十七項までは退職手当、恩給及び共済組合に関する経過規定

であり、退職手当、恩給については、いずれも制度の切りかえを円滑にするためこの法律の施行に伴う職員の身分の変動にもかかわらず従前の在職期間を通算する等の措置を講ずるようにいたし、これらの規定を通じ制度の切りかえにあつて職員が得る限り不利益を受けることがないように配慮をいたした次第であります。

以上本法律案の主要な点につきまして、その概略を御説明申し上げた次第であります。

○齋藤(昇)政府委員 次に警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の内容について、その概要を申し上げます。

まず、第一条においては、警察法の施行に伴い、当然不要となります都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律、市の警察維持の特例に関する法律及び町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律の廃止を規定しました。第二条以下においては、警察法の施行に伴つて当然改正を要する関係法令をその制定順に掲げ、必要な整理改正を加えております。

第二条及び第三条では、民事訴訟法及び関税法中の「警察吏員」の語を整理いたしました。

第四条では、遺失物法第十五条中の、交付を受ける者のない物件を、都道府県警察の設置に伴い、当該都道府県に帰属させるのが当然と存じ「国又は」を削りました。

第五条から第八条までは、国税犯則取締法、狩猟法、公益質屋法及び死産の届出に関する規程の改正で、「警察吏員」の語を整理いた

しました。

第九条では、裁判所法中の警察官の派出要求について、第十条では、道路交通取締法中の公安委員会その他について警察法の施行に伴つて必要と認められる整理をするため、条文に所要の改正を加えました。

第十一条から第十三条までは、最高裁判所裁判官国民審査法、消防組織法及び海上保安庁法についての改正で、当然必要な整理を行いました。

第十四条では、国家公務員共済組合法中従前の国家地方警察の職員等で一単位を組織しております組合の構成員がかわりますこと等の整理上の改正であります。

第十五条では、風俗営業取締法中当然必要な読みかえ上の改正と手数料の規定を補つたものであります。

第十六条では、刑事訴訟法の規定中当然必要な読みかえ上の改正を行いました。

第十七条では、警察官等職務執行法を警察官職務執行法に改め、その他警察法の施行に伴い当然必要な改正を加えました。

第十八条から第三十五条までの、へい、猥亵処理場等に関する法律、検察審査会法、少年法、少年院法、消防法、郵政省設置法、古物営業法、たばこ専売法、総理府設置法、犯罪者予防更生法、大蔵省設置法、水防法、警察用電話等の処理に関する法律、漁業法、公職選挙法、精神衛生法、火薬類取締法、質屋営業法の改正は、いずれも公安委員会、警察吏員等に関する必要な整理のための改正であります。

第三十六条の地方公務員法の改正は、任命権者が変更されましたのの規定の整理であります。

第三十七条から第四十三条までの銃砲刀剣類所持取締令、農業委員会法、高圧ガス取締法、出入国管理令、平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律、外国人登録法の破壊活動防止法の改正は、いずれも、警察庁、都道府県警察の設置のため、または警察吏員に関する規定の整理のための改正であります。

第四十四条の警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律の改正は、題名を変更にあわせて必要な整理を行ったものであります。

第四十五条から第五十二条までの法廷等の秩序維持に関する法律、麻薬取締法、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律、逃亡犯罪人引渡法、有線電気通信法、公衆電気通信法、武器等製造法、町村合併促進法の改正は、警察庁、都道府県警察の設置に伴い必要な改正その他用語上当然必要な整理であります。

第五十三条の交通事件即決裁判手続法の改正は、今国会に提案の同法案の附則において道路交通取締法の一部改正を行うこととしておりますので、この改正条文中用語の整理を行つたのであります。

次に附則であります。第一項では、この法律は、警察法の施行の日から、但し、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から施行することとし、第二項では、この法律の施行の際、都道府県公安委員会、市町村公安委員会または特別区公安委員会が行いました許可、免許等の処分現に効力を有しますものを、引續いて改正後の相当規定による有効な処分とするために必要な経過規定を設け、第三項では、同じくこれらの公安委員会に対してな

された許可、免許等の処分を改正後の相当規定によりなされたものとするために必要な経過規定を設けました。第四項では、道路交通取締法第二十六條第一項に基く道路における禁止行為に関する都道府県知事の定の効力について必要な経過規定を設けました。第五項及び第六項では、改正前の警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律に基き、この法律の施行前から引続いて行われている給付については、なお従前の例によるものとする事、及びこの法律の施行前に給付原因が発生し、この法律の施行の日以後において実施することとなるものについては、従前の負担区分により国、都または市町村が行うものとする事について必要な経過規定を設けました。

以上、この法律案につきまして概要を御説明申し上げました次第であります。

二、衆議院地方行政委員長報告(五月十五日)

○中井一夫君 たいま議題となりました警察関係二法案を一括し、これについて地方行政委員会における審議の経過及び結果の概要を申し上げます。

すでに御承知のごとく、この二法案は特に重要法案たるのゆえをもちまして、委員会付託に先だつて、去る二月十六日本会議に上程、政府より提案理由の説明があり、質疑応答もなされておりますので、法案の内容を再び詳述することは省略をいたします。

これを要するに、警察法案は、警察の管理と運営の民主的保障を

すなわち、警察法案に対しては、第一点、任免関係については、警察庁長官の任免は国家公安委員会が総理大臣の承認を得て行うことに改め、警視總監の任免は国家公安委員会が都公安委員会の同意と総理大臣の承認を得て行うことに改め、道府県の本部長及び五大市の警察部長その他警視正以上の者の任命は国家公安委員会が都道府県公安委員会の同意を得て行うことに改め、第二点、五大市を有する府県の特例としては、府県公安委員会の委員の数を五人とし、そのうち二人は市長が市議会の同意を得て推薦する者につき知事が任命することに改め、当該市の区域内における府県警察本部の事務を分掌させるため市警察部を置くこととし、市警察部長は市警察部の事務を統括し、府県警察本部長の命を受け、所属職員を指揮監督するものとするよう改め、第三点、都の特例としては、都の公安委員は五人とすることに改め、第四点、公安委員の資格要件に関しては、国家公安委員会、都道府県公安委員会、方面公安委員会ともに、委員に任命前五年間に警察または検察の前歴を有しない者とする事に改め、第五点、市警察の設置に伴う特例を設け、この法律施行後一年間は五大市に市警察を置き、市警察は当該市の区域につき第二條の責務に任じ、市警察については、当該市をもつて一つの県とみなし、その市所在の府県以外の県の県警察に関する規定を適用することとする等、以上であります。

なお、警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案に対しましては、前述の警察法の修正に伴い必要となる法文の整理を行うこととあります。

確保するとともに、わが国情に即した警察組織を確立し、もつて治安の確保とその責任の明確化をはかる必要ありとし、政府において現行警察法の全文を改め、これにかわるに新たな警察制度を樹立せんとするものであります。他の一案は、この新しい警察法の施行に伴つて必要となる関係法令の規定の整備及び所要の経過措置を定めんとするものであります。

本委員会といたしましては、これら二法案の意義の重大なるにかんがみ、これが取扱いは格段の考慮を払うたのであります。すなわち、二月十六日この両法案が本委員会に付託されたから、犬養国務大臣より提案理由の説明を聴取し、爾来連日委員会を開き、その間、公聴会、秘密会のほか、人事委員会及び法務委員会との連合審査会を催すなど慎重審議いたしました。しかも途中政府にあつては警察担当の国務大臣の交代があり、また三月下旬には、その急速なる成立を要望された地方税財政関係諸法案審議のため、一時本案の審議を差控えざるを得なかつたような事情もありまして、審議の経過は幾多の紆余曲折を経、またその内容はさらに複雑多岐をきわめたのであります。その論議の詳細につきましては一切これを会議録に譲ります。

かくて、本案は委員会付託以来月をけみすること四箇月、委員会を開くこと実に三十三回、遂に昨五月十四日深夜に至りまして質疑を終了いたしました。その際に、日本自由党松永東君外十五名より、自由党、改進黨、日本自由党、三党共同提案にかかる修正案が提出されました。その要綱は次のこととあります。

かくて、提案者を代表して自由党西村直己君より修正理由の説明があり、これに対する質疑を行つた後、引続き本十五日二法案の修正案及び原案を一括討論に付したところ、委員灘尾弘吉君は自由党を、委員藤田義光君は改進黨を、委員松永東君は日本自由党をそれ／＼代表して、いずれも両案に対する各修正案及び修正部分を除く各原案に対して賛成の意を述べられ、委員北山愛郎君は日本社会党を、委員中井徳次郎君は日本社会党をそれ／＼代表して、いずれも原案及び修正案に対して反対の意を表されました。

次いで採決に入り、まず警察法案に対する修正案は賛成多数をもつて可決され、その修正部分を除く原案もまた賛成多数をもつて可決されました。次に、警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案に対する採決に入りましたが、本案に対する修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもつて可決せられました。よつて、議題となりました警察関係二法案は、本日午前一時十五分をもつて、いずれも修正議決すべきものと決定せられた次第であります。

右御報告申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告(六月七日)

○堀末治君 只今議題となりました警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案について、地方行政委員会における審査の経過の概況を御報告いたします。

警察法案の提案理由は、現在の警察制度は、国家地方警察と市町

村自治体警察の二本建であり、又警察単位が細分化され、警察運営の責任が分割されているため、警察の効率的運営が損われ、又国警自警の施設及び人員が互いに重複しているため、国民にとつて複雑且つ不経済な負担となつてゐる等の弊を生じてゐる。併しこれらの欠陥を是正するに当つては、警察の民主的な運営、換言すれば国民の警察運営に対する関与は、依然としてこれを保障しつつ、この民主的な保障の基盤の上に、治安任務遂行の能率化と責任の明確化を図つたのであるとあります。

その内容の主要点は、第一に、公安委員会制度を中央地方共に存置したこと、即ち、警察の管理と運営の民主的保障を確保するため、中央、地方を通じて公安委員会制度を置き、警察を管理せしめることとしたのであります。

第二に、警察を府県警察に一本化したこと、即ち、現在の国警、自警は共にこれを廃止して、新たに都道府県警察を置くこととしたのであります。なお、大都市の警察については、これを府県と併立させることは、大都市とその周辺地域とを遮断し、警察対象としての両地区の一体性を阻害し、財政的にも極めて不経済な結果を来たすという理由で、府県警察に一元化することにいたしましたのであります。

第三は、府県警察の内容であります。即ち、都道府県警察については、国家的要請に基く最小限の制約を除いて、これに自治体警察としての性格を具備せしめることとしたのであります。

第四には、中央の警察機構のことです。即ち、中央の警察

管理機関たる国家公安委員会の委員長は、国務大臣を以て充てることとし、国家公安委員会は、その管理の下に警察庁を置いて、国の公安にかかる警察運営を掌り、警察の教養、通信、鑑識、統計及び装備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行はしめることとしたのであります。

以上が警察法案の主要点であります。政府はこれによつて三万人の減員と約八十九億円の節約ができると説明いたしておるのであります。

先ず修正の第一点としては、任免権の点であります。即ち、一、警察庁長官の任免は、これを国家公安委員会が内閣総理大臣の承認を得て行うこととし、二、警視總監の任免は、国家公安委員会が、都公安委員会の同意を得、内閣総理大臣の承認を得て行うこととし、三、警察本部長及びその他の都道府県の警視正以上の警察官の任免は、国家公安委員会が都道府県公安委員会の同意を得て行うことに改めることとしたのであります。即ち、これらの点は、いずれも内閣総理大臣又は警察庁長官が任免権を持ち、国家公安委員会の意見を聞くこととしてあります。政府案を、国家公安委員会に任免権を持たせ、その場合に内閣総理大臣の承認を得ること、或いは都道府県公安委員会の同意を得て行はしめることにしようとするものであります。而してその理由としては、民主的な保障の基盤の上に、

治安任務遂行の能率化と責任の明確化を図る趣旨から見て、任命権をいづれに属せしめるかは、政府においても慎重に考慮されたことと思われるのであります。が、今回の制度の上では、あえて任命権を内閣総理大臣又は警察庁長官に属せしめずとも、その趣旨は達成できるでございましょうし、又人事権の掌握によつて徒らに無用の誤解を招くがごときことは適當ではないといふのであります。

次に修正の第二点につきましては、大都市の警察問題に関する点であります。この点につきましては、大都市、即ち五大市を有する府県につきまして特例を加え、一、五大府県の公安委員の数を五人とし、そのうち二人は五大市の市長が市議会の同意を得て推薦する者について知事が任命することとし、二、五大市の区域内における府県警察本部の事務を分掌させるため、市警察部を置き、市警察本部長は市警察部の事務を統轄し、府県警察本部長の命を受け、所属職員を指揮監督するものとしたのであります。その理由としては、府県警察に一元化してゐるのであります。これについては従来の経験に鑑み、警察運営の有機的活動の障害を除去し、警察活動の一体性を保とうという趣旨にある点は了解できるのであります。が、五大市の区域内の警察事務には特殊性もあることであり、従つてこれらの市住民の意思を府県警察に反映させるためには、五大府県の公安委員の数を二人増加し、市より推薦したる者に加え、又これらの市部内の事務処理のため、市警察部を置くことによつて、市の実情にも適応した警察運営を図るのが適當であらうといふのであ

ります。而して五大市の警察を今直ちに本法施行と同時に府県に一元化するには、準備その他の都合もありますので、その時期を一か年間延期し、その間は、府県警察と同様の性格の市の警察として措置することとしたのであります。従つてこの一か年は、五大府県の公安委員を五名とする例外規定も停止するものであります。

第三点は、都の公安委員会は五人の委員を以て組織するものと修正したのであります。これは東京都が我が国の首都であり、人口は全国の約一割を占め、警察事務も極めて多く、国家的利害関係も複雑でありますので、公安委員を五人とすることが警察の処理の上にも、又民主的保障の上にも適當と考えたからとのことです。

第四点としては、公安委員の資格要件を緩和し、これを任命前五一年間に警察又は検察の前歴を有しない者と改めたこととあります。政府案におきましては、従前の制限を大幅に緩和いたしてはおりませんが、なお警察又は検察の前歴のある者を欠格要件としておきますことは、その趣旨とするところは、一応了解できますが、少しでも専門の経験を有する者を一切且つ無期限に制限いたしますことは、余りにも嚴格に過ぎると思われまので、これを五年前の前歴者までに緩和したものであるといふのであります。

次に、警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案は、警察法案と関連して関係法令の規定を整理し、これに伴い、所要の経過措置を定めるものであります。これに対しても、衆議院において若干の修正が加えられましたが、その修正は、警察法案の修正と対応して、当然必要な条文の引用上の整理であります。

地方行政委員会におきましては、五月十七日、右両法案に関し、小坂国務大臣より提案理由の説明、衆議院議員西村直己君より修正理由の説明を聞き、同じく二十日、二十一日の両日には公聴会を開き、全国知事会代表愛知県知事桑原幹根君をはじめ、各団体の代表者、学識経験者等十四人の公述人より意見を聞いた後、各委員との間に質疑応答を重ねました。

五月二十五日より実質的審査の段階に入り、先ず総括質問より始めて、逐条審議に至るまで、二十五日、二十六日、二十八日、二十九日、六月一日、二日、三日と連日に亘り、慎重なる審議を続けたのであります。而してその間吉田内閣総理大臣、緒方副総理を初め、関係諸大臣の出席を求め、委員各位との間に質疑応答が繰返されたのであります。二十七日には、地方行政・内閣・人事・法務の連合委員会を開きました。二十八日には、警視總監田中榮一君ほか四名の参考人より、主として、一、自治体警察側より見た警察法案、二、首都警察の特異性、三、警察におけるいわゆる特高教育等の問題について供述を聴取いたしました。同日午後には、本法案の重要性に鑑み、特に吉田内閣総理大臣の出席を求め、各委員との間に熱心なる質疑応答が行われました。以上の審議に当つて、各委員と政府側との間に行われました質疑応答は、いずれも法案内容の重要性に対応して、各般の事項に亘り、頗る広汎な範囲に及ぶものでありますので、その詳細につきましては、速記録について御覧願うことといたし、ここにはその焦点とも見られる主なる問題点の大体を御報告申し上げるにとどめたいと存じます。

先ず第一は、警察法の基本理念に関する問題であります。即ち、「現行警察法には、前文があつて、警察法制定の基本理念を明らかにし、その中で地方自治の真義を推進する観点から、又人間の尊厳を最高度に確保し、更に国民に属する民主的権威の組織を確立する目的を以て」というような点が強調されているが、これらの地方分権、人間の尊厳性、主権在民等、日本国憲法の基本精神は、今回の警察法案のどこにどのように取入れられているか、今回前文を削除したのは、現行警察法の民主的建前と地方自治の趣旨を没却し、能率化、経費節約の名の下に、中央集権的国家警察を打立てんとする政府の意図の現われではないか」との質問に対しては、緒方副総理、小坂国務大臣その他政府側より、「前文を削つたのは、法律形式の上から、前文は削るほうがよいと考えた以外に他意はない。法案第一条に掲げたこの法律の目的は、現行法の翻訳的口調を日本人的感觉による文句、条文として書き改めたまでであつて、別段趣旨を変更したわけではない。即ち法案第一条中に「民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障し」云々と規定しているのは、憲法に謳われた地方分権、主権在民の精神を含めたものであり、又人間の尊厳を最高度に確保することを意味するものであつて、いずれも憲法の根底に流れる民主的理念に帰するのであるから、警察法に改めて詳しく強調するまでもないと考える。民主警察の基本線は飽くまで堅持する方針は何ら変つていない」旨の答弁がありました。

第二に、「法案によれば、国家公安委員会は委員長及び五人の委員から成り、委員長は国務大臣を以て充てる、委員は、不偏不党公の庶務をすべくするだけであつて、委員会に不当の圧力を加える余地はない。又委員会を代表するというのは、委員会で決定せられたことを外部に向つて代表するだけであつて、委員長として委員会の意思に基かないで外部に行動することはできない」との答弁がありました。

第三は、「府県警察の性格について、政府は提案理由の説明の中で、府県自治体警察であると述べているが、その幹部は、これを国家公務員とし、その人事を中央で握り、これに対して府県警察の最高管理責任者たる府県公安委員会に殆んど発言権を与えていない。かように基本的地方公共団体たる市町村の自治体警察を一律に廃止し、能率化と称して、府県警察一本化を企て、人事を通じて全国の警察を中央の強い統制の下に置こうとする今回の警察法案のどこに、府県警察を自治体警察なりと説明できる根拠があるか」との質問に対しては、「府県警察は、知事が府県議会の同意を得て任命する府県公安委員会が全面的に管理し、その経費も原則として府県が負担し、若干の幹部を除いては、全部地方公務員であり、府県警察の内部組織や人事管理は、法律によるもののはかは、全部地方の条例で定めるものであるから、実質上これが府県自治体警察であることは疑いない。ただ警察事務は、国と地方の利害に関するものであるので、その特殊性に鑑み、最小限度において必要な国家的要請を国に留保したに過ぎないものである」旨の答弁がありました。

第四は、「法案第七十四条に「内閣総理大臣は、第七十一条の規定

平中正に職務を遂行すべき旨の宣誓を行うこととなつており、又委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならないとある。国家公安委員会の委員長に、政党内閣の国務大臣を以て充てることになれば、国家公安委員会の中立性は損なわれ、選挙干渉、人事介入等によつて、全警察は政府の意のままに動くようになり、その政治偏向によつて、恐るべき弊害をもたらす虞はないか。最近検察庁法第十四条による法務大臣の指揮権発動の例もあり、危惧の念に堪えない」との質問に対しては、緒方、小坂両大臣より、「国の治安責任を明確にするために、国務大臣を国家公安委員長に充てることにした。併し委員長は、委員ではなく、表決権を有せず、採決権を有するだけであり、委員会は、委員長及び五人の奇数の委員によつて構成されるのみならず、委員は、国会の同意を得て任命され、五カ年の任期が保障されて、政治から全く中立性を保ち得ることになつていたので、チェック・アンド・バランスの作用が働き、国務大臣たる委員長が、不当なインフルエンスを及ぼして、国家公安委員会の政治的中立性を害する虞はない。即ち今回の制度は、政党内閣の下における治安責任の明確化と、警察の政治的中立維持の二つの要件の調和を図つた苦心の結果である」旨の答弁がありました。

なお、「委員長は会務を総理し、委員会を代表するとあるが、これについて不当に政治的に委員会を左右し、又は委員長個人として独断専行し得る余地はないか」との質問に対し、「委員長が会務を総理するというのは、委員会を招集し、これを主宰するほか、委員会

警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

により、緊急事態の布告を発した場合には、これを発した日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。但し、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてすみやかにその承認を求めなければならない」とあるが、この但書の衆議院が解散されている場合には、憲法第五十四条に従い参議院の緊急集会を求めて、その承認を求めるときではないか。これは政府の参議院軽視の現れではないか」との質問に対しては、小坂国務大臣より、「この国会承認は、政府の布告に対する責任の解除を本旨とするものであるから、多少遅れることはあつても、完全に成立した国会両院の承認を得ることが必要且つ適当と考へたのであつて、参議院軽視の念は毛頭ない」との答弁がありました。

第五に、「現在自治体警察と国家地方警察の職員間に相当大きな給与の差があり、府県警察となつた場合、本俸が相当引下げられる結果となり、この場合その差額は手当として支給せられることとなつてゐるが、これは恩給の基礎には計算せられていない。従つて自治体警察の諸君の中には、恩給上非常な損を招く結果となるが、政府はこれに対して何らかの対策を考慮する必要があるか」との質問に対し、「政府は、成るべく近い機会に、この趣旨の実現を図る手段を講ずるよう努力をいたしたい」との答弁がありました。

第六は、「内閣総理大臣への権力集中が、本法案によつてますます助長されないか」との質問に対しては、吉田内閣総理大臣より、「権限が内閣総理大臣に集中されるというが、民主政治の下に

おいては内閣総理大臣の権限は、それ／＼民主的機関を通じて行われるので、独裁になる虞れはない」との答弁がありました。以上が質疑応答の内容の主なるものであります。かくして本法案審議の最終段階に入り、多数委員の意見に反して、たび／＼且つ長時間の休憩が行われ、又はそのまま流会となり、遂に討論採決に入ることができなかつたことは、誠に遺憾に堪えない次第であります。

以上、御報告申し上げます。

警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律 (昭和二九、六、八法一六三)

一、提案理由(二月十九日)

(警察法(昭二九一法一六二)の提案理由を一括して掲載)

二、衆議院地方行政委員長報告(五月十五日)

(警察法(昭二九一法一六二)の委員長報告を一括して掲載)

三、参議院地方行政委員長報告(六月七日)

(警察法(昭二九一法一六二)の委員長報告を一括して掲載)

防衛庁設置法 (昭和二九、六、九法一六四)

一、提案理由(三月十六日)

○木村国務大臣 今回提出いたしました防衛庁設置法案及び自衛隊法案につきまして提案の理由並びにその内容の概略を御説明いたします。

御承知のごとく、保安庁は、昭和二十七年八月、当時の警察予備隊及び海上警備隊を統合して創設したものでありまして、わが国の平和と秩序を維持し、人命財産を保護するため特別の必要がある場合において行動することを任務としたものであります。保安庁は、創設以来一年有七箇月、保安庁法の規定するところに従つて、その任務を遂行するため着々諸般の整備をはかり、必要な訓練を行つて今日に至つております。

しかるところ、今般政府におきましては、現在の国際及び国内の諸情勢にかんがみ、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、この際さらに自衛力を増強することを適当と認めるに至りました。よつて今回保安隊及び警備隊を陸上自衛隊、海上自衛隊に改め、自衛官等の定員を増加するとともに、新たに航空自衛隊を設けることとしたし、かつ、その任務として、外部からの侵略に対するわが国の防衛を明確に規定する等の目的をもつて保安庁法を改正して防衛庁設置法及び自衛隊法を制定せんとするに至つた次第であります。次に両法案の内容の概略について述べます。

防衛庁設置法

まず防衛庁設置法案について御説明いたします。

防衛庁は、総理府の外局として設置するものでありまして、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を管理し、運営し、これに関する事務を行うことを任務とするものであります。

防衛庁の長は、従前の通り国務大臣をもつて充てるものであります。が、今回内部部局に新たに教育局を加えますとともに、防衛庁の所掌事務に関する基本的方針の策定について長官を補佐する参事官の制度を設けることとしたし、他面従前ありました内部部局の課長以上の職に対する制服職員の経歴者の任用制限は、これを設けないこととしたしました。次に幕僚監部につきましては、航空自衛隊の新設に伴い、従前の第一幕僚監部、第二幕僚監部に相当する陸上幕僚監部、海上幕僚監部のほか、航空自衛隊についての長官の幕僚機関として、新たに航空幕僚監部を設けることとしたしました。また自衛隊の増強に伴い、陸上、海上、航空の各自衛隊を統合した見地からの防衛計画、後方補給計画、訓練計画の方針の作成及び調整や、出動時における指揮命令の統合調整等に関して、長官を補佐することを任務とする統合幕僚会議を新設して、自衛隊の総合的かつ有効なる運営をはかることを期することとしたしました。なお、このほか陸上、海上、航空各自衛隊の所要物件並びに役務の調達の可及的一元化と能率化をはかり、建設工事等についてもこれを統一的かつ経済的に処理せしめるため、新たに防衛庁の附属機関として調達実施本部及び建設本部を設けることとしたしました。

次に国防会議について申し上げます。国防会議は、国防に関する重要事項を審議する機関として内閣に置かれるものでありまして、国防の基本方針、防衛計画の大綱、防衛計画に関連する産業等の調整計画の大綱、防衛出動の可否等に関して内閣総理大臣の諮問にこたえ、国防に関する重要事項につき、必要に応じ、内閣総理大臣に對して意見を述べ、その任務とするものであります。国防会議の構成、運営等は、別に法律で定めることといたしてお

ります。

次に自衛隊法案について主要な事項を御説明申し上げます。この法律案は、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱い等に関し、おおむね現在の保安庁法の内容を基礎として規定したものであります。次に述べる任務に即応し必要な規定の追加、整備を行つております。

まず自衛隊の任務といたしましては、わが国の平和と独立を守り国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対してわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じて公共の秩序の維持に當るものとしたしまして、その防衛の任務を規定いたしました。

次に自衛隊の行動につきましては、外部からの武力攻撃に際して、わが国を防衛するため必要があるときは、内閣総理大臣は、原則として事前に、特に緊急の必要がある場合には、事後、ただちに国会の承認を得まして、自衛隊に對し防衛出動を命ずることができるといたしました。この防衛出動時における自衛隊の武力行使は、国際の法規、慣例を遵守し、かつ事態に応じ合理的に必要な限

度にとどまるべきものとし、またこの場合には、原則として都道府県知事を通じて一定地域において施設の管理、物資の収用、業務従事命令等を行うことができることとしております。

このような事態に処して、自衛隊の防衛にあたる實力を急速かつ計画的に確保することを目的として、この法案におきまして、新たに志願による予備自衛官制度を規定いたしました。予備自衛官は、防衛出動時に、内閣総理大臣の承認を得て発せられる長官の防衛召集命令に応じた場合には自衛官として勤務し、その他の場合においては、所定の期間、訓練召集に応じて訓練を受ける以外には勤務することのない隊員でありまして、その採用は自衛官等の退職者中よりの志願により、三年を期間として任用することとしたし、その手当等について規定してあるのであります。

前述の防衛出動のほか、公共の秩序維持のため、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつては治安を維持することができないと認められる場合における内閣総理大臣の命令による出動、治安維持上重大な事態につき都道府県知事の要請があつた場合における出動、海上における警備行動、災害時における救援のため

の行動等、すべて現行保安庁法に認めていた同様の規定を設けておりますが、さらに外国の航空機が不法にわが領空に侵入した場合における必要な措置について規定いたしました。

この法律案中に規定するその他の事項は、前にも述べましたこととおおむね保安庁法と同様であります。自衛隊の指揮監督、部隊等の組織及び編成の大綱等を規定し、隊員の服務についてのよるべ

き明確な規定を設け、罰則を整備し、関係法律の適用について一層の整理を行う等必要な整備を行つております。なお、この法律の施行に伴い、現在の海上公安局法は、これを廃止することといたしました。

以上今回提出いたしました法律案の提案の理由及び内容の概要を申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○増原政府委員 防衛庁設置法案につきまして、その内容を順序を追つて御説明いたします。

この法律案は保安庁法の全部を改正するものでありまして、本文は第三章、四十三箇条、附則十六項からなっております。

第一章は総則でありまして、この法律の目的として防衛庁の所掌事務の範囲及び権限を定め、かつその任務を能率的に遂行するに足る組織を定めるとともに、国防会議の設置について定める旨を規定してあります。

第二章は防衛庁に関する規定であります。

その第一節は通則でありまして、防衛庁は総理府の外局として置かれ、その長官は国務大臣をもつて充てることとしております。この長官の権限については保安庁法の場合と同様に定めております。防衛庁の任務については、ただいま提案理由の説明に述べられた通りであります。

次に防衛庁の職員の設定は十六万四千五百三十八人で、これは現在の保安庁の職員の設定に比しまして、四万一千三百八十六人の増

加となつております。この増加のうち、自衛官の増加は三万一千七百九十二人で、その他の職員の増加が九千五百九十四人でありま

す。

その他本節においては、防衛庁の権限、次長の任務等について、おおむね保安庁法の例にならつて規定しておりますが、ただ新たに、長官の命を受け防衛庁の所掌事務に関する基本的方針の策定について長官を補佐する参事官八人以上を置くことといたしました。また第六条においては、自衛隊の任務、自衛隊の部隊及び機関の組織及び編成、自衛隊に関する指揮監督、自衛隊の行動及び権限等については、自衛隊法で定めることを規定してあります。

第二節は内部部局に関する規定であります。内部部局については、保安庁における官房及び四局に新たに教育局を加え、官房長及び局長は参事官をもつて充てることといたしました。官房及び各局の分掌事務、内部部局の職員、内部部局における自衛官の勤務、官房長及び局長と幕僚長等との関係については、おおむね保安庁法におけると同様の規定をしておりますが、ただ現行の課長以上の職への幹部自衛官の経歴者の任用の制限は、これを規定しないことといたしました。

は、すべて保安庁法にならつております。ただ、新たに、各幕僚監部にその所掌事務のほか、事務運営の便宜をはかつて、他の幕僚監部の事務の一部を処理させることができる旨の規定を設けてあります。

第四節は新設いたしました統合幕僚会議に関する規定であります。統合幕僚会議の設置の趣旨は提案理由においてすでに述べられた通りでありまして、これが所掌事項は、(一)統合防衛計画の作成及び幕僚監部の作成する防衛計画の調整に関すること、(二)統合後方補給計画の作成及び幕僚監部の作成する後方補給計画の調整に関すること、(三)統合訓練計画の方針の作成及び幕僚監部の作成する訓練計画の方針の調整に関すること、(四)出動時における自衛隊に対する指揮命令の統合調整に関すること、(五)防衛に関する情報の収集及び調査に関すること等でありまして、統合幕僚会議は、議長並びに陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をもつて構成し、議長がこの会議の会務を総理いたします。議長は専任とし、自衛官をもつて充て、議長たる自衛官は自衛官の最上位にあるものと定めたのであります。会議の議事の運営については長官が定めることとしたしておりますが、この会議の事務をつかさどらせるため統合幕僚会議に事務局を置き、その職員等について規定いたしました。

第五節は部隊及び機関に関する規定であります。本節においては陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びにその職員についての根拠的な事項を規定することと定め、部隊及び機関の組織、編成及び所掌事務その他の事項は、すべて自衛隊法において規定いたしました。

内閣総理大臣は、(一)国防の基本方針、(二)防衛計画の大綱及び(三)この計画に関連する産業等の調整計画の大綱、(四)防衛出動の可否、(五)その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項については、国防会議に諮らなければならず、また、国防会議は国防に関する重要事項につき必要に応じ、内閣総理大臣に対し意見を述べることができることと規定しております。なお国防会議の構成その他国防会議に關し必要な事項は、別に法律で定めることとしたしております。

附則におきましては、この法律は公布の日から起算して一月を越えない範囲内において政令で定める日から施行することを規定するほか、この法律の施行に伴う必要な経過措置、この法律の施行に伴つて必要な関係法律の改正等を規定しております。

以上をもちまして本法案の内容についての御説明を終わります。次に自衛隊法案につきまして以下その内容を順次御説明いたします。この法律案は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱い等を規定することを目的としたものでありまして、本文九章、百二十二条、附則二十六項からなっております。

第一章は総則として、この法律の目的のほかに、定義や任務等を規定しております。

〔委員長退席、下川委員長代理着席〕
自衛隊の任務については、前に提案理由の説明で述べられました通りであります。

て定めることとしたしております。

第六節は附属機関に関する規定であります。保安庁の附属機関は保安研修所、保安大学校及び技術研究所であります。本法においては、これにかわる防衛研修所、防衛大学校及び技術研究所のほか、新たに附属機関として、建設本部及び調達実施本部を設けることとしております。建設本部は、施設に関する業務を一元化して、これが運営を能率的ならしめるため、現在第一幕僚長の監督下にあり中央建設部を母体として創設し、自衛隊を通じての施設の取得、建設工事の実施及び一定の行政財産の管理を行わせるものであります。調達実施本部は、陸上、海上、航空の各自衛隊を通じての必要な一定の装備品等及び役務の調達を行う機関として設けるものであります。これによつて、防衛庁の調達実施事務について、発注の統一、経費の節減等、調達実施事務の合理化、経済化を実現せんとするものであります。防衛研修所、防衛大学校及び技術研究所の所掌事務等についてはおおむね現在の保安庁法の例にならつて規定してあります。

第七節は職員に関する規定であります。本節では、保安庁法にならつて職員の職務について規定するほかは、職員の任免、分限懲戒、服務その他人事管理に関する事項並びに階級及び服制については、すべて自衛隊法で定めるものとしておるのであります。

第三章は国防会議に関する規定であります。国防会議については、提案理由の説明で述べられたのであります。これは、内閣に置かれ、国防に関する重要事項を審議する機関であります。

次に本法案で自衛隊とは、「長官及び政務次官並びに次長、参事官、内部部局、統合幕僚会議及び附属機関並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を含むもの」、陸上自衛隊とは、「陸上幕僚監部並びに陸上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関を含むもの」、海上自衛隊とは、「海上幕僚監部並びに海上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関を含むもの」、航空自衛隊とは、「航空幕僚監部並びに航空幕僚長の監督を受ける部隊及び機関を含むもの」と定義をしております。

自衛隊の旗については、政令で自衛隊旗及び自衛艦旗の制式を定め、内閣総理大臣が一定の部隊及び自衛艦に交付することにしたしました。その他第一章においては、表彰及び礼式について規定しております。

第二章は自衛隊の指揮監督に関する事項であります。内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有することを規定いたしました。長官が内閣総理大臣の指揮監督を受けて自衛隊の隊務を統括すること、この場合の部隊等に対する長官の指揮監督はそれ／＼陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の当該幕僚長を通じて、また各幕僚長は長官の指揮監督を受けてそれ／＼の自衛隊の隊務及び所部の職員の服務を監督し、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の隊務に関する最高の専門的助言者として長官を補佐すること、及び長官の命令を執行すること等は、保安庁法におけると同様であります。

第三章は部隊に関する事項でありまして、現在政令に規定されて

つて規定し、保安庁法の命令出動と要請出動とをそれら命令による治安出動と要請による治安出動とに改めましたほか、保安庁法におけると同じく、海上における警備行動と災害派遣の規定を置いておるのであります。以下その内容について申し述べます。

まず防衛出動についてであります。外部からの武力攻撃及びそのおそれのある場合に際してわが国を防衛するため必要があると認められる場合には、内閣総理大臣はあらかじめ国会の承認を得て、自衛隊の全部または一部に出動を命ずることができるものとしております。特に緊急の必要があるときは国会の承認を得ないで出動を命ずることができるのであります。内閣総理大臣は、国会において承認の議決があつたときまたは出動の必要がなくなつたときは、ただちに自衛隊の撤収を命じなければならぬものとしております。なお、衆議院が解散されている場合における国会の承認とは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認であります。また、事態が緊迫し防衛出動命令が発せられることが予想される場合において、これに対処するため必要があると認めるときは、長官は内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の全部または一部に対し出動待機命令を発することができるものといたしました。

次に治安出動は、公共の秩序を維持するための自衛隊の行動であります。これには前述のごとく内閣総理大臣の命令による場合と、都道府県知事の要請による場合とがあります。命令による治安出動は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつに緊急を要し、都道府県知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、その要請を待たないで部隊等を派遣することができることといたしました。

領空侵犯に対する措置といたしましては、外国の航空機が国際法規または航空法その他の法令の規定に違反して、わが領域の上空に侵入したとき、長官は自衛隊の部隊に対し、これを着陸させ、またはわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることができるものと規定いたしましたのであります。

その他出動時の部隊等と都道府県知事、市町村長、警察消防機関その他の国または地方公共団体の機関との連絡及び協力に關しても、保安庁法におけると同様の規定を設けましたが、治安出動命令が発せられるに際しては、新たに長官が国家公安委員会と緊密な連絡を保つべきものと規定をいたしました。

第七章は自衛隊の権限に關する事項を規定したものであります。本章においては、前章の自衛隊の行動の場合に照応して、それら防衛出動、治安出動、海上における警備行動、災害派遣時の権限について規定するほか、保安庁法の例にならつて自衛隊の武器、弾薬等の防護のための武器使用並びに部内の秩序維持に専従する者の権限についてそれら必要な規定を設けました。

以下その内容を申し上げますと、防衛出動に際しては、出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため必要な武力を行使することができることといたしました。この武力の行使に際しては、国際法の法規及び慣例によるべき場合にあつてはこれを遵守し、かつ事態

では治安を維持することができないと認められる場合に、内閣総理大臣が自衛隊の全部または一部に出動を命ずることであり、要請による治安出動は、治安維持上重大な事態につき、やむを得ない必要があると認められる場合において、都道府県知事が都道府県公安委員会と協議の上行方要請に基づき、内閣総理大臣が事態やむを得ないと認める場合に部隊等の出動を命ずる場合でありまして、この場合の要件等はいずれも保安庁法における命令出動または要請出動の場合と同様であります。命令による治安出動について出動待機命令を長官が発し得ることも、保安庁法におけると同様であります。この場合においては長官は国家公安委員会と緊密な連絡を保つものとしていたしました。

防衛出動または命令による治安出動の場合において、内閣総理大臣が特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部または一部をその統制下に入れ、これを長官に指揮させる規定を設けましたが、これもおおむね保安庁法におけると同様の趣旨のものであります。また海上における人命もしくは財産の保護または治安の維持のため特別の必要がある場合に、長官が内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な警備行動を行わせる規定を置きました。これも保安庁法の規定の場合と同様であります。

天災地変その他の災害に際して、人命財産の保護のため必要があるとき、都道府県知事等の要請に基づき部隊を派遣する、いわゆる災害派遣に關する規定も、保安庁法の当該規定にならつて規定しましたが、ただ本法においては、この種の災害において、事態に照し対応し合理的に必要なと判断される限度を越えてはならないものと規定しております。またこの場合には、当該自衛隊は必要に応じ公共の秩序を維持するため行動することができるものとし、この場合においては次に述べる治安出動の場合と同様の権限を行使することができるものとしております。

治安出動時における自衛隊の権限は、保安庁法における命令出動時の保安隊、警備隊の権限と同様に規定しております。すなわち自衛官は警察官職務執行法の規定により、武器の使用その他の権限の行使ができるほか、職務上警護する人、施設または物件に対する暴行または侵害の排除または多衆集合して行う暴行もしくは脅迫の鎮圧、防止またはこれら暴行、侵害または脅迫の明白な危険があり、武器を使用するほか他に適当な手段がないときには、事態に応じ合理的に必要なと判断される限度で武器を使用することができるものとし、さらに海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官については、保安庁法における命令出動の場合、警備隊の三等警備士補以上の警備官に認められていると同様の権限を認めることといたしました。

災害派遣の場合においては派遣を命ぜられた部隊等の自衛官について、警察官がその場にいない場合に限り、警察官職務執行法第四条並びに第六条第一項、第三項及び第四項の権限、すなわち人命財産に危険がある場合の避難等の措置、土地、建物等への立入りを認めることといたしましたほか、海上自衛隊の自衛官について、保安庁法においてこの場合警備官に認めていると同様の権限を認めることといたしました。

次に海上における警備行動時の自衛官の権限及び部内の秩序維持の職務に専従する自衛官の司法警察職員としての権限については、おおむね保安庁法の例にならつて規定いたしました。従前の武器庫、弾薬庫または火薬庫についての武器使用の規定を改めて、自衛隊の武器、弾薬、火薬、航空機、車両または液体燃料を職務上警護するにあたり、これを防護するため必要があると認める場合に一定の限度において武器の使用ができることといたしました。

第八章は雑則に関する事項を規定したものであります。雑則としては新たに学資金貸与の制度、防衛出動時における施設の管理、物資等の使用、収用及び公衆電気通信設備の優先利用、並びに訓練のための漁船の操業の制限及びこの場合の補償について規定いたしました。その他の事項はおおむね保安庁法の当該規定の例にならつて規定しましたが、これに必要な整備を加えました。以下その内容について申し上げます。

先ず医官等必要な技術者を職員として確保するため、政令で定める学術を専攻する大学または大学院の学生で修学後防衛庁勤務を志願する者に対しては、選考により学資金を貸与することができるものといたしました。

防衛出動時における物資の収用等については二つの場合を規定いたしました。その一の場合は、出動を命ぜられた部隊の行動にかかると地域において、自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合に、都道府県知事が長官または政令で定める者の要請に基づき、病院等の施設を管理し、土地、家屋または物資等を使用し、物資の生

産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送を業とする者に対して、その取扱う物資の保管を命じ、または物資を収用することができることとあります。但しこの場合は事態に照し緊急を要すると認めるときは、長官または政令で定めるものが都道府県知事に通知した上で、みずからこの権限を行うことができるものといたしました。その二の場合は同じく防衛出動時において自衛隊の任務遂行上特に必要があると認めるときは、当該自衛隊の行動にかかる地域以外の地域において、内閣総理大臣が告示して定めた地域内に限り、都道府県知事が長官または政令で定める者の要請に基づき、その一の場合と同様、施設の管理、土地等の使用、物資の収用または取扱物資の保管命令を発するほか、さらに当該地域内にある医療、土木建築工事または輸送を業とする者に対して、当該地域内においてこれらの者が現に従事している医療、土木建築工事または輸送の業務と同種の業務で、長官または政令で定める者が指定したものに従事することを命ずることができるものとしたこととあります。以上のいづれの場合においても、その手続等は災害救助法の当該規定によることとし、また同法によつて必要な補償を行うことといたしております。

防衛出動時における自衛隊の任務遂行上必要があると認める場合に、緊急を要する通信を確保するため公衆電気通信設備の利用等について長官が郵政大臣に要求を行い、郵政大臣はこの要求に沿うよう適切な措置をとるものと規定したことも新しい事項であります。自衛隊の訓練のため水面を使用する必要があるときは、内閣総理

大臣は、農林大臣及び関係都道府県知事の意見を聞いた上、一定の区域及び期間を定めて漁船の操業を制限しまたは禁止することができるものとし、この場合においては、所定の手続に従つて漁業経営者が経営上こうむつた通常の損失を補償することといたしました。

その他、都道府県知事、市町村長等への募集事務の一部委任、機雷等の除去、土木工事等の受託、海上保安庁その他の官署との関係、自衛隊の船舶及び航空機の掲げる旗等については、保安庁法における当該規定とおおむね同様な規定を設けましたが、土木工事等の受託につきましては、この法律においてはその事業及び委託者の範囲を広げることとしております。

他の法令の適用除外または特例については、保安庁法におけるとおおむね同様であります。新たに道路運送法、道路運送車輛法、麻薬取締法、船舶法及び船舶積量測定法について必要な除外規定を設けましたほか、船舶安全法、航空法及び電波法について一部適用除外の規定を追加整備いたしました。

第九章は罰則に関する規定であります。本章においては、新たに自衛隊の所有しまたは使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供するものの損壊または傷害について罰則を規定しました。また自衛隊の行動として防衛出動が規定されたことに伴い、防衛出動命令を受けた者について保安庁法による命令出動を受けた者に対すると同様の態様の行動についての罰則を規定し、またこの場合における警戒勤務中の職務怠慢、及び予備自衛官が正当の理由がなく防衛招集命令に応じて出頭しなかつたことについての罰則の規定

を設けました。その他の規定は、おおむね保安庁法の罰則の例にならつて規定したものであります。

最後に附則に関する事項について御説明申し上げます。附則に規定する事項は大別して三つになります。

第一は経過的措置に関する事項であります。この法律は防衛庁設置法施行の日から施行するのでありますが、ただ保安庁に現に勤務する職員は、この法律の施行前においても服務の宣誓ができることとし、この服務の宣誓をした者が防衛庁のそれらの職員となるものといたしております。その他この事項に属するものとしては、従前の規定に基いてなされた任用上の決定その他の手続の効用、この規定により陸士長、一等陸士、二等陸士となる者の二年の任用期間の算定方法、公正審査会に係属する事案の処理、司法警察職員たる保安官及び警備官の職務権限についての経過措置等であります。

第二は職員給与法の改正であります。ここでは庁名、官名等の変更に基づく字句の改正を行いましたほか、新たに統合幕僚会議の議長たる自衛官及び新設の参事官の俸給を定め、航空機搭乗員についての航空手当を規定しました。また予備自衛官について月額千円の手当及び訓練招集中の訓練招集手当並びに訓練招集中における予備自衛官の死傷の場合の給与上の措置について必要な規定を設けました。また陸士長以下の自衛官について三年の任用期間のものを認め、たことに伴い必要な特別退職手当を定め、さらに出動を命ぜられた職員に対する出動手当の支給等の必要な特別措置を別に法律で定めること、その他若干の必要な改正を行つております。

第三はこの法律に伴う関係法律の改正でありまして、庁名、官名等の改正に伴い、恩給法、国家公務員法に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律、地方税等について必要な改正をいたしました。

以上をもちましてこの法律案の内容についての説明を終わります。

二、衆議院内閣委員長報告(五月七日)

○稲村順三君 たいま議題となりました防衛庁設置法案及び自衛隊法案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

両案はともに保安庁法の全的改正の形式をとつていますが、防衛庁設置法案は、防衛庁の所掌事務の範囲及び権限等を定め、自衛隊法案は、自衛隊の任務、部隊の組織編成、行動及び権限、隊員の身分取扱い等を規定しております。個々の規定について形式的に見れば、保安庁法及び同法施行令と同一趣旨のものが多くありますが、根本においてはまったくその性格を異にするものがあります。今両法案を通じ新たに規定されたものについて申し上げますならば、第一はその任務及び権限に重大改正をし、自衛隊の主たる任務を直接侵略及び間接侵略に対し防衛することとし、必要に応じて公共の秩序維持に当ることになりました。従つて、自衛隊の行動について新たに防衛出動せしめる規定を設け、外部からの武力攻撃またはそのおそれのある場合、内閣総理大臣が防衛の必要ありと認めるときは、国会の承認を得て自衛隊の全部または一部の出動を命ずる

ことができ、特に緊急必要の場合には、事後ただちに承認を求めることとして、国会の承認を得なくとも出動を命ずることとしています。しこうして、国会で不承認議決のとき、または必要がなくなつたときは、ただちに自衛隊の撤収を命じなければならぬとしております。防衛出動時には、自衛隊は、国際法規の慣例を遵守し、かつ事態に應じ合理的に必要と判断される限度内において武力を行使することができ、さらに一定地域内において、原則として都道府県知事を通じ、施設の管理、物資の収用、業務従事命令等を行うことができる等、まったく戦時態勢にも比すべき措置をとることになつております。また、間接侵略その他の緊急事態に際し、一般警察力をもつてして治安維持ができないと認められる場合にも、内閣総理大臣が自衛隊出動を命ずることができることとし、その場合の要件等は保安庁法における命令出動または要請出動の場合と同様であります。なお、外国の航空機がわが国の上空に不法侵入したときは、長官は、自衛隊の部隊に対し、これに着陸させまたは退去せしめる必要な処理を講じさせることができるものとしてありますが、このことは空中戦への発展を示唆してあります。

第二は、従来の保安隊に比して、航空自衛隊の新設とともに、隊員の数を増加し、もつて陸、海、空の三軍方式による部隊を編成していることとあります。すなわち、防衛庁職員の見員は、これによつて自衛官三万一千七百九十二人、その他非制服職員九千五百九十四人、計四万一千三百八十六人を増加して、陸上十三万人、海上一万五千八百八十八人、航空六千二百八十七人、統合幕僚会議二十人、合

計十五万二千百十五人とし、その他の職員一万二千四百二十三人と合せて、定員総数を十六万四千五百三十八人としておりますが、言うまでもなく、これは単なる保安隊の漸増ではなくして、軍隊への飛躍的發展であります。

第三は、自衛隊の指揮監督に関する事項であります。すなわち、自衛隊法案は、従来の規定に加えて、新たに内閣総理大臣が内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有することを定めておりますが、その権限において統帥権を思わせるものがあります。

第四は、防衛庁の所掌事務に関する基本的方針の策定について、長官を補佐する参事官八人以内を置き、官房長及び局長は参事官をもつて充てることとしております。なお、内部部局として新たに教育局を設けるとともに、課長以上の職に対する制服職員の経験を有する者の任用を制限する規定を削除しております。

第五は、陸、海、空各自衛隊は、おの／＼最高指揮官であり同時に幕僚長である幕僚長を持つていますが、総合的かつ有効な運営をはかるため、長官補佐の任務を持つ統合幕僚会議を設けてあります。その議長は専任とし、自衛官の最上位にある者をもつて充ててあります。

第六は、国防に関する重要事項を審議せしめるため、内閣総理大臣の諮問機関として、内閣に新たに国防会議を置くこととしていますが、その構成及び運営等は別に法律で定めることとしております。

第七は、隊員の服務に関するものでありますが、隊員は、事に臨

んでは危険を顧みず身をもつて責務の完遂に努め、もつて国民の負託にこたえることを期するといひ、また隊員の退職が自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認めるときは、政令で定める特別の事由がある場合を除いて、自衛隊の任務を遂行するため必要とする最小限度の期間その退職を承認しないことができる等、軍人の服務の本旨にのつております。

第八は、自衛隊の防衛力を確保するため、志願に基づく予備自衛官制度を設けたこととありまして、その任用期間は三年、その員数は一万五千人と定めてあります。

以上がおもなるものでありますが、なお自衛隊の任務遂行上必要な諸般の規定を設けてあります。

しかして、両法案は原則として公布の日から起算して一月を越えない範囲において政令で定める日から施行することとし、施行に伴う経過的措置を定めるほか、海上公安局法を廃止し、関係諸法律にそれ／＼所要の改正あるいは整備を行つております。

二法案は三月十二日本会議において政府の提案の理由及びその内容の説明があり、同日並びに翌十三日の両日にわたつて各党の質問が行われたのでありますが、何分にも、この両法案は、以上の概略説明にも申し上げました通り、戦争放棄を特徴とする憲法との関連がきわめてデリケートであり、世論またその点を中心に沸騰してまいりますので、三月十三日両法案が本委員会に付託されて以来、政府の説明を聞き、日米相互防衛援助協定との関連を明らかにするため外務委員会と連合審査会を開くほか、四月一日からはほとんど連日委

員会を開いて熱心に質疑を重ね、また二日間にあつて公聴会を開き、外務委員会とも連合審査会を開くなど、きわめて慎重に審査を行つたのでありますが、これらの詳細については会議録に譲り、多くの委員が異口同音に強く指摘して政府の反省を促したおもなる事項についてその要旨を申し上げますと、一、自衛隊の任務等に関する規定から見ると、その性格、内容は保安隊のそれと一変しており、これは政府が従来主張して来た保安隊の漸増方針と異なるものであるから、もはや憲法のわく内では許されないのではないか。二、MSA協定が効力を発生すれば、わが国は、防衛力の増強ばかりでなく、自由諸国における集団安全保障の機構に参加し、ひいては集団自衛の義務を負ふことになり、従つて海外派兵の義務を負ふことになるのではないか。三、武力侵略のおそれある場合に自衛隊の出動を命ずることができるとする規定は、ただに武力侵略に口実を設け得るという危険があるばかりでなく、国際的にはすでに否認せられてゐるものであつて、国連憲章を尊重するという平和条約第五条の規定と矛盾するものではないか。また、武力侵略のおそれだけで自衛隊を出動させることは、いたずらに相手国を挑発させる危険があるのではないか。四、自衛隊の出動は勢い交戦という事態に至るのにもかかわらず、しかもなお憲法を改正する必要がないとするならば、結局防衛のためならば無制限に自衛隊を増強することができるといふことになるのか。五、内閣総理大臣に権限が過度に集中するおそれはないか。ことに自衛隊の出動命令については、時の内閣総理大臣の専断に帰する危険性がきわめて多く、国会の承認と内閣総

理大臣の出動命令とをいかに調整するか。六、兵器の生産力については、ひたすら他国に依存する建前では、一旦直接侵略があつた場合は、はてしない消耗に対して兵器が無制限に補給され得るとは期待できないから、防衛を全うすることは不可能と思う。ことにアメリカから供与または貸与を受ける兵器については、秘密を保持することと、アメリカの規格によることが要求されているから、かかる兵器の生産については永遠にアメリカに依存するよりほかに道がないのではないか。七、画期的な防衛法案の提出にあつて、きわめて重要な国防会議の構成について概想すら持合せがないといふことは、政府の怠慢ではないか。八、単に二十九年度における防衛計画のみでは、いたずらに国民に疑惑を抱かせるばかりでなく、法案審査の上には支障があるから、なるべくすみやかに長期防衛計画を示すべきではないか。九、指揮官と幕僚とは本来区別するのが各国に共通した常道であるのにかかわらず、両者の兼務を認めている制度は、やがて武権が文権を圧迫するに至る危険を多分にはらむゆゆしい問題であるから、すみやかにこれを修正すべきではないか、等々であります。

を改正せよと主張したのであります。
なお、両法案の審議に際し、両法案において自衛隊の最高指揮者と規定されているばかりでなく、今国会における最重要法案の提出責任者である吉田総理が、しばしなる出席要求にもかかわらず、最終日にわずか二時間足らずしか出席しなかつたことは、審議にあつて委員会の委員長としては遺憾の意を表せざるを得ないのであります。今後かかることのないよう、政府に対して警告をせざるを得ないのであります。

かくて、五月六日質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、大久保委員は自由党を代表し、戦時においては非武装中立を維持するところは困難であり、自衛権の範囲内における防衛力は憲法も否定するところではなく、かつ原子力以外の方法による侵略が想定せられるとして賛成の意見、栗山委員は改進黨を代表し、侵略に対し国の平和と安全を守る責任を外国にゆだねてゐることは、独立国家としてきわめて不自然であるから、最小限度の軍備を整えるべきであり、その意味で、自衛隊はかかる意味での軍隊であり戦力だが、わが改進黨は、これを憲法改正せずして可能だと割切つてゐるのに、政府はこの点をあいまいにしてゐる、それに、今日の吉田総理の日ごろのやり方を見てみると、本法案のように内閣総理大臣に権力が過度に集中することは不測の困難を招来する危険があるから、よろしく反省すべきだとの希望を付して賛成の意見、田中委員は日本社会党を代表して、自衛隊は、その任務及び装備からして、国際通念上軍隊であり戦力であるから、憲法違反であり、ことにMSA援助協定に

基く義務の結果として、アメリカの対外政策のために海外出動せられる危険がある、佐藤法制局長官が、委員会の答弁で、公務員の海外出張という形の集団安全保障への協力と言つたのはこれを意味しているものである、国際間の緊張が次第に緩和の傾向に増大していることは、緒方副総理もこれを認めているくらいである、しかるに、このとき、両法案は、防衛費の増大によつていたずらに国民生活を圧迫するのみならず、アジア諸国を刺激して、むしろわが国の平和と安全を阻害するものであるとして反対の意見、中村高一委員は日本社会党を代表し、まず二箇月近い審議中、総理の出席がわずか最終日の二時間足らずであり、かつその応答が冷酷にして傲岸不遜であるために、審議に不用の時間を要したと責め、それから、両法案は、保安庁法とその内容を一変し、政府が従来答弁して来たところの漸増方針とはまったく異なるものであり、かつ憲法に違反するものであり、わが国の財政力からしてもますます国民生活を圧迫するものであるとして反対の意見、辻委員は、軍機構として指揮者と幕僚が混同されていること、幕僚がアシショが起ること、クーデターに利用されやすいといふ重大な欠陥があることを指摘して反対の意見、また中村梅吉委員は日本自由党を代表し、両法案と憲法との関係については割切れないものがあるが、独立国として自衛のために防衛力を持つことは当然必要であるばかりでなく、集団安全保障機構に参加するには、ある程度の準備が必要であるとして賛成の意見を述べられ、採決の結果、多数をもつていずれも原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(六月二日)

○小酒井義男君 只今議題となりました防衛庁設置法案及び自衛隊法案の内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本二法案は去る三月十七日、本会議において、政府より本二法案提出の趣旨説明があり、翌十八日、これに対する質疑が行われたものであります。本二法案につきましては、今申述べましたように、政府よりすでに趣旨説明がありましたので御承知のところと存じますが、法案の重要性に鑑みまして、ここに重ねて二法案提案の理由として政府の説明するところを御報告いたします。

現在の保安庁は、昭和二十七年八月、当時の警察予備隊及び海上警備隊を統合して創設したものであつて、我が国の平和と秩序を維持し、人命財産を保護するため特別の必要ある場合において行動することを任務としたものである。保安庁は創設以来、保安庁法の規定するところに従つてその任務を遂行するため、着々諸般の整備を図り必要なる訓練を行なつて今日に至つてゐる。然るに今般政府においては、現在の国際及び国内諸情勢に鑑み、我が国の平和と独立を守り国の安全を保つため、この際更に自衛力を増強することを適当と認めるに至つた。よつて今回保安隊及び警備隊を陸上自衛隊、海上自衛隊に改め、自衛官等の定員を増加すると共に、新たに航空自衛隊を設けることとし、且つその任務として、外部からの侵略に

対する我が国の防衛を明確に規定する等の目的を以て、保安庁法を全面的に改正して、防衛庁設置法及び自衛隊法を制定せんとするに至つた次第である。以上が本二法律案の提案理由として政府の述べたところであります。

次に、両法律案の内容の概略について御説明をいたしておきます。

第一に、防衛庁設置法案について申し上げます。防衛庁は総理府の外局として設置されることになつておりまして、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を管理し、運営し、これに関する事務を行うことを任務とするものとなつております。防衛庁の長は、従前通り国務大臣を以て充てることとなつておりますが、今回内部部局に新たに教育局を加えると共に、防衛庁の所掌事務に関する基本的方針の策定について長官を補佐する参事官の制度を設けることとし、他面、従前ありました内部部局の課長以上の職に対する制服職員の経歴者の任用制限はこれを設けないこととされております。

次に、幕僚監部につきましては、航空自衛隊の新設に伴い、従前の第一幕僚監部、第二幕僚監部に相当する陸上幕僚監部、海上幕僚監部のほか、航空自衛隊についての長官の幕僚機関として、新たに航空幕僚監部を設けることとし、又自衛隊の増強に伴い陸上、海上、航空の各自衛隊を統合した見地からの防衛計画、後方補給計画、訓練計画の方針の作成及び調整や、出動時における指揮命令の統合調整等に関して、長官を補佐することを任務とする統合幕僚会

議を新設して、自衛隊の総合的且つ有効なる運営を図ることを期することとされております。なおこのほか、陸上、海上、航空各自衛隊の所要物件、並びに役務の調達のと可及的の一元化と効率化を図り、建設工事等についても、これを統一的且つ経済的に処理せしめるため、新たに防衛庁の附属機関として調達実施本部及び建設本部を設けることになつております。

国防会議は、国防に関する重要事項を審議する機関として内閣に置かれることとなつておりまして、国防の基本方針、防衛計画の大綱、防衛計画に関連する産業等の調整計画の大綱、防衛出動の可否等に関して、内閣総理大臣の諮問に答え、国防に関する重要事項につき、必要に応じ内閣総理大臣に対して意見を述べることが任務とするものであり、国防会議の構成、運営等は、別に法律で定めることとなつております。

第二に、自衛隊法案について御説明いたします。この法律案は、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及権限、隊員の身分取扱等に関し、おおむね現在の保安庁法の内容を基礎として規定したものであります。次に述べる任務に即応し、必要な規定の追加、整備を行なつております。先ず自衛隊の任務としては、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対して我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じて公共の秩序の維持に当るものとして、その防衛の任務が規定されております。

次に、自衛隊の行動につきましては、外部からの武力攻撃に際し

て、我が国を防衛するため必要があるときは、内閣総理大臣は原則として事前に、特に緊急の必要がある場合には事後、直ちに国会の承認を得て、自衛隊に対し防衛出動を命ずることができるとされております。この防衛出動時における自衛隊の武力行使は、国際の法規、慣例を遵守し、且つ事態に応じ合理的に必要な限度にとどまるべきものとし、又この場合には原則として都道府県知事を通じて、一定の地域において施設の管理、物資の収用、業務従事命令等を行うことができることとしております。

この法律案におきましては、このような事態に処して自衛隊の防衛に当る実力を急速且つ計画的に確保することを目的とし、新たに志願による予備自衛官制度が規定されております。予備自衛官は、防衛出動時に内閣総理大臣の承認を得て発せられる長官の防衛招集命令に応じた場合には自衛官として勤務し、その他の場合においては、所定の期間、訓練招集に応じて訓練を受ける以外には、勤務することのない隊員であつて、その採用は自衛官等の退職者中より志願により、三年を期間として任用することとし、その手当等については、規定されております。

この法律案におきましては、前述の防衛出動のほか、公共の秩序維持のため、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般警察力を以ては治安を維持することができないと認められる場合における内閣総理大臣の命令による出動、治安維持上重大な事態につき、都道府県知事の要請があつた場合における出動、海上における警備行動、災害時における救援のための行動等、すべて現行保安庁法において

認めていると同様の規定を設けておりますが、更に外国の航空機が不法に我が領空に侵入した場合における必要な措置について規定されております。

この法律案中に規定するその他の事項はおおむね保安庁法と同様であります。この法律案におきましては、自衛隊の指揮監督、部隊等の組織及び編成の大綱等を規定し、隊員の服務についてのよるべき明確な規定を設け、罰則を整備し、関係法律の適用について一層の整備を行う等、必要な整備を行なっております。なおこの法律の施行に伴い、現在の海上公安局法はこれを廃止することとされております。

なお防衛庁設置法は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行し、自衛隊法は防衛庁設置法施行の日から施行する。但し保安隊から自衛隊に切替えられる職員の仕事の宣誓等に関し、必要な規定は公布の日から施行することとなつておるのであります。以上が本二法案の内容の概略であります。

本二法案は、五月七日、衆議院本会議において可決せられ、即日、本院に送付せられ、直ちに内閣委員会に本付託となつたものであります。本委員会におきましては、当時行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の審査の途上にあつたのであります。今申述べましたような本二法案の重要性に鑑み、一時定員法改正に関する法律案の審査を中止いたしまして、直ちに本二法案の審査に入つたのであります。

内閣委員会におきましては、本二法案の重要性に鑑み、法案の審

査の順序として先ず政府当局より、二法案につき提案理由並びにその内容について詳細なる説明を聴取し、次いで総括質疑、一般質疑及び逐条質疑の順序によつて周到なる審議の歩を進める方針の下に、先ず五月十九日より四日間亘り、吉田内閣総理大臣及び木村保安庁長官に対し総括質疑を行い、次いで五月二十四日より一般質疑に入り、主として緒方国務大臣、木村保安庁長官、岡崎外務大臣、小笠原大蔵大臣、愛知通商産業大臣、大達文部大臣、加藤法務大臣の各省大臣その他政府委員との間に質疑応答を重ね、次いで両法案の逐条審議に入り、最後に再び総括質問を行なつたのであります。

なおこの間、法案審査の慎重を期するため、去る五月十八日、公聴会を開きまして、中村哲君外五名の公述人より、二法案に対する賛否の意見を聴取いたしましたのであります。

防衛庁設置法案及び自衛隊法案の両法案は、相互に不可分の関係のあるものであります。委員会における総括質問、一般質問の段階においては、終始両法案を一括して審議を進めたのであります。が、今、法案審議の過程におきまして、問題の中心となりました点につきまして御報告申し上げます。

第一は、防衛二法案と憲法との関連の問題、第二は、国防会議に関する問題、第三は、最高指揮権の抑制に関する問題、第四は、陸、海、空、三自衛隊の調整に関する問題、第五は、防衛計画と一般産業計画との調整の問題、第六は、自衛力増強と国庫負担力の問題、第七は、防衛庁の機構に関する問題、第八は、制服職員の内部

部局の幹部への採用制限の撤廃に関する問題、第九は、隊員の精神的支柱の問題、第十は、海外派兵の問題等であります。

さて第一は、防衛二法案と憲法との関連問題であります。従来吉田総理は、自衛権の発動としての武力行使はできない。武力以外の外交等の手段によつて自衛すべきであるとし、自衛権の行使を目的とした組織制度は認めないと言明し来たつたのであります。が、今次の防衛二法案に盛り込まれておるところは、「明らかに直接侵略及び間接侵略に対し、陸、海、空、三軍方式を確立して武力行使をする」ということは、吉田総理みずからが、過去の言明を無視しており、吉田内閣は、先に朝鮮動乱の勃発を契機として、急遽警察予備隊を作り、次いでこれを保安隊に改編し、MSA協定の締結に伴つて、更に今回これを自衛隊と称する陸、海、空、三軍方式による部隊を編成するに至り、外敵の侵略に対抗する武力抗争を主目的とするに至つたことは、これは明らかに憲法違反であると断ぜざるを得ないではないか」という間に対し、吉田総理は、「我が国が独立国家である以上は、外敵に対し正当防衛の措置を講ずるということは、独立国として固有の権利であつて、憲法上禁止されておる戦力に達しない程度の自衛組織を持つことは何ら憲法違反ではない。新憲法制定当時は成るほど高遠な理想の下に戦力放棄の条文ができたものではあるが、その後内外の情勢は、深刻な変化を展開して参つておる。防衛二法案の定めるところによつて、我が国の平和と独立を護り、国の安全を保つために日米安全保障条約の範囲内において適当な自衛措置を講ずるといふことは、何ら憲法に違反するものではない。自衛力を漸

増すると申しても、無制限に増強し得るものではないので、一に国力と外界の事情如何によることであつて、今はこの程度が我が国のなし得る限度であるかと思ふ」と答えておるのであります。なお、「戦力のあるなしはともかくとして、国民の中に、自衛隊を軍隊と呼ぶ者が多いという点について吉田総理は、これを如何に考えるか」という問に対しては、「それは用語の定義の問題であつて、国民が自衛隊を如何に解釈するかという点にかかる問題であろう。国民の考えが戦力のない自衛隊のごときものを軍隊と呼ぶべしというのであれば、軍隊と称してもよいであろう」と答へ、なお、「アメリカの軍事顧問団長とギンス少将が、アメリカ三軍記念日の会合の席上で、我々は日本の軍事同盟国であると言つたとのことであるが、日米安全保障条約は、果して日米軍事同盟であるか否か」という問に對し、吉田総理は、「安全保障条約の内容が示す通りであつて、その解釈は自由である」と答へ、木村保安庁長官は、「安保条約を軍事同盟と言へば軍事同盟であり、安保条約は、日本の安全防衛のみを目標としている点から考へて、純粹な意味での軍事同盟とは考へられない」と答へておるのであります。

次に、憲法第九條第二項において「国の交戦権は、これを認めない」と規定しているが、「外敵侵入に対する自衛隊の出勤は、明らかに交戦権の発動ではないか」という質問に対しては、政府当局は、「自衛権と交戦権とは不可分のものであつて、自衛権を行使する範囲内での武力行使は交戦権の行使とは言えない」との見解を堅く持しているのであります。（「おかしいぞ」と呼ぶ者あり）

次に、「戦力とは如何なる判定標準によるのであるか、又軍隊と戦力との関係について、米ソのごとき龐大なる戦力を有する二、三の国を除いては、現在世界の多数の国々が有しておる軍隊を、政府は戦力にあらずと見るのか」という質問に対して、木村保安庁長官は、「国内の治安維持を目的とする警察といえども、その装備、機能は著しく龐大化すれば戦力というものにもなり得るであろう。自衛隊は、我が国の安全を図るために、外敵の侵入に備えるための部隊ではあるが、近代戦争を有効的確に遂行し得る程度には遙かに及び得ないものであるから、憲法上で言う戦力とは申されない。諸外国の軍備と比較していつても、それはその国その国の環境、国情が異なるので、一概に断定するわけには行かない。我が自衛隊は、客観的に見て憲法の禁止しておる戦力に達しているか否かを判断すべきであると思う。自衛隊は再々申す通り、近代戦争を有効的確に遂行し得るほどの戦力には、まだくほど遠いものである」と答えているのであります。

次に、「緒方副総理が先に、自衛隊は軍隊と警察との中間の特殊なものであると言つたが、この特殊なものとは、憲法第九条第二項の「その他の戦力」に当ると思われるが如何」という質問に対し、政府は、「客観的基準で判定しておるのであつて、その総合実力が戦力と判定されるに至らない限りは、「その他の戦力」にも当らないという見解を持している」のであります。

第二は、国防会議の問題であります。国防会議に関する問題は、本二法案を審議する上においては、中心となるべき重要な問題であ

り、又国防会議の構成等については、三党折衝の経緯などもありますので、これはあとに改めて詳しく御報告することといたします。

第三は、最高指揮権の抑制の問題であります。「行政の最高権力者たる内閣総理大臣が、同時に自衛隊の最高指揮官となることは、旧憲法時代の統帥権を想起させるものがあり、この点に關し、何らか内閣総理大臣の独断専行を抑制する方途を講ずべきではないか」との質問に対し、政府は、「部隊に指揮官が要するのは当然であり、その指揮権は三権分立の建前から申して明らかに行政権であり、従つて内閣総理大臣が自衛隊の最高の指揮監督者になることは当然であるが、総理の諮問機関としての国防会議が設けられ、総理大臣としての権限が行使される場合は、閣議の決定も経るであろうし、新憲法下の今日では、旧憲法時代のごとき統帥権問題などは起り得ない」と答えているのであります。

第四は、陸、海、空三自衛隊の調整に関する問題であります。「自衛隊は今回新たに陸、海、空三軍方式をとつているのであるが、これは我が国が独力を以て国防態勢を確立しようとするためであるか」という質問に対し、木村保安庁長官は、「今後においても、アメリカと協力態勢を堅持して行く方針である。陸、海、空のバランスは今後の研究課題であり、現在は陸上自衛隊に重きを置いているが、我が国の地理的条件は四面海に囲まれ、海岸線も九千マイルにも及ぶという特殊事情を考慮し、将来海上自衛隊の充実の必要があり、航空自衛隊についても同様拡充を要するものが多々あるが、今直ちにバランスのとれた三軍方式ということは、国費との関係もあ

つて実現し得ない実情にある」と答えているのであります。

次に、「三軍方式について、長官の下に陸、海、空の三自衛隊を統率する指揮官を置く必要はないか。戦前我が国における陸海軍の伝統的対立は、国を破局に陥れたという過去の経験に徴しても、新たに国軍の再建を図るに当つては、その点最も注意を要するものと思つて如何」という質問に対し、木村長官は、「そのために今次の防衛庁設置法案においては、統合幕僚会議を設け、自衛官中の最上位にあるものを専任の議長とし、その下に陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長を以て会議を組織し、陸、海、空一体となつて長官を補佐せしめることとしたものであつて、統合幕僚会議の議長がまさにその役割を果すものと考えられるから、この場合別に陸、海、空を統轄指揮するものは不要であると考へている」との答弁をしてるのであります。

第五は、防衛計画と一般産業計画との調整の問題であります。「国防会議は防衛計画に關連する産業等の調整計画の大綱を審議することになつては、果して調整のとれた産業計画を樹立する見込はあるか。政府はここ数年間に如何なる産業を重点的に育成して行くという考へであるか」との質問に対し、愛知通産大臣は、「防衛計画は飽くまでも我が国の経済力に調整のとれたものであるべきだと思ふ。現在のところこれに關する産業計画は立つておらないが、ここ数年の見通しとしては、大体の傾向として、船舶、飛行機、弾薬、火薬等の製造に向うのではないかと思はれる」と答へ、又、「MSA協定締結後は、我が国の産業に急激な変革が招来されると思は

れるが、ただ単に国際収支の点ばかりを重視して、徒らに再軍備の線を強化する政策をとれば、我が国の産業構造が軍需産業を中心に転換して行く危険があると思はれる。我が国を東亜の兵器廠たらしめるというようなことは極めて危険な考へ方であり、将来東南アジア等との貿易の不振を招く結果となる心配はないか」という質問に対し、愛知通産大臣は、「現在我が国が持つていられる設備だけによつても軍需関係の域外発注を十分こなしている状態であるから、今後著しく軍需産業に転換をさせるようなことのない限り、目下のところその心配はないと思はれる。なお、防衛関係の産業の構造については、着実に将来長きに亘つて経済第一主義を重点として考へるべきものと思つていられる」という答弁があつたのであります。

第六は、自衛力の増強と国庫負担力の問題であります。「我が国の防衛費として国民所得の何パーセント程度を出し得ると思つているか、アメリカの国会内では日本は、日本の歳出総額の二〇〇程度は出せるといふ意見があるというのを聞くが、政府は今後も引き続き防衛力の漸増を継続して行くか」との質問に対し、小笠原大蔵大臣は、「国民所得に対する国防費の割合といつても、富裕な国の国民所得と貧乏国の国民所得とは同一に論じられないと思ふ。現在の我が国の場合にあつては、国民所得の三〇以内くらいが穏やかなところであろうと思はれる。本年度の我が国の国防費は千四百五十三億円であるから、その額は歳出総額の一割四分強になつてはいるが、只今のところこの程度が適当なところであろうと思はれる」と答えているのであります。

次に、「自衛隊を作ること、勿論我が国のためのものであるが、これは即ちアメリカのためでもあるから、ガリオア、イロア等による債務は棒引されても然るべきだと思ふが、政府はこれをどう考へるか」という質問に対し、小笠原大蔵大臣は、「独立国としてガリオア等は一応債務と心得ている。尤も学童の給食等のごとき分については免除されてもいいのではないかと考へている」という答弁があつたのであります。

次に、「近代国家の国策の中心は財政、外交、国防の三つであるが、自立経済の確立ということは最も重要なことであり、本年度の一兆円の予算の貫徹はいいが、国防関係国費の圧縮と、軟弱外交の排除が大事なのではないか」という質問に対し、小笠原大蔵大臣は、「国防費は国力を超えたものであつてはならない。自衛力の漸増もこの線を逸脱してはならないと思ふ」と答へているのであります。

次に、「我が国の国力から見て、本年度の防衛支出予算は多過ぎるのではないか。国力に應じてという考へなら、昭和二十八年年度よりはむしろ減額するべきではないか。MSA協定に強圧されて国力にふさわしくない支出を強いられているのではないか。元来軍事費というものは、いずれの国においても累増する傾向を持つてゐるが、明年度予算においては総額千五百億円程度にとどめることができるか」という質問に対し、小笠原大蔵大臣は、「未だ何ら成案を持つてゐるわけではないが、財政計画としては、今年度の額以上を防衛費に支出することは困難であろうが、それも国民所得の増加と国際情勢の変化等をよく勘案して決定されるべきものと思ふ。但し一

兆円予算から見ても、本年度の防衛費千四百五十三億円は必ずしも過大であるとは思へない」との答弁がありました。

次に、「我が国の自衛力の漸増は、アメリカの援助によるところが多いが、今後とも引き続きアメリカの援助を受けるつもりか」という質問に対し、吉田総理は、「我が国の自衛力の漸増は、日米安全保障条約の範囲内において国力の可能な程度以内でやつてゐることであつて、徒らにアメリカその他、他国の援助に頼つてやつてゐるものではない」と答へ、又「駐留軍が全部引揚げた場合、我が国の防衛に要する兵力はどのくらいのものと思へるか」という問いに対しては、「駐留軍の実兵力が全く不明であるが、この点は飽くまで自主的に考慮すべき問題である」と答へてゐるのであります。「自衛隊の増強と共に米駐留軍は漸次撤退する建前であるというが、米駐留軍の完全撤退の時期はいつ頃の見込みであるか」という問いに対し、政府は、「我が国の自衛力が増大するに連れ、駐留軍の引揚げることは明らかであるが、自衛隊の隊員を募集し、採用するに連れてだん／＼に自衛力の増大することは当然であるが、新規採用の者が一人前の自衛隊員となるまでには相当の訓練を要するし、国家財政の上から、にわかには大なる隊員とその装備、艦船、航空機等を整備することは困難であるから、米駐留軍と同程度に達するまでには、なお相当の日時を要するものと思はれるので、只今のところ、はつきりした見通しはつけかねる」との答弁でありました。

第七は、防衛庁の機構の問題であります。「防衛庁設置法案によれば、防衛庁の内部部局は長官官房のほか、新たに設けられた教育局

を加えて五局となつてゐるが、戦前の実績に徴して医務局の設置を必要としないか、軍医学の伝統は一朝一夕にできるものではなく、これを育成して行く必要があると思ふが如何」という問いに対し、木村保安庁長官は、「御尤もな御意見ではあるが、直ちに実現することは困難であり、現在、部隊には衛生官を配置して、その下に医務課長を置き、でき得る限り医療衛生の面について意を用いてはいるが、防衛本庁に医務局を設けることは近き将来に実現したいものと思ふ」との答弁でありました。

次に、「保安庁長官のブレーンは参事官であるということであるが、定員八名の参事官のうち六名は防衛庁内局の官房長及び五局長に補せられ、残る二名は機動的に長官を補佐する役割を持つものであるとすると、参事官は幕僚長に比して一段高い地位にあるごとくに見えるが、この点はどうであるか。政治が軍事に優先することは不可欠の要件であるが、参事官と幕僚長との関係は、一見官僚優先の観があり、長官は参事官と幕僚長とをいづれに重きを置いて考へてゐるか」という質問に対し、木村保安庁長官は、「御尤もなお尋ねであるが、参事官も幕僚長も、共に等しく長官の補佐機関として上下はないのであつて、ただ参事官のほうは、専ら防衛庁の所掌事務に関する基本的方針の策定について長官を補佐するものであり、幕僚長のほうは、幕僚監部の所掌事務の面から長官を補佐すると共に、長官の命令を配下の部隊に下達し、執行させるという両面の職務権限を有してゐるものであつて、結局参事官も幕僚長も、共に長官の最高ブレーンであるには何ら変りはない」と答弁がありました。

た。

第八は、制服職員の内部部局幹部への採用制限の撤廃に関する問題であります。「この改正案において何故に従来あつたこの制限を撤廃したのか」という問いに対し、木村保安庁長官は、「文官優位という言葉は使いたくない。政治が軍事に優先するということは飽くまでこれを堅持すべきであるが、防衛庁の内部部局の職員と陸、海、空自衛隊の隊員との間の融和を図ることが大事であり、一たび制服職員となつた者は、単に自衛隊員であつたという経歴のみで、如何に適材の士であつても、これを内部部局の幹部には絶対任用し得ないという禁札を設けておくことは有害無益であると信ずる。但し、現在部内に、そういう不平不満があるわけではないし、制服職員を今直ちに内部部局に採用せんがために、この制限を撤廃するというような考へでは毛頭なくて、それ／＼に適材適所、而も渾然一体となつて国の安全を図るといふ崇高なる使命に徹せしめたいとの念願によるものである」との答弁でありました。

第九は、隊員の精神的支柱の問題であります。「自衛隊の隊員の支柱をどこに置くのか」という質問に対し、木村保安庁長官は、「自衛隊法案の第五十二条に、服務の本旨として、隊員は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養ひ、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、強い責任感をもつて専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の、完遂に努め、もつて国民の負託にこたへることを期するものとする」と示してある通り、団結、

規律、修養、責任感、挺身の心がまえに尽きていると思う。過去の軍隊教育においてよく見られたような、徒らに生命を軽んずるといふことは禁物であると考えている」と述べているのであります。

第十は、海外派兵の問題であります。「国民の間に防衛力増強に伴つて、保安隊が自衛隊となり、形の上で陸、海、空三軍の復活となり、これに伴つて海外派兵の噂が高いが、これに対し何らかの国民を安心させるため総理の確言を得たい」、こういう質問に対し、吉田総理は「海外派兵はいたしません。今のうちには海外に部隊を派遣するなどということはいたさないほうがよいと思う。国民の好まないこととはしない」と答え、又「外敵の侵略があつた場合、敵の侵略基地に出かけて攻撃をするというようなことはないか」という問いに対し、木村保安庁長官は「自衛隊の出動は、真に止むを得ざる場合にのみ発動する自衛行動であつて、積極的に部隊を海外に派遣するなどということは考えられない」と答えているのであります。

又、これに関連して、「MSA協定の中には、海外派兵のことは表面何ら触れていないが、将来東南アジア同盟などに加入することになれば、勢い相互援助の建前から海外に派兵することにもなるのではないか」という質問に対し、岡崎外務大臣は「東南アジア同盟の問題については、これまで政府として何ら具体的な申入れを受けていない。軍事同盟を予想して、MSA協定を締結したなどということは思いもよらないことで、時間的な関係から見ても、かかることは考えられないことである」と答えているのであります。なお、これに関連して「他国と軍事同盟を結ぶ場合は憲法を改正

する必要があると思われるし、国連に加入する場合等も、憲法の改正を要することと思うが如何」という質問に対し、岡崎外務大臣は「軍事同盟を結ぶということは現憲法下ではできない。又国連に加入する場合も、その条件如何によることであつて出兵の義務などの条件がその中にあるれば、我が国としては当然問題として考慮すべきである」と答えているのであります。

その他岡崎外務大臣は、衆議院において、「MSA援助は三年ぐらいは続くであろうと述べたということであるが、真実であるか、来年度の交渉は始めているのか、艦艇貸与協定は当初無償のつもりであつたが、のちに有償となり、更に旅費二億五千万円を要する。又貸与協定第三条によれば、米側の必要によつても引揚げられるであろうと思われるので、自主性が全くないのではないか」という問いに対し、岡崎外務大臣は、「MSA援助は三年ぐらいは続くであろうと思つている。来年度分の援助については未だ交渉してはいない。艦艇貸与はMSA協定に基づく贈与であり、その他のものは貸与である。旅費を要するのは、当方の自力で運航して来るための諸経費である。米側が場合によつて自国の防衛上の必要で貸与艦艇を引揚げない場合はないと言えないが、かかる場合は止むを得ないことであり、このため我がほうの自衛には別段の支障はないものと考えられる」との答弁がありました。

日米行政協定第二十四条は「必要な共同措置を執り」云々とあるが「共同措置とは自衛隊の出動をも含む意味か」という問いに対し、木村保安庁長官は「日米間に緊密な連絡をとつて共同行動をと

ることにはなるが、自衛隊を米軍の指揮下に任せようなどとはない。飽くまでも自衛隊は自衛隊として自主的に行動をとるものである。もと／＼自衛隊の出動には自衛隊法第七十六条により国会の承認を要する。従つて自衛隊の行動については、何ら米軍の指揮命令を受けるようなことはないのみならず、何らの製肘も受けない」と答えており「共同措置をとるための協議」というのは「如何なる機関がこれに当るのか。これは部隊の出動と直ちに關連する重大な問題であるが如何」という質問に対しては、木村保安庁長官は「双方から適任者を出して協議する、原則としては両国の政府を代表する者の間に協議を行うこととなる」と答えているのであります。「行政協定第二十四条によれば、我が国の領域に敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じた場合には、日米両国政府は防衛のため必要な共同措置をとり、直ちに協議しなければならぬ」とあるが、この規定にかかわらず、我がほう独自の見解で行動することもあり得るか。又有事の際に日米共同作戦の場合の指揮権をどうするか」という問いに対し、木村保安庁長官は「例えば我が国の或る地点に突如として外敵の攻撃を受ける場合も起り得ると思われるのであるが、かかる場合米側と協議する時間がないような場合は、勿論自主的に行動する。又有事の際の日米共同作戦を遂行する場合の指揮権をどうするか」ということは重大な問題で、日本部隊の中にアメリカの部隊が入る場合もあり得るし、種々の場合があるものと考えられるから、更に研究したい」との答弁があつたのであります。

アメリカの軍事顧問団について、「顧問団は各部隊に配属されて、

間接的に部隊を指導するのではないかと思われるが、その職務権限は如何なるものであるか、各部隊或いは各学校等からは引揚げて、中央だけに駐在する考えであるか」という質問に対し、岡崎外相は「軍事顧問団の所掌する事務は、日米相互防衛援助協定第七条に明記されている通りで、同協定に基づき、アメリカから、日本政府に供与される装備、資材及び役務に關するアメリカ政府の責務を遂行し、且つこの協定に基づいて、アメリカ合衆国政府が供与する援助の進捗状況を觀察することを任務としているものであつて、直接には勿論、間接にも部隊を指導するとか部隊の行動に干渉するなどということはない。恐らく中央に留つてその職務を行うものと思われているのであります。

次に「自衛隊員の採用については、従来通り募集制度をとつていようであるが、最近応募者が激減しているということを聞くが、その実情はどうか。又自衛隊の隊員を漸増する方針だが、任意募集の制度もその限度があるであろう。今後の見通しについてどのくらいまでは募集によつて増員することができると思つておられるか」という問いに対し、保安庁当局は「応募者が若干減つて来ていることは事実であるが、その原因はほかにいろいろあるようであつて、現在のところ、隊員の補充には別に支障はない。比較的少数の応募者の中からでも、質的に優秀な者は得られる状況である」と答えており、木村保安庁長官は「募集制で増員のできる限度はおよそ二十二、三万くらいかと思われる」と答えているのであり

ます。自衛隊法案の第六十六条中に、予備自衛官の員数を一万五千人としている根拠は何か。又その任用期間を三年とする理由は如何」という問いに対し、保安庁当局は、「本年は任期満了の者が約四万五千人あり、そのうち農村、漁村出身者の数を目標として一万五千人としている。又予備自衛官の任期を三年としたことは隊員として修得した技術の面を考慮して三年程度が適当と考える」との答弁があつたのであります。

以上、防衛二法案に関する主なる問題点について、質疑応答の概略を御報告いたしました次第であります。

法案審議の最終段階に至りまして、国防会議の構成等に関し、緒方副総理より政府の正式見解の説明がありましたので、本委員会は、国防会議の重要性に鑑みまして、特に時間を割いてこれに関する質疑を行なつたのであります。今簡単に国防会議の問題につきまして、委員会における審議の経過を申し上げます。

国防会議の問題につきましては、法案審査の当初におきまして、五月二十日保安庁より国防会議の構成等に関する件、保安庁において研究中の案（未定稿）なる一資料の配付を受けたのであります。これが保安庁事務局の一試案に過ぎず、更に五月二十二日、重ねて本村保安庁長官より保安庁案として国防会議の構成等に関する件と題する資料を提出したのであります。本委員会は、本村長官より提出された「国防会議の構成等に関する件」なる文書といえども、政府の一部局案であつて、政府を代表する正式なものと認めることができないから、防衛二法案審議の期間中に、政府より国防会

議に関する法律案を提出すべきであるとし、若し右の法律案が間に合わない場合には、少くともこれに代るべき政府の確定案を提示されない限り、二法案の審議を進めて行くことができないとして、政府に対し、強くその提出を要望したのであります。その結果五月二十八日夕刻に至り、緒方副総理が本委員会に出席して、「国防会議の構成等に関する件」と題する資料を配付し、これは保守三派の折衝が妥結した結果によるものであつて、未だ正式の閣議の決定を経ておらないが、自分は責任を以てこれを閣議の成案としたと思うと述べ、その内容を説明されたのであります。本委員会といたしましては、以上のようないきさつを経て、五月三十一日に至り、改めて緒方副総理の出席を求めまして、この提出された政府案に関し質疑を行なつたのであります。その質疑の概要は、次のごとくであつたのであります。

第一点は、「憲法において軍備が否定されている日本においては、仮に国防会議という大袈裟なものを作るとしても、その内容は軍備を有する諸外国の国防会議との間にはおのずからはつきりとした區別を付けるべきではないか。例えば軍備を否定する日本としては、規模においてもでき得る限り小規模でなければならぬ。又武官も多数国防会議の議員を選ぶことはもとより避けるべきである。又国防会議の目的も、戦争の準備とか、曾つての戦争指導会議のようなものではなく、如何にして戦争を避けるか。如何にして平和外交を推進するか。如何にして民心を安定させるかということに国防会議の根本目的とすべきではないか」という質問がありました。これに対

して政府側より、「いわゆる軍備という言葉に値する軍備を容易に持ち得ないことは事実であるが、日本を包む今日の国際環境の下において、外国の日本に対する侵略の意思が若しありとすれば、日本としては防衛力のないとあるとにかかわらず、あらゆる場合に備えて国防会議の協議する範囲をきめておく必要がある」という答弁でありました。

第二点は、五月二十八日、緒方副総理より提出された政府案が、先に配付された保安庁案と相違する点の一つは、政府案は、国防会議の構成員のうちに民間人を参加せしめた点であるが、「如何なる理由で以てかかる変更をしたのであるか。民間人を参加せしむべしとする主張の理由として二つある。その一つは、総理大臣に極度に集中している権限を抑制するために必要である。例えば防衛出動の可否のごとき国の運命を左右する重大なる問題を総理大臣の専断に委ねる危険を防ぐために民間人の参加が必要であるとする主張である。又他の理由として、防衛二法案の内容を見ると、武官が防衛の実権を握る建前であることが明白であつて、この点曾つての軍閥のごとき軍部進出の弊害を除くために民間人を加えることが必要だとする主張があるが、政府はこれらの点を如何に考えておるか。又国防会議の議員として民間人を参加させる場合、総理大臣の前歴のある者に限つた理由は何か。総理大臣必ずしも適任とは限らぬではないか」という質問がありました。これに対して政府側からは、「当初民間人は成るべく参加させたくないという考え方であつたが、三党折衝の結果、総理大臣の前歴を持つ者の中から若干名を選ぶことに方

針を変更したのである。民間人を加えたのは、総理大臣の権限が強大となつていゝのを防ぐという考え等からではなく、識見の高い練達之士を選び、このようにして慎重の上にも慎重を重ねて判断の公正を期したいからである。権限が総理大臣に集中していることは、責任を明確にする上からむしろ当然のことである。

〔議長退席、副議長着席〕

特に総理大臣の前歴のある者を選んだのは、民主主義の下、国家の重鎮として、国会の同意を得て任命する、識見の高い練達之士こそ最も適任であるという考えに基くものである」という答弁でありました。

第三点は、「国防会議の構成は、現憲法の規定する内閣責任制を侵害することはないか。即ち国防会議が防衛出動の可否という重大な問題を審議し、その決定を左右するということは、行政部の内閣責任制を分散する虞はないか」という質問がありました。これに対し、政府の答弁は、「国防会議は飽くまで政府の諮問機関であつて、政府は国防会議の意見を参考とするに過ぎない。最後の決定は内閣にあるから、内閣責任制に反することはあり得ない」との答弁でありました。

第四点は、「国防会議に事務局を設け、この方面の専門家やその他の民間人を参画させ、立案に専念させることが、広く国民の意向を反映せしめる上において必要ではないか」という質問がありました。これに対し政府側より、「国防会議の庶務は、内閣において常設の作等、防衛庁の内局が関係各省と協議の上主として

所掌することになつてゐる。特に国防会議の下に龐大なる事務局を設けることは、これらに会議を動かす力を持たせる危険があつて、これは国防会議の本来の性格を無にするものであるから、かような点からも事務局を設けないほうが望ましい」という答へでありました。なお、緒方副総理より示された国防会議に関する政府案は、六月一日の閣議において正式に決定されたことでもあります。

次いで内閣委員会は、六月一日の委員会に吉田内閣総理大臣の出席を求め、防衛二法案の審議の縮括りとして次のような総括質疑を行なつて、総理の外遊に先立ち政府の所信を確かめたのであります。その第一点は、「原水爆に対する政府の防衛政策如何」という質問であります。これに対し、「原、水爆の問題は、全世界に關係のある問題であつて、政府としてもこれに注意を怠らないが、直ちにこれに対する防衛政策を立てることは至難である」との答へでありました。

その第二点は、「日本は東南アジア条約機構及び太平洋防衛同盟に加入する意思ありや」という質問であります。これに対し、「日本の防衛の問題は、日米安全保障条約にとどめたいので、東南アジア条約機構や太平洋防衛同盟には加入する考えはない」という答へでありました。

その第三点は、「保安庁を将来独立の国防省にする考えありや」という質問であります。これに対し、「保安庁を独立の国防省にする考えは現在ない」という答へでありました。

その第四点は、「将来徴兵制を布く考えありや」という質問でありました。竹下委員は、緑風会を代表して原案に賛成の旨を述べ、近時の国防情勢は、必ずしも戦争を招来する風潮を見せてはいないが、それが直ちに防衛無用ということにはならない。我が国は敗れたりとは言へ、自主独立の気魄を持つて憲法に背反せざる範囲内で自衛態勢を確立すべきである、但し防衛態勢は飽くまで国力に副うべきであると述べ、なお、政府に対し二、三の要望の点を述べられました。木村委員より、無所属クラブを代表して原案に反対である旨、そしてその反対の理由は、本法律案は、第一に、米国の権威に隠れた憲法違反の法案である点、第二に、新設される自衛隊は日本の自主的なものでない点、第三に、二法案の内容は支離滅裂である点、第四に、防衛計画の規模が国民生活の負担を重くする点、

〔副議長退席、議長着席〕

第五に、ビキニ水爆の実験以来、武力による防衛は完全に意義を失つた点、第六に、再軍備体制は日本をアジアの孤児たらしめる契機を作る点、第七に、再軍備が米日独占資本の利潤確保の道具であるに過ぎん点を指摘して、両法案に反対する旨の発言があり、堀木委員より、改進黨を代表して、原案に賛成である。自衛権は国民の基本的人權と同様に国家固有の神聖なる権利である。世界に二大勢力

ます。これに対して、「徴兵制を布く考えはない」という答へでありました。

第五点は、「自衛隊増強は、地上部隊を主とするか、三軍均衡方式をとるか」という質問であります。これに対し、「自衛隊増強については、海、空に力を注ぐ必要があるが、これも財政上の制約を受けざるを得ぬ」旨の答へがあつたのであります。

なお右質疑の終了後、保安庁当局より、現在の保安隊、警備隊の装備等、現有勢力について詳細なる説明がありました。

次いで石原委員より質疑打ち切りの動議が提出され、植竹委員より賛成の旨、又木村委員より反対の旨の発言がありましたので、右の動議につき採決をいたしましたところ、多数を以て可決せられました。

ここにおいて直ちに本二法案の討論に入つたのであります。岡田委員は、社会党第四控室を代表して本二法案に反対である旨、その反対の理由は、自衛隊は憲法第九条に違反するものである点、自衛隊は真に日本の防衛の必要のために生まれ、増強されたものでないという点、その他反対すべき多くの点が挙げられたのであります。

長島委員は、自由党を代表して政府原案に賛成の旨を述べ、賛成の理由並びに要望事項等かずく用意してはおるが、時間の關係上その全部を本会議に譲る旨の発言がありました。

山下委員は、社会党第二控室を代表して両法案に反対である。本法案は、第一、憲法蹂躪の法案であるという点。第二、平和破壊の法案であるという点。第三、米國従属の防衛計画案であるという

の対立する今日、國の平和を希望するだけでは平和を実現することはできない。自衛体制を整えることこそ独立と防衛を確保するゆえである。自衛力のない國は外國の侮りを受け、又國民精神の萎靡沈滞を招く、政府のこれまでの再軍備政策は自衛軍備をごまかした欺瞞的なものであつた。併し民主國家にふさわしい民主的自衛軍の創設は、現憲法に何ら違反するものではない旨の発言があり、三浦委員は、純無所属クラブを代表して、我が國の現在おかれてゐる國際的、地理的条件から考え、武力を持つ必要があるから、原案に賛成である旨を述べ、更に次のような要望が表明されたのであります。即ち第一に、三軍方式をとることを明らかにしている点は時宜に適したものであるが、現在の自衛隊は、必ずしもこの構想がはつきり現われていないから、国力とのかね合ひで充実にしてもらいたい。第二に、武力の行使は自衛権の範囲内に限ってもらいたい。第三に、文民優位の体制を保持してもらいたい。第四に、徴兵制度を採用せぬことを言明しているが、この言明を守つてもらいたい。第五に、自衛隊の構成は軍隊と呼ばれても仕方のないあいまいな存在であるから、憲法を改正して眞の軍隊を作つてもらいたい。又、長期の国防計画の大綱を一日も早く示してもらいたい旨の要望が述べられました。

以上を以て討論が終了いたしましたので、直ちに原案につき採決いたしましたところ、多数を以て可決すべきものと議決されました。

なお、この際一言御報告いたしたい問題がございます。昨日の委

員会におきまして、参議院議員鶴見祐輔君ほか八名の発議にかかる「自衛隊の海外出動を為さるることに關する決議案」について、発議者より案の趣旨説明を聴取いたしました旨の動議が矢嶋委員より出され、この動議が成立いたしましたので、本二法案の審議の途中、鶴見祐輔君の出席を煩わしまして、右決議案について説明を求めましたところ、当委員会は、全会一致を以て、右決議案の趣旨に賛成いたすことになりました。この点を本二法案の審査報告に附加して御報告をいたしておきます。

◎自衛隊法 (昭和二九、六、九法一六五)

一、提案理由(三月十六日)

(防衛庁設置法(昭二九一法一六四)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院内閣委員長報告(五月七日)

(防衛庁設置法(昭二九一法一六四)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(六月二日)

(防衛庁設置法(昭二九一法一六四)の委員長報告と一括して掲載)

があるわけでありますが、諸外国におきましては、それ／＼この種の秘密保護に關する既存の取締り法令によつて十分にこれをまかなうことができず、これらの協定の締結にあたり、新たに立法措置を講ずる必要はないのでありますが、わが国の場合においては、在日米軍の機密を保護するためのいわゆる刑事特別法のほかには、この種の秘密を保護するための一般的な取締り法令は存在しないのでありますから、現状におきましては、これらの協定に基いて供与される秘密の装備品または情報等について、その秘密を十分に保護することはできない状況にあります。

このため、政府といたしましては、この際、その秘密を保護するために若干の規定を設ける必要がありますので、この法律案を提出いたしました次第であります。

しかしながら、この種の法律は、国民の権利に重大な影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、以下において申し述べますように、必要最小限度の事項を規定するとどめた次第であります。

次に、この法律案の内容の概略について申し述べます。

この法律案は、六箇条と附則一項からなつておりまして、第一条は、この法律において使用する言葉の定義を定めたものであります。特に、この法律において保護する秘密については、前に申し述べました両協定によつて供与された装備品または情報等のうち特定事項に限り、しかも公になつていないものと規定して、その範囲をできる限り明確ならしめるよう考慮いたしました。第二条は、さらに、国民が秘密事項を具体的に認識し得るよう、

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法

◎日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法 (昭和二九、六、九法一六六)

一、提案理由(三月二十七日)

○木村国務大臣 今回提出いたしました日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案につきまして、提案の理由並びにその内容の概略を御説明申し上げます。

御承知のごとく、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定は、本年三月八日調印を完了いたしました。目下国会の審議をお願いいたしている次第であります。同協定の第三条第一項及び附屬書Bの規定に基き、アメリカ合衆国政府から供与される秘密の装備品または情報等について、その秘密の漏洩または漏洩の危険を防止するため必要な措置を講ずる必要があります。かつまた、過般締結いたしました日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定第七条により、アメリカ合衆国から貸与される船舶についても、同様その秘密を保護する必要がありますので、これをあわせて規定し、この法律案を提出することとしたのであります。

申すまでもなく、アメリカ合衆国は、他の諸外国との間におきましても右両協定とおおむね同様な性格、内容を有する協定を締結しているわけでありまして、これらの諸外国においてもまた、これらの協定に掲げられている秘密保護のための所要の措置を講ずる必要

またあわせて秘密の漏洩を防止するため、政令で定めるところにより、標記その他の措置を講ずることいたしました。

次に、第三条から第五条までは罰則でありまして、秘密を探知または収集する罪、秘密を漏らす罪、業務上の秘密を漏らす罪、過失により業務上の秘密を漏らす罪等を規定したものであります。また、これらの規定について定められている法定刑につきましては、前に申し述べました刑事特別法等を参酌し、妥当を期したものであります。

第六条は、自首減免についての規定であります。

以上、この法律案につきまして概略御説明申し上げたのでありますが、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院外務委員長報告(五月十三日)

○上塚司君 たいま議題となりました日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案につきまして、外務委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、三月二十七日日本委員会に付託せられ、同日木村国務大臣より提案理由の説明が行われました。そうして、その後五月十二日に至るまで会議を開くこと前後十回、その間、外務法務連合審査会を開きました。また、新聞、出版、産業及び法曹各界の代表者を参考人として意見の聴取を行う等、慎重に審議を重ねました。御承知のごとく、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助

協定はすでに国会を通過し、五月一日以来効力を発生いたしておりますが、政府当局の説明によりますれば、同協定の第三条第一項及び附属書Bの規定によりますと、アメリカ合衆国政府から供与される秘密の装備品または情報等については、その秘密の漏泄または漏泄の危険を防止するため必要な措置を講ずる必要があります。かつまた、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定第七条により、アメリカ合衆国から貸与される船舶についても同様その秘密を保護する必要がありますので、これをあわせて規定して、この法律案を提出するに至つた次第であるとのことでありました。

続いて、木村国務大臣、岡崎外務大臣及び政府委員に対し、各委員より活発なる質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ることとし、そのうち最も注目すべきもの二、三をあげますれば、次の通りであります。

MSA協定は秘密保持に關して必ずしも立法措置を義務づけていないではないかとの委員の質疑に対しましては、元來わが国においては、戦後在日米軍の機密を保護するためのいわゆる刑事特別法以外には、防衛上の秘密保持に關する一般的な取締り法令が一つもありませんので、米国から供与される秘密の装備品または情報等について、その秘密を十分に保護することができない状況にあり、政府としては本法律案を制定することを最も必要と信ずるとの答弁でありました。

次に、本法律案は米国側に提示されて立案されたもので、自主的な法律案ではないかとの質疑に対しましては、政府として

は、日米相互防衛援助協定に基き、秘密保持に關し日米兩國政府が合意する措置をとればよいのであつて、日本政府は本法律案を最も適当と考えて立案したものであり、米国側はこれに対し合意を与えたもので、本案の内容は日本政府が自主的に作成したものであるとの答弁でありました。

次に、本法が実施されると検閲制度が復活するのではないかとの質疑に対しましては、政府としては、検閲制度のごときものは全然考えていないとの答弁でありました。

また、防衛秘密の範囲が広過ぎはしないかとの質疑に対しましては、政府は、米国政府から供与される装備品等に關する事項にのみ限定され、しかも、いまだ公になつていないものというふうに、二重のしほりをかけてあるから、その範囲は決して広大なものではないとの答弁でありました。

また、不当な方法で防衛秘密を探知しまたは収集した者の処罰規定を設けているが、不当な方法というのは明確を欠き、拡大解釈されやすく、言論、報道の自由を圧迫するおそれなきやとの質疑に対しましては、政府側は、この不当な方法という用語は、日米行政協定に伴う刑事特別法にもすでに同様な規定を設けており、これが拡大解釈をもつて報道界その他に災いを及ぼすようなことは万ないものと信じており、現に刑事特別法の違反事件はわずかに二件あつたが、いずれも不起訴に終つたという答弁でありました。

また、本法の実施に伴い、秘密裁判が行われ、基本的人権が侵害されるのではないかとの質疑に対しましては、裁判は裁判所におい

て、憲法第八十二条の規定に従つて、原則として公開で行われるものであるとの答弁でありました。

以上、質疑終了の後、本月十二日討論に入りましたところ、改進黨並木芳雄君、日本社会党福田昌子君及び日本社会党河野密君から、それらの党を代表して反対の意見の開陳があり、また自由党今村忠助君から、同党を代表して賛成の意見が述べられ、続いて採決の結果、十二対十二の可否同数となりましたので、国会法第五十条により、委員長の決をもつて、本案は原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告(五月二十六日)

○郡祐一君 只今上程されました日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案の委員会における審議の経過とその結果について御報告いたします。

先般、日本国とアメリカ合衆国との間に相互防衛援助協定と船舶貸与協定とが締結されまして、合衆国から我が国に対して、船舶、航空機、武器、弾薬等の装備品や資材を貸与することになりました。これらのうちには、相当高度の秘密を持つものがあり、かようなものにつきましては、貸与する当事国が、その秘密の保持を期待するのは当然でありまして、協定と一体である附属書でこの趣旨が明定されておるのであります。アメリカ合衆国と、大体同一の性格内容を有する協定を締結しております諸外国も、又同様に秘密保護のた

め所要の措置を講じなければならぬわけですが、これら諸外国におきましては、この種の秘密保護に關する既存の取締り法令によつて十分に賄うことができますので、新たに立法措置を講ずる必要はありません。我が国におきましては、いわゆる刑事特別法はあります。これは、在日米軍の機密を保護するためのもので、国内的の秘密を保護するための一般的な取締り法令は存在しないのであります。

本法案は、かような趣旨、目的及び必要性に基いて提案されたものであります。

本法律案は、六カ条と附則一項より成るものであります。その概略について申述べますと、第一条におきましては、用語の定義を定め、特に防衛秘密たるものとして、特定事項にして且つ公けになつていないものと規定し、第二条は、国民が秘密事項そのものを認識し、併せて秘密の漏せつを防ぐため、秘密の物件その他に標記を附する等の措置を講ずることを定めております。第三条から第五条までは罰則でありまして、秘密を探知又は収集する罪、秘密を漏らす罪、業務上の秘密を漏らす罪等を規定し、業務上の秘密については、過失犯を認め、更に独立犯としての教唆、扇動を認めております。第六条は自首減免についての規定であります。

本法案は、先ず本会議において提案理由の説明及び質疑応答がありました。委員会は極めて慎重且つ熱心に審議をいたしましたのであります。回を重ねますこと二十一回に及び、その間、外務委員会と連合し、或いは公聴会を開き、各界の公述人より意見を聴取した

しました。審議の過程におきましては、殆んど全委員より適切なる質疑がなされました。問題となりました事項は、法案の内容に関することは勿論、本法案と憲法及びMSA協定との関係等の根本的なことについてであります。それらは非常に多岐広範囲に亘りますので、詳細は会議録に譲りたいと思いますが、その主な点を申し上げますと、大体次の通りであります。

現行刑法は、旧刑法の外患の罪の大部分を削除したが、これは憲法第九条に照応するもので、外国の侵寇に対し、組織的な抵抗力を持つことは許されないのではないか。かような見地に立つと、自衛隊の存在は違憲であり、本法案も同様になるのではないかという点。或いは基本的人権と、これを制限し得るとする公共の福祉の性質とその関係。MSA協定第三条第一項の、両政府の間で合意する秘密保持の措置の意義及び本法案との関係。米国との関係において本法案のごときものを制定する必要があるか、法律でなく、行政庁の内部措置のみで足りないかという点等であります。法案の内容については、「公になつていないもの」の意義が先ず問題となり、特に標記の有無と犯意との関係、防衛秘密の本質、政治犯と裁判の公開等であります。次に、「情報」、「不当な方法」、「業務」等の意義、学者の研究や報道人の取材活動と本法の取締との関係、秘密の区分、本法を修正した場合に協定の実施に及ぼす影響、第三条の罰則において、刑が一本になつているが、これを区分すべきではないか等についてであります。

これに対し政府より、それ／＼答弁がございましたが、その主なも

のを申しますと、大体次の通りであります。

憲法上の問題は、結局、自衛隊が憲法上許されるか否かの問題に帰するわけであつて、戦力に至らざる程度の自衛力を持つことは憲法に違反するものではなく、従つて、それに関し、或る程度の秘密保護の用途を講ずることは当然である旨、協定第三条の合意とは、防衛秘密の内容、具体的には本法案第一条第三項の各号について合意すべきことを意味するのであつて、法律を以てするや否やは、日本が独自の判断によつて決定する事項である。ただ米国と同等にするためには法律による必要があると考へる旨の答弁がありました。法案の内容につきましては、先ず「公になつていないもの」の意義であります。即ち、「公になつていない」とは、不特定多数の者が知り得る状態にある場合をいうのであつて、それは、国、場所、手段、方法の如何を問わない趣旨である。従つてこれは犯罪構成要件についての「しほり」となるわけである。国民の大多数は、いつ、どこで公になつたか知らない場合が多いので不安だという点については、本来、本法案の防衛秘密は、相当高度な科学的な秘密であるが故に、一般国民の日常生活に殆んど無関係な上に、この点についての挙証責任は検察側にあるので、この非難は当たらない。なお公になつていないことについても認識を必要とするが故に、標記が脱漏していた場合においては、多くの場合、犯罪は成立しないとの答弁がありました。「不当な方法」とは、社会通念上不当なる観念であつて、例えば金品その他で誘惑したり、深酒を強いたりするがごときことをいふのであつて、自宅に侵入するがごとき「不法な場合より

広い概念である旨。「業務」は必ずしも防衛関係の業務に限られない。例えば秘密漏せつ事件担当の裁判官、弁護人も含まれるわけである。要するに業務上当然知るべき地位にある場合をいうのであつて、報道業務は含まれない趣旨である旨。又、学者の研究は、たまたまそれが防衛秘密と吻合することがあつても、本法の対象にはならないし、新聞人の取材活動は、特別な意図を以てやる場合は論外として、通常の場合は、不当な方法で行われることは想像できない旨の答弁がありました。

最後に吉田内閣総理大臣の出席を求め、国会の審議権については、総理大臣より、これを十分尊重する旨、又、本法の制定が憲兵制度復活の虞がないかというのに対し、そのようなことは全く考へていない。本法の施行によつて基本的人権の侵害される懸念の有無については、その尊重に特に意をいたすとともに、個人の名誉の尊重についても国民と相協力して進みたい旨、本法の根本的改正については今のところこれを考へていない旨、原爆、水爆の脅威による文明の危機については、世界平和の達成に政府としても意を用いているが、これは世界全体の問題として好転せしめられるであろうとの答弁があり、これを以て質疑は終了いたしました。

討論におきましては、一松委員より本法案に対する修正案が提出され、その趣旨について説明がありました。その全貌は会議録に譲りますが、主な修正点は次の通りであります。

第一に、罰則のうち、防衛秘密の漏せつについて、我が国の安全を害する目的を以てするものと然らざるものとを分ち、特に後者の刑

を軽くして五年以下の懲役に処することとし、第二に、第三条及び第四条の「業務により」を、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により」との趣旨に改めるとともに、第三に、過失漏せつについて、右の業務による場合と、それ以外の業務による場合とを分つて、後者の刑を軽減し、第四に、本法案の第七条として、法の解釈適用について、国民の基本的人権を侵害することのないように規定を設ける等の点であります。

なお一松委員より、この修正をなすに当つては、防衛秘密の保護の趣旨を一般国民に周知させることによつて、一般国民が不注意で本法の罪を犯したり、不当に国民の言論出版等の自由が抑圧されないような特段の考慮を払うことを要望する趣旨の附帯決議案を提案し、本法案に賛成する旨の発言がありました。

次いで青木委員より、「一松委員提出の修正案、修正部分を除く原案及び附帯決議案にそれ／＼賛成する。本法案は、日米相互防衛援助協定に伴つて、日米両国間の申合せにより、国際信義に基き、我が国の安全を防衛する必要上立案せられたものであつて、戦争放棄と国民の基本的人権の尊重の憲法の規定に違背するものではなく、反対論の多くは運用上の懸念から来るものである。その取締の範囲及び処罰の内容についても十分なる制約がなされているので、善良なる国民を脅かすものでなく、一般人の故意、過失を対象とするものではない。修正案については、字句を明確にし、処罰の均衡を合理化した点、解釈適用についての訓示規定を設けた点等、いづれも適切であり、附帯決議の趣旨も妥当である」旨、楠見委員よ

り、MSA協定が成立した以上は、協定上必要な義務は、国際信義上守らねばならないという意味で、本法案をよいものにしたという立場をとると前提され、原案は種々の疑点、例えば「公になつていないもの」、「不当な方法」とかいうようなものがあるし、又濫用の危険がないわけではないが、修正によつて疑義も明確にされ、又訓示規定を入れて濫用の危険の防止が図られ、又、刑や業務を区分したこと等、適切な修正がなされたので、本法案は一応妥当であるとして解されるとの趣旨で、修正案、修正部分を除く原案及び附帯決議案にそれ／＼賛成する旨の発言があり、更に本法の運営に当つては慎重なことが要請されるので、総理府に防衛秘密審査会というようなものを設け、本法の罪は総理大臣の請求を待つて論ずることとし、総理大臣はその請求に当つては、審査会の意見を聞かねばならないとするような制度を設けたいとの構想を、希望意見として述べられたのであります。次に棚橋委員は、本法案はMSAによる義務立法であるが、日本国がMSAによる援助を受けるためには、その代償として軍事的協力、経済的協力などの、国力に必ずしも相当しない苛酷な条件を満たさねばならぬ。なお、自衛力漸増のために新武器の研究発明などもあるが、これに伴う秘密の範囲が拡大されることは、国民生活が圧迫され、往年の憂鬱な事態に立ち帰るように思われる。又本修正案によつて法条の意味、例えば業務の意義などの不明確の点は、若干はつきりはしたが、「公になつていないもの」、「不当な方法」などは、やはり不明瞭な点が解消されないばかりでなく、報道の自由は、或いは却つて圧迫されるようにさえ考えられるところもあるの

で、本修正案に賛成するわけにはいかんとの理由で、修正案、原案及び附帯決議に反対する旨、次に亀田委員は、本法によつてその秘密を保護される兵器を使用する保安隊の存在が、憲法上許されないと思ふから、本法に違憲の虞れが十分あること、本法の施行によつて基本的人権、例えば表現の自由が制限を受けることになる。基本的人権が制限されるためには、公共の福祉のためにする切実な要求がなければならぬが、これがそれほど差迫つたものと考えることができないから、結局公共の福祉の濫用である。修正案についても、秘密保護のためには、保安隊等防衛秘密に携わる職務にある者が、先ず第一に真剣にこれに当るべきだが、そのための修正が行われていない。その他各法条について、「不当な方法」の語義は甚だ不明で、その適用に拡張解釈される虞れがあるし、漏せつ罪については、見方によつては、原案より拡げられた結果となつてゐる。その他各条についても疑義が晴れない。なお、この法案によつて、国民の一切のことを知ることをの権利が、新らしく一部分阻まれ、憲兵制度の復活は、政府は否定しているにかかわらず、予想されることである。これらの諸点を考え合せて、修正案を含めての本法案に反対する旨、羽仁委員は、元来法律は、それが是非とも必要なものであつて、且つ、濫用の虞れのないものでなければならぬ。これは法制定に関する大原則である。この原則に立つて本法案を見るときは、元来、歴史は絶えず秘密を公にして行くものであるが、本法案は、時に逆行するものであり、かるが故にさまざまの悲劇が起るわけである。又我が国には、本来の意味において、軍事秘密はないのであつて、秘密の対象が存在しない。又本法を必要とするような眼

前明白な危険はない。故にさような意味で、本法の必要性は認められない。又本法は憲法に違反するものであると共に、必ず濫用されると思われる。仮に本法が成立しても、本法が役に立つとは考えられないという趣旨を以て、修正案、原案及び附帯決議にそれ／＼反対する旨の発言がありました。

以上を以つて討論は終了し、採決に入りました。先ず一松委員提出の修正案、次いで修正部分を除く原案を問題に供しましたところ、それ／＼多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

更に、一松委員提出の附帯決議案につきましても、同様多数を以て、可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告いたします。

◎昭和二十九年四月及び五月における凍霜等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法

(昭和二九、六、九法一六七)

一、提案理由(五月二十六日)

○保利国務大臣 たいま提案になりました昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案の提案の理由を御説明いたします。

昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法 五九九

本年四月における凍霜害は、その規模において昨年の凍霜害には及ばぬものであります。部分的には相当の被害を生じ、また昨年、本年と引続き被害をこうむつた地域も多く、被害農家の経営に及ぼした影響は軽視し得ないものであることは御承知の通りであります。政府はこの事態に対処し、被害農家が今後その農業経営を維持するの必要とする営業資金が円滑かつ低利で融通せられるための措置を講じ、もつて被害農家の経営の安定をはかる目的をもつてこの法案を提案したのであります。

次に本法案の内容の概略を御説明申し上げます。まず第一は、農林中央金庫、都道府県信連、農業協同組合その他の金融機関が被害農家に対して営業資金を融通する場合に、その金融機関に対して都道府県、市町村が利子補給及び損失補償を行う経費の一部を国庫から助成する措置であります。すなわち今次の凍霜害により平年作に比し三割以上の被害をこうむり、且つその被害がその農家の通常の農業総収入額の一割以上である農家に対し金融機関が期限二箇年以内、年利六分五厘以内の金利で営業資金を貸し付け、その金融機関に対して都道府県及び市町村において年五分以内の利子補給及び融通額に対し四割以内の損失補償を行った場合に、国が融資総額三億円の範囲内において当該利子補給金または損失補償費の二分の一を都道府県に対して補助しようとするのであります。

第二は、昨年の凍霜害による被害農家が再び被害をこうむつた場合の措置であります。すなわち昨年の凍霜害による被害農家で営業資金の貸付を受けていた者が、本年の凍霜害により再び被害をこう

むつた場合、昨年借り入れた資金の一部につき一年以内の期間を限り期限を延長することを認め、これに対して利子補給、損失補償の措置を継続して行おうとするのであります。

以上がこの法案提出の理由並びに内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院農林委員長報告(五月二十九日)

(日本中央競馬会法(昭二九一法二〇五)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林委員長報告(五月三十一日)

○片柳眞吉君 只今議題となりました昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案につきまして、農林委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

この法律案は、昨年の四月及び五月の候に発生した凍霜害の被害に対してとられました措置に準じたものでありまして、本年四月、各地に発生した凍霜害によつて損失を受けた農業者に対して、資金の融通を円滑にし、これが経営の安定に資する目的を以て提案せられたものでありまして、即ち今次の凍霜害によつて、春蚕繭又は農作物の平年に比べて取量において三割以上減収し、且つこれら減収による損失額がその農家の通常の農業総収入額の一割以上である被害農家に対して、農林中央金庫、都道府県信用農業協同組合連合会、農業協同組合又は金融機関が、肥料及び薬剤等の購入その他農

業経営に必要な資金を、償還期限二年、特別の場合には三年以内で、利率年六分五厘以内の条件で、本年九月三十日まで貸付け、その金融機関に対して、都道府県又は市町村において、年五分以内の利子補給及び融資額に対して四割以内の損失補償を行なつた場合、国が融資総額三億円の範囲内において、右の利子補給金又は損失補償費の二分の一を都道府県に対して補助し、且つ昨年の凍霜害による被害農家で営農資金の貸付を受けていた者が、本年の凍霜害によつて再び被害をこうむつた場合、昨年借入れた資金の一部につき、一年以内の期限を限り期限を延長することを認め、これに対して利子補給及び損失補償の措置を継続して行うことにしようとするものであります。

かような政府の原案に対して、衆議院において、本法の対象となる災害を拡大して、四月の凍霜害のみならず、五月の凍霜害、五月の風雪害及び雹害を追加し、資金の融通を受けることができる被害農家の資格について、風雪害による被害農家に限つては、耕作上の損失額が平年における農業総収入の一割以上であれば、融資を受けられることとし、且つ補助対象の営農資金の総額を四億五千万円に増額する等の修正を加え、以上の修正に伴つて題名を昭和二十九年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案と修正して議決送付せられたのであります。

委員会におきましては、政府当局に対して、本法による措置と、昨年の凍霜害対策との対比、昨年の対策の成績、資金源の見通し、末端における融資の均霑且つ適正化の措置、損害評価の方法とその

当否、融資と同時に国の補助措置、霜害予防対策その他幾多の問題について質疑及び要望が行われたのであります。その詳細は会議録に譲りたいと存じます。かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、上林委員から、次のような附帯決議、即ち

四月及び五月の凍霜害及び暴風雪害が農家及び農作物に与えた損失は蓋し少からざるものがあり、打続く災害にて甚だ遺憾とするところである。

政府は、実情を精査し、今回成立を見んとしている災害関係法律の実施に万全を期すると共に、被災農家の救済援助及び被災作物の生育回復等に対して、過去の実績を再検討し、真に実態に応じた適切な措置を講ずべきである。

という附帯決議の動議が提出され、討論を終り、採決の結果、全会一致を以て、衆議院送付案に上林委員の提案にかかる附帯決議を付して可決すべきものと決定いたしました。右、御報告いたします。

◎昭和二十九年五月の北海道東南海域暴風雨による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法

(昭和二九、六、九法一六八)

一、提案理由(五月二十八日)

○平野政府委員 ただいま議題となりました、昭和二十九年五月の北海道東南海域暴風雨による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を説明いたします。

五月九日夜半から十日にかけ突発的に発生した暴風雨雪により、北海道全地域及び付近海域において多数の人的損失を生じ、漁業及び農業その他の物的施設にも多大の損害を生じたのであります。漁業におきましてはその被害が最も大きく、特に暴風雨通過の中心となつた北海道東南の沖合い海域において、さけ、ますその他の漁業に出漁中の漁船のうち多数のものが沈没し、行方不明となり、漁網も多く流失、損壊を見るに至つたことはまことに遺憾に存する次第であります。これら重大な被害の状況にかんがみ、この暴風雨によつて著しい損失を受けた漁業者及び水産業協同組合に対し、この際低利の復旧資金を融通する措置が緊急となつた次第であります。次に、この法律案の要旨を申し上げますれば、この法案の内容

果になる虞れがあるから、政府は、この八億五千万円の融資について、最善の方途を講ぜられたいとの希望を付して賛成意見の開陳がありました。

かくて討論を終了し、採決を行いましたところ、全会一致を以て、原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上、簡単にございますが、御報告を申し上げます。

◎自転車競技法等の臨時特例に関する法律

律（昭和二九、六、九法一六九）（衆）

一、提案理由（四月二十四日）

○福田（一）委員 たいま議題となりました自転車競技法等の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法は、それら、自転車、自動車、モーターボート各工業等の振興と地方財政の増収を目的としていることは、御承知の通りでございますが、今年度の予算の性格にかんがみ、国庫納付金が、今年度に限り停止され、これに伴い、各産業振興費が予算面から落ちることになりました。しかしながら自転車競技法等の目的にかんがみ、何らかの方法により産業振興費を支出することは、絶対に必要な事柄でございますので、関係各方面と慎重に検討を行ひまして、この法律案を提

出した次第であります。

次に本法案の概要を御説明申し上げます。第一にこの法律は、従来の国庫納付金にかわるべき納入金の制度を臨時に設けまして、これを財源として中小機械工業の設備の近代化、生産技術の向上、機械輸出の伸長その他機械工業の振興をはかるため必要な経費に充てようとするものでございます。次に、自転車、小型自動車については、それらの法律の目的にのっとり、従前とほぼ同様の方向で産業の振興をはかつて参るつもりでございます。なおモーターボートについても同様の方法をとる所存でございます。第三に振興の対象を自転車、自動車のほかに、一般機械工業の範囲まで拡大したことでございます。わが国機械工業のうち、輸出機械工業部門、重要部品製造部門、機械工業の基礎工業部門には、中小企業が多数存在しておりますが、これらの企業の設備の近代化、技術の向上は、我が国の機械輸出の増進、輸入の防遏に大きな影響を有しているのであります。しかるにこれらの企業の設備資金の調達には、諸種の隘路があることにかんがみ、これらの企業の設備の近代化を促進しようとするものであります。

第四に納入金の受入機関として自転車振興会連合会、小型自動車競走会連合会、全国モーターボート競走会連合会を選んだわけでございますが、この納入金の公的性格にかんがみ、その使途については、一切主務大臣の定める計画及び指示に従つて行なはせまるとともに、納入金の一切の取扱いは、商工組合中央金庫に委託させることとしたのでございます。

第五に、この法律の有効期限を昭和三十年三月三十一日までとし、その期間終了時における自転車振興会連合会等の資産及び負債はこれを国に帰属することとしたのでございます。すでに衆議院を通過しました補助金等の臨時特例に関する法律により、国庫納付金の停止期間が昭和三十年三月三十一日までとなつていることに対応したものでございます。

次に納入金の率については、地方財政の現状を考へまして、大幅に引下げますとともに、売上金の少いものについては納入金を免除することとした次第でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを御願ひいたします。

二、衆議院通商産業委員長報告（五月十八日）

（小型自動車競走法の一部を改正する法律（昭二九一法一四六）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院通商産業委員長報告（五月二十九日）

○中川以良君 只今議題となりました自転車競技法等の臨時特例に関する法律案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法は、それら、自転車、自動車、モーターボート各工業等の振興と地方財政の増収を目的としてあるのでありますが、今年度は予算の性格からして、それらの競技による国庫納付金が今年度に限り停

止され、これに伴つて各産業振興費が予算面に計上されないことになりました。併し自転車競技法等の目的に鑑み、又過去におけるこれら振興費のもたらした効果からしても、何らかの方法により産業振興費を支出することは絶対に必要なことと考えられます。かような見地からして関係各方面と慎重に検討を重ねられました結果、ここに一カ年間の臨時的措置として、この法律案が衆議院議員大西禎夫君ほか十六名によつて提案せられたのであります。

次に本法案の概要を申し上げます。

第一に、従来の国庫納付金に代るべき納入金の制度を臨時に設けまして、これを財源として、中小機械工業の設備の近代化、生産技術の向上、機械輸出の増進その他機械工業の振興を図るため必要な経費に充てようとするものであります。第二に、納入金の受入機関として自転車振興会連合会、小型自動車競走会連合会及び全国モーターボート競走会連合会を選定しておりますが、この納入金の公的性格に鑑みまして、その使途については一切主務大臣の定める計画及び指示に従つて行なはせると共に、納入金に関する全部の取扱は商工組合中央金庫に委託させることにしてあるのであります。当委員会における審議は極めて慎重に行われましたが、その詳細は速記録によつて御承知を願ひたいと存じます。

質疑を終り、討論に入りましたところ、高橋委員から、本法案による納入金の公的性格に鑑み、特に厳正に運用されるべきであるとし、納入金の受入れ機関である自転車振興会連合会等のなした違反行為に対する罰則規定の追加、その他所要の条文整理等を内容と

する修正案が提出され、次いで豊田委員から、次のごとき附帯決議案が提案されました。即ち

附帯決議案

- 一、自転車競技法等の臨時特例に関する法律案は、産業振興の緊急性に鑑み一年限りの暫定措置として止むを得ざる制度と認められるが、如何にも当を得ない機構、措置であるので、政府は速かに之が是正を為すよう措置すべきである。
- 二、自転車振興会等の運営については、遺憾の点尠からざるものがあると思われれるから、政府は、速かに之が監督を強化し、その改善に努むべきである。
- 三、自転車競技法等は、戦後の異常な時期に対処する制度であつて、社会経済の安定化に伴い廃止されるべきものであるから、政府は、社会経済の安定度を勘案しつつ成るべく速かに善処すべきである。

というのであります。更に加藤、天田、武藤各委員から賛成の討論が行われ、海野委員から反対の討論が行われました。

かくて討論を終了、採決に入りましたところ、先ず高橋委員提出の修正案を多数を以て可決、次いで修正部分を除く原案を多数を以て可決、よつて本法律案は、多数を以て修正議決すべきものと決定いたしました次第であります。

なお豊田委員提案の附帯決議案は、多数を以てこれを附することにしたのであります。

いたしました結果、教育委員会の委員の半数改選の制度を四年ごとに一齊に改選することに改めることとし、ここにこの法律案を提出いたしました次第でございます。

次に、法律案の内容の概略について御説明申し上げます。

公職選挙法第三十三条の改正は、教育委員会の委員の半数改選の制度を廃止して四年ごとに一齊に改選することとするためのものであります。公職選挙法のその他の規定の改正は、これに伴い、定例選挙の期日、繰上げ補充及び補欠選挙等について技術的な規定の整備をいたしましたものであります。

附則第二項の規定は、教育委員会の現在委員のうち、任期満了が早く到来する半数の委員の任期を二年延長するものであります。これによつて現在委員全員の任期満了を同一時期となるようにし、次の選挙からは一齊改選が行い得るよういたしましたのであります。附則のその他の規定は、必要な経過措置及び関係法令の整備であります。

以上がこの法律案の提案理由並びにその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決くださらんことをお願いいたします。

二、衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員

長報告(五月七日)

次に、内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、委員会におきます審議の経過並びに結果につきまして御報告

公職選挙法の一部を改正する法律

以上、御報告を申し上げます。

◎公職選挙法の一部を改正する法律

(昭和二九、六、一〇法一七〇)

一、提案理由(三月九日)

○塚田国務大臣 公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びにその内容の概略を御説明いたします。

教育委員会の委員につきましては、御承知のごとく、二年ごとに半数ずつを改選する制度がとられておるのであります。このようにいたしましたのは、教育委員会の発足の当初におきまして、選挙ごとに委員が一齊に交代することに伴つてもたらされる施策の急激な変化を回避することを主眼としたものと考えられるのであります。しかし、今日におきましては、教育委員会制度発足以来すでに六年を経過いたしており、その運用の経験にかんがみましますときは、そのような観点から半数改選制度を維持することは、積極的理由に乏しいと考えられるのみならず、現在の地方公共団体の選挙におきましては、他に半数改選制度をとつていられるものがあるまいので、これに対する選挙民の理解が薄く、投票の熱意をそぐこととなつて、選挙民の意思を十分に反映することができないというらみもあるように見受けられるのであります。政府といたしましては、これらの事情を検討し、かたゞ地方財政上の負担軽減の一助ともなることを考慮し

申し上げます。

まず提案理由を簡単に申し上げます。御承知のごとく、教育委員会の委員につきましては二年ごとに半数ずつ改選する制度がとられているのであります。これは、教育委員会という新しい制度のもとに、選挙ごとに委員の一齊交代が行われることに伴う施策の急激な変化を回避することをその主眼といたしていられるものと考えられますが、今日においては、この制度発足以来六年を経過し、その運用の経験より、半数改選制度を維持することの積極的理由に乏しいのみならず、現在の地方公共団体の選挙においては他に半数改選制度をとるものなく、ために選挙民の理解が薄く、従つて選挙民の意思が十分に反映せられないというらみもあるもので、この際地方財政上の負担の軽減の意味からも、委員の半数改選を四年ごとに一齊に改選することに改めようとするものであります。

内容について概略申し上げます。第一に、教育委員会の委員の半数改選の制度を廃止して四年ごとに一齊に改選することとし、第二に、教育委員会の現任委員のうち本年任期満了する半数の委員の任期を二年延長することにしていられるのであります。

特別委員会におきましては、まず政府当局より本案の提案理由を聴取し、さらに大達文部大臣にも熱心に質疑をいたし、その後小委員会に付託して慎重なる審議をいたしましたのであります。が、昨五月六日質疑を終了し討論に入りましたところ、自由党の鍛冶良作君より、教育委員が二年ごとに半数改選するというような制度は、教育委員会の使命及び窮迫せる地方財政の経費の節減の面からも改

正する必要があるので、本案に賛成である旨述べられ、次いで改進黨の並木芳雄君よりは、地方財政の面のみよりの改正ならば賛成いたしかねるが、提案理由にあるごとく選挙制度の面より見るならば賛成である旨の討論がありました。また社会党の島上善五郎君よりは、教育委員を半数改選制とした当初の理由が何ら解消されていないし、また地方財政の面よりこの案が提出されたものとすれば、教育委員会制度そのものの存廢が問題になつてゐる際、この点に検討を加へることなき、かくのごとき糊塗的改正には賛成することができない旨の反対討論が行われました。次いで採決の結果、起立多数をもつて原案の通り可決されました。

以上御報告申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告(五月二十六日)

○内村清次君 只今議題となりました閣法第七五号、公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

本法案の提案理由は、教育委員会制度発足以来の経験、現行地方公共団体の他の選挙制度の事例、地方財政上の負担の軽減等、諸般の事情を考慮いたしまして、教育委員会の委員の半数改選の制度を一斉改選に改めたいというのでございます。

次に、法案の内容の概要を申し上げますと、改正の第一点は、教育委員会の委員は、二年ごとにその半数を改選するという制度を廢止して、四年ごとに一斉に改選するように公職選挙法第三十三条に

改正を加えたのであります。改正の第二点は、附則第二項の規定であります。即ち教育委員会の現任委員のうち、任期満了が早く到来する半数の委員の任期を二年延長することによつて、現任委員全員が任期満了を同一時期となるようにし、次の選挙からは、一斉改選が行われるようにいたしましたのであります。なお、以上の主要な改正点のほか、これに伴い定例選挙の期日、繰上補充、補欠選挙に必要な経過措置等について、関係規定の整備を図つたのであります。

地方行政委員会におきましては、三月九日、塚田自治庁長官より提案理由の説明を聞いたのち、これを公職選挙法の改正に関する小委員会に付託し、又五月十九日には地方行政、文部連合委員会を開く等、慎重に審議を重ねたのであります。委員会における質疑応答の主なもの二、三を御紹介いたしますと、「本法案は、教員委員の育成強化に役立つどころか、却つて一歩後退を意味するものではないか」との質問に対しまして、大達文部大臣より、「一斉改選に改めることは、これによつてむしろ教育委員会制度存続の方針をはつきりさせるのであつて、決して教育委員会制度の後退を意味しない」旨の答弁がありました。二、「一斉改選は、半数改選に比べて民意反映の可能をより少くし、教育委員会の機能に空白を生ずる危険を多くするものではないか」との質問に対しましては、同じく文部大臣より、「半数改選の主たる狙いは教育行政の急激な改変を避け、その保守性を保とうとするものであり、一斉改選によつて、特に民意反映や空白を避ける上に、特に困難を来たすとは考えられない」旨の答弁がございました。その他教育委員会の本質にも触れ

た多くの熱心な、活潑な質疑応答が行われましたが、その詳細につきましては速記録に譲ることをお許し願ひたいと存じます。

五月二十二日、討論に入り、若木委員は「政府は、教育委員会の育成強化を強調しながら、その財政的裏付けを怠り、教育委員会本来のあり方から見て重要意義を有する半数改選制を一気に廢止しようとすることは、現行制度の改悪であるから、本法案には反対である」旨を述べられました。小林委員は、「選挙は、一斉改選がベターであり、経費節約の点からも本法案に賛成する」旨を述べられました。松澤委員は、「政府が、教育委員会に対する一般の認識を深め、協力を得ようとする努力を怠つて、単に財政的理由を掲げて半数改選制を一斉改選制に改めようとする本法案に反対する」旨を述べられました。笹森委員は、「半数改選制を一斉改選制に改めることは、政府の挙げる理由のほかに、民意代表の地域的、思想的偏在を是正する効果もあるので、本法案に賛成する」旨を述べられました。加瀬委員は、「本法案は、その本質において教育委員会本来の意義をそこない、民主教育の基本精神に悖るものであるから、これに反対する」旨を述べられました。

かくて討論を終り、採決の結果、本法案は、多数を以てこれを原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

◎労働基準法の一部を改正する法律

(昭和二九、六、一〇法一七一)(参)

一、提案理由(五月七日)

○吉田法晴君 只今議題となりました労働基準法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

酸、磷、ひ素その他の化学薬品又は鉛、水銀その他の工業原料を多量に使用する作業に従事する労働者におきましては、その作業場内に発生する蒸気又は粉じんと共に飛散するこれら有害物のために、口くう内に損傷又は中毒症状を呈するのであります。その損傷又は中毒症状が漸次進むにつれて、その労働者の咀嚼機能及び身体の諸器官に多くの障害を与え、且つ、その作業能率にも影響するところが少くないのであります。

現行法におきましては、これらの作業に従事する労働者の口くう内の健康診断につきましては、他の一般の作業に従事する労働者と同様に、医師によつて、消化器の健康診断の一部として行われておるのであります。これらの労働者の口くう内の損傷又は中毒症状は、他の諸器官にも多大の影響を及ぼすためその早期発見及び早期治療の必要性が、労働衛生上の見地からつとに強調されておつたのであります。従いまして、かかるこれら有害物を使用する一定の作

業場における労働者に対しては、医師の健康診断のほか、歯科に
関する専門医たる歯科医師の口くう内の健康診断も行い、口くう
内の損傷又は中毒症状の早期発見及び早期治療の全きを期し、労働
者の健康の維持及び作業能率の向上を図ろうと思ひまして、この改
正案を提出した次第であります。

何とぞ、御審議の上速やかに、御可決下さるようお願い申上げる
次第でございます。

二、参議院労働委員長報告(五月八日)

○栗山良夫君 只今議題となりました労働基準法の一部を改正する
法律案に關しまして、法案の内容及び委員会における審議の経過と
結果を御報告申し上げます。

先ず、法案の内容について申し上げますと、本法案は、労働基準法
第五十二条の改正に關するものであります。即ち現行法の規定によ
りますと、一定の事業の使用者は、雇入の際及び定期に医師による
労働者の健康診断を行わなくてはならないことになつておるのであ
りますが、本法案は、これら事業のうち、命令で定める一定の事業
については、医師のほか、歯科医師による口腔内の健康診断を行わ
なくてはならないようにいたそうとするものであります。酸、燐、
砒素その他の化学薬品、又は鉛、水銀その他の工業原料を常時多量
に使用する作業に従事する労働者は、これらの有害化学薬品又は工
業原料を含む蒸気、ガス等によつて歯牙の損傷その他口腔内の疾病
を起しやすいので、これらの疾病を早期に発見し、且つ早期に治療

対策を講ずることは、労働者の健康保持のため誠に必要なことであ
ります。然るに、現行法では、只今申上げました通り、これら労働
者に対し、歯牙等の専門医たる歯科医師による健康診断は必要でな
いことになつておるのであります。早期発見、早期治療により労働
者の健康を保持するという観点から申しますと、十分な立法措置
がとられておるといふわけには参りません。各会派に屬する議員の
共同によつて提案されましたこの改正法案は、現行法におけるこれ
らの不備な点を是正し、労働者の保護に万全を期そうといたしてお
るのであります。これが本法案の提案の趣旨であります。

この法律案は、去る四月二十八日労働委員会に付託されたのであ
りますが、昨七日、提案者を代表し、吉田法晴議員から提案の理由
を聞き、審議した後、採決した結果、全会一致を以て可決いたしました
次第でございます。

右、御報告申し上げます。

三、衆議院労働委員長報告(五月十二日)

○多賀谷眞稔君 たいま議題となりました労働基準法の一部を改
正する法律案の労働委員会における審査の経過並びに結果を報告い
たします。

他の化学薬品または鉛、水銀その他の工業原料を常時多量に使用
する作業に従事する労働者は、これらの有害化学薬品または工業原
料を含む蒸気、ガス等によつて歯牙の損傷その他口腔内の疾病等を
起しやすく、その早期発見、早期治療は労働者の健康保持のために
必要であります。本法案は、かかる現行法上の不備を是正して、これ
らの労働者に対し医師のほか歯科医師による健康診断を行い、労働
者の保護に万全を期そうとするものでございます。

本法案は、去る五月八日労働委員会に付託され、十二日参議院労働
委員長栗山良夫君より提案理由の説明を聴取いたし、質疑の後、討
論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもつてこれを可
決すべきものと議決いたしました次第でございます。

右御報告いたします。何とぞ満場一致の賛同をお願いいたしま
す。

◎臨時肥料需給安定法

(昭和二九、六、一〇法一七二)

一、提案理由(昭和二十八年七月二十九日)

○保利國務大臣 たいま上程せられました臨時硫安需給安定法案
の提案の理由を御説明いたしたいと存じます。

硫安が化学肥料の大宗として、わが国農業の最も主要な生産資材
でありますことはいふまでもないところであります。その需給の

調整と価格の安定をはかりますことは、農業経営の安定と農業生産
力の発展にとつて欠くことのできない事柄であることは、私が申し
上げるまでもございません。ここにおいて政府は、御承知のように
肥料対策委員会を設けまして、その対策を審議していただいたので
ございますが、その答申に基きまして、別途本国会に提案せられた
る硫安工業の合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案による合理化
促進による生産費の引下げ及び輸出の振興の措置に対応いたしまし
て、国内需要量の確保と、国内価格の適正な水準による安定をはか
りますための措置を講じたいと考へ、この法案を提出いたしました第
二でございます。

本法案の内容の概略を申し上げますれば、まず政府は、硫安の生
産業者の生産費を、権限をもつて調査いたし、生産費を基準として
農産物価格その他の経済事情を考慮して、適正な水準でその販売価
格を公定することにより、いわゆる出血輸出による国内消費者への
転嫁を防止しようとするものであります。

次に輸出にあたりましては、国内需要を十分に確保することを前
提といたしまして、国内消費の見込量の、おおむね一割を調整用と
して保留することとし、これを適当な団体に買上げ保管させると
もに、なお輸出に向けられる硫安の数量を、政府の承認にかけて内
需の増加に備えるとともに、季節的調整と輸出の円滑化に資するこ
とにいたしましたのでございます。

第三にこれらの措置の適正かつ円滑な運用を期しますため、硫
安審議会を設置いたしまして、硫安の需給の調整並びに価格の安定

に關する重要事項につきましては、關係各大臣の諮問に応じて調査審議していただくことといたしております。

以上この法案提出の理由並びに内容の概略でございます。会期切迫の折からではございますが、何とぞ慎重御審議をたまわらんことをお願いいたします次第でございます。

二、衆議院農林委員長報告(四月三十日)

○井出一太郎君 たいだいま議題と相なりました、内閣提出、臨時硫酸需給安定法案につきまして、農林委員会におきます審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

御承知のごとく、わが国農業は零細な経営規模を集約的に利用することを基本的性格といたしておりまして、そのため、農業生産中に占める肥料の地位はきわめて高く、なかんずく化学肥料の大宗であります。硫酸は最も主要な生産資材となつて現状であります。従いまして、農業生産力の発展並びに農業経営の安定上、これが需給の調整と価格の安定を期することが不可欠の要件と考えられるのであります。このため、政府におきましては、去る昭和二十八年一月、肥料対策委員会を設置し、対策を審議いたし、その答申に基きまして、去る第十六国会に本法案を提出され、本委員会の審査に付せられました。結論を見るに至らずして本国会まで継続審査に付せられて参つたのであります。

次に本法案の要旨を申し上げますと、まず第一点として、政府は、硫酸の生産費を権限をもつて調査いたし、適正な水準でその販

売価格を公定いたし、これにより、いわゆる出血輸出による国内消費者への負担軽減を防止しようとしたこととあります。

第二に、每肥料年度に硫酸の需給計画を定め、国内需要を確保するとともに、季節的調整と輸出の円滑化をはかりました点でございます。

第三に、硫酸審議会を設置いたし、硫酸の需給の調整、価格の安定等、重要事項について、關係各大臣の諮問に応じ、あるいは調査審議するとともに、關係各大臣に建議し得ることといたし、もつて本法施行後におきます適正かつ円滑なる運用を期しました点等でございます。

本委員会は、本法案付託以来慎重なる審査を続けて参つたのであります。今会期におきましても、本委員会の審査と並行して肥料に關する小委員会をも設置いたし、關係政府当局との質疑はもちろん、あるいは關係者、学識経験者の参考意見を徴し、または懇談の形式によつて各党間に腹藏なき意見の交換を行う等、あらゆる角度から検討を加えますとともに、各党間の意見の調整に努めて参りました結果、各党間の修正意見につきはほぼ一致し得る見通しを得ましたので、去る二十七日、綱島肥料小委員長より小委員会における審議の経過報告があり、続いて改進黨金子委員長から、およびそのとき内容の修正案が提出されたのであります。

その修正案は、第一、本案の適用対象に硫酸のみならず政令で指定するその他の重要肥料を加えることとし、このため、題名を「臨時肥料需給安定法」に改める等、關係条項の整理を行うこと。第

二、通産大臣は、必要に応じ審議会の意見を聞いて、生産者に対し生産を指示し得ることとしたのであります。第三に、政府は、

保管団体が肥料の買取り及び保管に必要な資金の融通のあつせんを行うこと。第四、最高価格を定める場合は肥料の国際価格を参酌すること。第五、審議会は日本硫酸輸出株式会社の業務の重要事項については調査、審議することができることにしたのであります。第六、審議会の委員「九人以内」とありますのを「十五人以内」に改め、このうち特に学識経験者を五名増加して七名とすることなどを主要内容とするのでございます。

次いで、翌二十八日、この修正案に対する質疑をも終了いたしましたので討論に移りましたところ、自由党佐藤洋之助委員、改進黨吉川久衛委員から賛成意見の開陳があり、社会党足鹿委員は、修正案中新第十六条中の日本硫酸輸出株式会社については反対であること、及び他の部分については別項のごとき附帯決議を付して一応賛成する旨を、また社会党川俣委員も、本案は不満足ではあるが、今日の段階においては一応賛成せざるを得ないと消極的な賛意を表明せられました。

次いで採決に入り、金子君提出の修正案中、まず日本硫酸輸出株式会社に關する部分について採決の結果、多数をもつて可決いたしました。次に、右の修正部分を除く修正案について採決いたしました結果、全会一致をもつて可決、さらに修正部分を除いた政府原案について採決の結果、これまた全会一致をもつて可決され、よつて臨時硫酸需給安定法案は修正案のごとく修正議決すべきものと決し

ました。

最後に、社会党足鹿委員提案の附帯決議でございますが、その案文は

政府が本法に基き、権限をもつて硫酸等の生産費を調査するに當つては、その機構及び人員を整備充実し、目的の貫徹にいかんなき措置を講ずること。

これにつきまして採決いたしました結果、これまた全会一致をもつて可決いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。

三、参議院農林委員長報告(五月三十日)

○片柳眞吉君 只今議題となりました臨時硫酸需給安定法案について、農林委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

本法案は、第十六回国会に政府から、本院に対しては予備審査のため提出せられ、衆議院における審査状況とも見合つて、今国会まで継続審査に付せられていたものであります。

本法案は、硫酸の需給の調整及び価格の安定を図ることを目的とし、これが提案の理由は、硫酸は化学肥料の大宗として農業上最も主要な生産資材でありまして、その需給の調整と価格の安定を図ることは、農業生産のため、はた又農業経営上極めて重要な事項でありますので、政府は先に肥料対策委員会を設けて、これに諮問してその対策を審議し、その結果来年度の需給調整策及び肥料工業の合理化方策に關する答申を得ましたので、その答申に基いて別途提

案にかかる硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案に基く合理化促進による生産費の引下げ及び輸出調整の措置に対応して、国内における需要量の確保と国内価格の適正な水準による安定を図るための措置であるとされておるのであります。而して、本法律案の内容は、政府原案によりますれば、大要次のようであります。

即ち第一は、硫安の需給計画の策定でありまして、農林大臣及び通商産業大臣は、のちに述べます硫安審議会の意見を聞いて、毎肥料年度硫安の前年度からの繰越数量、生産見込数量、国内消費見込数量、需給調整用としての保留数量、輸出入見込数量及び生産業者の翌年度への繰越在庫の見込数量等の需給計画を策定して、これを公表することとし、以て内需を優先的に確保すると共に輸出を調整することとなし、而して国内における硫安の需給の調整を図るため農林大臣は指定する団体、即ち保管団体をして生産者から硫安を買取り保管せしめ、或いは農林大臣及び通商産業大臣は需給調整のため必要があると認めるときは、審議会の意見を聞いて生産者に対して硫安を譲渡するよう指示することができる等の措置を講ぜんとするのであります。

次は、生産業者販売価格の公定でありまして、農林大臣及び通商産業大臣は硫安の価格の安定を図るため必要があると認めるときは、審議会の意見を聞き、生産費を基準とし、農産物価格その他の経済事情を参酌して硫安の生産業者の最高販売価格を定めることができることとし、而して農林大臣及び通商産業大臣は硫安の生産費その他硫安の需給の調整及び価格の安定に関して調査する必要があるときは、硫安の生産者又は販売業者に対して権限を以て必要な報告を

求め、又立入検査を行うことができることとなし、更に硫安の需給の調整及び価格の安定に関する重要な事項を調査審議するため、硫安生産業者代表二人以内、販売業者代表三人以内、消費者代表二人以内及び学識経験者二人以内を以て組織する硫安審議会を経済審議庁に設置せんとするものであります。

かような政府の原案に対し、衆議院において修正がされたのでありまして、その要点は第一に、この法律の適用を肥料の種類について硫酸アンモニア及びアンモニア系窒素肥料にとどめず、磷酸質肥料及び加里質肥料等に及ぼすことができる含みを以て政令で定める重要肥料ということに拡大し、これに伴って生産及び生産業者についてのみならず、輸入及び輸入業者にまで本法の適用を及ぼすこととする。第二、通商産業大臣が肥料の需給の適正化を図るため必要があると認めるときは、肥料の生産について生産業者に必要な指示をすることができることとする。第三、需給調整用肥料を保管する保管団体を農業者の団体に限定する。第四、保管団体が保管する肥料の買取り及び譲渡に対する農林大臣の指示によつて行弾力性を持たせること。第五、保管団体が農林大臣の指示によつて行保管肥料の買取り及び保管のため必要な資金を政府において斡旋することとする。第六、生産業者及び輸入業者の最高販売価格を定める場合に、肥料の国際価格をも参酌することとする。第七、審議会の審議事項中に日本硫安輸出株式会社に対する通商産業大臣が行う処分等の行為に関する事項をも加え、且つその委員の数を九人とあるのを十五人に増加し、これが構成について生産者代表二人

以内を三人以内に、販売業者代表三人以内を二人以内に、消費者代表二人以内を三人以内に、学識経験者二人以内を七人以内——この中には国会議員をも加えることになっております——に改めること。第八、本法の有効期限を法律の成立が遅れたことによつて昭和三十四年七月三十一日まで延期する等でありまして、これら修正に伴つて本法の題名が、臨時硫安需給安定法とあるのを臨時肥料需給安定法に、又硫安審議会とあるのを肥料審議会としようように修正議決して当院に送付して参つたのであります。

本法律案は昨年七月二十五日第十六回特別国会に提出せられましてから、今日まですでに十カ月を経過しているものでありまして、その間情勢に相当の変化があつたわけでありまして。例えば硫安の国内市価は本法案提案当時比べて軟調を示し、又外貨事情の逼迫によつて磷酸質肥料及び加里質肥料のように肥料そのものが、或いはその原料が国外からの供給に依存しているものは、硫安とは違つた観点においてこれが需給を調整する必要があるに至つた等がこれでありまして。かような事情のため、比較的長い期間に亘る継続審査にもかかわらず、審査の意義は衆議院を通過して当院に送付せられてから以後にあるのでありまして、従つて当委員会の審査報告の要点も、おのずからそこに置くことにいたしたいと存じます。

これより先、当委員会におきましては、本法律案が提出せられるに至りました経緯に鑑み、且つは本法成立後におけるこれが運用に適正を期するためには、本法の審査の前提として国内における硫安の生産費の現況を明確にしておく必要があるというので、政府に対

して各生産会社、各工場別生産費に関する資料の提出が要求せられ、又日本開発銀行における硫安工業合理化資金融資に際し、或いは又農林中央金庫の短期資金の融通に当つても生産費の調査が行われておるべきであるとして、参考人としてこれら両機関の意見をも徴する等、相当の日数と努力がここに注がれたのでありまして、この間の事情につきましては、その一端はすでに過般の本会議における江田議員の緊急質問及び議院運営委員会の審議によつて御了承願つておる次第であります。

その後秘密会等において資料の提出並びにこれが説明が行われたのでありますが、それらの経過について特に秘密を要する事項に関しては、ここで御報告を申し上げることを差控えたいのをお許し願いたいのでありまして、その他の事項の詳細に関しては会議録に載ることを御了承願いたいのであります。併しながら結論的に申し上げますと、生産費については政府は、現状においてはこれを調査する権限を持たないというような理由によつて確信ある調査を欠き、その他の関係者においても同様な状態でありまして、秘密会における資料の提出及び説明にもかかわらず、納得するに足る生産費を承知するに至らなかつたのでありまして、この点はあとで述べます本法律案に関するその後の審査に問題を残した次第であります。又本法律案に關するその後の審査に關する修正を不当として、次のよう通商産業委員長から、衆議院における修正を不当として、次のように入会を求めたのであります。即ち「臨時硫安需給安定法案に關する衆議院の修正中保管団体の資格を農業者団体に限定する点及び肥料審議会委員中肥料販売業者の代表者を減員する点は、商業者に対

し不当な差別と、好ましからざる影響を与える結果となり、立法政策上の見地からするも穩当でないから、政府原案に戻すよう再修正せらるるよう委員会の決議を以て要望する。」というのでありまして、この点ここで特に申述べておきたいと存じます。

以上述べましたような事情の下におきまして、委員会におきましては、本法律案の前提諸条件、法律案の内容及び衆議院における修正等について、政府当局並びに衆議院の代表者に対して質疑が行われたのでありまして、本法は肥料の消費者たる農民保護を建前とするものであるか、それとも肥料工業の育成を狙いとしたものであるか、その真意如何。政令で定めるその他の重要肥料というものは如何なるものを予定しておるか。過燐酸石灰及び加里塩にも適用する場合規定の需給計画を策定するに当つて需給調整用保管数量等を如何に措置するか。肥料の生産業者に対してのみならず、輸入業者に対しても政府において譲渡の指示ができることとする必要はないか。加里肥料の需給及び市価の現況をどう見るか。供給不足の肥料の需給の安定は、加里肥料の現況によつても窺われるように末端機関である販売業者に対する措置を講ずる必要はありはしないか。過燐酸石灰が長期貯蔵に不適当であるに鑑み、過燐酸に代えて燐鉍石を以て調整保管することができるとすべきではないか。衆議院における修正とも関連して、保管団体の性格並びに審議会委員の構成、販売業者代表を減員した理由及び学識経験者委員の内容、最高販売価格決定の要件及びこれが決定の具体的方法、なお、この問題に関連して政府その他から提出せられた硫安のコストに利潤を加え

たものは実勢市価より相当上廻り、本法施行の上は肥料は値上りすることになるが、肥料市価が現在より安くなるという保証があるか。本法案と表裏の関係にあつて別途提案せられておる硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案と本法律案との関連性及びその影響、肥料行政機構の現況及びその当否その他諸般の問題について極めて熱心な審議が遂げられたのでありまして、これが詳細は会議録によつて御了承を願ひたいのでありますが、そのうち一、二を拾つて御紹介いたしますならば、「硫安以外の政令で定める重要肥料とは何を意図するか」との質問に対して衆議院代表から、「主として石灰窒素、過燐酸石灰、加里塩及び化成肥料を考へておる。なおその際、輸入肥料については輸入業者にも本法を適用することとした。第十一条の譲渡指示については輸入業者を含んでいないが、これは為替管理の實際的措置によつて措置することのできる」旨の答弁があり、「販売業者に本法を適用する必要はないか」との間に對して、「販売業者に關しては末端価格だけを押しければ遠隔不便な地方においては肥料の供給が却つて不円滑になる等の支障を生じ、配給統制を伴わなければ問題があるので、今後の問題として考へることにした」旨の答えられ、需給調整用肥料として保管団体をして過燐酸石灰の代りに燐鉍石を保管せしめることについては、愛知通商産業大臣から、「燐鉍石はメーカーに割当を行い、製品として消費者に売るのを原則と考へている。本法を過燐酸石灰に適用する場合、燐鉍石を保管することが必要となつた場合は適当に考へる」、「本法が過燐酸石灰及び加里塩に適用せられる場合、需給調整用として

の保留数量に対応する外貨は如何にするか」という問いに對し、同じく通産大臣から、「保留数量分をも含めて外貨を割当てすることにする」旨の答えられ、保管団体の性格について、衆議院代表から、「保管は需給調整用のためであるから、時期的に又場所的に臨機即応の措置が必要であつて、このためには末端の農業協同組合の倉庫に入れておくべきであり、又商行為団体の保管では保管や譲渡に適正且つ円滑を欠く虞れがあるので、物と懐ろとが同一である農民団体とする必要がある」旨述べられました。又、「審議会委員の販売業者三人とあるのを二人に減じた理由については、具体的に、全連が販売業者代表に予定せられていたのを消費者代表に移したもので、實質的には變りがない」意味の説明が行われ、「硫安の価格が安くなる保証があるか」との質問に對して愛知通商産業大臣及び保利農林大臣から、「価格を合理的に下げること考へている。法律実施後肥料の価格が高くなるようなことがあれば、それは問題であつて、価格の下ることを期待している。農産物価格と均衡をとり、成るべく国際価格に近付けることを考へている」等答えられております。なお価格引下げの前提として、肥料工業合理化計画及びこれが實現性並びにその効果が尋ねられ、今までの実績その他の事情から、その實現性の稀薄なことが究明されましたところ、愛知通商大臣及び保利農林大臣から、「未確定の要素はたくさんあるが、この間を縫つて極力努力したい。現状において困難であつても、今後打開されるものもあり、各種の困難は予想されるが、これを克服して目標の達成に努力したい」旨の答えられたのであります。

かくして質疑を終り討論に入りましたところ、河野委員から、「衆議院における修正によつて硫安のような国内において供給過多の肥料と過燐酸石灰及び加里塩のように不足な肥料とを同一の法律によつて律せんとするところに無理があり、運用上の困難があるが、別個の立法をすることは時間的に余裕がないので、次善の策として衆議院の修正に即応して必要な規定を整備する趣旨によつて、農林大臣及び通産大臣が行う肥料の譲渡に關する指示の対象として輸入業者を加え、又肥料の需給の調整を図るため止むを得ない必要がある場合は、農林大臣は肥料に代えて燐鉍石等の肥料原料の買取指示をすることができるとするよう修正したい」旨の動議が提出せられ、森田委員から、「河野委員の趣意は諒とされることであるが、行政措置によつて必要な方途が可能であるから修正には反対である」旨の発言があり、江田委員からは、「本法はその運用上及びこれが効果に危懼があるが、関係大臣の言明を一応受け入れ、且つ、法律の体裁を整えるためとの趣旨によつて、衆議院送付原案に河野委員の修正を加えて賛成」と述べられ、併せて肥料工業の合理化の推進、肥料のコストの調査の正確、肥料価格の低下安定、会社經理の適正、肥料行政の一元化、肥料輸出による影響が内地農民に及ぼす打撃の防止等について当局の善処を求められ、北委員からは次のような附帯決議、即ち

一、從來想定されている硫安のコストは、政府の説明によつてみても明らかであるとおり、信憑性を欠き、實際に比べて相当割高のようである。ここに本法の成立を契機として従來の行懸りを

一、一擲し、肥料のコストの調査に最善を尽してその正確を期すること。

一、肥料工業の合理化を強力に推進し、会社経理の適正に留意し、肥料価格の低下安定に遺憾なからしめること。

一、需給調整用肥料の保管団体について、農業者の団体以外の団体についても機会を与えるよう措置すること。

一、本法の運用を適正円滑ならしめるため現在農林・通商産業両省に分掌二元化せられている肥料の行政事務を出来るだけ早い機会に一元化すること。

という附帯決議の動議が提出せられ、かくして討論を終り採決に入り、先ず河野委員の動議による修正案は多数を以て可決、修正部分を除く衆議院送付案は、全会一致を以て可決、北委員提案の附帯決議は、全会一致を以て可決せられ、結局多数を以て本法案は、衆議院送付案に河野委員提案による修正を加えて可決せられた次第であります。

右、御報告いたします。

◎硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法

(昭和二九、六、一〇法一七三)

一、提案理由(昭二八、七月二十七日)

○古池政府委員 たいだいま上程せられました硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案の提案の理由を御説明いたします。

硫安が化学肥料の大宗として食糧生産の最も重要な生産資材であるとともに、好個の輸出商品としてその輸出を伸長することが望ましいことは申すまでもないところであります。しかるに、御承知のように、最近西歐諸国より割安の硫安がアジア諸国の市場に進出して参りましたために、国際競争が一段と激しくなつて来ているのであります。

事態をこのままに放置するときには、わが国硫安の生産業者は輸出を断念して、生産を縮小するの余儀なきに至るものと思われるのであります。かくては硫安の生産原価を一層高からしめ、農村に対して高価な硫安を販売せざるを得なくなるのみならず、輸出市場をも喪失する結果となり、わが経済自立達成上まことにゆゆしい事態となるのであります。

従いまして政府としては、硫安工業の合理化計画を策定し、これを強力に推進して、一刻も早く国際的に割高な我が国硫安の製造コストを国際的水準に引下げるとともに、この合理化計画が達成され

るまでの間、特別の輸出機構を設け、これによつて輸出の条件をでき得る限り有利ならしめるとともに、輸出によつて損失を生じた場合は、これを国内価格に転嫁せざるよう措置することとしたいと考え、別に本国会に提案されます臨時硫安需給安定法案とともに、この法案を提出した次第であります。

次に本法案の内容の概略を御説明いたします。

まず政府は硫安工業の合理化を促進するため、生産業者に対し、合理化の勧告を行うとともに、これに必要な資金については融通のあつせんその他適切な措置を講じて援助しようとするものであります。

次に硫安生産業者の出資によつて日本硫安輸出株式会社を設立せしめ、本会社は臨時硫安需給安定法に定める需給計画に基いて硫安を買入れ、これを輸出することとしたのであります。従つて、輸出に関する経理は本会社において自主的に処理せられ、国内価格との関係は遮断されることとなり、かつ、会社は適時に有利な条件をとらえて輸出することが可能となるのであります。申すまでもなく、本会社の運営については厳重な監督を加え、その本来の目的を逸脱することのないよういたすこととなつております。

以上がこの法案提出の理由並びに内容の概略であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されることを御願いをする次第であります。

二、衆議院通商産業委員長報告(五月十日)

○大西禎夫君 たいだいま議題となりました硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案の通商産業委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

硫安が化学肥料の大宗として食糧生産上最も重要な生産資材であるとともに好個の輸出商品であることは申すまでもないところであります。しかるに、最近西歐諸国より割安の硫安がアジア諸国の市場に進出して参りましたために、国際競争は一段とはげしくなつておるのであります。事態をこのまま放置するとき、わが国硫安生産業者は、輸出を断念するのみならず、生産をも縮小せねばならなくなると思われのであります。かくなつては、硫安の生産原価は一層高騰し、ために、消費者である農民にも現在以上の高価で硫安を販売せざるを得なくなるとともに、従来の輸出市場を永久に喪失する結果となります。かくのごときは、わが国経済の自立達成上大いに寒心すべきものと言わねばなりません。従いまして、このような事態を一刻も早く除去するためには、硫安工業の合理化を急速に行いまして、国際的に割高なわが国硫安の生産コストを国際的水準にまで引下げ、輸出条件を有利ならしむるため、何らかの法的規制を必要とするのであります。

次に本法案の要旨を申し上げますと、第一に、政府は、硫安工業の合理化を促進するため、生産業者に対し合理化の勧告を行うとともに、これに必要な資金の融通のあつせん、その他適切な措置を講

しようとするものであります。第二に、臨時肥料需給安定法に定める需給計画に基いて、硫安を買い入れ、これを輸出するため、硫安生産業者の出資による日本硫安輸出株式会社を設立しようとするもの等であります。

本法案は昭和二十八年七月二十五日通商産業委員会に付託されましたので、同年七月二十七日政府委員より提案理由を聴取いたしました。本法案の審議は、昨年七月二十八日より本年五月七日まで八回にわたり行われました。なお、本法案と一体不可分の関係にあります臨時肥料需給安定法案をも議題として、農林委員会と三回にわたり連合審査会を行いました。審議の詳細は会議録に譲ります。

五月七日日本法案に対する質疑は全部終了いたしましたので、ただちに討論採決を行うつもりでありましたところ、同日小川平二君外十六名より修正案が提出されましたので、修正案及び原案を一括して討論に入りました。自由党を代表して福田一君、改進黨を代表して山手満男君はそれ／＼賛成の討論をされましたが、日本社会党の加藤清二君、日本社会党の加藤鐵造君はそれ／＼反対されました。採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は多数をもつて可決すべきものと修正議決されたのであります。

なお、修正案の内容は、さきに本院において修正議決された臨時肥料需給安定法案の修正に伴うものでありますので、その説明を省略し、会議録に譲りたいと思ひます。以上で御報告を終わります。

三、参議院通商産業委員長報告(五月三十日)

○中川以良君 只今議題となりました硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案につきまして、当委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

先ず本法案の骨子について申し上げます。その第一は、硫安工業の合理化計画を策定し、これを強力に推進して、可及的速かに国際的に割高な我が国現在の硫安製造コストを国際的水準に引下げることです。第二は、右の合理化計画が達成せられるまでの間、日本硫安輸出株式会社という特別の輸出機構を設け、これによつて輸出の条件をでき得る限り有利ならしめると共に、輸出によつて生じた損失を国内に転嫁せざるよう措置することです。

本法案は去る第十六国会に提出をされ、爾來審査を継続して今日に至つたものであります。本法案と同時に提出された臨時硫安需安定法案が、過般衆議院において臨時肥料需給安定法案と修正をされました結果、同法案と密接な関連を持つ本法案におきましても、多少の字句の修正が施されたのであります。

委員会における質疑応答の詳細は、すべて速記録に譲りたいと思ひます。

去る二十八日質疑を終了、直ちに討論に入りましたところ、三輪、小松両委員は反対、武藤、加藤、高橋、豊田の各委員は賛成の意を表せられましたが、特に加藤委員は、政府は硫安輸出会社の解散時において赤字が残存せぬよう本法の運営に万全を期すると共に

に、万が一赤字が残存する場合においても、これを国の資金を以て処理すべからざる旨を強調されたのであります。

以上で討論を終り、採決に入りましたところ、多数を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告を申し上げます。

◎憲政功労年金法

(昭和二九、六、一一法一七四(衆))

一、提案理由(五月三十一日)

○菅家喜六君 たいま議題となりました憲政功労年金法案につき、提案の理由を御説明いたします。

わが国議会政治の向上発展につき特に功労顕著な者に対しては、諸君すでに御承知の通り、第六十七帝國議会以来これが顕彰の道を開き、爾來今日に至るまで、永年在職議員に対しては院議をもつて表彰の決議をいたして参つたのであります。本院におきましては、さらに、さきの第十六回国会において、五十年以上在職した議員に対して特に名誉議員としての称号を贈ることの決議をしたほか、これら憲政の功労者に対しては何ら特別の顕彰の方法を講じておらないのであります。しかも、これらは、いずれも精神的な、形式的な表彰にすぎないのであります。多年にわたり憲政の発達と民意の暢達に献身的の努力を傾倒して国政に専念された功労者に対して、

国家として何ら報いるところの方途が講じられていないことは、民主議会政治の国家として、その発展を今後ますます／＼こいねがうわが国として、まことに遺憾にたえないところであります。久しきにわたり、この功労者に対し何らかの方法を講ぜられたいとの要望は、きわめて多かつたのであります。しかも、ひとり文化の向上発展に關し特に功績顕著な者に対しては、すでに第十回国会において、その顕彰方法として文化功労者年金制度が確立されたのであります。が、これらは主として學術、芸術その他文化の発達に關し貢献した者に対してのみに適用されるものでありまして、憲政の発達、議院政治の向上に尽瘁したる者を優遇するの制度ではないのであります。ここにおいて、今般、国会議員として五十年以上在職し、かつ憲政上特に功績顕著な者として衆議院または参議院の議決によつて表彰された者に対し、功労金として、終身、年額百万円を支給し、これを顕彰するの制度を確立しようとするのが、本法案の目的であります。

しこうして、本法案は公布の日から施行することとしたてあります。が、さきに衆議院において昭和二十七年二月十六日に尾崎行雄君に対してなした表彰の議決については、本法律による議決があつたものとし、但し、その功労年金については、本年度分からこれを支給することとしたものであります。

本法案は議院運営委員会において慎重審議の上起草いたしましたものでありますから、何とぞ満場の御賛成を切望してやまない次第でございます。

二、参議院議院運営委員長報告(六月三日)

○松岡平市君 只今議題となりました憲政功労年金法案について、議院運営委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず本案の内容を御説明いたしますと、本案は、憲政の發達に關して特に功績顯著な者に対し、憲政功労者として年金を支給し、以てこれを顕彰せんとする趣旨の下に、国会議員として五十年以上在職し、且つ憲政上、特に功績顯著なものとして、衆議院又は参議院において表彰の議決があつた者に対して、終身、年額百万円の功労年金を支給しようとするものでありまして、その支給に關して必要な事項は政令でこれを定めることとなっております。

又、附則第二項において、この法律施行前に、衆議院において、右の議決に相当する議決があつた者は、この法律による議決があつた者として、本法施行の日の属する年の分から功労年金が支給されることとなっておりますので、本法の施行により、先に昨年七月十七日、衆議院の議決により衆議院名譽議員の称号を贈られました尾崎行雄君が差当り本法の適用を受けられることとなります。

本案は、五月三十一日、衆議院から提出されたものでありまして、議院運営委員会におきましては、発議者から提案理由の説明を聴取し、慎重に審査いたしました。その詳細につきましては、これを会議録に譲りたいと存じます。

而して採決の結果、本案は、全会一致を以て可決すべきものと決

定いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。

(註) 衆議院においては委員会の審査は省略された。

◎公認会計士法の一部を改正する法律

(昭和二九、六、一一法一七五)

一、提案理由(三月二十五日)

○政府委員(植木庚子郎君) 只今議題となりました公認会計士法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

公認会計士試験につきましては、法律施行以来特別公認会計士試験を実施して参りましたが、この特別公認会計士試験の制度は、本年七月三十一日を以て終了することとなっております。

併しながら公認会計士試験の第三次試験及び特別公認会計士試験の実施状況等から考え、又、公認会計士試験制度の確立を図り、ために、この際、公認会計士となるには、何人も第三次試験に合格しなければならぬという原則を確立する一方におきまして、特別公認会計士試験の受験資格者に対しまして、暫定的に、何らかの従来の特別公認会計士試験に代る制度を設けることが必要であると考へられます。

即ち、昭和二十九年七月三十一日までに特別公認会計士試験を受けることができる資格のある者に対し、第三次試験を受けるため必

要な専門的学識を有するかどうかを判定するための検定を行うこととし、これに合格した者は、三年間の実務補習等の期間の経過を要しないで、直ちに第三次試験を受けることができることとした。なお、この検定の実施は、昭和二十九年八月一日から三年以内に限定し、毎年二回行うこととしております。

以上本案の概要を申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、速かに賛成せられるようお願いいたします次第であります。

二、参議院大蔵委員長報告(五月二十一日)

○大矢半次郎君 只今上程せられました三法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず、公認会計士法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、公認会計士試験の第三次試験及び特別公認会計士試験の実施状況から考え、又公認会計士試験制度の確立を図るために、この際公認会計士となるには、何人も第三次試験に合格しなければならぬという原則を確立する一方、特別公認会計士試験制度が本年七月三十一日で廃止されますので、暫定措置として、特別公認会計士試験の受験資格者に対し、第三次試験を受けるため必要な専門的学識を有するかどうかを判定するための検定を行うこととし、これに合格した者は、三年間の実務補習等の期間の経過を要しないで直ちに第三次試験を受けることができることとするものであるものといたします。

公認会計士法の一部を改正する法律

本案の審議に当りまして熱心な質疑が行われましたが、その主なものについて申し上げますと、「現在司直の手によつて幾多の汚職事件が摘発されているが、公認会計士が会社の財務監査を行なつても、事件の摘発ができないようでは、公認会計士の行う監査といふものは誠に頼りないものではないか」との質疑に対し、「今日の段階では、公認会計士は、会社の経理が会計原則に従つて行われているかどうかを監査し、これを指導するのを主眼とするものであるから、将来監査の範囲が拡大され、簿外監査も行えるようにでもなればともかく、現状では事件の摘発はなか／＼困難である」との答弁があり、「公認会計士が、強制監査の会社から報酬を受けて財務監査を行なつては、厳正な立場で職責の遂行が困難と考えられるから、強制監査を受ける会社が、それ／＼費用を分担して一つの団体を作り、公認会計士はその団体から報酬を受けるといふような方法を考へてはどうか」との質疑に対し、「お話のようなことも研究し、更に又、公認会計士に監査会社を割当てる、いわゆる官選の方法なども研究してみたが、このような厳重な制度をとることは時期尚早と考へる」との答弁があり、又、「検定制度の得失はどういう点にあるか」との質疑に対し、「現在の特別公認会計士試験は、会計理論、商事法規及び会計実務について行われておるのであるが、検定制度が実施されると、会計学と商法について検定が、又実務について第三次試験が行われることとなるので、いわば従来一回で行われた試験が二回に分けて行われることとなり、それだけ受験者の負担は軽減されるわけであるが、半面、特別公認会計士試験では在職

年数を斟酌する特典があるが、今後はこれがなくなるので、その点では受験者に不利益となる」との答弁がありました。その他詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、菊川委員より、「昭和三十二年七月三十一日までに商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者、及び計理士等で在職十四年以上になつた者に対し、検定を免除し、又、検定の合格者を定める場合に、検定科目の成績によるほか、必要に応じ在職年数を斟酌して定めることができる」とする修正案及び「第三次試験の試験問題は、試験の本旨を達成すれば足りるので、徒らに奇異に陥らざるよう配慮すると共に、公認会計士審査会が公認会計士のギルド化を図るとの非難を払拭するため、委員の人选についても、この際、検討し、改正法の趣旨の達成に遺憾なきを期せられたい」との附帯決議案が提出せられました。次いで小林委員より、修正案、修正部分を除く原案及び附帯決議案に賛成の意見が述べられ、採決の結果、菊川委員提出の修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも全会一致を以て可決せられ、次いで附帯決議案も、全会一致を以て本委員会の決議とすることに決定いたしました次第であります。

次に、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴い、日本国にある国際連合の軍隊、軍人、軍属又はその家族等について、所得税、内国消費税、関税等の課税に関する特例を設

受けるか又はその者に囑託して行うこととしたそうとするものであります。

第四点は、国際連合の軍隊、軍人、軍属若しくはこれらの者の家族又は軍人用販売機関等による製造たばこ又は塩の輸入等につきましては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律の規定を準用して、その特例を設けようとするものであります。

委員会の審議における質疑応答の詳細は速記録に譲ることを御了承願いたいと存じます。質疑を終り、討論に入りましたところ、菊川委員より、「日本国にとつて何ら益することのない、国連軍の軍隊等に対して所得税法等の特例を設けて優遇策を図る必要は認められないこと、今日までかような特例の取扱が事実上行われて来たことは、政府みずから日本の自主権を放棄したこととなり、又今回初めて本法律を制定することは、吉田内閣の落ちこと言わざるを得ない等の理由により強く反対する」との意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

最後に、日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案について申し上げます。

本案は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約及び遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため

けるほか、国税の犯則取締並びにたばこ及び塩の専売に関して特例を設け、この協定の円滑なる運営を図らうとするものであります。次に、本案の内容について申し上げます。

第一点は、国際連合の軍隊、軍人、軍属若しくはこれらの者の家族、軍人用販売機関等又は同軍隊の公認調達機関に対する所得税法、相続税法、通行税法、印紙税法、物品税法、揮発油税法、しやし織維品の課税に関する法律又は入場税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の規定を準用して、これらの国税を課さないこととし又は免除することとしたそうとするものであります。

第二点は、国際連合の軍隊、軍人若しくはこれらの者の家族又は軍人用販売機関等の輸入にかかる物品又は国際連合の軍隊により運航されている船舶若しくは航空機につきましては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の規定を準用して、関税、トシ税及び内国消費税を免税することとしたそうとするものであります。

第三点は、国際連合の軍隊が使用している施設内において、又はその軍人、軍属等の身体若しくは財産及び国際連合の軍隊の財産について、国税犯則取締法等の規定によつて、臨検、捜索又は差押えを行う場合には、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律の規定を準用して、国際連合の軍隊の権限ある者の承認を

の日本国とアメリカ合衆国との間の条約を実施するため、これらの条約に規定されている事項のうち特に法律の規定を要するものについて所要の立法措置を講じようとするものであります。

以下、本案の内容について申し上げます。

第一点は、利子所得等に対する所得税の特例を定めようとするものでありまして、アメリカ合衆国の居住者又は法人が支払を受ける源泉利子又は工業所有権等の使用料に対する税率は、我が国に恒久的施設を有しない場合には、これを一五%としたそうとするものであります。なお、現在、租税特別措置法により特定の場合には一〇%又は五%の税率が課せられることとなつておりますので、この軽減税率はそのまま適用されることとしたしております。

第二点は、相続税について未成年者控除の特例を定めようとするものでありまして、アメリカ合衆国の国籍を有し、又は同国に住所を有していた被相続人から、相続により財産を取得した相続人に対する相続税については、その相続人が我が国に住所を有しない場合においても、未成年者控除を適用することとしたし、その控除の金額は、我が国に住所を有する場合に認められる控除額に、我が国における課税財産の、その者が相続により取得した総財産に対する割合を乗じて計算した金額によることとしたそうとするものであります。

第三点は、アメリカ合衆国の租税の徴収について必要な事項を定めようとするものでありまして、租税条約によつて認められる軽減等の特典がこれを受ける権利のない者によつて享有されないため

に、日米両国は相互に相手国の所得税等を徴収し得ることとなつておりますので、我が国における米国の租税の徴収は、アメリカ合衆国政府からの囑託を受け、国税徴収の例によつて行うこととする等、所要の規定を設けるほか、これらの租税条約の実施に関して必要な手続その他の事項は、大藏省令でこれを定めることといたそうとするものであります。

本案の審議の詳細につきましては、速記録によつて御承知願います。

質疑を終り、討論に入りましたところ、小林委員より、「本案には賛成するが、戦前発行された免税約款付外貨債の利子については、国際信義の見地等から、この際所得税を課さない旨の法律上の規定を設けることが適当と思われるので、本法附則において、租税特別措置法の一部を改正する条項を設けるべきである」旨の修正意見が述べられ、採決の結果、小林委員提出の修正案及び修正部分を除く原案は、それ／＼多数を以て可決せられ、本案を修正議決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院大蔵委員長報告(五月三十一日)

(国有財産特別措置法の一部を改正する法律(昭二九一法一八〇)の委員長報告を一括して掲載)

る援助を与える義務を引受けることとなり、朝鮮における国際連合の行動に従事する軍隊に対して、わが国は相当の援助を与える義務を受諾したことが述べられておりますが、種々の事情からこれに関する協定が遅れておりましたところ、去る二月十九日日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定として調印されたのであります。

そこで電気通信関係におきましては、日米安全保障条約に基づくアメリカ合衆国の軍隊に対する取扱いと同等の取扱いをすることとするため、さきに制定されました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律の一部を改正して、同法の規定を準用することといたそうとするものであります。

すなわち、電信電話料金については、公衆電気通信法の適用を排し、また有線電気通信設備の設置及び使用等については、有線電気通信法の適用を排してそれ／＼日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の定めるところによることとし、さらに電話設備費につきましては、電話設備費負担臨時措置法の規定にかかわらず負担することを要しないこととし、その適用を電信電話料金及び電話設備費の負担につきましては、平和条約効力発生の日に、有線設備の設置及び使用等につきましては、有線電気通信法の施行の日に遡及いたそうとするものであります。

次に、老岐対馬電報料の件を廃止する法律案につきまして申し上げますと、この法律は明治二十三年法律第十六号をもつて公布され

◎日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律の一部を改正する法律
(昭和二九、六、一一法一七六)

一、提案理由(五月七日)

○飯塚政府委員 ただいま大臣が余儀ない委員会に出ておりますので、私がかわつて説明を申し上げたいと思ひます。御了承願います。

ただいま議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び老岐対馬電報料の件を廃止する法律案につきまして、提案理由を説明申し上げます。

まず、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案について説明申し上げますと、御存じのように一九五二年九月八日の吉田・アチソン交換公文におきまして、わが国は平和条約の効力発生と同時に国際連合憲章第二条に掲げるところの国際連合が憲章に従つてとるいかなる行動についてもあらゆる

たものでありまして、当時内地相互間におきましては、すでに明治十八年七月から電報の均一料金制を実施いたしてあり、内地と老岐及び対馬の間のみはその例外となつておりましたのを、明治二十三年四月一日から内地相互間の料金に統一することと定めたものであります。このように、この法律は今日ではすでにその使命を果し、実効を失つておりますので、法令整理の趣旨にかんがみ、これを廃止いたそうとするものであります。

以上で二法律案の概略の説明を終わりますが、何とぞ十分御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いする次第であります。

二、衆議院電気通信委員長報告(五月十日)

(老岐対馬電報料の件を廃止する法律(昭二九一法一三九)の委員長報告を一括して掲載)

三、参議院電気通信委員長報告(五月二十六日)

(老岐対馬電報料の件を廃止する法律(昭二九一法一三九)の委員長報告を一括して掲載)

◎覚せい剤取締法の一部を改正する法律

(昭和二九、六、一二法一七七)(参)

一、提案理由(五月二十六日)

○高野一夫君 只今議題となりました覚せい剤取締法改正案について、提出いたします理由を説明を申し上げます。

覚せい剤の濫用による弊害を防止しようとして、第十国会に議員立法により覚せい剤取締法が制定されましたことは御承知の通りであります。然るに取締法の制定後においても覚せい剤の濫用による弊害は、一層甚だしいものがあり、覚せい剤の常用者は百万乃至百五十万人であるといわれていますが、極く内輪に見積つても七十万人には達するのが現状であります。而もこれらの常用者は、多く直接間接に犯罪とつながりをもつものであり、この濫用の傾向は、都市のみではなく農漁村を通じて全国的なものとなつております。

更に注目すべきは、かかる覚せい剤の濫用による弊害に悩まされているのは、多くは次代の日本を背負うべき青少年であることです。青少年をかかると覚せい剤禍から救うために中央、地方の青少年問題協議会において覚せい剤対策が重要問題として取扱われていることは、ここで改めて説明するまでもなく皆様御承知の通りであります。

このような覚せい剤の濫用による弊害を防止するには、この弊害

を各種の啓蒙運動により一般に周知させることも必要であります。が、今一般に流通している覚せい剤が密造品であることから、先ず覚せい剤の密造を取締ることが必要であります。

この点におきましては、罰則の強化こそ先ず何よりも考慮されるべきであります。この罰則の強化を中心として取締法施行後種々運用上支障のある点を改正し、最近の状況に即応せんとしたのが、この法案の提案の目的であります。

次に、法案の内容の骨子を御説明申し上げます。

第一は、この法律の適用を受ける覚せい剤の範囲を拡張したことであります。

第二は、罰則を強化し、密造、密売買、不法所持及び不法使用を行なつた者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処し、更に営利の目的で又は常習としてこれらの違法行為を行なつた者は、七年以下の懲役に処し、情状により七年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処することとし、これらの場合において犯人が所有し、又は所持する覚せい剤は、没収することができることとしたことでもあります。

第三は、覚せい剤研究者が、研究のため、厚生大臣の許可を受けた場合に限り、他人に対して覚せい剤を施用し、又は覚せい剤を製造することができることとしたことでもあります。

第四は、覚せい剤を保管し得る場所として覚せい剤保管営業所を認め、それに応じた覚せい剤の移動を認めたことでもあります。

第五は、覚せい剤の廃棄について厳重な規定を設けたことであり

ます。

以上が本法案の提案理由説明及びその内容の骨子であります。何とぞ慎重に御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いいたします。

二、参議院厚生委員長報告(五月二十八日)

(医薬関係審議会設置法(昭二九一法一三三)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院厚生委員長報告(五月三十一日)

(精神衛生法の一部を改正する法律(昭二九一法一七九)の委員長報告と一括して掲載)

◎宅地建物取引業法の一部を改正する法律

(昭二九、六、一二法一七八)(衆)

一、提案理由(五月二十九日)

○村瀬委員 ただいま議題となりました宅地建物取引業法の一部を改正する法律案の提案の理由とその内容を御説明申し上げます。

宅地建物取引業法が施行されましたのは、昭和二十七年でありまして、本年が二年目に当るわけでありますが、この間実施の実情を顧みましますとき、業者の登録手数料の額等につきまして、若干実情

宅地建物取引業法の一部を改正する法律

に沿わぬ点があり、また本年が登録更新の年度に当る関係もありませんので、この際次の二点を改正する必要を認め、ここに本法律案を提案いたしますこととなつた次第でございます。

本法律案の内容といたしましては、第一に、登録手数料に関する規定の改正でございます。現在の規定によりますと、当初の登録及び更新の登録ともに、その手数料は一律に三千円以下ということになつておるのであります。もちろんその額につきましては、都道府県が実情に即して、三千円の範囲内において条例で定めることになつておるのであります。各都道府県は、登録手数料として、その最高額である三千円ないしほほそれに近い額を定めているのが現状であります。しかるに更新の登録は、当初の登録に比べてその手数料も簡単であり、それに要する経費も少額で済むわけでありまして、これを千五百円以内に改めたのであります。

改正の第二は、都道府県に宅地建物取引業審議会を置くことができる旨の規定を加えたことでもあります。審議会は、地方自治法によりまして、自発的に置くことができるのであります。すでに設置された東京都宅地建物取引業審議会等の実績にかんがみまして、審議会の設置を奨励する意味におきまして、宅地建物取引業法中に、審議会を地方自治法の規定により置くことができる旨を規定し、業者の質の向上並びに改善または取引に関する苦情等の処理に当らせようとするものであります。

以上が、本法律案の提案の理由とその内容でございます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第で

でございます。

二、衆議院建設委員長報告(五月三十一日)

○久野忠治君 たいま議題となりました宅地建物取引業法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

宅地建物取引業法は、昭和二十七年施行以来約二箇年に相なりませんが、その実施の実情を顧みまするとき、この際若干の改正を加える必要を生ずるに至つたのであります。

すなわち、その第一点は、登録手数料に関する規定の改正であります。現在の規定によりますと、当初の登録及び更新の登録ともに、その手数料は三千円以下ということになっておりますが、更新の登録は、当初の場合に比べてその手数料を簡單でありますので、千五百円以下に引下げることが妥当だと考へるのであります。

第二点は、都道府県に宅地建物取引業審議会を置くことができる旨の規定を加えたこととあります。審議会は、現在地方自治法によりまして地方公共団体が自発的に置くことができるのであります。その設置を奨励する意味におきまして、本法中に審議会を置くことができる旨を明記し、業者の質の向上並びに取引に関する苦情等の処理に当らせようとするものであります。

本法律案は昨五月二十八日本委員会に付託されたのであります。その立案にあたりましては、建設委員会住宅に関する小委員会におきまして慎重に審査されましたので、討論を省略して、ただち

る指導監督に関するものでございます。

かくて質疑を終了いたし、討論採決の結果、全会一致、原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

右、御報告申し上げます。

◎精神衛生法の一部を改正する法律

(昭和二九、六、一四法一七九)(衆)

一、提案理由(五月二十九日)

○山口(シ)委員 たいま議題となりました精神衛生法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

御承知の通り、戦後覚醒剤、麻薬または阿片の濫用による慢性中毒者が多数発生し、その中毒のために心身を害し、ひいては精神障害者になりつつありますことは、国民の保健衛生上まことに重大な問題であると存するのであります。

なかんずく覚醒剤の恐るべきことは、いまさら申すまでもないこと存するのであります。その濫用により精神的変動、すなわちはなはだしい刺激性の高進、易怒の傾向、学習動労意欲の減退、浪費癖、良心や道徳感の麻痺等を引き起すとともに、進んでは精神分裂病に見るごとき被害的妄想、幻覚、錯覚等の精神障害が起るようになるのであります。同時に身体的にも食欲不振による衰弱、肝臓障害等、極度の疲弊を生じさせ遂には治療不可能の障害を残すに至るの

精神衛生法の一部を改正する法律

に採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

三、参議院建設委員長報告(六月三日)

○深川タマエ君 只今議題となりました宅地建物取引業法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、宅地建物取引業法施行以来の実情に鑑みまして、二点の改正を提案いたしましたものでございます。

その一は、登録手数料に関するものでございます。更新の登録は、当初の登録に比へまして、その手数料も簡單でございますのに、現行法がその間差別を設けず、三千円以内となつておりますものを改めて、更新の場合の手数料を千五百円以内としたこととございます。

その二は、都道府県に、宅地建物取引業審議会をおくことができる旨の規定を加えたこととございます。審議会は、地方自治法によりまして、自主的に設置することができるとございしますが、すでに設置されたもの実績に鑑みまして、これを助長する趣意を以ちまして、この規定を設けて、業者の向上、取引の改善等に資せんといたしましたものでございます。

本案につきまして、委員会の審議の詳細は速記録によつて御承知を願いますが、主なる質疑は、登録手数料の引下げと、業者に対す

であります。しかしてこのような精神的身体的症状によつて起る嗜癖者の非行、反社会的行動の増加が、今日放置することができない問題となつているのであります。

この様な覚醒剤等の慢性中毒者の瀰漫の状況にかんがみ、その者に適正な医療を施す等の保護を加え、これらの者が精神障害者に陥ることなく正常な生活にもとらしめようとするのが本案提出の理由であります。

本法案の内容を申し上げますれば、まず、第一に、慢性中毒者を収容し治療するには、中毒者の症状とその特殊な事情により精神病院に入院し治療せしむることが不可欠であり、一方国及び都道府県立精神病院が現状において非常に少く、これらの病院のみに対する設置措置だけでは需要をまかなえない事情にかんがみ、非営利法人立の精神病院に対しても設置費及び運営費の一部を補助することができることといたします。

第二は、覚醒剤、麻薬及び阿片の慢性中毒者またはその疑いのある者について、精神障害者に関する保護義務者、保護の申請及び通報、精神衛生鑑定医の診察、知事による入院措置、保護義務者の同意入院、入院者の行動制限、退院手続、訪問指導及び保護拘束等に関する規定を準用することによつて、慢性中毒者を入院せしめて医療及び保護を行わなければならない場合、知事が入院措置をとることといたします。また保護義務者による同意入院の道を開き、さらに退院後は訪問指導を行う等、中毒者の医療及び保護等に関する措置を講じたことといたします。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

二、衆議院厚生委員長報告(五月三十一日)

○古屋菊男君 たいま議題となりました精神衛生法の一部を改正する法律案及び覚せい剤取締法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、精神衛生法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

御承知の通り、戦後覚醒剤、麻薬または阿片の濫用による慢性中毒者が多数発生し、その中毒のために心身を害し、ひいては精神障害者になりつつありますことは、国民の保健衛生上まことに重大な問題であると存するのであります。このような覚醒剤等の慢性中毒者の瀰漫の状況にかんがみ、その者に適正な医療を施す等の保護を加え、これらの者が精神障害者に陥ることなく、正常な生活にもどらしめようとするのが本案提出の理由であります。

本案の内容を申し上げますれば、まず第一に、慢性中毒者については、その症状と特殊な事情により、精神病院に入院し治療せしむることが不可欠であります。国及び都道府県立精神病院が現状において非常に少い実情にかんがみ、非営利法人立の精神病院に対しても設置費及び運営費の一部を補助することができることとしたこととあります。

その多くは次代の日本を背負うべき青少年であることとあります。このような覚醒剤の濫用による弊害を防止するには、この弊害を各種の啓蒙運動により一般に周知させることも必要であります。現在一般に流通している覚醒剤が密造品であることからしまして、まず覚醒剤の密造を取去ることが必要であります。よつて、罰則の強化を中心として、取締法施行以来運用上に支障のある諸点を改正し、最近の状況に即応せんとしたのが、この法律案提出の目的であります。

本法のおもなる内容を御説明申し上げますれば、第一に、この法律の適用を受ける覚醒剤の範囲を拡張したこととあります。第二は、罰則を強化し、密造、密売買、不法所持及び不法使用を行った者は五年以下の懲役または十万円以下の罰金に処し、さらに、営利の目的で、または常習としてこれらの違法行為を行った者は、七年以下の懲役に処し、なお情状により七年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処することとし、これらの場合において、犯人が所有しまたは所持する覚醒剤は没収することができることとしたこととあります。第三は、覚醒剤研究者が、研究のため、厚生大臣の許可を受けた場合に限り、他人に対して覚醒剤を施用し、または覚醒剤を製造することができることとしたこととあります。第四は、覚醒剤を保管し得る場所として覚醒剤保管営業所を認め、それに応じた覚醒剤の移動を認めることとあります。第五は、覚醒剤の廃棄について厳重な規定を設けたこととあります。

本法案は五月二十七日日本委員会に予備審査のため付託せられ、二

第二は、覚醒剤、麻薬及び阿片の慢性中毒者、またはその疑いのある者について、精神障害者に関する保護義務者、保護の申請及び通報、精神衛生鑑定医の診察、知事による入院措置、保護義務者の同意入院、入院者の行動制限、退院手続、訪問指導及び保護拘束等に関する規定を準用することによつて、慢性中毒者を入院せしめて医療及び保護を行わなければならない場合、知事が入院措置をとることができるとし、また保護義務者による同意入院の道を開き、さらに退院後は訪問指導を行う等、中毒者の医療及び保護等に關する措置を講じたこととあります。

覚醒剤の問題に關しては、本委員会においてきわめて熱心なる研究が行われて参つたのであります。その結果、各派共同による本案の提出となつた次第であります。

本法案は五月二十九日本委員会に付託せられ、同日提出者山口シヅエ君より提案理由の説明を聴取した後、ただちに審査に入り、質疑終了の後、討論を省略して採決に入りましたところ、本法案は全会一致可決すべきものと議決した次第であります。

次に、覚せい剤取締法の一部を改正する法律案について申し上げます。覚せい剤取締法は第十回国会で制定されましたものであります。本法施行以来の実績に徴しますに、覚醒剤の濫用による弊害は一層はなほだしいものがあり、覚醒剤の常用者は百万ないし百五十万人であるといわれています。注意すべきことは、これらの常用者は、多く直接、間接に犯罪とつながりを持つものであり、かつ、

十八日本付託となり、提出者参議院議員高野一夫君より提案理由の説明を聴取した後、きわめて熱心なる審査が行われたのであります。二十九日質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由党を代表して松永委員、改進黨を代表して古屋委員より、それ／＼希望を述べて賛成意見の開陳があつたのであります。

附帯決議

なお、松永委員より次の附帯決議を付すべき旨の動議が提出されました。附帯決議を朗読いたします。

覚せい剤による慢性中毒が青少年等の心身を害しつつある現状にかんがみ、政府は覚せい剤の製造、施用等の禁止につき速かに万全の措置を講ずべきである。

三、参議院厚生委員長報告(六月三日)

○上條愛一君 只今議題となりました精神衛生法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

御承知の通り、戦後、覚せい剤、麻薬、又はあへんの濫用による慢性中毒者が多数発生し、その中毒のために心身を害し、延いては精神障害者になりつつありますことは、国民の保健衛生上誠に重大

な問題であります。なかんずく覚せい剤の恐るべきことは、今更申すまでもないと思はれますが、その濫用により種々なる精神的変調を引起すと共に、進んでは精神分裂症に見るとき精神障害に陥るのであります。同時に又身体的にも幾多の障害を見、遂には反社会的行動を伴い、治安上にも放置することができない問題となつているのであります。このような覚せい剤等の慢性中毒者の蔓延の状態に鑑み、中毒者に適正な医療を施す等の保護を加え、これらの者が精神障害者に陥ることなく、正常な生活に戻らしめようとするのが本提案の理由であります。

次に、本法案の内容を申し上げますと、第一に、慢性中毒者を収容し治療するには、中毒者の症状とその特殊な事情により、精神病院に入院治療せしむることが不可欠であります。一方国及び都道府県立精神病院が、現状において非常に少く、これらの病院のみに対する増設措置だけでは需要を賄い得ない実情に鑑み、非営利法人立の精神病院に対しましても設置費及び運営費の一部を補助することができることとしたこととあります。

第二は、覚せい剤、麻薬及びあへんの慢性中毒者又はその疑いのある者について、精神障害者に関する保護義務者、保護の申請及び通報、精神衛生鑑定医の診察、知事による入院措置、保護義務者の同意入院、入院者の行動制限、退院手続、訪問指導及び保護拘束等に関する規定を準用することによつて、慢性中毒者を入院せしめて、医療及び保護を行わなければならない場合、知事が入院措置をとることができるとし、又保護義務者による同意入院の途を開き、

付することに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎国有財産特別措置法の一部を改正する法律

(昭和二九、六、一四法一八〇)(衆)

一、提案理由(五月二十五日)

○吉米地委員 ただいま議題となりました国有財産特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

国有財産特別措置法におきましては、社会福祉事業等の施設の用に供する場合に、旧軍関係財産等の普通財産を、地方公共団体や社会福祉法人等に対して、時価から五割以内を減額した対価で譲渡すること等ができることになつておりますが、更生保護事業施設につきましては、何らこのような特別措置が規定されておられないのであります。しかしながら更生保護事業は、刑務所から釈放された者等を収容して、これを保護し、その指導を行い、そのすみやかな更生をはかるうとするものであります。社会福祉の増進に寄与することにつきましては、ごうも社会福祉事業等と異なるところがないのであります。ことにこの事業を営むために設立された更生保護会は、更生緊急保護法により、国から委託を受け、かつ国が

国有財産特別措置法の一部を改正する法律

更に退院後は訪問指導を行う等、中毒者の医療及び保護等に関する措置を講じたこととあります。

以上が、本法律案の提案理由並びに改正の要点であります。厚生委員会におきましては、提案者側を代表する岡、山口両衆議院議員より、本案に関する提案理由並びに内容の説明を聴取し、中毒患者に対する医療及び保護施設の整備、これに対する国庫補助の問題等をめぐつて、熱心なる質疑応答が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、有馬委員より、次の附帯決議を付すべき旨の動議が提出されました。

附帯決議案

覚せい剤等の慢性中毒患者及びその嗜癖者の特殊性にかんがみ、これが適正な医療施設と更生施設等の完備は、この種中毒患者に対する保護措置として、重要且つ不可欠の基本事項である。仍つて政府は、これら施設に対する設置費及び運営費の国庫補助に努め、これら中毒患者の医療及び保護施策は勿論、嗜癖者への対策についても万遺憾なからしめんことを要望する。

以上であります。

かくて討論を終結し、先ず本案に関する採決を行いました。全会一致を以て、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。次に、有馬委員提出の附帯決議案について採決を行いましたところ、これ又、全会一致を以て、有馬委員提出案の通り附帯決議を

ら補助金を受け、従つて国の監督のもとに更生保護事業を営む法人でありますから、社会福祉法人等と同様の取扱いをするにはきわめて当然の措置と考えられるのであります。

よつてこの際、国有財産特別措置法を改正いたしました。更生保護会が更生保護事業施設の用に供するとき、または現在は該当事項がありませんが、地方公共団体が更生保護事業施設の用に供するときには、社会福祉事業等の場合と同様、国有財産の減額譲渡ができることとする。同時に、その譲渡代金の支払いにつきましても、十年以内の延納の特約等ができることとしたし、もつて更生保護事業の健全な発達に資することにいたしましたのであります。

次に、北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律案につきまして、その提出理由を御説明申し上げます。

開拓事業を緊急に実施する目的をもちまして、北海道においては、昭和二十年度から同二十二年までには、直接国費を支出して学校、診療所、住宅、共同作業場及び共同倉庫等の施設を建設し、関係市町村に管理させることとしたのであります。当時は御承知の通り終戦直後の混乱期でありまして、資材の枯渇、資金の欠乏、急激なる物価変動等のためとうてい国費だけでは建設不可能であり、従いまして各市町村におきましても、事実上相当多額の負担金を支出せざるを得なかつたばかりでなく、その後も今日に至るまでこれが補修維持に多額の費用を投じて参りまして、受益者たる集団開拓民に寄与するところが大であつたのであります。昭和二十三年以降におきましては、国の施策変更により、北海道にお

国有財産特別措置法の一部を改正する法律

けるこの種開拓事業は、補助金制度に切りかえられることになり、もつて今日に及んでいるのでありまして、これらの経緯及び実情等にかんがみますときは、昭和二十二年以前以前の建設にかかる以上の施設につきましては、これを関係市町村に譲与することが管理上最も実情に即する適切な措置と考えられる次第であります。よつてこのような趣旨に基きまして、ここに本法律案を提出いたしましたのであります。

何とぞ満場一致の御賛成あらんことを切望いたします。

二、衆議院大蔵委員長報告(五月三十一日)

○淺香忠雄君 たいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案は、更生保護事業の健全な発達に資するため、公益法人たる更生保護会が更生保護事業施設の用に供するときは、国有財産の減額譲渡等ができることとしようとするものであります。すなわち、国有財産特別措置法におきましては、社会福祉事業等の施設の用に供する場合には、旧軍関係財産等の普通財産を、地方公共団体や社会福祉法人等に対して、時価から五割以内を減額した対価で譲渡すること等ができることになっております。しかしして更生保護事業は、刑務所から釈放された者等を収容して、これを保護し、その指導を行い、そのすみやかな更生をはかろうとするものであります。

は、三年間の実務補習等の期間の経過を要しないで、ただちに第三次試験を受けることができることとしております。

本法案は参議院先議でありまして、参議院におきましては修正議決いたしております。修正の要旨を申し上げますと、検定の合格者を定める場合に、在職年数をしんしやくして定めることができることとし、また特定の者につきましては、検定を免除して、ただちに第三次試験を受けることができることとしたのであります。

本案は、一昨二十九日質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決に入りましたところ、起立総員をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に、企業再建整備法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案は、仮勘定のある特別経理会社につきまして、再建整備の最終的処理を促進するため、資産処分をすみやかに完了せしめ、一定期日における仮勘定利益の分配を行わせるとともに、仮勘定を閉鎖する道を開く等の措置を講じようとするものであります。

その内容は、まず第一に、仮勘定を有する特別経理会社の仮勘定監理人の選任について規定し、第二に、資産処分等を促進するため、昭和三十年九月三十日まではその処分等を完了するよう努めさせることとし、第三に、仮勘定利益の中間分配について規定し、第四に、仮勘定指定の特例に関して規定し、第五に、解散会社に関する特別措置について規定いたしております。解散した特別経理会社の場合に、資産処分等を完了したにもかかわらず、金融機関からの

国有財産特別措置法の一部を改正する法律

て、この更生保護会に対して、社会福祉事業等の場合と同様、国有財産の減額譲渡ができることとするともに、その譲渡代金の支払いにつきましても、十年以内の延納の特約等ができることとしたそうとするものであります。

本法案につきましては、片島委員より修正案が提出いたされました。修正案の要旨を申し上げますと、更生保護会のほかに、農業改良助長法により地方公共団体が経営している経営伝習農場につきましても、国有財産の減額譲渡等ができることとしたそうとするものであります。

本案は、審議の結果、一昨二十九日質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決に入りましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも起立総員をもつて可決され、よつて本案は修正議決いたしました。

次に、公認会計士法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案は、公認会計士試験制度の確立をはかるために、この際、公認会計士となるには何人も第三次試験に合格しなければならぬという原則を確立するとともに、特別公認会計士試験の受験資格者に対しまして、暫定的に従来の特別公認会計士試験にかわる制度を設けようとするものであります。すなわち、昭和二十九年七月三十一日までに特別公認会計士試験を受けることができる資格のある者に対し、第三次試験を受けるため必要な専門的学識を有するかどうかを判定するための検定を行うこととし、これに合格した者

調整勘定または他の特別経理会社からの仮勘定の利益の分配を受ける権利があるために仮勘定が確定しないときは、その受益権を譲渡することができることとし、また在外資産及び在外負債を有する場合には、主務大臣が指定する在外負債の引当て金額に相当する金銭及び在外資産の管理を主務大臣の指定する特殊管財人に委託して仮勘定を閉鎖することができることとし、これらの方法によりまして仮勘定を確定し得る道を開いております。

本法案に関しましては、内藤委員より修正案が提出されました。修正案の要旨は、原案におきましては、原則として一旦退任した清算人が後日主務大臣の指定する日において再び清算人となることとなつておりますが、これを修正いたしまして、利害関係人の請求により清算人を選任することとしたのであります。

本法案は、一昨二十九日質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決に入りましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも起立総員をもつて可決され、よつて本案は修正議決いたしました。

以上御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(六月三日)

○大矢半次郎君 只今議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず国有財産特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、衆議院議員若米地英俊君外二十五名の提出に係るものでありまして、地方公共団体が更生保護事業施設若しくは協同農業普及事業を遂行するため設置する経営伝習農場等の施設の用に供するときは、又は更生保護会が更生保護事業施設の用に供するときは、旧軍関係財産等の普通財産を減額譲渡又は貸付することができることとすると共に、更生保護会に対し、その代金の支払についても十年以内の延納の特約等ができることとしようとするものであります。本案の審議の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、企業再建整備法の一部を改正する法律案について申し上げます。企業再建整備法は、特別経理会社の終戦に伴う損失を株主及び債権者に負担させることにより、企業の再建を図つたのであります。が、その最終的処理については種々困難な問題がありまして、現在まで到底その解決を期待し得ない状態にあります。本案は、右の事情に鑑みまして、特別経理会社の資産処分を速かに完了せしめると共に、便宜の措置として仮勘定を閉鎖し得る方途を開き、再建整備の最終的処理を促進しようとするものであります。

以下、その大要を申し上げますと、第一に、債権者に損失を負担させた特別経理会社であつて、現在特別管理人がいないうち社については、新たに債権者の代表として仮勘定監理人を専任させ、又現に特別管理人のある会社にあつては、債権者を代表する特別管理人を仮

勘定監理人とし、会社が行う資産処分等を監督させることといたしております。

第二に、特別管理会社は昭和三十年九月三十日までに資産処分等を完了しなければならないこととし、止むを得ない事情がある場合に限り、主務大臣の承認を得て期限の延長をすることができることといたしております。

第三に、特別経理会社は昭和三十一年三月三十一日現在において、仮勘定の計算を行い、仮勘定の利益のある場合には、その利益額から主務大臣の指定する金額を控除した残額を主務大臣の認可を受けて損失を負担した債権者及び株主に一齊に中間分配させることといたしております。

なお昭和三十一年三月三十一日以前においても、仮勘定の利益がある場合には、債権者に対してのみは、その負担せしめた債権額の限度までは、随時利益分配を認めることといたしております。

第四に、仮勘定の残額が債権者及び株主の損失負担額以上になつたときは、仮勘定が確定しない場合においても随時仮勘定を閉鎖することとし、閉鎖したときにおいて、当該会社の仮勘定は確定したものとみなして、利益の分配ができることといたしております。

第五に、解散会社に対する特別措置として、仮勘定を確立し得る途を開くと共に、在外資産及び在外債務にかかるものを除いて清算事務が終了した場合においては、その清算を停止することといたしております。

本案は、衆議院において一部修正が行われました。修正された主要な点は、政府原案では、第二十六条の六、第六項の規定により、

清算事務を停止された解散会社の退任した清算人は、主務大臣の指定する日に再び清算人となることとなつておりましたのを改めまして、主務大臣の指定する日以後において利害関係人の請求により主務大臣が清算人を選任するものとした点であります。

本案につきましては、格別質疑もなく、討論、採決の結果、全会一致を以て、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

◎教育公務員特例法の一部を改正する法律

(昭和二九、六、一四法一八一)(参)

一、提案理由(五月二十九日)

○荒木正三郎君 只今議題となりました教育公務員特例法の一部を改正する法律案の理由を説明申し上げます。

本改正法案は教育公務員職務の特殊性に基いて、大学以外の公立学校の校長及び教員について、同一都道府県内におけるその異動を円滑にするため、条件付き任用に特例を設ける必要があると思ひまして、これを提出いたしました。

なお附則の施行期日は可及的早急の必要がありますので、公布の日から施行することとし、又現在条件付き任用中の者に対する措置をも定めております。何とぞ慎重御審議の上、速かに御賛同下さい

教育公務員特例法の一部を改正する法律

ますよう、お願いいたします。

二、参議院文部委員長報告(五月三十日)

○劔木亨弘君 只今議題となりました教育公務員特例法の一部を改正する法律案につきまして、文部委員会における審議の経過と結果について御報告申し上げます。

本法案は文部委員全員の発議によるものでありまして、教育公務員の職務の特殊性に基きまして、公立学校の校長又は教員として正式任用となつております者が、引続き同一都道府県内の公立学校の校長又は教員に任用された場合には条件付き任用としない旨の規定をいたしておるのであります。なお、附則におきまして、この法律は公布の日から施行することとし、更に現在条件付き任用中の一定の者に対する措置を定めております。

委員会におきましては、質疑を省略し、討論の後、全会一致を以て、これを可決すべきものと決定しました。

以上、御報告申し上げます。

次に、只今議題となりました学校給食法案につきまして、文部委員会におきましての審議の経過及び結果を御報告申し上げます。我が国の学校給食の沿革は、約五十年前に遡るものと言われておりますが、昭和時代に入りましてからは、児童の保健、学校衛生等の見地から、漸次その重要性が認められ、実施学校数も著しく増加の傾向を示すに至りました。そのため、政府は、昭和七年度から給食問題を正式に取上げ、これに対して初めて国庫から経費支出の

途を講ずるに至つたのであります。その後戦争が激化して参りますに伴いまして、学校給食も又次第に実施は困難を加え、遂に昭和二十年には殆んど休止、空白の形で終戦を迎えたわけでありました。

戦後、昭和二十一年十二月から学校給食は再発足をいたすこととなり、主として援助物資を基礎といたしまして、急速に再び普及発達を見ることがなりましたが、このような援助物資或いは援助資金の上に築かれた学校給食制度は、極めて不安定なものでありましたことは当然であります。昭和二十六年六月、従来給食に関する政府配給物資の財源でありましたガリオア資金の打切りに直面するや、忽ち動揺し、学校給食に対する国庫補助は中止の危機に瀕したのであります。併しこれに対しては、世論は猛烈に反対いたしましたため、結局二十七年四月以降は給食用の原麦代につきましては、従来の全額国庫負担は半額国庫負担に減じられ、ミルクはすべて父兄の負担に切換えられまして、現在に及んでいる次第であります。

今日、その普及度は、全国小学校児童数、約一千一百万人のうち、完全給食を受ける者、四百五十五万人、ミルク給食を受ける者、百八十八万人でありまして、決して十分に普及いたしては申されぬのみならず、これ以上の普及充実は極めて困難な実情にあります。その原因は種々推察されるわけでありますが、学校給食関係に、未だはつきりした法的根柢のないのが一つの重要な原因でありますので、学校給食の法制化によりまして普及充実を図りたいというのが政府の本法案提案の理由でございます。

次に本案の内容を申し上げますと、本案の学校給食の対象は、小学

校、盲学校、ろう学校又は養護学校の児童でありまして、これらの小学校等の設置者は、当該小学校等におきまして学校給食が実施されるよう努めねばならない旨を明らかにいたしておると共に、学校給食に要する経費の負担区分といたしましては、施設、設備に要する経費と人件費とは、小学校等の設置者の負担とされ、これ以外の学校給食に要する経費は給食費として父兄の負担とされております。次に、国は、公立又は私立の小学校等の設置者に対し、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができるものとし、又、国はその負担において学校給食用小麦等の代金について特別低廉な価格を定めることができるものとし、給食を受ける児童の保護者の負担でありませ給食費の軽減を図つております。

本案に対しまして、委員会の質疑は、主として法案内容が、従来、学校給食について講ぜられて来た予算措置を出でないものであり、折角法制化しながら、余りに実質的規定内容が貧弱である点に集中されましたが、これにつきましては、政府からは、学校給食に対する財政的措置の裏付けが貧弱なことは、現在の国家財政の実情からしてやむを得ないところであつて、その不十分な点は認めるが、法的基礎を欠く学校給食を取りあえず法制化し、これに制度的安定性を保障すること自体でも極めて有意義であること、及び、今後更に、学校給食の総合計画の確立、財政措置の強化に努めたい旨の答弁がありました。

かくして質疑を終了いたしましたところ、高橋委員から附帯決議を附して本案に賛成する旨の討論があり、次いで相馬

委員からは、学校給食について、政府案とは別個に、議員提案として、より完全な法案を我々は発議しているが、国の財政状態を考慮して、差当り不本意ながらこの政府案に賛成する。議員提案の趣旨は、高橋委員の附帯決議の中に盛られているから、政府においても、附帯決議案の内容実現のため格段の努力を払われることを要望するといふ希望条件を附して、本案及び附帯決議案に賛意を表され、高田委員より、同様の趣旨で本案に附帯決議を附することに賛成する旨、及び僻地の学校給食に留意し、又夜間の定時制高等学校についても学校給食を特に配慮すべきことを政府に要望する旨の意見の開陳があり、中川委員も、本案並びに附帯決議案に賛成され、松原委員からは、国策の一環として、国家財政を考慮しながら、漸進的、計画的に、学校給食の制度を確立すべき旨を政府に要望して、本案並びに附帯決議案に賛成せられました。

高橋委員提案の附帯決議案を朗読いたします。

附帯決議

本法案は、学校給食に関する最低基準について規定したものに過ぎない。本委員会は、学校給食が、教育上並びに国民の食生活の改善上、重要な意義を有することにかんがみ、その対象、内容、施設及び設備等の充実拡張のため、将来、政府が根本的総合的計画を樹立し、特に次の諸点について速やかにその実施に努力することを強く要望する。

一、学校給食及び義務教育諸学校及び夜間の定時制高等学校の児童生徒の全体に行うこと。

教育公務員特例法の一部を改正する法律

二、学校給食費の負担に困難を感じる保護者(準要保護者)に対して適当な援助の措置を講ずること。

三、小麦粉について全額国庫補助を講ずること。

四、脱脂粉乳等についても国庫補助の措置を講ずること。

五、学校給食の施設及び設備の必要経費について、国庫補助の増額を図ること。

六、学校給食を担当する栄養管理職員及び必要な員数の調理に従事する職員の給与費についても国庫補助の途を開くこと。

かくて討論を終り、採決いたしましたところ、本案は全会一致を以て、附帯決議を附して、可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会におきましては、委員外議員として、竹中厚生委員から、本案と保育所給食との関係につきまして、政府に対し質疑が行われましたが、これにつきまして、又、その他委員会の質疑応答及び討論内容の詳細につきましては、会議録に譲りたいと存じます。

以上を以て御報告いたします。

三、衆議院文部委員長報告(六月三日)

○辻寛一君 たいだいま上程になりました教育公務員特例法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由と審議の経過を御報告申し上げます。

この法案は参議院先議にかかるものでありますが、その趣旨としますところは、地方公務員法第二十二条第一項によりますと、すべ

て職員が昇任または採用されます場合、六箇月は条件付採用となり、その間地方公務員法の規定による身分保障がないことになっております。しかるに、地方教育委員会が設置されて以来、義務教育諸学校の校長及び教員につきまして市町村の間に人事交流を行う場合にも本条の規定がそのまま適用される結果、たとえばその転任先であらためて新規採用となりますので、当然六箇月間は条件付採用となりまして、これが人事交流のためには重大な障害となつておるのであります。そこで、この法案は、この障害を取除き人事交流の円滑をはかるために、同一都道府県内におきましては、大学以外の公立学校の校長及び教員の転任については地方公務員法第二十二條第一項を適用しない特例を設けようというのであります。

本案は五月三十日に付託せられたのであります。慎重に審議いたし、討論を省略、採決の結果、全会一致をもつて可決せられたのであります。

以上御報告申し上げます。

◎酪農振興法 (昭和二九、六、一四法一八二)

一、提案理由(四月十七日)

○平野政府委員 ただいま委員長から御報告になりました酪農振興法案の提案理由を御説明申し上げます。

食糧の増産をはかり、その自給度の向上をはかることがわが国経済自立のための基本的な要件であります。このため、食生活を合理化して米食偏重から脱却するとともに現在の農業経営方式を養畜特に乳牛を取り入れたいわゆる有畜農業経営に改善することが、きわめて有効適切な方策であります。ことはいまさら多言を要しないところであります。

幸いここ数年間における酪農の発達は顕著なものがあつて、乳牛頭数において三千万頭、牛乳生産高において三百五十万石を越えるに至つていたのであります。牛乳、乳製品に対する需要も旺盛をきわめ、昨年度におきましては、増産にもかかわらず品不足という現象すら随所に生じたのであります。このような傾向は、酪農発展のためかつは日本農業発展のため大いに慶賀すべきことと存するのであります。わが国の酪農の現状は、その内容に立ち入つて考察いたしますと、必ずしも樂觀し得ない多くの悪条件を備えておるのであります。わが国の酪農の持つ基本的な弱点をいたしまして、乳牛飼養農家の飼料基盤が弱く、購入飼料により多く依存しているため牛乳生産費が高いこと、乳牛の飼養密度が非常に稀薄でありますため集乳費が高いへん高いものにつくこと、従つてまたこれを処理加工いたします工場も小規模な非効率なものになり、しかもこういつた工場が濫立しているために中間経費がよけいにかかること等があげられるのであります。こういう傾向は、最近の高乳価によりましてかえつて強まりつつあるように見受けられるのであります。このような悪条件が積み重なつておりますため、わが

国の現在の乳製品の価格は諸外国と比較いたしまして著しく割高にならざるを得ないのであります。このことは、国民に高価な牛乳、乳製品を供給することになり、ようやく普及して参りました牛乳、乳製品に対する消費を抑制し、食生活の合理化に支障をすら与えることにならうと思つてあります。しかもこのような悪条件のもとにおいて営まれる酪農経営は、一般的に乳価、飼料価格その他の経済事情の変動に影響されるところが大きく、きわめて安定性のない経営になつておるのであります。従いまして今後の酪農振興の目標は、これら酪農を取巻く悪条件を急速に除去し、国際競争に耐え得、しかも少々の経済事情の変動にも動じない酪農を建設することであらうと考へるのであります。幸い酪農に対する認識の高まつております現在、酪農振興の方向を明示し、豊富低廉なる牛乳、乳製品を供給し得る基盤を整備いたしますことは、日本農業発展のための大計であらうと信ずるものであります。以上が本法案提案の趣旨であります。以下簡単にその内容を御説明申し上げます。

第一に集約酪農地域の建設であります。自然的経済的条件等が酪農に適する地域を選定し、飲用牛乳又は乳製品原料乳の供給地域といたしまして、乳牛の飼養密度が濃厚であり、合理的な酪農経営が得られる地域に育成しようとするのであります。御承知のように昨年以來、政府におきましてはジャージー種の乳牛を輸入いたし、乳製品原料乳地帯としての集約酪農地域の建設を行つて参つたのであります。今後はさらにホルスタイン種の乳牛につきましても、乳

製品原料乳地帯としてのみならず飲用牛乳地帯として本法により集約酪農地域に選定して、有畜農家創設特別措置法に基いて集約的に導入しようとするものであります。さらにまた集約酪農地域におきましては、従来開発が十分行われていなかつた草地につきまして地方公共団体がみずから積極的に改良を行い、合理的な乳牛飼養の基盤たらしめるとともに、牛乳の集荷処理加工施設につきましても、その設立または変更につき都道府県知事の承認を要するものとし、非効率な施設の濫立を防止し、牛乳の生産と均衡を保持させようとしたのであります。

第二に牛乳の取引につきましてその公正化をはかつたこととあります。今後酪農の発展に伴い、牛乳、乳製品の豊富低廉な供給が期待されるわけがありますが、その結果ややもすれば、価格変動に伴う負担が農家側により多くし、お寄せさせる可能性もありますので、これを防止し、公正な牛乳の取引が行われて酪農経営の安定に資するよう契約の文書化を促進するとともに、取引についての紛争について簡易かつ公正なあつせん制度を設けたのであります。

以上が本法の主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひする次第であります。

二、衆議院農林委員長報告(五月十八日)

○井出一太郎君 ただいま議題と相なりました、内閣提出、酪農振興法案につきまして、農林委員会におきます審議の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

現下におきまするわが国農業の最大課題は、食糧生産、なかんずく動物性蛋白質給源の増強と農業経営の安定向上をはかることに存するるのであります。これがためには有畜農業の振興をはかることが特に必要であります。この目的を達成するため、昨昭和二十八年、第十六国会に有畜農家創設特別措置法を成立せしめ、これにより酪農を初め一般有畜農業の発展向上に寄与いたして参りましたが、特に酪農の発達は顕著でありまして、現在乳牛頭数三十数万頭、牛乳生産高三百五十万石を越え、戦前を凌駕するに至りましたことは、日本農業の発展上御同慶にたえないところであります。しかしながら、酪農の今後の発展につきましても必ずしも樂觀し得ないものがあります。すなわち、乳牛飼養農家の飼料基盤が弱く、購入飼料に対する依存度が高いこと、乳牛の飼養密度が稀薄でありまして、集乳費が非常に高く、またこれが処理加工をいたします工場も小規模かつ濫立いたしております関係上非効率であり、従つて中間経費が高くなる等の諸点が悪条件としてあげられるのであります。しかも、他方、酪農振興の要請はいよゝ高まりつつあります現状にかんがみまして、この際、これら諸悪条件をすみやかに除去いたし、酪農振興の基本方向を明示いたし、もつて豊富低廉なる牛乳、乳製品を供給し得る基盤を整備いたしますとともに、農業経営の安定向上にも資したい目的をもつて本法案を提出されたのであります。

次に、本法案の要旨を申し上げますと、第一点は、集約酪農地域の建設であります。自然的、経済的条件等が酪農に適する地域を選定いたし、これを乳牛の飼養密度が高く、合理的に酪農を経営し得る地域に育成しまして、飲用牛乳または乳製品原料乳の供給地域といたそうとするのであります。なお、政府は、昨年以降ジャージー種の乳牛を輸入いたし、これをもつて乳製品原料地帯としての高度集約酪農地域の建設を行つて来ておるのであります。今後はホルスタイン種の乳牛につきましても同様の措置を行うことといたしました。その他、草地の改良を行い、また牛乳の集荷処理加工施設に対する濫立防止等の措置を講ずることといたしましたのであります。

第二点は、牛乳の取引について公正化を期したことであります。すなわち、生乳等の取引契約につきましても、当事者は、その存続期間、生乳等の売買価格及び数量、生乳等及びその代金の受渡しの方法その他の契約事項の内容を文書化し、さらにこれら生乳等取引契約について紛争を生じた場合には都道府県知事にあつせんを申請し、知事はあつせん委員を指名して公正かつすみやかに紛争を処理し得ることといたしましたのであります。

以上の二点が本法案の要旨でございます。本法案は去る四月十七日提出、同日本農林委員会に付託となり、提案理由の説明聴取の上審査に対し、爾来五回にわたる委員会におきまして、関係政府当局の出席を求め、必要な資料も十分提出いたさせまして、あらゆる角度から慎重なる検討を加え、この間各委員から活発なる御発言がございましたが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

これらの質疑は去る十二日をもちまして終局いたし、次いで十五

三、参議院農林委員長報告(五月二十八日)

○片柳貞吉君 只今議題となりました酪農振興法案について、農林委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

ここ数年間における我が国酪農の発達は顕著なものがあつて、併しその内容を些細に検討いたしますと、必ずしも樂觀することのできない幾多の弱点を持つていふ言われ、その基本的なものとしては、牛乳及び乳製品の生産費、延いてその価格が諸外国に比べて割高であることであり、その原因として購入飼料に対する依存度の高いこと、乳牛飼養密度の稀薄なこと、或いは処理加工工場の小規模にして非効率であり、且つ濫立していること等が挙げられております。

而してこの結果は、牛乳及び乳製品に対する消費を抑制し、食生活の合理化に支障を与え、而もかような悪条件の下において営まれる酪農経営はその安全性を欠くこととなります。従つて今後における酪農振興の目標は、我が国酪農の現状において見られるこれら諸種の悪条件を速かに取除き、国際競争に耐え、少々の経済事情の変動によつて動ずることのない酪農を建設することであるとして、この際酪農振興の方向を明示し、豊富低廉な牛乳及び乳製品を供給することのできる基盤を整備しようとするのが本法案提案の趣旨とされておるのであります。これが内容は大要次のようであります。

第一は、集約酪農地域に関するものであります。自然的及び経済的条件が乳牛の飼育並びに集乳事業及び乳業等酪農に適する地域について、その地域を管轄する都道府県知事の申請に基いて農林大

日、川俣委員から修正案が提出せられました。その要旨は、第一に、第一条の目的につき、酪農振興と農業経営一般との関連を明確にいたし、第二に、酪農振興計画の策定にあつては市町村及び農業協同組合等の意見を反映させること、第三に、集約酪農地域において合理的な酪農経営を行いますために、原案の草地偏重の傾向を是正いたし、草地のみならず耕地についても自給飼料増産の措置を行うようにしたこと、第四に、都道府県が生乳等の取引の紛争につきあつせんを行う場合、農林大臣の協力を求め得るようにいたしたのでございます。なお、それとともに、あつせん申請に要する手数料を免除いたすことにいたしました。第五に、酪農審議会を設けて運用の適正を期することといたしましたこと等点であります。

次いで、討論を省略、採決に入り、まず修正案について採決の結果、全会一致をもつて可決、次に修正部分を除く原案について採決いたし、これまた全会一致をもつて可決、よつて本法案は修正案のごとく修正議決すべきものと決した次第であります。

次いで、足鹿委員より本法案に対する附帯決議が提出せられました。その内容は、酪農振興のために総合的基本計画の策定をなすべきこと、また集約酪農地域以外の有畜農家創設事業の進展についても遅滞せしむることのないように留意すべきであること等、八項目にわたるものでございますが、詳細は速記録に譲ります。この附帯決議について採決の結果、これまた全会一致をもつて可決いたしました。

以上御報告を終わります。

臣が集約酪農地域として指定し、この地域に対して有畜農家創設特別措置法によつてジャージー種及びホルスタイン種等の乳牛を集团的に導入すると共に、この地域における酪農振興計画の実施に対し、国から補助金を交付し、或いは資金を斡旋する等の助成を行い、又地域内の草地の改良利用を図り、或いは集乳事業施設又は乳業施設の新設に関して、都道府県知事の承認をとつてその濫立を防止する等、この地域を飲用牛乳又は乳製品原料牛乳の供給地域として、乳牛の飼育密度が濃厚であつて合理的な酪農経営を行い得られる地域に育成しようとするものであります。

次は、牛乳の取引の公正化に関するものであります。牛乳及び乳製品の価格の変動に伴う影響が農家側にしわ寄せせられることを防止し、牛乳の公正な取引を期して、生乳等の販売に関する契約を文書化し、その内容の改善を期し、都道府県知事が勧告することができることとし、又生乳等の取引契約について紛争が起つたときは、その協定に対して都道府県知事が斡旋委員をして斡旋せしめる斡旋制度を設けようとするものであります。

かような政府の原案に対して、衆議院において、本法の目的において、本法が農業経営の安定に資するものであることを明らかにする、都道府県知事が酪農振興計画を策定し、或いはこれを変更するに当つて、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等の意見を反映せしめるため、その意見を聞かなければならないこととする、酪農振興計画の内容に、生乳の生産者の共同集乳組織の整備に関する事項をも加える、集乳事業なるものが独立した事業の分野で

あるような印象を与えることを避けるため、集乳事業なる文句及びこれに関する規定を削除する、集約酪農地域における飼料の自給について、草地の改良計画のみならず、これを飼料作物の生産のための農用地の利用計画にも及ぼし、草地改良計画とあるのを自給飼料増産計画に改める、都道府県又は市町村が草地の灌漑排水施設、又は牧道等を新設又は変更するに当つて、その区域内の土地改良区又は土地改良区連合の同意をも受けなければならないこととする、生乳等の取引契約の紛争の斡旋に関する手数料及び斡旋委員の費用の当事者負担を廃止する、学識経験者たる斡旋委員の中立公益性を確立する、都道府県が生乳等の取引の斡旋を行うに当つて農林大臣の助言等の協力を求めることができることとし、農林大臣は必要に応じ酪農審議会の専門委員をしてその事務に当らしめることとする、酪農振興に関する諮問機関として、生乳生産者団体代表二名以内、乳業者団体代表二名以内、学識経験者八名以内からなる酪農審議会を設ける、酪農審議会に關連する規定は、その施行を公布の日から一年以内において政令で定めることとする等の修正を加えて議決し、当院に送付せられたのであります。

委員会におきましては、衆議院代表及び政府当局に対して、法律案の前提をなす諸条件、政府原案の内容、衆議院修正の趣旨等について質疑が行われ、処理加工業者に対する従属的關係を脱却し、酪農家の独立優位性の確保及びこれに關連して酪農關係農業協同組合の現状の可否と、これが是正、生産者団体の育成強化、適正乳価及びこれが維持、乳製品、特にアメリカの余剰農産物輸入に關連し

て、これが輸入の阻止調整、酪農経営の合理化及び牛乳コストの引下げ、これがため、必須の条件と言われる草資源の涵養育成及び利用増進、牧草の改良増産、草地の確保及び改良並びに利用の拡大、牛乳、特に市乳の流通面の合理化と消費の促進、牛乳等取引の改善並びに酪農資本の是正及びこれが巨利の抑制、集約酪農地域指定基準の可否、酪農振興の基盤としての飼料対策、これに關連して飼料の現況に対処して飼料需給安定法の第七条適用の可否、牛乳等取引契約の内容及びその効力並びにこれが紛争斡旋委員の性格及び斡旋に要する経費の当事者負担の可否、その他本法律案をめぐる各種の問題並びに本法律案の内容をなす諸般の事項について、極めて熱心に所見が質されたのであります。これが詳細は会議録に譲ることを御了承願ひたいのであります。

併しながらここにその主なるものについて御紹介いたしますと、「衆議院の修正によつて本法の目的が拡大せられたのであります。更に現実において、内容については何ら拡充が加えられていない。更に現実においては、政府によつて今回本法律案が提出せられたのにもかかわらず、政府における酪農に関する施策は予算面においても又資金面においても、昨年比べてむしろ後退しているのである。然るにもかかわらず、今回の修正のように目的を拡大することは、羊頭狗肉と言ふべきではないか。政府においてもかかる修正に賛成であるか」と質されたのに対し、保利農林大臣から、「国会の意思に従ひ了承するところである」旨を、又衆議院代表川俣衆議院議員から、「本法案の題名に即応して目的の拡大を図つたのであるが、内容の充実

については今後に期待しており、この点については政府当局に対しても善処を求めてある」旨答へられました。又、衆議院の修正によつて、生乳等取引契約の紛争の斡旋に対して農林大臣が助言及び資料の提示等の協力をすることになつたのであるが、「かかる助言のケースは、大よそ乳価を決定する場合にあると思われるが、その際助言の内容は、乳価が生産費を補償するものであることを意図しているか」と確められましたところ、衆議院代表からは、「生産費を償ふものであることは原則である」旨を答へられ、又農林当局からは、「再生産を不可能ならしめるようなことは大変なことであつて、最低限度酪農の再生産を確保するものであることを堅持したい」旨の答弁があり、これに対して、「酪農振興が徒らに乳業資本の振興に墮せざるように」との主張があり、なお關連して牛乳の生産費調査に關する問題が提案され、農林大臣から、「牛乳生産費の調査機構を整備する必要を認め、その実現に努力したい」旨答へられたのであります。

更に最近の「ふすま」を初め飼料高のため、酪農熱が冷めかけているのであつて、飼料対策が先決問題であり、而もここに飼料対策としては、将来のことより目前の対策が緊要であつて、飼料需給安定法第七条の発動が急務であるとして、政府の所見が質されましたところ、保利農林大臣から、「昨年の凶作の影響が主として「ふすま」にしわ寄せられ、一時的とは考えられるが、供給不足を来たし、その対策に腐心しており、目下食糧庁手持の内地等外麦及びイラク麦等の大量処理等、応急措置を具体的に取運んでいるのであつ

て、青草の供給増加と併せて価格は下向くものと思う。需給安定法第七條の発動については検討中である」旨答えられました。なお外国産乳製品と国内における酪農の維持については、「輸入は内地の酪農を圧迫しない用意を整えた上慎重に考え、非難の起らない措置をとり、その影響を防ぐことにしたい」旨述べられ、更に又酪農の振興は先ず草の問題であるとして、草の問題に対する政府の所信が質されましたのに対して、保利農林大臣から、「畜産の振興は購入飼料に依存することは好ましくないものであつて、草の問題は畜産との歩調において手遅れになつてゐる。根本的対策が必要であつて、これを極力推進したい」旨答えられたのであります。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、河野委員から、集約酪農地域における酪農事業施設の新設及び変更を適正ならしむるためには、都道府県知事によるこれが承認制度を整備し、且つ生乳等の取引において、生乳等の検査について買手の支配から脱却して、これが公正を期する措置を講ずる必要があるとの趣旨を以ちまして、酪農事業施設の新設或いは変更について都道府県知事が承認を与えなかつた場合は、農林大臣に異議の申立をすることができるととなし、又生乳等の取引において、農林省や都道府県の職員が、当事者の事業所等に立入検査することができる等、これに即応した修正の動議が提出せられ、続いて北委員から次のような附帯決議の動議が提出せられました。即ち、

一、本法の目的の拡大修正に即応して、所期する「酪農の急速なる普及発達及農業経営の安定」の眞の成果が達成し得られるよ

う、政府において、予算の確保及び乳製品の輸入の調整その他各般の事項に亘つて遺憾なく措置すること。

一、政府において、集約酪農地域の育成に急にして一般有畜営農の育成発達を疎くも疎かにすることのなきよう万全を期すること。

一、生乳等の取引契約に當つて、生乳生産者の自主性（生産者団体による共同販売の徹底、生産者による自己検査の確立、生乳の集団飲用の促進等）を確保し、更に進んでは生乳生産者の資本による乳業施設を育成するよう、政府において適切な措置を講ずること。

一、国内における草（特に野草及び飼料木）及び飼料作物資源の改良、涵養及び利用増進について、政府において速かに飛躍的且つ根本的な施策を実施すること。

一、政府において速かに公正なる生乳検査の徹底について適切な措置を講ずること。

一、政府において優良廉価なる飼料の豊富円滑なる供給を図ること。なお、この際、飼料需給安定法第七條の発動について考慮すること。

一、政府において、生乳の生産費を償う乳価の維持に万全を期すること。なお、生乳の生産費調査の完璧を図ること。

一、政府において、生乳の生産費を償う乳価の維持に万全を期すること。なお、生乳の生産費調査の完璧を図ること。

かくして討論を終り、採決に入り、全会一致を以て衆議院送付原案に、河野委員の提案にかかる修正を加え、北委員の動議による附

帯決議を付して可決すべきものと決定いたしました。

なお最後に、保利農林大臣から右の附帯決議に対して、「その趣旨はすべて尤もなことであるから、その趣旨に従つて最善の努力を尽したい」旨発言のありましたことを申し添えまして報告を終ります。

◎企業再建整備法の一部を改正する法律

(昭和二九、六、一五法一八三)

一、提案理由(四月二十六日)

○阪田政府委員 たいま議題となりました企業再建整備法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

企業再建整備法は、特別経理会社の終戦に伴う損失を株主、債権者に負担させることにより企業の再建をはかつたのであります。その最終的処理につきましては種々困難な問題がありまして、現在そのままではとうてい期待し得ない状態にあるのであります。すなわち認可を受けた整備計画の実行の過程に生じた損益は、仮勘定として整理し、整理を完了して仮勘定の損益が確定した際に利益があつた場合には、損失を負担させた債権者、株主に分配することとなつてゐるのであります。が、資産処分等が予想外に遅延し、また国内の資産処分等が終了しても在外資産、負債を有する会社は確定できないこととなつており、さらに、金融機関の調整勘定及び他の特別経

企業再建整備法の一部を改正する法律

理会社の仮勘定の割もどしが確定しないということから、これが相互に関連して、現行法では、仮勘定の確定といふことはきわめて困難な実情にあります。このように仮勘定が未確定であるということから、解散した特別経理会社にとつては清算を終了し得ないこととなる等、種々の面で支障を来している次第であります。

今回改正しようといはします趣旨は、完全な意味で仮勘定を確定することは困難でありますので、実質的に完結と同様の効果をもたらし得るよう、特別経理会社の資産処分をすみやかに完了せしめるとともに、便宜の措置を講じて仮勘定を閉鎖し得る方途を設け、再建整備の最終的処理を促進しようとするものであります。

次に、本法案につき、改正の概要を申し上げます。

まず第一に、仮勘定を有する特別経理会社の仮勘定監理人の選任についてであります。が、債権者に損失を負担させた特別経理会社であつて、現在特別監理人がいない会社については、新たに債権者の代表として仮勘定監理人を選任させ、現に特別監理人のある会社にあつては、債権者を代表する特別監理人を仮勘定監理人とし、会社が行う資産処分等を監督させることとしております。

第二に、資産処分等を、促進するため、昭和三十年九月三十日までにその処分等を完了するよう努めさせることとし、やむを得ない事情がある場合に限り、主務大臣の承認を得て期限の延長をすることができるといたしております。さらに、期限の延長について承認のあつた資産は別といたしまして、期限内に処分を終らなかつた資産につきましては、仮勘定監理人が一定の手續を経て資産

処分等を催告し、これに応じない場合には、当該会社にかわり資産の処分等を行うことができる道を開いております。また、資産処分の簡易迅速をはかるため、処分にあつての手續上の制約を排除するとともに、報告の義務を課する等所要の規定を設けた次第です。

第三に、仮勘定利益の中間分配についてであります。特別経理会社は、昭和三十一年三月三十一日現在において仮勘定の計算を行い、仮勘定に利益のある場合には、その利益額から主務大臣の指定する金額を控除した残額を主務大臣の認可を受けて損失を負担した債権者及び株主に一齊に中間分配させることとしたのであります。

この場合、債権者または株主のうちに調整勘定を有する金融機関または仮勘定を有する特別経理会社があるときは、分配すべき金額を相互に通知し合つて帰属すべき額の修正を行つた後において、分配しなければならぬことといたしております。なお昭和三十一年三月三十一日以前においても、仮勘定の利益がある場合には、債権者に対してのみは、その負担せしめた債権額の限度までは、随時利益分配を認めることといたしております。

第四に、仮勘定指定の特例に関する規定であります。仮勘定の残額が債権者及び株主の損失負担額以上になつたときは、仮勘定が確定しない場合においても随時仮勘定を閉鎖することができるとし、閉鎖したときにおいて、当該会社の仮勘定は確定したものとみなして、利益の分配ができることとしたのであります。

第五に、解散会社に関する特別措置といたしまして、解散した特別経理会社の場合に、資産処分等を完了したにもかかわらず、金融

機関からの調整勘定または他の特別経理会社からの仮勘定の利益の分配を受ける権利があるために仮勘定が確定しないときは、その受益権を譲渡することができることとし、また、在外資産及び在外負債を有する場合には、主務大臣が指定する在外負債の引当金額に相当する金銭及び在外資産の管理を主務大臣の指定する特殊管財人によりまして、仮勘定を閉鎖することができることとし、これらの方法によりまして、仮勘定を確定し得る道を開いております。最後に解散会社が在外資産及び在外負債にかかわるものを除いて清算事務が終了した場合においては、その清算を停止することとしたのであります。すなわち清算人は株主総会の承認により退任するものとして、特殊管財人の行う事務を除きすべての清算事務は一時停止し、後日主務大臣の指定する日において再び清算人が復活して清算事務を再開することといたしております。

以上本法案の概要を申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに賛成せられるようお願いいたします次第であります。

二、衆議院大蔵委員長報告(五月三十一日)
(国有財産特別措置法の一部を改正する法律(昭二九一法一八〇)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(六月三日)
(国有財産特別措置法の一部を改正する法律(昭二九一法一八〇)の委員長報告と一括して掲載)

◎農業協同組合法の一部を改正する法律

(昭和二九、六、一五法一八四(衆))

一、提案理由(四月二十八日)

○金子委員 農業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

農業協同組合法が制定されてから今日まで五年有余を経過いたしました。この間、農業協同組合は、諸種の悪条件と闘いながら、農業生産力の増進と農民の経済的地位の向上をはかり、あわせて国民経済の発展に寄与するために努力して参つたのであります。

しかしながら、はげしい経済的社会的変動とその間に処する主体的条件の不十分のために経営不振の状態に陥つた組合も少なくなく、そのままに放置しがたい事態に遭遇いたしましたものにつきましては、適宜農業協同組合法の一部改正、農林漁業組合再建整備法、農林漁業組合連合会整備促進法の制定等を行ひまして、組合発展のための監督、援助等を行うことができる措置を講じてきたのであります。それにもかかわらず、組合の組織、事業及び経営の現況を見まするとき、なお整備強化を必要とする部分は少くありませんので、特に、組合の指導体制を確立いたしますとともに、現行の組合制度に若干の修正を加え、今後国民経済の推移に即応して組合の一層の

農業協同組合法の一部を改正する法律

発展をはかる必要があると考へるのであります。これが、この法律案を提出いたします理由であります。以下その主要な内容につきまして、その概略を御説明申し上げます。

第一は、組合の総合指導組織の確立であります。今回新たに、組合の総合指導組織として、農業協同組合中央会を全国及び都道府県の区域に設置することにいたしました。現在、組合の指導組織といつたしましては、全国及び都道府県の区域に指導農業協同組合連合会等がありまして、主として会員たる組合のために指導教育事業を行つております。その法制上の性格、組織、事業及び財務の状況からみまして、指導機関として十分なものでなく、このため、農業協同組合系統組織の全国的な組織活動に必要な統一性と機動性を確保し、十分に組合事業の振興と経営の刷新及び安定をはかり得るような指導教育を行うことが困難な状況にあるのであります。

このような指導機関の弱点を克服し、会員たる組合のみならず広く全組合に対する指導教育を全国的規模において、統一的かつ効果的に、もつて組合の健全な発達をはかるため、農業協同組合中央会を設置いたすこととした次第であります。

都道府県中央会につきましては、会員の加入脱退を自由といたしましたが、統一ある全国的組織を確立するため、全国中央会につきましては、都道府県中央会及びその正会員たる農業協同組合及び連合会は、これに当然に加入させますとともに、全国中央会は、都道府県中央会に対して指導連絡を行ひ、またそのために必要がある場

合には、必要な指示等を行うことができることとしたしまして、その全国的統一活動を可能ならしめていけるのであります。しかして、政府は、このような中央会の活動をより活発かつ効果的にするため、全国中央会及び都道府県中央会の事業に要する経費の一部を、毎年度予算の範囲内において補助することができることとしたのであります。

なお、中央会の設置に関連いたしまして、指導農業協同組合連合会の処置についてであります。現にあるものの存続は当分の間これを認めることといたしましたが、今後におきましては、中央会設置の目的にかんがみまして、中央会の事業と同種の事業を行おうとする農業協同組合連合会につきましては、これを認めないことができることといたしたのであります。

第二は組合に関する規定を整備したこととあります。その一は新たに農業協同組合及び農民の組織する団体が農業協同組合に加入することができることとし、農村の実情に即応して農民及び組合の発展をはかろうといたしたのであります。その二は組合の事業に関してであります。信用事業を行う組合につきましては、新たに定期積金の受入れも行うことができることとするほか、一部特定の利用者につきましては、員外利用の制限を適用しないこととして、農村の実情に即応するとともに、組合の事業分量の拡大をはかろうといたしたのであります。このほか、共済事業を行う組合につきましては、その事業の性質からその連合会におきましては他の事業をあわせ行うことができないこととするにとともに、その事業が健全に行

われることを期するため、所定の手続を経て、行政庁の承認を受けなければならないこととしたのであります。その三は組合の管理に關してであります。そのおもなものは、役員責任の明確化であります。従来役員責任に關する規定が不明確でありましたので、役員責任に對する忠実義務を明文化し、かつ、組合に對する任務を怠つた場合における組合及び第三者に對する連帶損害賠償責任に關する規定を設け、その責任の所在を明瞭にしたのであります。また、役員を選出する場合には、新たに選任によることとすることができることといたしたのであります。

以上の事項のほか、組合の運営等に關する諸規定のうち必要なものについて部分的修正を加え、その合理化と簡略化をはかつた次第であります。

第三は行政庁の監督権を強化したこととあります。行政庁の監督権は、本来で得る限り小範囲にとどめることが望ましいのであります。組合の実状は、いたずらに形式的な自主性のみを尊重することを許さないものがありますので、必要な監督規定を整備強化いたしました。組合の健全化に資しようとしたのであります。その一は、組合の設立及び事業の適正をはかり、組合員の利益を保護するため、その設立、解散等の場合における行政庁の認可に關する規定を整備したのであります。その二は、組合が法令等に違反した場合において、行政庁が必要な措置をとるべき旨の命令をしたにもかかわらず、これに従わなかつたときは、行政庁はその組合の業務の停止または役員の変更を命じ、共済事業を行う組合については、

事業の承認を取消すことができることといたしますとともに、組合が事業外事業を行つたとき等の特定の場合には、行政庁がその解散を命ずることができることといたしたのであります。

以上がこの法律案の主要な内容でありまして、すべて組合の現状から真にやむを得ないものでありますので、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御協賛あらんことを切に希望する次第であります。

なお終りにおわびしなければならぬこととありますが、取急いで提案いたしました関係もあつて、ただいま配付いたしましたガリ刷りの法律案の中に若干正誤を要する箇所がまだ残つておると思ひますので、その点何とぞ御了承を得たいと存する次第であります。

二、衆議院農林委員長報告(五月二十二日)

○井出一太郎君 ただいま議題と相なりました、金子與重郎君外十六名提出、農業協同組合法の一部を改正する法律案、並びに小枝一雄君外十六名提出、農業委員会法の一部を改正する法律案、右両案につきまして、農林委員会におきます審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、農業協同組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のごとく、昭和二十二年現行農業協同組合法が制定されてからすでに六年有余を経過いたしておりますが、この間、農業協同組合は社会的、経済的にはげしい変動に遭遇いたし、このために経営不振に陥つた組合も少なくなく、農業協同組合法について数次

にわたる一部改正を行う一方、農林漁業組合再建整備法あるいは農林漁業組合連合会整備促進法の制定等を行ひまして、組合の健全な発展の促進を期する方途を講じて参つたのであります。しかしながら、農業協同組合は、経済力の脆弱な農民を構成員といたしておりますので、その経済的基調は依然として弱く、なお整備の強化を必要とする部面が少なくないのであります。従ひまして、この際指導体制の確立を期しますとともに、現行組合制度にも若干の修正を施しまして、今後におきます国民経済の推移に即応して、組合事業の振興と経営の刷新、安定をはかる目的を持ちまして、本法案が提出せられたのであります。

次に、改正の要旨を申し上げますと、およそ次の三点に要約されると思ふのであります。

第一点は、組合の総合指導組織の確立をはかるため農業協同組合中央会を全国及び都道府県の区域に設置いたし、国はこれら中央会の事業に要する経費の一部を毎年度予算の範囲内で補助することといたしたことであります。

第二点は、組合に關する規定を整備いたしたことであります。その第一は、農業協同組合の地区の全部または一部を地区とする農業協同組合及び同地区内に住所を有する農民が組織する団体につきましても准組合員たる資格を認め、農村の実態に即応した措置を講じたこと、第二といたしましては、信用事業を行う組合につきましては新たに定期積金の受入れをも行うことができ、共済事業を行う組合につきましてはその事業が健全に行われますために必

要な規定を設けたこと、第三といたしましては、組合の役員の実任を明確化したことともに、新たに役員の実任の規定を設けたこととでございます。

次に第三点は、行政庁の監督規定を整備強化いたしまして、組合の健全な発達に資しましたこととでございます。

本法案は去る四月二十八日付託と相なり、同日提案者を代表して金子委員から提案理由の説明がございました後、本委員会の審査に付し、爾来引続き提案者との間に真剣なる質疑を行い、また去る十八日には学識経験者から参考意見の聴取も行いまして、真摯かつ慎重なる審議をいたして参りました結果、昨二十一日質疑を終局いたしました。

本日、自由党、改進黨及び日本自由党を代表して佐藤洋之助委員から、また左派社会党を代表して足鹿委員から、それら修正案が提出されました。

佐藤委員提出の修正案の要旨は、一、全国中央会及び都道府県中央会の准会員たる資格の条件について、原案に規定された者のうちからさらに定款で定めるものとしたこと、二、都道府県中央会の総会は、会員総会を原則とするも、定款で定める場合は代議員をもつて組織し得ること、三、行政庁が組合に対して共済事業の承認の取消しまたは解散の命令を行おうとする場合、その組合に対し弁明の機会を与えるとともに、都道府県中央会または全国中央会の意見を聞くものとする、四、農業協同組合中央会の発行する証書、帳簿については印紙税法の適用を除外すること、五、農業協同

正案を採決、多数をもつて可決、次いで右の修正部分を除く原案について採決いたしましたし、これまた多数をもつて可決いたしました。よつて、本法案は佐藤委員提出の修正案のごとく修正議決すべきものと決しました。

次に、農業委員会法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のごとく、現行農業委員会法は、昭和二十六年、第十国会で成立を見、同法に基き市町村農業委員会及び都道府県農業委員会が発足したし、爾来今日まで二年有半、農地調整、自作農の創設維持、農業総合計画の樹立推進等、農民の代表機関としての使命の達成に努めて参りましたが、これまでの経験にかんがみ、さらに今後におきます情勢の推移に即応して一層の発展を促し、もつてこれが使命の完遂を期したい趣旨をもちまして、ここに本改正法案が提出されたのであります。

次に、改正のおもな点を御説明いたしますと、およそ次の三点であります。

第一点は、農業委員会委員の選挙方法を簡素化したこととあります。すなわち、現行法によりますと、委員の選挙は公職選挙法を準用いたしておりますが、改正案におきましては、市町村条例で行い得ることとし、選任委員につきましては、市町村長が五人を限り選任しなければならぬことといたし、また委員の任期を現行の二年から三年に改めたこととございます。

第二点は、都道府県農業委員会にかわつて新たに法人格を持った

組合本来の教育事業を行うことに是正したこと等を内容とするものであります。

また、足鹿委員提出の修正案の要旨は、一、都道府県農業協同組合中央会の名称を都道府県農業協同組合地方会に改めること、二、都道府県地方会及び全国中央会の会員についての加入及び脱退を自由とすること、三、都道府県地方会の総会は会員総会とすること、四、全国中央会の都道府県地方会に対する指示等は全国中央会の正会員たる都道府県地方会に対してのみ行い得ること、五、全国中央会の正会員たる都道府県地方会の会長のみが当然に全国中央会の代議員となるものとする、これらを至要な内容といたし、その他につきましては佐藤委員提出の修正案と大体共通いたしておるのでございます。

次いで討論に移り、社会党芳賀委員から、足鹿委員提出の修正案のごとく修正すべきで、しからざれば本法案に賛成しがたい旨を申し述べられました。また社会党小平委員は、全国農業協同組合中央会への当然加入については、農業協同組合の本質にかんがみ、確かに賛成しかねるが、指導体系をすみやかに確立しなければならぬ現状と、全国農業協同組合中央会そのものの性格にかんがみ、政府はこれが対策に遺憾なき措置を講じ、原案の当然加入はそれまでの暫定措置とすべきである旨を強く要望して賛意を表せられました。

以上をもつて討論を終り、採決に入り、まず足鹿委員提出の修正案について採決の結果、少数をもつて否決、次に佐藤委員提出の修正案について採決の結果、多数をもつて可決、次いで右の修正部分を除く原案について採決いたしましたし、これまた多数をもつて可決いたしました。よつて、本法案は佐藤委員提出の修正案のごとく修正議決すべきものと決しました。

次に、農業委員会法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のごとく、現行農業委員会法は、昭和二十六年、第十国会で成立を見、同法に基き市町村農業委員会及び都道府県農業委員会が発足したし、爾来今日まで二年有半、農地調整、自作農の創設維持、農業総合計画の樹立推進等、農民の代表機関としての使命の達成に努めて参りましたが、これまでの経験にかんがみ、さらに今後におきます情勢の推移に即応して一層の発展を促し、もつてこれが使命の完遂を期したい趣旨をもちまして、ここに本改正法案が提出されたのであります。

次に、改正のおもな点を御説明いたしますと、およそ次の三点であります。

第一点は、農業委員会委員の選挙方法を簡素化したこととあります。すなわち、現行法によりますと、委員の選挙は公職選挙法を準用いたしておりますが、改正案におきましては、市町村条例で行い得ることとし、選任委員につきましては、市町村長が五人を限り選任しなければならぬことといたし、また委員の任期を現行の二年から三年に改めたこととございます。

第二点は、都道府県農業委員会にかわつて新たに法人格を持った

から反対意見の開陳がございました。討論を終り、ただちに採決に入り、まず修正案について採決の結果、多数をもつて可決、次に修正部分を除く原案について採決の結果、これまた多数をもつて可決、よつて本案は修正案のごとく修正議決すべきものと決しました。以上御報告を終わります。

三、参議院農林委員長報告(六月八日)

(農業委員会法の一部を改正する法律(昭二九一法一八五)の委員長報告を一括して掲載)

◎農業委員会法の一部を改正する法律

(昭和二九、六、一五法一八五)(衆)

一、提案理由(四月二十八日)

○小枝委員 たいま議題に供せられました小枝一雄外十六名提出にかかる農業委員会法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

農業委員会法が制定せられましたから満三年、市町村農業委員会及び都道府県農業委員会が発足しましてから二年有半になります。この間農業委員会は、農地調整、自作農の創設維持、農業総合計画の樹立推進等、農民の代表機関としてその使命の完遂に努めて

参つたのであります。この間の経験にかんがみ、さらにその後の情勢の推移に即応してその使命を達成いたしますためには、その事務の完遂に最も適した構成をとることが肝要であると考えられるのであります。このような意味におきまして、都道府県農業委員会を法人としての都道府県農業会議とし、これによつてただちに農業、農民の代表機関として自主的にも活動し得ることを期待しました農業及び農民のための全国的組織を結成し得る道を開くとともに、末端の農業委員会の構成等につきましても所要の改正を加えるべく、本法律案を提案した次第であります。以下本法律案の主要内容について概略御説明申し上げます。

第一は市町村農業委員会についての改正であります。改正の第一点は、選挙による委員の定数につき、現行の十五人を十人から十五人までの間で市町村条例で定めることといたしますと同時に、選挙方法を簡素化したこととあります。第二点は、選任による委員を必置の委員といたしまして、農業協同組合もしくは農業共済組合の推薦した理事または市町村議会の推薦した学識経験者を五人を限り、市町村長が委員として選任しなければならないこととしたのであります。また委員の任期を現行の二年から三年に改めることとしたのであります。

第二は都道府県農業会議についての規定の追加であります。現在都道府県にはその付属機関として都道府県農業委員会が置かれていますが、農業及び農民の一般的利益の代表機能を果たすには行政機関とは別個の人格を持たせる必要がありますので、これにかわり、法

人たる都道府県農業会議を設立することにいたしましたのであります。都道府県農業会議は、郡市単位の代表者会議において農業委員会の委員及び農業協同組合の理事のうちから互選された者、農業協同組合中央会、農業共済組合連合会及び農業協同組合連合会その他農業団体の代表者並びに学識経験者等をもつて構成するものとし、その業務は、従来都道府県農業委員会が所掌していた事務のほか、農業及び農民に関し、意見を公表し、行政庁に建議し、その諮問に答申すること、及び農業及び農民に関する啓蒙、宣伝、調査研究を行うこと等でありま。

国が毎年度予算の範囲内において都道府県農業会議に要する一定の経費を負担ないし補助することとしたし、なお法人税、所得税、事業税等各種の税の免除を考え、その健全な発展、公正な活動を期待しておる次第であります。

第三は全国農業会議所に関する規定の追加であります。

全国農業会議所は、都道府県農業会議、全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会その他農業の改良発達をはかることを目的とする法人、学識経験者等をもつて構成される社団法人であります。農業及び農民に関し、意見を公表し、行政庁に建議し、その諮問に答申し、また啓蒙、宣伝及び調査研究並びにこれらの業務についての都道府県農業会議の指導連絡を行うことを主たる目的としておるのであります。

全国農業会議所は、設立、解散、加入、脱退の自由な法人でありまして、全国を通じて一個とし、これに対しましては免税措置のほか

農業委員会法の一部を改正する法律

かに、国庫補助をなし得ることといたしました。全農業、全農民の一般的利益の代表団体たるにふさわしい公正にして活発な運営を期待しておる次第であります。

以上が本法律案の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同を得られますよう切望する次第であります。

なお取急ぎまして提案したために、たいま御配付いたしましたガリ刷りの法案中に二、三の正誤をする箇所がありますので、御了承を得ておきたいと存じます。

二、衆議院農林委員長報告(五月二十二日)

(農業協同組合法の一部を改正する法律(昭二九一法一八四)の委員長報告を一括して掲載)

三、参議院農林委員長報告(六月八日)

○片柳眞吉君 只今議題となりました農業委員会法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

先ず、農業委員会法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法律案は、農業委員会法が制定されてから今日まで三年有余、その間における経験に鑑み、且つは情勢の推移に即応して、その使命を達成するため、事務の完遂に最も適当した構成をとることが肝要であるとの意図を以て、農業委員会の構成等を若干改正し、又、都道府県農業委員会を廃して、これに代つて法人たる都道府県

農業会議を置くこととし、更に全国的組織として、これ又法人である全国農業会議所を設置するため提案されたものでありまして、これが内容の主な点は大要次のごとくであります。

即ち第一は、市町村農業委員会の改正でありまして、その一は、選挙による委員の定数が、現在十五人となつておりますのを、十人から十五人の範囲内で市町村条例で定めることとし、同時に選挙方法を簡素化し、その二は、選任による委員を必ず置かなければならないこととし、その数は選挙による委員の実数の三分の一以内とし、農業協同組合、又は農業共済組合の推薦したその理事及び市町村議会の推薦した学識経験者を五人を限つて選任しなければならぬこととし、その三は、委員の任期を現行の二年から三年に改めた等であります。

第二は、都道府県農業会議に関するものでありまして、現在の都道府県農業委員会に代つて、法人たる都道府県農業会議を設けることとしたのであります。而して都道府県農業会議は、会議員を以て構成することとなし、会議員について一定の資格を規定しているのであります。又、その業務は農地法その他の法令によつて所掌することになつてゐる事項を行うと共に、農業及び農民に関し、意見の公表、行政庁に対する建議、その諮問の答申、啓蒙宣伝、調査研究等を行うことができることとしております。而して国は毎年度予算の範囲内において都道府県農業会議に要する一定の経費を負担し、又、その他の経費を補助することができることとなし、なお、法人税、所得税、事業税及び固定資産税等を免除することにし、その他

設立、役員、監督及び運営等に関する諸般の事項を規定してあります。

第三は、全国農業会議所についてでありまして、全国農業会議所は、都道府県農業会議、全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会その他農業の改良発達を図ることを目的とする団体、学識経験者等を以て構成される法人でありまして、農業及び農民に関し意見を公表し、行政庁に建議し、その諮問に答申し、又、啓蒙宣伝及び調査研究並びにこれらの業務についての都道府県農業会議の指導連絡等を行うことを主たる目的として、加入及び脱退は自由で、全国を通じて一個とし、これに対しては免税措置並びに国庫補助をなし得ることとしております。

次は、農業協同組合法の一部を改正する法律案でありまして、農業協同組合法制定以来、今日まで六年有余、その間農業協同組合の育成発展のため、自他を通じ幾多の措置が講ぜられ、多大の努力が払われて来たのであります。組合の組織、事業及び経営の現況は、なお整備強化を必要とする部面が少くないものがあるとして、ここに組合の指導体制を確立すると共に、組合制度に若干の修正を加えんとするのが本法律案提案の理由でありまして、これが内容の骨子は、大略次のようであります。

属する者の共済事業の利用については、員外利用の制限を適用しないこととして、農村の実情に即応せしめると共に組合の事業分量の拡大を図らんとするものであります。

第二は、農業協同組合の行う共済事業についてでありまして、共済事業を行う農業協同組合連合会は、他の事業を併せ行うことができないうこととすると共に、事業の健全性を期するため、所定の手続を経て行政庁の承認を受けなければならないこととなし、第三は、農業協同組合の組合員たる資格の拡大でありまして、農業協同組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合及びその地区内に住所を有する農民の組織する団体も新たに組合員たる資格があるものとし、第四は、組合の管理についてでありまして、その主なるものは役員の実任の明確化でありまして、従来不明確でありました理事の組合に対する忠実義務を明文化し、且つ理事が任務を怠つた場合は、組合及び第三者に対して連帯して損害賠償の責任に任ずることとして、その責任の所在を明瞭にし、なお、役員を選出する場合、新たに選任にすることができるとなし、第五は、行政庁の監督権を強化したことでありまして、行政庁の監督権は、本来、できるだけ小範囲にとどめることが望ましいのであります。併し組合の実情は、徒らに形式的な自主性のみを尊重することを許さないという見解を以ちまして、行政庁は、組合が必要な措置命令に従わないときは、期間を定めて、組合の業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命じ、又、共済事業を行う組合については、事業の承認の取消し或いは組合が法定の事業以外の事業を行なつたと

き、或いは正当な理由がないのに成立後一年たつても、事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき等において組合の解散を命ずることができることとする等、行政庁の監督権の強化を図らんとすることであり、第六は、農業協同組合中央会の設置に関するものでありまして、組合の健全な発達を図るため、法人たる都道府県農業協同組合中央会及び全国農業協同組合中央会を設け、組合の組織、事業及び経営の指導、監査、教育及び情報提供、連絡及び紛争調停、調査研究並びに行政庁に対する建議等の事業を行うこととし、国は中央会の事業費の一部を補助することができることとし、中央会の会員は、正会員と準会員として、全国中央会の正会員は、都道府県中央会、都道府県中央会の正会員たる組合、都道府県の区域を超える区域を地区とする組合であつて、前二者は当然に加入するものとし、都道府県中央会の正会員は、都道府県中央会の地区の全部又は一部を地区とする組合であつて、加入脱退を自由とし、而してこれら中央会の設立、役員、運営、解散、監督及び非課税の特例等に関する諸般の事項を規定したものであります。

かかる原案に対しまして、衆議院において大体次のような修正が行われております。即ち第一、都道府県中央会及び全国中央会の正会員たる資格を有するものについて或る程度の制限を加えたこと、第二、都道府県中央会の総会は、会員総会を原則とし、定款で定められた場合には、総会を代議員を以て組織することができることとする、第三、行政庁が共済事業の承認の取消の処分をし、又は組合の解散の命令をしようとするときは、あらかじめその理由を通知し

て、組合に弁明の機会を与えんと共に、都道府県中央会或いは全国中央会の意見を聞くものとする事、第四、中央会の発する証書、帳簿については印紙税法を適用しないこととする等の修正を加えて議決し、本院に送付せられたものであります。

両法案は、曾つて世上、農業団体再編成関係法案と称されまして、すでに第十五回特別国会及び第十六回特別国会の二回に亘つて、政府から当院に予備審査のため提案され、その都度衆議院において審議未了となつて居る同じ題名の法律案に通ずるものでありまして、委員会におきましては、両法律案の性格からして、これを一括して審議することとなし、農業団体の問題は、農政の基本問題であり、占領下の大よその政策が再検討に迫られておりますとき、農業団体についても同様な事情にある際でありますから、審議は極めて慎重であり、政府当局及び提案者代表に対して、先ず我が国、農村及び農民の現況並びに我が国農政の基礎的理念に関する事項を初めとし、農業団体の現況及びこれが不振の原因並びにそのあり方及びその育成の方針、農業団体問題の推移その他本法律案の前提をなす諸条件、今回は議員提案となつて居るが、議員提案となつたその理由等、本法律案提案の経緯、先に政府の提案による同種法律案の内容と本法案との相違点、本法律案に対する予算的裏付、農業協同組合の行う共済事業と農業共済組合における任意共済事業との関係等、諸般の事項に亘つて、熱心な質疑が行われ、審議が遂げられたのであります。これが詳細は、会議録によつて御了承を願ひたいのであります。併しながら、問題の焦点は、我が国農業に即応した農業

団体の再編成と、これに関連して農業団体の真のあり方の問題に置かれ、「この種の法律案は、先に二回に亘つて政府から国会に提出され、審議未了になつて居るのであるが、これら法律案と、その内容において類似して居ると言われて居る本法律案を、今回は議員提案として提案された理由はどこにあるか、農業団体の再編成は当面の要務であつて、抜本的な対策が必要であるにかかわらず、今若しかような法案が成立するようなことがあれば、これで一応固定し、農業団体の根本的な再編成はうやむやになる虞れはないか、本法律案に対して、政府は従来の経過に鑑みて如何なる考えを持つて居るか、本法案は農業協同組合の自主性を喪失せしめ、国庫補助の餌を以て、これを政府の御用機関化させるものであり、農地問題を初め農村事情が反動化しつつある際、更にこれに拍車をかけるものではないか、農業団体の真の姿をどう見るか、農業団体の真のあり方は自由な農民による完全に独立したものであるべきではないか」等、政府及び提案者の所見が質されましたところ、これに対して、「前回、政府提案のものは、農業委員会が系統的に組織され、且つ技術指導体系が多元化されること、農業団体が更に分派されること、農業協同組合について抜本的改正が必要であること等から反対であつて、農業協同組合の抜本的改正は時間を要するので、今回は当面の問題の解決を図るにとどめ、農業団体再編成というような大袈裟なことは本法案では考えていない。再編成は政府において衆智に諮つて検討すべきである。農業団体のあり方は、農民自身の盛り上げる力と自己の負担によつて作り上げらるべきではあるが、これを単に

傍観しておることはよろしくないであつて、これが育成に努むべきである。農業技術指導体系のことは極めて重要な問題であつて、他日の検討を期したい、今後農業団体としては、経済行為に重点を置いて、農村、農家の発展を図る農業協同組合と農政一般を推進する団体の両建が望ましい」旨、提案者から答弁があり、又政府当局からは、「政府としても、現実の問題としてこの程度のもので本法案の成立を望んでいる。根本的な問題はできるだけ近い機会に検討したい」旨の趣旨の答弁がなされたのであります。

かくして質疑を終り、右両法律案を一括して討論に入りましたところ、河野委員から、「政府をして、できるだけ速やかなる機会において、農業団体問題について衆智に諮つて再検討して必要な措置を講ぜしめることとなし、このため必要な修正を加えたい」旨の動議が提出され、松浦、戸叶及び佐藤各委員から、それ〴〵意見或いは希望を附して賛成があり、江田及び清澤各委員から、詳細な理由を挙げて反対があり、なお、農業協同組合法の一部を改正する法律案については、佐藤委員から、次のような附帯決議、即ち、

一、農業団体の問題は、農政の根幹をなす極めて重大な問題であつて、これが取扱いは特に慎重を期さなければならぬ。
 今回の措置は一応の考え方であると思われ。併し、なお幾多重要な問題が残されていることは審査の過程においても明らかにせられたところである。

よろしく政府は、従来の経過に鑑み、且つは本法実施後の成績に徴し、衆智に諮り、できるだけ速かなる機会において、農業団

農業委員会法の一部を改正する法律

体の問題の解決に抜本的な措置を講ずべきである。

一、政府は速かに、農業協同組合が行う共済事業と農業共済組合が行う任意共済事業の両者事業について、これら両者事業の分野を調整し、農業共済組合が行う任意共済事業についても、これが健全性を確立するため適切な措置を講ずること。

一、右につき、今回農業協同組合法の改正によつて、農業協同組合が行う共済事業が、農業共済組合が行う任意共済事業より重視せられて居るような印象を与え、かかる結果を招来しないよう、政府において遺憾なく措置すること。

続いて採決の結果、農業委員会法の一部を改正する法律案は、多数を以て衆議院送付案に、河野委員提案の修正を加えて、又、農業協同組合法の一部を改正する法律案は、これ又、多数を以て衆議院送付案に、河野委員提案の修正を加え、且つ佐藤委員提案の附帯決議を付して、可決すべきものと決定したのであります。

右、御報告申し上げます。

◎行政機関職員定員法の一部を改正する法律

(昭二九、六、一七法一八六)

一、提案理由(三月十六日)

○塚田国務大臣 ただいま議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明いたします。御承知のように、戦時から戦後に引続き複雑龐大となつて参りました行政を簡素化し、わが国情にふさわしい行政体制を樹立することは、政府が常に意を用いて参つたところでありまして、すでに数回にわたり行政整理を断行して参つたのでありますが、なお現下の急務である自立経済を達成いたしますためには、できる限り行政費の節約を行うとともに、行政機構を合理化し、行政事務を簡素化し、かつ事務効率の向上をはかることが必要でありますので、昨年来内閣に臨時行政改革本部を設け鋭意これにつき検討を加えて参つたのでありますが、ここに各省各庁の定員につき、その事務の実情に応じて、人員をできるだけ大幅に縮減することといたしました。今回提案いたしました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案は、右の趣旨にのっとり、警察制度の改正に伴う定員の縮減をもあわせて、行政機関の職員定員を約六万人削減いたしますとともに、昭和二十九年における各省各庁の事業予定計画に即応して、必要最小限度の増員を認め、もつて行政機関全般の定員の適正化を

はかろうとするものであります。しかしながらわが国経済の現状を考えますと、一挙に大量の整理を行いますことは、いかがかと考えられるので、退職者に対しては一定期間の臨時待命制度を設け、また各省各庁の事務の実情に応じ、整理期間にある程度の余裕を与えることにより、この人員整理を円滑に行うことといたしておるのであります。次に法案の内容について申し上げますれば、第一に、今回の改正によりまして、第二条第一項の表におきまして、各行政機関の職員の定員の合計を現在の六十九万四千三百四十七人から六十三万三千四十九人に縮減し、差引六万二千二百九十八人を減することといたしました。この内容の詳細につきましては、それら、主管省から御説明いたしますが、総括的に申し上げますれば、警察制度の改正に伴う縮減のほかは主として各種行政事務の簡素合理化に伴う縮減がおもなものであります。昭和二十九年の事業予定計画のうち、外務省の在外公館の新設に伴う増五十六人、大蔵省の入場税の国税移管及び、やし、税の新設に伴う増千五百五十人、文部省の学年進行に伴う増三百九十九人、厚生省のらい、療養所及び精神頭部療養所の増床に伴う増百六十一人、農林省の保安林整備対策に伴う増百人、運輸省の海上保安大学の学生進行に伴う増八十人、郵政省の郵便及び電気通信業務等の増大に伴う増三千九百九十二人、建設省の営繕関係職員の増百三十人等必要最小限度の増員を差引いたものであります。なお、人事院につきましては、国家公務員法の一部を改正する法律によつて、国家人事委員会となりますので、この改正案におきま

しても人事院を国家人事委員会として改めた上その新定員を定めております。

第二に、大蔵省の職員のうち、保税倉庫等特殊の場所に派出せられる税関特派職員につきましては、その特殊性にかんがみ、その定員は政令で定めることといたしました。

第三に、今回の改正は警察法の改正を予定いたしておりますが、警察法の改正法律が施行される日の前日までの間は、現在の国家地方警察が存続いたしますので、この改正法案が施行されてから警察法施行の日の前日までの間における国家地方警察に関する必要な経過措置並びに警察庁における臨時待命の特例等について附則で規定いたしました。

第四に、調達庁、文部省及び厚生省におきまして、事務の縮小に相当の期間を必要とするものにつきましては、それらの事情を考慮の上、必要な員数の定員を一定期間を限り附則で経過的に新定員に附加して認めることといたしました。

第五に、定員の縮小に伴ひまして附則で十五箇月を限り新定員を越える員数の職員を定員の外に置くことといたしました。これは昭和二十九年中において人員整理を行うことを原則といたしますが、例外として事務の特殊性により来年度にまたがる場合を考慮いたし、実人員の整理を円滑に実施するための措置であります。

第六に、さきに申し上げましたように、今回の人員整理におきましては、このたびの法律改正に伴ひ、定員または配置定数を越えることとなる職員で配置転換が困難な事情にあるものについて必要が

ある場合に臨時待命の制度を設けたのでありますが、この臨時待命を承認しまたはこれを命ずることのできる期間、その身分と職務との関係、臨時待命の期間、その効力、臨時待命職員の受けるべき給与及び恩給法上の取扱ひ等につきましては、附則で必要な規定を設けるとともに、臨時待命職員を定員外とする旨を規定いたしました。

第七に、国立大学の学長、教員及び部長にその意に反して臨時待命を行う場合には、教育公務員特例法第六条に規定する制限的規定の適用はないものであることを明らかにしますとともに、郵政、国有林野、造幣、印刷、アルコール専売のいわゆる政府五現業の職員で、労働組合を結成し、または加入できない職員が臨時待命となつた場合には、主として給与の関係から、臨時待命期間中でも組合を結成し、または加入できないことといたしました。

第八に、会計検査院及び法制局についても、会計検査院においては予算の減少に伴ひ、法制局においては法制局設置法で規定する定員の縮小に伴ひ、配置定数を越えることとなる職員で配置転換が困難な事情にあるものについては、行政機関に準じて臨時待命の制度を設けることといたしました。

第九に、このたびの人員整理におきましては、定員法に定める職員のほかに、地方自治法附則第八条に規定するいわゆる地方事務官及び技官についても整理を行うことといたし、また警察庁が充足いたしました場合に国家公務員である警察職員で都道府県警察に勤務する者についても整理を行うことといたしました。以上はいずれ

も国家公務員でありますので、これらの職員に対しても臨時待命を行って得ることとしたし、会計検査院及び法制局と同様の規定を設けることといたしました。

以上が、本改正法案の主要な内容であります。これらはいずれも現下のわが国力に相応する適正な行政機関の規模を定め、人員整理の円滑な実施を確保いたしますとともに、各省各庁の事業予定計画を確保するために必要な措置であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(三月三十一日)

○稻村順三君 たいま議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府の説明によりますと、でき得る限り行政費を節約するとともに、行政機構を改革し事務を簡素合理化することによつて、国力にふさわしい行政機構となし、事務効率の向上をはかるため、昨年来内閣に臨時行政機構改革本部を設け検討したが、行政機構改革の方は本議会までに成果を得られなかつたので、実情に応じて主として人員だけを大幅に縮減することとし、本案を提出するに至つたといふのであります。右の趣旨によりまして、本案は、いわゆる行政事務の簡素合理化なるものによつて、また警察制度の改正等によつて、人員をできるだけ縮減するとともに、昭和二十九年年度における事業

予定計画に伴う増員は必要最小限度にとどめ、人事院の改組に伴う職員の数をも合せて、差引約六万人を行政機関職員の定員表から削除してあります。しかして、人員整理促進のため臨時待命制度を設け、各官庁の事務実情に応じて整理期間を与えておるのであります。すなわち、一般官庁の職員は十五箇月、調達庁及び文部省、国立学校の職員は三年、厚生省引揚援護庁関係及び警察関係の職員は四年にわたつて整理するのであります。

法案内容の概要を申し上げますならば、第二条第一項の表中、国家地方警察を警察庁、保安庁を防衛庁と改称するほか、人事院を改組して新たに総理府に設けられた国家人事委員会を加えて、行政機関職員の定員合計を六十三万三千四百九十九人とし、六万一千二百九十八人減としております。

次に、この増減の内訳は、減においては、機構改革らしきもの一つである警察制度の改正、すなわち国家地方警察から都道府県警察への移管に伴う六万九千九百九十六人、政府のいわゆる行政事務の簡素合理化等と言つてゐるものに伴う二万九千九百二十九人、在外公館在勤職員の振りかえに伴う十人、施設の廃止等に伴う三十一人、国立病院の地方移譲に伴う三百八十七人、電信電話公社への設備移管に伴う四百八十人等であります。

増員においては、外務省の在外公館の新設等に伴う五十六人、大蔵省の入場税の国税移管及びしやし、繊維品消費税の新設に伴う千五百五十人、文部省の学年進行及び学部学科の新設等に伴う五百七十三人、厚生省の癩療養所及び精神頭部療養所のベッド千二百増設に伴う百六十一人、農林省の民有保安林整備対策に伴う百人、運輸省の海上保安大学の学年進行に伴う八十人、郵政省の郵便及び電気通信業務量の増加に伴う三千九百九十二人、建設省営繕関係係百三十人等、計六千五百七十四人が純然たる増員となつておりますが、このほか警察制度の改正に伴い自治体警察から通信関係職員九百七十七人を警察庁へ振りかえることにいたしております。なお、大蔵省の職員のうち保税倉庫等特殊な場所に派遣せられる税関特派職員につきましては、その特殊性にかんがみ、第二条第一項の表からはずし、その定員は政令で定めることとし、今回の改正においてはその定員を千五百人と予定しております。

附則におきましては、この法律は本年四月一日から施行し、警察庁に関する部分は改正された警察法の施行の日から施行することを定めるほか、人員整理に関する経過措置、臨時待命制度その他法制局及び会計検査院等における人員整理に関して所要の規定を設けております。

臨時待命制度について申し上げますならば、各行政機関においては、改正後の定員またはこれに基く配置定数を越える員数の職員で配置転換が困難な事情にあるものについては、政令によつて本年六月三十日までの間、警察庁については警察法施行の日から三月を経過する日までの間におきまして、職員に対し、その意に反しまたは申出に基いて臨時待命を命じまたは承認することができるとし、これらに関する手続は国家人事委員会規則で定めることとしております。臨時待命期間は勤続期間に応じて一箇月ないし十箇

月とし、臨時待命中の職員は、定員外として職務には従事しないで、国家公務員としての俸給、家族扶養手当及び勤務地手当を支給されるが、その期間は恩給法及び国家公務員等退職手当暫定措置法上実際に職務に従事したものととして取扱われ、期間満了の翌日当然退職することになつております。

以上が本案の概要であります。政府は、今回の定員改正によつて、平年度において概算百五十一億円の経費節約が可能であると申しております。

本委員会においては、かねてから、行政機構並びに運営について、各行政機関についてしばしば現地出張等により調査研究を進め、政府当局に対して幾回となく質疑を行つて来たところでありますが、去る三月十日日本案が付託されましたので、政府の説明を聞き、爾来連日委員会を開いて熱心に質疑を重ねるとともに、人事、郵政、電気通信、経済安定及び農林の各委員会ともそれ／＼連合審査会を開くなど、きわめて慎重に審査を行つたのであります。ただ労働、通産両委員会の連合審査の申入れに対し、種々なる事情によつて実現し得なかつたことを、きわめて遺憾とするものであります。

なお、その詳細については会議録に譲り、多くの委員が指摘して政府の反省を強く要望したおもなる問題について申し上げますと、一、機構改革の伴わない人員整理はきわめて無理である。二、今回の人員整理案は不徹底な調査に基くずさんな机上案とも言うべく、実情を無視したものである。三、行政事務の簡素合理化または能

率の向上をはかるといつても、その具体的方策を何ら示しておらない。四、本案では機構を改革してないので、役所の高級公務員は地位が廃せられない限り当然整理をされないで済むのであるが、その反面、必然的に下級公務員にシワ寄せされている。五、従つて下級公務員に対して労働強化をしいるおそれが大である。しかも、従来の超過勤務手当の支給は実動に対してきわめて少額であつた。六、臨時待命制度は、今回の改正案に基く整理が完了するまで実施するのになければ、一貫性を欠き不当である。七、人員整理に逆比例して常勤労働者が増加してゐる事実は、定員縮減に無理があることを物語つてゐる。またこれらの常勤労働者の勤務実態に徴して、はたまた法令の適正なる執行上からしても、その待遇を急速に改善すべきである。八、国家財源の確保あるいは国費の節約をはかるためには、公務員を刺激して長期にわたり事務能力を低下せしめる人員整理によるよりは、むしろ微細機構の整備、徴税技術の向上あるいは国有財産の管理運営等の改善により収入の増加をはかることも、自動車、官舎その他備品等主として高級公務員にかかる各経費の節約をはかるべきである。等々でございました。

また、質疑の最後にあつて、特に辻、高瀬、松前、平井、田中の各委員より、塚田行政管理庁長官に対して概要次のような質問をしたのであります。すなわち、一、昭和三十年以降における被整理者、特に本人の意思に反し官庁事務の都合で残される者に対して臨時待命を適用しないことは差別的取扱ひとなり、法律上も矛盾がある。二、現業官庁及び第一線に整理の重圧がかかつており、業務

に支障を生ずる心配があるから、これらの整理については画一的に流れることなく、大臣の誠意と政治的手腕をもつて善処されたい。三、郵政省職員の整理には非常に無理があるから、必ず労働過重となり、サービスの低下することは明らかである。サービスを低下させない範囲では整理を実行することが困難であるという見通しがある。人員整理を実施することによつて、現業関係等における職員の仕事負担が過重となり、整理を実施することが実際に困難となつた場合には、物品費あるいは予備金等の運用によつて従業員の整理を最小限度にとどめ、事業運営に支障なからしめられたい。五、郵政業務量の増加に逆比例する人員整理の結果、日曜日における郵便物の集配を廃止するのやむなき事態も発生すると思われないか。もしかかる事態が発生した場合にはいかなる責任をとられるか。以上の質問に對して、塚田長官より、臨時待命については取扱ひ上公平を失しないように考慮する。また人員整理は見通しの問題であるから、もしはなはだしく労働過重となり、サービスの低下を来すような事態が生ずる場合には、二十九年度内においては予算のわく内その他許される範囲内で善処するとともに、三十年度予算において増員するなど、できるだけ善処する考えである旨の答弁がなされました。

考慮を払われたき旨、電気通信委員会よりは、電波監理行政の国際的、国内的重要性にかんがみ、むしろ増員を必要とする現況なるがゆえに、全会一致の決議をもつて特別な配慮を強く要望する旨、また厚生委員会よりは、国立療養所の病床増設に伴う要員を確保するため、整理人員の中から四百人を復活するとともに、四年にわたつて整理される引揚げ援護関係の職員についても臨時待命の制度が適用されるよう修正されたい旨の申入れがそれ／＼文書をもつてなされたのであります。

かくて、三月三十日質疑を終え、討論に入りましたところ、平井委員は、自由党を代表して、行政機構改革を伴わない定員は遺憾であるが、経費を節減し国民の負担軽減をはかることはその要望にこたえるゆえんであるとし、なお現業関係機関における職員の整理については政府において善処されたいとの要望を述べて賛成の意見、高瀬委員は、改進黨を代表して、本法案は各省の定員に重大なる影響のある予算と並行して提出されなかつたこと、行政機構改革と関連がないこと、重要な使命を有する人事院の改組を明らかにしておらないで、しかもこれを定員法に組み入れたこと、臨時待命制度に一貫性がないことは遺憾であり、特に現業職員に対する整理はサービスを低下せしめるおそれがあり、これについては政府の誠意と責任のある善処方を要望し、緊縮予算に賛成した建前から賛成し、中村梅吉委員は、日本自由党を代表して、本案は行政機構改革を伴わないから整理は画一主義に陥り、従つて各方面で無理の生ずるおそれが多分にあるが、行政整理の必要はこれを認めるものであるか

ら、一応政府の言明を信頼するとし、希望条件付で賛成いたしました。ここで三委員ともに、事のいきさつの上からやむを得ず本案に賛成するが、内容については必ずしも心からなる賛意を表していないことを表明している点は注目すべきものであります。他方、飛鳥田委員は、日本社会党を代表して、本件は防衛予算の龐大化並びに汚職による国費濫費を人件費にしわ寄せた結果のものである、従つて行政機構の改革も伴わなければ、また行政事務の簡素合理化を呼号するも、その具体的方策を欠いているのみならず、下級公務員のみを整理の対象とし、従つて第一線における公務員に労働強化をしているものである。現に従来見られなかつたほど多くの各種委員会から、むしろその所管官庁の定員を増加すべしとの申入れがあつたことは、このことを証して余りあるものであるとして反対し、中村高一委員もまた、日本社会党を代表して、本案が行政機構の改革に手をつけず、いたずらに下級公務員に整理のしわ寄せをす結果、労働強化となり、事務は渋滞し、能率は低下するのみで、益するところはさらになが、かかる定員法をつくつたこと自体行政管理庁並びにその所管大臣の無能を表明するものであると反対の意見を強く表明いたしました。そして、採決の結果、多数をもつて原案の通り可決いたしましたのであります。

以上御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(六月十五日)

(内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律(昭二九一法二〇三))

◎裁判所職員定員法等の一部を改正する法律 (昭和一九、六、一七法一八七)

一、提案理由(三月十三日)

○三浦政府委員 たいま議題となりました裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

この法律案は、さきに奄美群島に設けられました裁判所の職員の定員を裁判所職員定員法中に組み入れることといたしますとともに、今次の各行政機関における職員の縮減に應じまして、裁判所の職員についても、司法行政事務の簡素化等によりその定員を減少いたしますため、裁判所職員定員法等に所要の改正を加えようとするものであります。

御承知の通り奄美群島における裁判所の職員の定員は、奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置に関する法律に基き、最高裁判所規則によつて暫定的に定められているのでありますが、今回これを他の裁判所の職員の定員と同じく裁判所職員定員法中に組み入れることといたしました。ただこの組入れにあたりましては、次に申し上げます司法行政事務の簡素化等の趣旨をしんじやくして、現在よりは幾分減員いたしました結果、奄美群島における裁判所の設置に伴う裁判所職員の増員は判事及び簡易裁判所判事をそれぞれ二人、

裁判官以外の裁判所の職員二十七人となっております。

次に、裁判官以外の裁判所職員の減員の点について申し上げます。このたび政府におきましては、行政費を節約するとともに、行政事務の効率化をはかるため、各行政機関の事務を簡素化し、その人員を相当数縮減することとしたし、そのために必要な法律案を国会に別途提出いたしましたことは御承知の通りであります。が、本法律案は、裁判所につきましても、これに対応して司法行政等の事務を極力簡易化し、効率化して人員の整理を行おうとするものであります。裁判官以外の裁判所の職員の員数を、奄美群島に置かれた裁判所の職員の増加分を差引き、三百九十三人だけ減少するとともに、裁判所事務官の中から命ぜられることとなつてゐる檢察審査会事務官の員数を、三十人減少することとしたのであります。

最後に、この法律案の附則であります。このたびの裁判所職員の人員整理につきましては一般公務員の人員整理の場合に準じ、一定の猶予期間を設け、その間は新定員を越える員数の裁判所職員の定員のほかに置くことができるものとするともに、新定員またはこれに基き定められる配置定数を越えることとなる員数の職員で配置転換が困難な事情にあるものについては、最高裁判所規則で定めるところにより、本年六月三十日までの間において、その職員について、臨時待命を命じまたはこれを承認することができることにいたしましたのであります。

以上、この法律案の内容の概略について説明いたしました。何と

ぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

次に、たいま議題になりました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について提案の理由を説明いたします。今回の改正の要点は次の通りであります。

第一は、簡易裁判所の名称の変更であります。すなわち、岡山県英田郡美作町の設置に伴い、林野簡易裁判所の名称を美作簡易裁判所に改めようとするものであります。

第二は、簡易裁判所の管轄区域の変更であります。すなわち、茨城県新治郡千代田村の設置に伴い、土浦簡易裁判所管内の茨城県新治郡七会村の区域を石岡簡易裁判所の管轄に、富山県西礪波郡戸出町の設置に伴い、高岡簡易裁判所管内富山県東礪波郡旧北般若村、同県西礪波郡旧戸出町及び同県同郡旧醍醐村の区域を礪波簡易裁判所の管轄に、因島市の設置に伴い、竹原簡易裁判所管内の広島県豊田郡旧東生口村の区域を因島簡易裁判所の管轄に、井原市の設置に伴い、笠岡簡易裁判所管内の岡山県小田郡旧稲倉村及び旧大江村の区域を井原簡易裁判所の管轄に、鳥取県八頭郡那家町の設置に伴い、鳥取簡易裁判所管内の鳥取県八頭郡旧下私都村及び若桜簡易裁判所管内の鳥取県八頭郡旧大御門村の区域をそれ〳〵河原簡易裁判所の管轄に、また、土地の状況等にかんがみ、森簡易裁判所管内の北海道茅部郡落部村の区域を八雲簡易裁判所の管轄にそれ〳〵変更しようとするものであります。

第三は、市町村の廃置分合による行政区画の変更、市町村の名称の変更等に伴つて、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律

別表に当然必要とされる整理を加えようとするものであります。

第四は、さきに、奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十七号)第五条の規定により、昭和二十八年十二月二十五日設立されました名瀬簡易裁判所及び徳之島簡易裁判所を、この際、他の簡易裁判所と同じく下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律により設立される裁判所としてしようとするものであります。

なお、以上説明いたしました裁判所の名称及び管轄区域の変更につきましては、いづれも、地元市町村、関係官公署、弁護士会等の意見を十分しんじやくし、最高裁判所とも協議して決定したものであります。

以上簡単にこの法律案の提案の理由を申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(三月二十七日)

(刑法の一部を改正する法律(昭二九一法五七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院法務委員長報告(六月十五日)

○郡祐一君 只今上程されました裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過とその結果について御報告いたします。

本法案は、先に奄美群島に設けられました裁判所の職員の定員を

裁判所職員定員法に組入れることといたしますと共に、今次の行政整理に応じまして、裁判所の職員についても、司法行政事務の簡素化等により、その定員を減少せんとするものであります。即ち、前者につきましては判事及び簡易裁判所判事それぞれ二人及び裁判官以外の裁判所職員二十七人を増員せんとするものであり、後者につきましては裁判官以外の裁判所職員を四百二十人だけ減少すると共に、裁判所事務官のうちから命ぜられることになつております。檢察審査会事務官を三十人減少せんとするものであります。

なお本法案は、これに伴う手続等各般の事項について定めておりますが、これらは一般の行政整理に関するものと大体揆を一にしております。

委員会におきましては、事案が司法の運営に重大な関係がありませんので、慎重に審議を重ね、各委員より適切な質疑がなされました。その詳細は会議録に譲りますが、問題となりました主な点は、檢察審査会の運営状況、裁判の遅延その他の問題であります。これに対しまして政府側より、檢察審査会は昭和二十四年に発足し、同年百八十五件、昭和二十六年千二百余件と、取扱件数が増加したが、その後は増加せず、むしろ減少の傾向にあること、現在全国二百二カ所のうち、取扱件数の非常に少い所があること、かような事態は宣伝啓蒙の足りないことから起るといふ非難はあるにしても、檢察審査会の数、所在地について整理の余地があること、檢察審査員選定の方法に検討の必要があること、従つて檢察審査会の事務官の知識教養に、更に高度のものを要すること、裁判の遅延は、裁判官や

職員の能力や能率の問題ではなく、職前に比し事件が殖えたこと、及び手続が複雑になつたためであること、その他今次の整理によつては、欠員もあつて、実際上の出血は殆んど見ないで済むであろうという趣旨の答弁がありました。

質疑を終り、六月二日討論に入りましたところ、中山委員より、原案では施行期日が「本年四月一日」とあるが、今日においては、すでにその期日を経過しているのので、これを「公布の日より施行すること」と修正し、これに伴い必要部分を整理し、更に人事院が現行のまま残ることになるのに伴い、これに合致するよう修正を要するとの趣旨において、修正案を提出され、原案を修正して賛成する旨の発言がありました。ついで、楠見委員より、修正案及び修正部分を除く原案に対し賛成ではあるが、今回の整理は、大体檢察審査会にしわ寄せする形で行われるが、これは檢察審査会を一層弱体化するもので、人権擁護を重視する建前から遺憾であるから、人事の運用において適切な考慮を望む旨の発言があり、亀田委員より、大體同趣旨に基いて反対の旨の発言がありました。更に上原委員は、デフレ政策により雇用の縮小が見られる折柄ではあるが、この整理によつて実際上の出血はないので、修正案及び修正部分を除く原案に賛成する旨の発言があり、棚橋委員は、楠見委員の希望の趣旨を必ず実現するよう政府に要望して、同様賛成の旨発言されました。

討論を終り、採決に入り、中山委員提出の修正案及び修正部分を除く原案を問題に供しましたところ、多数を以て、修正可決すべき

ものと決定いたしました。
右、御報告いたします。

◎日本国における国際連合の軍隊の地位 に関する協定の実施に伴う地方税法の 臨時特例に関する法律

(昭和二九、六、二一法一八八)

一、提案理由(四月三十日)

○青木(正)政府委員 ただいま上程されました日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

すでに御承知のごとく、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定が締結せられましたのに伴い、その実施の円滑を確保いたしますため、国際連合の軍隊等に対する地方税法の適用につきまして、特例を設ける必要がありますので、ここに本法律案を提出し、御審議をお願いすることとしたのであります。

以下、法律案の内容につきまして簡単に御説明申し上げます。

まず概括的に申し上げますと、国際連合の軍隊等に対する地方税法の適用につきましては、日米行政協定の実施に伴う地方税法の臨時

時特例法における合衆国軍隊等に対する地方税法の特例の例によることにいたしましたのであります。

その一は、国際連合の軍隊が日本国においてする不動産の取得に對しては、不動産取得税を、国際連合の軍隊の所有する自動車、自転車、荷車及び固定資産に對しては、自動車税、自転車荷車税及び固定資産税を、その使用する電気及びガスに對しては、電気ガス税をそれら課さないこととしております。

その二は、国際連合の軍隊の軍人、軍属及びこれらの家族が国際連合の軍隊の公認し、かつ、規制する軍人用販売機関等の施設において遊興飲食する場合においては、その飲食の行為に對しては、遊興飲食税を、これらの人々が使用する電気及びガスのうち派遣国がその料金を支払うべきものに對しては、電気ガス税を、また、これらの人々が国際連合の軍隊に勤務することによつて得る所得のみを有する場合においては、道府県民税及び市町村民税を、それら課さないこととしております。

その三は、軍人用販売機関等が国際連合の軍隊の軍人、軍属及びこれらの家族の利用に供するためのみに行う事業に對しては、事業税を、国際連合の軍隊の使用する施設内においてする不動産の取得に對しては、不動産取得税を、それら課さないこととしております。

最後に国際連合の軍隊の軍人、軍属等が個人として所有する自動車または自転車に對する自動車税及び自転車荷車税は、証紙によつて徴収することとし、納税の便宜をはかるとともに、あわせて徴税

の確保を期することとしたのであります。
以上が本法律案の提案の理由及び内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを希望する次第でございます。

二、衆議院地方行政委員長報告(五月二十日)

(市町村職員共済組合法(昭二九一法二〇四)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院地方行政委員長報告(六月十五日)

(昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律(昭二九一法一九〇)の委員長報告と一括して掲載)

◎奄美群島復興特別措置法

(昭和二九、六、二二法一八九(案))

一、提案理由(五月二十六日)

○保岡委員 ただいま上程されました奄美群島復興特別措置法案の提案理由、並びに、その内容の概略を御説明申し上げます。

奄美群島在住二十万同胞の日本復帰の悲願が、終戦後八年にしてようやく達成され、昨年十二月二十五日正式にわが国に復帰いたしましたことは、なお記憶に新たなところであります。敗戦という厳

れ、しかも終戦直後行政分離を宣せられ、その後本土との経済交流はまったく杜絶し、一般産業は窒息状態に陥り、同地域の復興は放置にまかされて、八年間の苦難の日が続いたのであります。

以上のごとき経緯にかんがみましても、同地域の復興は、単に、行政分離中の空白をとりもどすだけではなく、二十年以前からの宿題でもあるのでありまして、強力な国の復興策なくしては、同地域は内地並に生きる道がないことはあまりにも明らかであります。さらに一歩進んで考えますに、同地域は沖繩に最も近接しており、対沖繩貿易が盛んでありまして、同地域の復興は、これらの交易関係にも多大の好影響をもたらすものと考えております。

御承知のごとく、離島の振興のための一般的制度として、離島振興法が制定されておりますが、奄美群島につきましては、右に申し述べたような特殊事情にかんがみ、離島振興法によつてはとうていその復興を望むことができず、強力な特別の復興対策を講じなければならぬと信じます。しこうして、同地域の急速な復興については、できるだけ簡素な行政機構で諸施策を計画的に強力に行い、その実効を具体的にあげることが必要でありまして、これがためには、総合的な復興計画の樹立と、その樹立及び実施に関する事務の一元化、並びに計画の実施に要する経費についての国の強力な措置が緊要であります。これらに關し、すみやかに特別法を制定する要あることは、当委員会においても、さきに、奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案の審議にあたって、附帯決議として明らかにしたところでありまして、

奄美群島復興特別措置法

然たる事実の前に、やむを得なかつたものとは言いながら、同じ血をかけた同胞が、あたかも生木を引裂くごとく、母国のふところから切り離され、大海の孤島に、孤立した生活を営むことを余儀なくされた八年の長きにわたる辛苦は、いかに筆舌に尽しがたいものであつたか、まことに御同情を禁じ得ないのであります。雄々しくこの困苦に耐えて、母国復帰の喜びをかち得られた方々を迎えた八千万同胞としては、この長きにわたる空白をすみやかに埋めるために、できる限りの方途を講じ、同群島の急速な復興と民生の安定を期することは、その義務であると存するものであります。

同群島は、大島本島、徳之島、喜界島、沖永良部島、与論島の主要五島を中心として、大小十余の島嶼からなり、面積は十二万八千町歩であります。田畑はわずかに一万六千町歩、総面積の一割三分強にすぎず、経済的にもきわめて恵まれない環境にあります。戦前におきましても、同地域の経済的自立はすこぶる困難でありまして、同地域の経済を内地経済と同様の程度に引上げるためには、国の強力な施策を必要とするものとされ、昭和十年を初年度とする大島郡振興十箇年計画が立てられておつたのであります。この復興計画は、実施の緒についておりましたが、昭和十二年に日支事変が勃発し、引続き太平洋戦争への進展に伴い、その後遅延として進まず、終戦を迎えるに至つたのであります。同地域の経済の基礎を固めるにはほど遠いものがあつたのであります。その上、太平洋戦争による同地域の戦災は、沖繩の失陥に伴いきわめて激甚で、学校等の公共建築物を初め一般産業施設に至るまでほとんど破壊焼尽さ

本法案の内容の概略を御説明申し上げます。条文の順を追つて申し上げますと、第一条は、本法律の目的でありまして、奄美群島の復帰に伴い、同地域の特殊事情にかんがみ、その急速な復興をはかり、住民の生活の安定に資するための特別措置として総合的な復興計画を樹立し、実施すべきことをうたつたものであります。

第二条から第五条までは、復興計画の樹立及び実施に関する規定であります。奄美群島の復興のため必要な事業は、これを総合的、計画的に実施することが必要でありますので、復興事業は、その地域における総合的な復興計画を策定し、これに基づいて計画的に実施することとしたのであります。復興計画は、鹿児島県知事が計画案を作成し、内閣総理大臣が奄美群島復興審議会の審議を経て決定するものとし、これに基づいて年度別の実施計画を鹿児島県知事が定め、これを鹿児島県知事及び関係地方公共団体等が、それら復興計画の定めるところにより、実施するものとしております。

第六条は、復興事業に関する経費の支弁及び特別の助成に関する規定でありまして、同地域の復興計画を急速に実現するには、国において強力な特別の措置を講ずることが必要であります。これがため、復興計画に掲げる事業のうち公共土木事業については国費の支弁とし、文教施設その他の復興事業の実施に要する経費については、国は、全額または高率の負担または補助をすることとし、別表において他の法令に対する負担または補助率の特例を具体的に定めることとしております。

なお、同地域の基幹産業であるつむぎ、黒糖及び漁業並びにすべ

ての生産の基礎をなす電気事業の復興を期するために、これらの事業者に対する県の貸付金に対して、国の財政資金から、特別融資を行うことができるものとしております。

第七条及び第八条は、奄美群島復興審議会に関する規定でありまして、復興計画の審議、その他奄美群島の復興に関する重要事項を調査審議するために、関係行政機関の職員、鹿児島県知事、同議長、学識経験者、の二十人以内で構成する審議会を、総理府に設置することといたしたいと存じます。

第九条は、復興事業の実施に関する指揮監督に関する規定でありまして、さきに述べましたように復興事業を総合的、一元的に実施するために、内閣総理大臣に、総合調整権及び事業の実施者に対する指揮監督権を認め、また、鹿児島県知事には、現地における計画の総合的な実施のために、市町村長等に対する指揮監督ができることとしております。もつとも、この権限は復興計画に基づく事業の総合的な実施を期するのが本旨でありますので、各省大臣等の法令に基づく指揮監督権を排除するものでなく、その趣旨を明らかにしてあります。

第十条は、復興計画の実施に当る職員に関する規定でありまして、復興事業は、国費により、または、高度の国の助成により、強力に実施することが必要と認められますので、現地においてこれに従事する職員は、国家公務員とすることとし、その任免及び進退等は建前上内閣総理大臣が行うこととするが、内閣総理大臣は、この権限を、鹿児島県知事に委任できるようにしてあります。

れない環境にあり、戦前においても、その経済を内地の水準に引上げるためには、国の強力なる施策を必要とするものとされ、大島郡復興十年計画が樹立せられておつたのでありますが、戦争以来その実施は進まないまま終戦を迎えたのであります。しこうして、その戦災の惨禍と、戦後八年にわたる政治的空白による荒廃はきわめて激甚でありまして、これが復興は、現行の離島振興法のみをもつてしては、とうていこの目的を期待することができないのであります。ここにおいて、簡素強力なる行政機構のもと、総合的な復興計画の樹立及び実施と、これに対する国の特別な措置が必要と認められましたので、本法案が立案された次第であります。

なお、本案の提出につきましては、奄美群島の特殊なる実情にかんがみ、急速なる復興と住民生活の窮状打開とを念願する同胞愛より、まづたく超党派的に、地方行政委員の共同一致をもつてなされたものであります。本月二十六日、提案者を代表して保岡武久君より提案理由の説明があり、二十七日、農林、水産、建設の三委員会との連合審査会を開き、本日質疑終了、討論を行いましたところ、灘尾弘吉君は自由党を、床次徳二君は改進黨を、西村力弥君並びに門司亮君はそれ々々日本社会党を代表していずれも賛意を表せられ、採決の結果、床次徳二君提案の附帯決議を付し、全会一致原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

附帯決議は、「本群島における行政は専ら産業の復興と民生の安定とに力を集中し、できるだけ簡素な行政機構により、最少の行政経費を以て最大の行政効果を最も速やかに挙げるように特に留意す

昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律

第十一条は、復興事業に関する事務の所管に関する規定でありまして、この法律に基く内閣総理大臣の権限の行使に関する事務、審議会に関する事務、その他復興計画の策定及び復興計画に基づく予算の執行に関する国の事務は、一括して処理することが適當と認められますので、これを自治庁において掌理する旨を定めてございます。

附則第一項は、この法律の施行期日及び有効期間。第二項は、第四条にいう年度別実施計画の本年度に関する特例。第三項は、審議会の設置に伴う総理府設置法の整理をいたしたものであります。

以上、本法案の提案理由及びその内容等の概略を御説明申し上げます。奄美群島の占領八年間にわたる長い空白をすみやかに埋め、同地域の急速な復興をはかり、二十万同胞が喜びに燃えて、相ともに日本の再建に邁進する日の一日もすみやかならんことを希求し、本法案の成立を切に願うものであります。

何とぞ、慎重審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院地方行政委員長報告(五月二十九日)

○中井一夫君 ただいま議題となりました奄美群島復興特別措置法案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の御報告をきわめて簡単に申し上げます。

奄美群島が母国に復帰しましたことは、われら国民の喜びにたえないところでありますが、御承知のごとく、本群島はまことに恵ま

ること。その他四項目にわたり、いずれも各関係当局を鞭撻するものであります。

以上御報告申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告(六月十五日)

(昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律(昭二九一法一九〇)の委員長報告と一括して掲載)

◎昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律 (昭和二九、六、二一法一九〇)

一、提案理由(三月六日)

○塚田国務大臣、ただいま議題に供されました昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明いたします。

本法案は、さきに提案いたしました地方税法の一部を改正する法律案及び入場譲与税法案と同様に今次地方税制改正に伴う措置として立案されたものであります。おおむね地方制度調査会及び税制調査会の答申の趣旨に準拠してあります。

御承知のごとく、揮発油の大部分を使用して運行される自動車は道路を損傷いたしますことから、揮発油税は、道路整備の財源に充てられるべきであるとの論はつとになされていたものであり、昨年度

路整備費の財源等に関する臨時措置法が制定され、揮発油税相当額は道路整備五箇年計画の財源に充てるべきものとなされたゆえんもここにあるものと考えられます。

しかしながら、自動車の利用度の多い都道府県道はもろろん、国道も管理責任者は都道府県及び五大市またはその長であり、その道路の管理に要する費用は都道府県及び五大市の負担となつております。揮発油税を道路損傷負担の一部であると考へますならば、その収入の一部は都道府県や五大市に帰属させることが相当と思われれるのであります。かりに国がこれらの道路の全部を道路整備五箇年計画の対象に取入れ、従つてまた揮発油税相当額をもつてその改築または修繕の費用を負担しまたは補助するとしても、なおその負担金または補助金に伴う地方負担分の財源が必要であります。ところが道路整備五箇年計画は国道及び政令で定める都道府県道その他の道路の改築及び修繕に関する計画でありますので、この計画に取上げられた道路の維持に関する費用及びこの計画に取上げられない一般の都道府県道その他の道路の維持、改築及び修繕に関する費用は、いずれも都道府県や五大市において負担しなければならぬのであります。

他面、地方団体において負担する道路費の財源に充てるという意図もあつて、別途揮発油税法を改正して四月から揮発油税を二割程度増徴しようと計画されていまして、少くともこの部分の揮発油税収入は道路整備五箇年計画の財源には予定されていなかつたものといふことができるのであります。

ますから、昭和二十九年年度におきましては、昭和二十九年年度における揮発油税の収入見込額に基いて算定した額で予算に計上された額を譲与するものとし、予算額と決算額との差額は、昭和三十年年度または昭和三十一年度において精算することとしたのであります。

第二は、譲与の基準でありまして、揮発油譲与税の総額のうち四十八億円は、道路整備五箇年計画に定められた都道府県道の面積に按分して譲与するものとし、残額は国道と道路整備五箇年計画に定められた都道府県道以外の都道府県道との面積に按分して譲与するものとしたのであります。なお、この道路の面積につきましては、各都道府県の道路の実面積と、それに要する経費は必ずしも正比例いたしませんので、改築の要否による道路の種類、自動車一台当りの道路の延長等により、これを補正することができるものとしたのであります。

第三は、揮発油譲与税の用途であります。御説明申し上げました理由により譲与するのでありますから総額のうち四十八億円につきましては、道路整備五箇年計画に定められた都道府県道の改築または修繕に充てなければならぬが、残額は広く道路に関する費用に充てればよいものとしたのであります。

最後に譲与時期につきましては道路事業施行の季節を考慮いたし、五月、八月、十一月の三回といたしたのであります。

以上昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律案につき、その提案の理由並びにその内容の概略を御説明申し上げたのであります

昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律

さらに都道府県道の改築または修繕につき、いずれの箇所を優先的に取上げるかについては、むしろ当該都道府県の意思決定にゆだねる方が実態に即することを思へば、これに必要な財源は一定の客観的な基準に基いて各都道府県に与えることが、自主財源の効率的な使用の面から適當であるばかりでなく、補助金交付に伴うもろゝの弊害を除去することができるのであります。このような趣旨において、揮発油税の収入額の三分の一をもつて揮発油譲与税とし、これを地方団体の道路財源としてその道路面積に按分して配賦することとしたのであります。

しかしながらすでに揮発油税の収入額に相当する金額を道路整備五箇年計画の実施に要する国の負担金または補助金の財源に充てなければならぬとする道路整備費の財源等に関する臨時措置法も成立していることでもありますので、この揮発油譲与税の制度を恒久的の制度といたしますには、その間に相当の調整をはかる必要があるのであります。このような事情から揮発油譲与税の制度は、さしあたり昭和二十九年年度の措置とするにとどめ、昭和三十年以降のことは今後なお十分研究して参りたいと考へているのであります。

以下この法律案の具体的内容を簡単に御説明申し上げます。

第一は、揮発油譲与税の額でありまして、すでに御説明いたしましたように揮発油税の昭和二十九年年度における収入額の三分の一に相当する額を都道府県及び五大市に譲与することとしたのであります。しかしながら、昭和二十九年年度における揮発油税の実際の収入額は、その翌年度にならなければ経理上明かにならないわけであり

が、これらのほか揮発油譲与税の会計につきましては一般の歳入歳出と区分して経理する必要がありますので、特別会計を設置し、経理区分を明確にいたすべく、別途法案を用意いたしております。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに本法律案の成立を見ますようお願いいたします次第であります。

二、衆議院地方行政委員長報告(四月十三日)

(地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律(昭二九一法一〇一)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院地方行政委員長報告(六月十五日)

○堀末治君 只今議題となりました昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律案につきまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、政府が企図しております今次の地方税制の改正に伴う措置の一環として提案せられたものであります。その内容の概要を申し上げますと、昭和二十九年年度における揮発油税の収入の三分の一に相当する額を都道府県及び五大市に譲与することとして、そのうち四十八億円は道路整備五カ年計画に定められた都道府県道の面積に按分して譲与するものとして、残額は国道と道路整備五カ年計画に定められた都道府県道以外の都道府県道との面積に按分して譲与することとなっております。而してその用途については、総額のうち四十八億円は、道路整備五カ年計画に定められた都道府県道の改

築又は修繕に充てなければならぬのでありますが、残額は広く道路に関する費用に充てればよいことになつておるのであります。なお、本法案は昭和二十九年限りの措置でありまして、昭和三十年以降のことは、今後政府において研究することとなつております。

本法案は、他の地方税関係三法案と共に、三月十七日の本会議に上程されたあと、本委員会に付託せられたのであります。本委員会におきましては、三月二十二日、塚田国務大臣の提案理由の説明を聴取し、五月六日、同十八日の二回に亘つて建設委員会と連合審査を行い、六月九日質疑を終了いたしました。その間における質疑の要点は、揮発油税の徴収額の三分の一の額、その昭和二十九年の見込額は七十九億円でありますが、これを地方に譲与する理由、二十九年限りの時限法とした理由、三十年以降の見通し、道路整備五カ年計画の内容、これが地方財政に及ぼす影響、譲与税額のうち四十八億円を道路整備五カ年計画のために充当しなければならぬこととした理由及び右四十八億円の使途の内訳、地方財政計画策定後に生じた右の措置によつて、地方財政の受ける影響及びその補填方法、譲与税額の按分の基準となる道路面積を補正する係数等についてであります。

本法案につきましてはすでに予算も成立しているのみならず、本法案に関連して政府が別途提出した道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、交付税及び譲与税配付金特別会計法案もすでに成立を見ているのであります。ひとり本法案を放

置するときは、地方財政に重大な歳入欠陥を生ずることにもなりま

すので、本委員会といたしましては、これらの点に鑑み、審議を進めることとし、六月九日、質疑終了後、直ちに討論を行い、小林委員から、「本法案は一年限りの臨時的措置であつて、譲与税の性質上、かかる措置は不相当と認められ、不満であるが、すでに予算並びに関連法案も成立したことから賛成する」旨の発言がありました。

以上を以て討論を終り、採決の結果、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

次に、只今議題となりました日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案につきまして、地方行政委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結に伴ひまして、国際連合の軍隊等に対する地方税法の適用につきまして、日米行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法における合衆国軍隊等に対すると同様の特例を設けんとするものであります。

その内容の概略を申し上げますと、第一点は、国際連合の軍隊の不動産の取得については不動産取得税を、その所有する自動車、自転車、荷車及び固定資産に対しては自動車税、自転車荷車税及び固定資産税を、その使用する電気及びガスに対しては電気ガス税を、それ

以上、御報告を申し上げます。

次に、只今議題となりました質屋営業法の一部を改正する法律案について委員会における審議の経過の概要並びに結果について御報告いたします。

本法案の提案理由としては、政府の説明によれば、質屋の利息は純利のほかに質物保管料、質受手数料等を含んでおつて、一般の金利と異なる性質を持つておる上に、質屋は法律によつて各種の防犯上の義務その他特別の義務を課せられており、社会経済上の必要から、古来の商慣習として、月曆による利息計算方法を広く採用しているの、別途政府提出にかかる出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案の日歩計算方式を刑罰法規の適用において全面的に採用することは不相当と考えられる。そこで質屋営業の実態に即した措置を講ずる必要があるといふのであります。

次に本法案の内容については、その要点といたしましては、一、質屋の利息計算方法については、曆による月の初めから末日までを一期とする月利計算方法、即ち入質から出質までの期間が同一暦月内であるときは一期、二以上の暦月に亘るときはその亘る月の数を期の数として計算することを高金利処罰規定適用の場合の最高限度計算の方法として認めることとし、二、利率については、一期について出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律に定める日歩の三十日分を超えないこととし、三、その他必要な経過措置を定め

たものであります。

地方行政委員会におきましては、三月十六日、政府の提案理由の

れぞれ課さないことであります。第二点は、国際連合の軍隊の軍人、軍属及びこれらの家族が軍人用販売機関等の施設で遊興飲食する場合には遊興飲食税を、これらの人々が使用する電気、ガスのうち、派遣国がその料金を支払うべきものについては電気ガス税を、又これらの人々が軍隊に勤務することによつて得る所得のみを有する場合には都府県民税及び市町村民税を、それ〴〵課さないこととあります。第三点は、軍人用販売機関等が、軍人、軍属及びこれらの家族の利用に供するためにのみ行う事業に対しては事業税を、軍隊の使用する施設内における不動産の取得に対しては不動産取得税を、それ〴〵課さないこととあります。第四点は、軍人、軍属等が個人として所有する自動車、自転車に対する自動車税、自転車荷車税は、納税の便宜上証紙によつて徴収することとしたこととあります。本法案は、四月二十八日、本委員会に付託せられ、五月十日、塚田国務大臣から提案理由の説明を聴取いたしましたのでありますが、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結については、すでに国会の承認を得ているのであります。右協定の実施に伴ひ必要な国内法上の措置を講じますことは、我が国の国際法上の義務でもありますと共に、本法案は現に実施されている合衆国軍隊等に対する地方税法の特例に準ずる措置を講じようとするものであります。その内容も明らかでありますので、本委員会といたしましては、早急に審議を進め、六月九日、小林委員の動議により、質疑並びに討論を省略し、直ちに採決に入り、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

説明を聞いた後、数回に亘り委員会を開き、政府側との間に質疑応答を重ね、殊に本法案に関連して公益質屋の実情について政府委員の説明を求め、質屋営業の実態について検討を加える等、慎重なる審査を行なつた次第であります。

六月九日、討論に入り、小林委員は、「質屋業者は法案の趣旨に鑑み、国民の生活に対する質屋の使命達成に一層努力されたく、当局は業者の使命達成ができるように善処されたいことを要望して本法案に賛成する」旨を述べられました。

かくて採決の結果、本法案は、全会一致を以て、衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、只今議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

地方制度の改革につきましては、幾多の問題を包含しているのではありませんが、政府においては、これらの問題はすべて今後の検討に待つこととし、差当り警察法の改正に伴う技術的な規定の整備、その他必要最小限度の改正を行うため本法案は提出されたものであります。

即ち改正の第一点は、警察法の改正に伴い地方自治法関係の規定を整備することにあります。第二点は、市の人口要件を現行の三万から五万に引上げることであります。但し現に促進中の町村合併に伴う市の新設については、この改正によつて支障を生ずることがない

ように必要な経過規定を設けております。第三点は、財産区について、財政区の管理、財産又は营造物の処分、財政区をめぐる紛争の解決等についての規定を整備することであり、第四点は、市町村の助役が教育委員会の教育長を兼ねることができるとは、本年三月末日限りとなつておりますのを当分の間兼職できるようにすることであり、

以上が、政府原案の概要であります。これに対し衆議院におきましては、警察法案の衆議院修正に関連して、これと歩調を揃えるため三点について修正が行われております。

第一点は、五大都市、即ち指定市に、その所在する府県の府県警察事務を分掌させるために市警察部を置くこととしたため、別表第六中第三号に、「市警察部長」を加えることとしたこととあります。第二点は、施行期日に関するものでありまして、指定市に市警察部を置くことは、警察法施行後一年を経過してから実施することとしたため、別表第六第三号の改正規定中、「市警察本部長」に係る部分は、警察法施行の日から一年を経過した日から、その他の部分は、警察法施行の日から施行することとしたこととあります。第三点は、警察法施行後一年間は、地方自治法中、公安委員会、警察の職員その他、都道府県警察に関する規定の適用については、指定市をもつて一の県とみなし、この場合においては、指定市を包括する府県は、指定市の区域を除いた区域をもつてその区域とみなす旨の規定を附則に加えることとあります。

本法案は、五月八日、本委員会に付託され、同十三日塚田国務大

臣の提案理由の説明を聞いたのでありますが、本法案は、主として警察法の改正に伴う技術的な規定の整備をその内容としたのであります。警察法もすでに成立いたしました今日においては、本法案はこれを放置し得ない状況にあるのであります。従つて本委員会におきましては審議を進捗せしめ、五月十三日の質疑に続いて六月九日質疑を行いました。その間における塚田国務大臣及び政府委員に対する質疑の要点は、財産区の実情、市の人口要件を五万に引上げる理由、この引上げが町村合併特に市の新設に及ぼす影響、市町村教育委員会の存廃についての政府の方針、市町村の助役の教育長兼務の状況、右兼務は不相当と認めるが、これに対する政府の見解、五大都市に警察を一年間存置することにより受ける地方財政上の影響等についてでありました。

六月九日、質疑を終了いたします。直ちに討論に入り、小林委員から、「本法案には賛成であるが、市町村の助役が当分の間教育長を兼ね得ることとしたことは改悪である。又、市町村教育委員会に対する政府の現在のような生半可な取扱をやめ、はつきりした態度を決定することを希望する」旨の発言がありました。

以上をもつて討論を終局し、採決の結果、本法案は、全会一致をもつて衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、報告申し上げます。

次に、只今議題となりました地方公務員法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、政府が別途提出の国家公務員法及び行政機関職員定員法の改正に照応して、二、三の点について技術的な改正を加えようとするものであります。

第一に、現在職員の採用又は昇任はすべて条件付となつてゐるのを、採用の場合のみを条件付とすると共に、職員がその意に反して不利益な処分を受けたときは、任命権者に対して処分の事由を記載した説明書の交付を請求することができるのであります。その期間が現在無制限になつてゐるのを、処分を受けた日から十五日以内とするのであります。第二に、今回の人員整理について、国家公務員に対すると同様、地方公務員についても臨時待命制度を実施できるようにすることとあります。

本法案については、五月十日、塚田国務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。本法案の中に含まれてゐる地方公務員に対する臨時待命制度の規定は、警察法の成立に伴い政府が企図してゐる警察職員三万人の人員整理の実施についても必要な規定であります。従つて本委員会としては審議を進め、六月九日、本法案に照応する国家公務員法が衆議院において審議未了になつたことと本法案との関係について質疑を行い、質疑を終了するや、直ちに討論に入りましたが、別段の発言なく、採決の結果、全会一致を以つて、原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

次に、只今議題となりました市町村職員共済組合法案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げま

す。
地方公務員法の第四十三条及び第四十四条におきまして、職員の仕事に因らない死亡、廃疾、傷病、分べん及び災厄等の事故並びにその被扶養者のこれらの事故に関する共済制度及び退職年金並びに退職一時金の制度は速かに実施されなければならないとし、更にこれらの制度は国及び他の地方公共団体との間に権衡を失しないように考慮されなければならないと規定されています。然るに現状は、市町村の職員でも、学校及び警察職員については、国及び都道府県の職員と同様に国家公務員共済組合法が適用され、雇用人に対しても、傷病等に対する短期給付のほか、退職年金又は退職一時金の給付が行われているのでありますが、一般職員については、傷病等に対する給付としては健康保険法が適用され、退職年金及び退職一時金の制度としては、そのうち吏員について国の恩給法の準用又は恩給条例による給付が行われているのに対し、雇用人については、清掃、交通等特定の事業に従事する若干の者に厚生年金保険法が適用されるほか、十三万人に近い大多数の雇用人については何らの措置がとられていないのであります。而も健康保険法の適用を受ける短期給付についても、同法による給付は、共済組合法によるものに比較いたしますと、財政力の豊かな一部特定の市が組織している健康保険組合は格別として、一般的には低い水準にあり、殊に災害時における罹災給付は健康保険によつて行うことができませんので、国及び都道府県の職員並びに同じ市町村でも学校及び警察職員と一般職員とは甚だしく権衡を失する実情にあるのであります。

六八二
す。而して市町村職員の共済制度につきましても、根本的には社会保障制度全般の問題の一環として考慮せらるべきものであります。が、同じ公務員の間において、以上のような不合理があることは長く放置することを許さない問題でありますので、当面の措置として、市町村の一般職員について、国及び都道府県の職員並びに市町村の学校及び警察職員なみの共済制度を設けようとするのが本法案の趣旨であります。
従つて、本法案の制定により、第一に、何らの年金制度が実施されていない市町村の雇用人に対し、国、都道府県並びに市町村の学校及び警察の雇用人なみの年金制度を確立し、第二に、市町村の一般職員について他の公務員なみの短期給付を保障し、第三に、短期給付と長期給付との一体的運営により、給付業務の合理的運営と療養施設の整備等が期せられることになるのであります。以て市町村の一般職員の福祉増進と地方自治の進展に寄与せんとするものであります。
次に、本事業経営の主体としては、都道府県の区域ごとに市町村職員共済組合を設置し、組合の機関としては、組合会、理事及び監事を置くこととし、又すべての組合をもつて組織する連合会を置くことになっております。
なお本法案中、組合の設定準備に関する規定は公布の日から施行せられるのであります。が、その他の規定は、明年一月一日から施行せられることになっております。即ち組合は明年一月一日に成立し、業務を開始することになります。

本法案は、五月七日、本委員会に付託せられ、五月十五日、塚田國務大臣より提案理由の説明を聴取いたしましたのであります。が、本法案の成立については市町村職員が熱望いたしているところであるのみならず、明年一月からの組合のスタートを円滑にいたしますためには、なるべく速かに本法案を成立せしめ、組合の設立準備をして遺漏なからしめる必要が痛感せられるのであります。従つて本委員会といたしましては審議を進め、六月九日、質疑を終了いたしました。

質疑の主な点を申し上げますと、健康保険組合に対しては事務費の国庫負担があるのであるが、本組合に対してはどうなっているか。現在その処遇が問題になっているいわゆる臨時職員は加入するか。連合会の性格、使命は何か。積立金の予定はどうなっているか。積立金の運営管理、組合及び連合会の監督等の点はどうか等でありまして、これに対し塚田國務大臣及び政府委員からそれぞれ、事務費は市町村の一般財源で賄う。いわゆる臨時職員も組合員となる。連合会は、組合に対する各般の指導のほか、長期給付積立金及び罹災給付積立金を監理する。積立金の予定は、昭和二十九年は二億三千万円であるが、三十年十一億、三十一年度二十一億、三十二年度三十億、三十三年度三十九億である。積立金の監理は、確実有利な方法により、且つ組合員の福祉の増進又は市町村の公共の利益に資するように運用する。組合及び連合会は、自治庁長官が監督し、遺憾なきを期する旨の答弁がありました。

質疑を終了いたします。直ちに討論に入り、小林委員から、「本法案の趣旨には賛成であるが、成否は資金の管理運用の如何によるから、その監督の適正を期すると共に、機構の簡素化と事務費の節減を要望する旨の発言がありました。又、石村委員から、「事務費については、将来政府において国費で面倒を見るようにせられたい」と要望し、賛成意見の開陳がありました。
以上を以て討論を終局し、採決の結果、本法案は、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。
次に、只今議題となりました奄美群島復興特別措置法案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
昨年十二月二十五日、奄美群島が正式に我が国に返還せられ、終戦後八年にして漸くここに奄美群島在住二十万同胞の祖国復帰の悲願が達成せられましたことは、八千万国民のひとしく歡喜おく能わざるところでありました。然るに、その後すでに半年を経過した今日、今なお根本的な復興対策は確立せられず、島民は疲弊困憊の中にあって、政府の強力な施策を待望いたしております。従つて総合的な復興計画の樹立と、その実施に関する事務の一元化及び計画の実施に要する経費についての国の援助は、緊急の要務として熱望せられております。而してこれらの点につきましては、昨年十一月、第十七臨時国会におきまして、奄美群島の復帰に伴う

法令の適用の暫定措置等に関する法律案の審議に際しても、その必要が痛感せられたところでありまして、附帯決議におきましては、そのために必要な特別法の制定と共に政府に強く要望をいたした次第であります。

今般、衆議院提出にかかる本法案は、以上のような要望に応えようとするものでありまして、その内容の概要を申し上げますと、第一に、奄美群島の特殊事情に鑑み総合的な復興計画を策定すると共に、これに基づく事業を実施するものとし、第二に、この復興計画は、鹿児島県知事が計画案を作成し、内閣総理大臣が総理府に設置する奄美群島復興審議会の審議を経て決定するものとし、第三に、この計画に基づく事業の実施に要する経費は、公共土木事業については国費の支弁とし、学校その他の復興事業については国の全額又は高率の負担とし、同地域の基幹産業である油、黒糖、漁業及び電気事業の復興のため、これらの事業者に対する県の貸付金に対しては、国の財政資金から融資できることとし、第四に、事業の実施は、国費支弁事業については原則として鹿児島県知事、その他の事業については県又は市町村が行うものとし、第五に、復興事業を総合的に実施するために、内閣総理大臣に総合調整権及び事業の実施者に対する指揮監督権を認めると共に、鹿児島県知事には現地における計画の総合的な実施のため、市町村長等に対する指揮監督ができることとし、第六に、事業の実施の事務に従事する鹿児島県の現地職員は国家公務員とすることとし、第七に、総理大臣の権限の行使に関する事務、審議会に関する事務、その他復興計画の策定

及びこれに基づく事業の予算の執行に関する国の事務は、一括して自治庁が所掌するものとする等であります。

本法案は、五月二十五日、本委員会に付託せられたのでありますが、本法案につきましては、現地の要望極めて切なるものがあるのみならず、早急に同群島の復興を図りますことは、八年間占領下にあつて、つばさに辛酸を嘗められた同群島在住二十万同胞に対する国民の責務でもあるのであります。従つて本委員会におきましては、本法案につき速かに審議を進めることが必要であると認めまして、六月十日衆議院議員保岡武久君から提案理由の説明並びに法案要綱についての説明を聴取し、引続いて同日及び十四日の両日に亘りまして、同君及び政府委員との間に質疑を重ねたのであります。右質疑応答により明らかにせられました点は、左の諸点であります。

即ち本法案は、昭和三十六年三月末日までの時限法である。従つて復興計画はおおむね五カ年間を目途とし、これに要する経費は約百五十億である。本年度の復興事業に要する経費は奄美群島復帰善後処理費二十億のうちで賄う、復興計画は、本年十月三十一日まで決定することになつては、右計画決定前でも本年度において必要な復興事業はこれを行う、復興審議会の委員には関係各省の次官七、八名が入る。国会議員は国会議員としての資格においては委員とならない。国の負担割合は、例えば土地改良については十分の四から十分の八までというような幅があるが、復興計画によつてその割合が決定される。開墾、干拓事業は、土地改良事業のうちには含まれない。

係については、本法案は大島郡の復興事業についての国の行政措置に関するものであつて、一つの地方公共団体のみに適用される特別法ではない。又先に成立した奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律も同様の取扱である等の点であります。

六月十四日、質疑終了するや、直ちに討論に入り、小林委員から、「本法案は機宜を得たもので賛成であるが、とかくこの種の法案については、徒らに構えが大きくて内容がこれに伴わない傾向がある。本法案より適切な計画の樹立とその適切な実施を期待する」旨の発言がありました。又伊能委員からは、「同群島の急速な復興を図るため、本法案は機宜を得たものである。法文の体裁において整わないような点もあるが、本法案の円滑な施行を期待する。又復興事業を総合的に実施することは、地方行政上の一つのテスト・ケースとしてこれに期待を寄せる」旨の賛成意見の表明がありました。

以上を以て討論を終り、採決の結果、本法案は、全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。

めて取扱う。本法案は、離島振興法ではカバーできない特別の復興計画を行うためのものであつて、復興事業完了後においては離島振興法によることになる。本法案は衆議院提出であるが、政府としては、本法案は適切なものと考えている。従つて本法案により復興事業を適切に実施する所存である。又、計画は地についた有効確実なものとし、水増しにならないように注意する。奄美群島復帰善後処理費の予算は、本法案が成立すれば、大蔵省所管から自治庁所管に付替えられる。現地で復興事業に従事する県の職員は、特に国家公務員とし、地方事務官、技官等である。又行政機関職員定員法との関係では、同法の枠外である。現地には別に国家機構を設けず、鹿児島県の大島支庁に配置する。鹿児島県知事は復興事業の実施について、これらの事業を実施する市町村長その他の機関等を指揮監督することになつていて、例えば教育について知事が教育委員会を指揮監督することは、教育基本法、教育委員会法等にもとりはしなやかとのことであるが、これは教育の内容を指揮監督するのではなく、復興事業についてであつて、多額の国費を負担する関係上の特別の措置である。又知事は、あらかじめ教育委員会に協議し、支障のないようにする。国の補助事業に対する地元負担金については、交付税や起債で必要な財源を与える。復興事業の予算に関する見積り及び予算の執行に関する国の事務等は自治庁において掌理することになつては、これは自治庁がまとめ役になり、窓口を一つにすると共に、現地の行政機構を簡素強力にする趣旨であつて、各省の意見は十分に反映せられることになつては、憲法第九十五条との関

◎道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律

(昭和二九、六、二二法一九一)

一、提案理由(三月九日)

○戸塚国務大臣 たいま提案になりました道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

申し上げるまでもなく道路整備費の財源等に関する臨時措置法は、議員各位の非常なる御熱意によりまして、第十六国会において成立したのでありまして、昭和二十九年以降五箇年間揮発油税収入額相当額を道路整備五箇年計画の財源に充当するという画期的な法律でございます。また政府といたしましては道路の整備が経済発展の大きな基盤となるものであり、ことに最近の自動車交通の激増、自動車の大型化、重量化に伴い、道路の整備が緊急を要するものであることは、十分認識していただいております。

しかしながら昭和二十九年年度の予算の編成に際しまして諸般の情勢上、その規模を極力圧縮する必要が生じましたことと、特にこの法律の趣旨通りに揮発油税収入額相当額の全額を国の道路予算に充当しますが、国と地方の財源の配分から考えまして、非常に困難となりましたので、昭和二十九年年度に限って、やむを得ない措置と

しまして、揮発油税収入額の三分の二相当額を国の道路財源に充当するように改正することが、この法律案を提案する理由であります。

なお、昭和二十九年年度における揮発油税収入額の三分の一に相当する額については、別途提案することになっております揮発油譲与税法案により、道路に関する費用に充当することを目的として、地方公共団体に譲与されることになっておりますのであります。この三分の一相当額のうち四十八億円については、道路整備費の財源等に関する臨時措置法第二条に規定する道路整備五箇年計画の実施に要する費用に充当することになっております。

何とぞ慎重御審議の上御可決されますようお願いいたします次第であります。

二、衆議院建設委員長報告(四月十七日)

○久野忠治君 たいま議題となりました道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の提案の理由並びに内容について申し上げます。申し上げるまでもなく、道路整備費の財源等に関する臨時措置法は、わが国経済再建の基本条件として、極端に立ち遅れたわが国道路の改善をはかるため、去る第十六国会において両院全会一致をもって成立したものでありまして、昭和二十九年年度以降五箇年間、揮発油税収入相当額を道路整備五箇年計画の財源に充当するという画期

的な法律であります。しかるに、昭和二十九年年度の予算編成に際しまして、諸般の情勢上その規模を極力圧縮する必要が生じたため、昭和二十九年年度に限り、やむを得ない措置として、揮発油税収入額の三分の一相当額を地方財源に譲与して、国の道路財源として残余の三分の二相当額をこれに充当するよう改正したいというのが、本法案を提案する理由であります。なお、昭和二十九年年度における揮発油税収入額の三分の一に相当する額については、別途提案する揮発油譲与税法案により、地方の道路に関する費用に充当することを目的として、地方公共団体に譲与されることになっております。この三分の一相当額のうち四十八億円については、道路整備費の財源等に関する臨時措置法第二条に規定する道路整備五箇年計画の実施に要する費用に充当することになっております。

本法案は三月八日本委員会に付託され、四月十五日に至る間、本法案に関連する揮発油譲与税法案について地方行政委員会との連合審査を含め、前後五回にわたり慎重に審査いたしましたのであります。

次に質疑のおもなるものを申し上げますと、第一に、わが国道路整備の緊急性より見て、去る第十六国会において道路整備費の財源等に関する法律が、議員立法として、衆参両院において全会一致をもって成立したものであるにもかかわらず、政府は、これが実施の第一年度にしてすでにその基本線をくずすがごとき大改正を加えるのは、議員立法の軽視、ひいては国会無視もはなはだしきやり方と断ぜざるを得ないと思うが、一体政府はわが国道路の整備についてどの程度の熱意を有するのか、また、あえてかかる国会無視の暴挙

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律

を講ぜんとする真の理由いかんとの質問に対しては、道路そのものの重要性並びにわが国道路の現況より見て、これが整備に緊急を要することはもちろん十分認識している、また道路整備費の財源等に関する法律も最高の国会意思の決定であり、政府としてもこれを無視するがごとき考えは毛頭ないのであるが、昭和二十九年年度における国家財政の都合上、遂に一兆円予算の編成を余儀なくされ、これが目的を達成せんがためのやむを得ざる措置として、昭和二十九年年度に限りかかる措置を講ぜんとするものである旨の答弁がございました。

第二には、昭和二十九年年度予算編成上におけるやむを得ざる措置として、本法案並びに本法案とらばらの関係をなす揮発油譲与税に関する法律案を昭和二十九年年度限りの時限法としたことであるが、これは政府部内の一致した意見であつて、昭和三十年以降において再びかかる措置が講ぜられるがごときことはいかとの質問に対しては、今回の措置を講ずるにあたり、建設、大蔵、地方自治、三政務次官の申合せにより、揮発油譲与税は一年限りの時限法とすること、揮発油譲与税は道路の費用に充当し、そのうち四十八億円は道路整備費の財源等に関する臨時措置法に基く道路整備五箇年計画の費用に充当すること、四十八億円を道路整備五箇年計画の費用に充当する結果として生ずる地方の不足財源については、起債その他によつて補填の方法をきめて行くこと、道路整備費の財源等に関する臨時措置法は、昭和二十九年年度に限り揮発油税相当額の三分の二をもつて行うこと、従つて昭和三十年以降の地方財源の補

項については、交付税において所得税、法人税、酒税から交付税に入れる率を多くするか、その他何らかの方法において、昭和三十年以降における地方財政の欠陥を来さないようにすること等が決定をされておる、今回のごとき措置は二十九年以降に限って行われるものであり、三十年以降は揮発油税相当額をもつて五箇年計画が遂行されなければならないとの答弁があつたのでございます。

かくして質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由党を代表して田中角榮君、改進黨を代表して赤澤正道君より、それ〴〵、本案の趣旨には不本意ではあるが、一兆円予算のため本年に限りかかる措置をとるといふなら、本案は時限法として、三十年以降においては、いかなる場合においても道路整備費の財源等に関する臨時措置法の趣旨は最優先されるとの条件を付して賛成の旨が、日本社会党を代表して三鍋義三君より、国会無視はもとより、現政府の施策に計画性のないことは本法案を見ても明らかであり、なかんずく本案に対しては与党議員でさえも積然とせざるものがあるのは当然であるが、この際大乗の見地より、本案は二十九年以降に限るものとして賛成の旨が申し述べられました。次いで日本社会党を代表して細野三千雄君より、道路整備費の財源等に関する臨時措置法は、去る第十六国会において、全会一致をもつて、いわば国民の総意によつて成立したものであるにもかかわらず、その初年度においてすでにかかる措置を講ぜんとするのは、国会軽視はもとより、今国会冒頭において特に道路問題を取上げた施政方針演説の趣旨よりしても、国民を欺くことおびただしいものがあり、本法案に反対の旨が述べら

れたのであります。
次いで採決の結果、多数をもつて原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。
右御報告申し上げます。

三、参議院建設委員長報告(六月一日)

○深川タマエ君 只今議題となりました道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は御承知の通り、先に第十六国会におきまして成立いたしました法律、即ち昭和二十九年以降五カ年間揮発油税収入額相当額を道路整備五カ年計画の財源に充当して、全国に亘り、幹線道路の整備を図る画期的な法律を、昭和二十九年に限り改正するものでございます。

提案の趣旨説明によりますと、政府も道路の整備は経済発展の基礎として、又最近の自動車の激増、大型化、重量化に伴い、その緊要であることは十分認めるものであるが、昭和二十九年予算規模を極力圧縮する必要があることと、特に国と地方の財源配分上、揮発油税収入額相当額の全額を国の道路財源に充当することが非常に困難となつたため、止むを得ない措置として、昭和二十九年に限り揮発油税収入額の三分の二相当額を国の道路財源に充当するよう改正するというのでございます。なお、本法律案に関連いたしまして、昭和二十九年揮発油税収入額に関する法律案が只今参議院地

方行政委員会において審議中であることは御承知の通りでございます。

委員会におきましては、本案につきまして慎重審議をいたし、又一方におきましては、昭和二十九年揮発油税収入額に関する地方行政委員会との連合審査におきまして、多くの質疑応答が重ねられたのでございますが、詳細はそれ〴〵の速記録によつて御承知を願います。

本案に対する質疑応答の主なるものは、昭和二十九年以降の揮発油税収入見込額のほかに、殆んど道路整備五カ年計画に関するものがございます。道路整備五カ年計画につきましては、先ず閣議決定を経たるものの提出が求められて、その事業量と経費総額、道路種類別、事業別の内訳、揮発油税収入中の四十八億円が充当せられる部分等、その内容につきまして、多くの質疑がございましたが、特に閣議決定の五カ年計画と年次計画との関係、五カ年計画遂行と、地方負担、特に昭和三十年以降揮発油税収入がなくなるため必要な財源措置、来年度以降四カ年間に於ける事業計画が、大体において均等を建前とすること等については、副総理、大蔵大臣、自治庁長官の出席を求め、慎重なる審議をいたしました。

政府の答弁の要旨は、本法案と揮発油税収入との関連につきましては、双方とも成立を期待していること、年次計画は地方財源について一部未決のものがあるため定めるに至らなかつたものであり、事業を計画的に遂行するためにこれを作ることに努めること、揮発油税収入は二十九年以降であり、三十年以降の地方財源計画に

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律

は含まれておらぬこと、五カ年計画の事業量はすでに閣議を経ており、天災事変等非非常の場合のほかに、明年度以降、原則として均等の建前であること、等でございます。又本案と揮発油税収入との関連につきましては、委員会の懇談会におきましても、建設省当局との間に重要な質疑応答がございましたが、万一、本法案だけが成立した場合の事業遂行の措置につきましては、「地方公共団体側は、将来揮発油税収入額が成立するに至るまでの間、他の事業費財源の中で繰合せ処理することができ」旨の答弁がございました。

かくて質疑を終了、討論に入りましたところ、田中委員より、「本案に反対する。本案は二十九年限りであるが、法定の趣旨に反し、又三十年以降の地方財源も明確になつておらぬ。緊縮予算のためと言いつつ、国政の根幹である道路整備を犠牲にする」とは反対である旨の発言があり、三浦委員は、「本案に賛成、年次計画は具体的、且つ関係府県別に閣議を経べきものである。関係省庁間で作成確認することを強く要望する」との賛成意見が述べられ、石川委員からは、「本案に賛成、財源措置法は、道路整備五カ年計画が眼目である。本案は緊縮予算のため二十九年限りのものとして、不満足ながら止むを得ぬ。明年度以降一兩年度くらいに、今回の地方譲与分を回復することを政府に要望する」旨の発言がありました。

次いで採決の結果、多数を以て、原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。
右、御報告申し上げます。

◎地方公務員法の一部を改正する法律

(昭和二九、六、二二法一九二)

一、提案理由(三月三十一日)

○塚田国務大臣 ただいま本委員会に付託されました地方公務員法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

このたびの改正は、目下本院で御審議中の国家公務員法及び行政機関職員定員法の改正に照応して、二、三の点について、いわば技術的な改正を加えようとするものであります。

第一には国家公務員法の改正に照応するものでありまして、その一は、現在、職員の採用又は昇任は、すべて条件付とされているのでありますが、昇任について条件付とするは実情に沿わないものがありますので、採用の場合のみ条件付とすることに改めたいと存じます。その二は、職員が、その意に反して不利益な処分を受けたと思つたときは、任命権者に対し処分の事由を記載した説明書の交付を請求することができるのでありますが、説明書の交付を請求することができる期間については別段の制限がありませんので、これを改め、処分を受けた日から十五日以内に請求することができるものとしたのであります。

第二は、行政機関職員定員法の改正に伴うものでありまして、国

家公務員につきましては、今回の人員整理に際して、臨時待命制度を採用することを予定しておりますので、地方公務員につきましても、地方公共団体において、人員整理を行おうとする場合においては、同様の方法により得る道を開くことが適當と考えられ、条例で定めるところにより、国家公務員の例に準じて臨時待命制度を実施することができるものとしたのであります。

何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

二、衆議院地方行政委員長報告(五月二十七日)

(質屋営業法の一部を改正する法律(昭二九一法一九六)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院地方行政委員長報告(六月十五日)

(昭和二十九年度の揮発油譲与税に関する法律(昭二九一法一九〇)の委員長報告と一括して掲載)

◎地方自治法の一部を改正する法律

(昭和二九、六、二二法一九三)

一、提案理由(五月十一日)

○塚田国務大臣 ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略につい

て御説明申し上げます。

御承知のように政府は、地方制度全般についての改革に関する意見を求めるため地方制度調査会を設置し、同調査会から昨年十月地方制度改革についてとりあえずとるべき措置に関して答申があつたのであります。地方公共団体の種類、性格等の根本的改革に関しては、なお今後の審議にまつべきものとされているのであります。爾来政府といたしましては、右の答申に関して慎重に検討を加え、成案を得たものについては逐次提案することとして参つたのであります。地方行政制度の改革に関する事項については、なお検討すべきものが少なくなく、この際は、警察法の改正に伴う技術的規定の整備その他とりあえず必要と認められる最小限度の範囲において改正を行い、御審議を願うこととしたのであります。

以下改正法案の要点について御説明申し上げます。

第一は、警察法の改正に伴う規定の整備に関する事項であります。警察法の改正に伴い関係法令の規定を整備するため、警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案が提案されておりますが、右法律案では地方自治法に関する規定の整理が行われておりませんので、本法律案において関係規定を整備しようとするものであります。また、多くの技術的な改正であります。

第二は、市の人口要件に関する事項であります。現行法のもとにおきましては、市の人口要件は三万とされているのでありますが、これを五万に改めようとするものであります。市は町村と異なり、行政

を高い水準において維持することが要求されるものであります。これに関し地方制度調査会の答申もござりますので、この際改正を加えようとするものであります。最近町村合併の進捗に伴い、現行法の要件のもとにおいて市の設置されるものが少くないのであります。現に促進中の町村合併に伴う市制の施行については、本法律案の附則において必要な経過規定を設けることとし、この改正によつて特に支障がないようにするとともに、市の設置は、町村合併計画に基いて総合的な見地から行われるように配慮することといたしたいと存じます。

第三は、財産区に関する規定の整備に関する事項であります。昨年来、町村合併促進法の施行に伴い町村合併が進捗するにつれ、町村合併の際財産区を設置するものが逐次増加いたして来ているのであります。現行法の財産区に関する規定は、関係住民の意思を反映するにやささか不十分のうらみがあり、町村合併の促進上も、この際規定を整備することが必要とされておりますので、財産区の財産または営造物の管理及び処分の適正を期し、関係住民に不安なからしめるとともに、一面において財産区がその属する市町村等の一体性をそごなうことのないような考慮をいたしたいと存じます。これがため、財産区の管理に関する簡素な審議機関である財産区管理会に関する規定、財産又は営造物の処分に関する規定、財産区をめぐる紛争の解決に関する規定等を整備することといたしたのであります。

右のように財産区の規定を整備することにより、町村合併はいよ

いよ促進されるものと考えております。

第四は、助役と教育長との兼職に関する事項であります。市町村の教育委員会の教育長につきましては、一般市町村の実情にかんがみ、市町村の助役が教育長を兼ねる道を開いておくことが適当と認められるのでありますが、昨年御審議を願つた地方自治法の一部を改正する法律によりますと、その期間は本年三月三十一日までに限られておりますので、当分の間兼職できるようにいたしたいと存じます。

以上がこの法律案を提案いたします理由及び内容の概略であります。何とぞ慎重御審議のほどをお願いいたします。

二、衆議院地方行政委員長報告(五月二十日)

(市町村職員共済組合法(昭二九―法二〇四)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院地方行政委員長報告(六月十五日)

(昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律(昭二九―法一九〇)の委員長報告と一括して掲載)

◎日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律 (昭和二九、六、二三法一九四)

一、提案理由(四月二十二日)

(物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭二九―法九四)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(四月二十七日)

(物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭二九―法九四)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(五月二十一日)

(公認会計士法(昭二九―法一七五)の委員長報告と一括して掲載)

◎出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律 (昭和二九、六、二三法一九五)

一、提案理由(三月九日)

○植木政府委員 たいいま議題となりました出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案外一法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

まず出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案につきまして、御説明申し上げます。

元来、出資金は複数人の共同事業の基金として醸出される金銭であつて、後日これに相当する金額が出資者の手元に復帰するかどうかは、事業の成否いかにかかるのであり、あらかじめその返還を確約したいものであります。しかるに最近におきまして、出資金として一般大衆から大量の金銭を受入れるにつき、一方において後日必ずその金額またはこれを越える金額を支払うべきことを表示し、またはその金額を払いもどすかのごとき誤解を生ぜしめるような方法を用いており、他方において、事業不成功の場合にその金額の支払いの不能を求めている場合が少くないのであります。かかる方法により不特定かつ多数の者から金銭の受入れをすることは、出資者に不測の損失を招来せしめ、一般の経済秩序に混乱を生ぜしめる因となることは明らかであります。そこで、このような金銭の受入

出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律

れを禁止する方途も考えられるのでありますが、この際は、むしろ出資金の性格を誤認せしめるような出資の受入れを禁止し、一般大衆を惑わすような金銭の受入れの方法を一掃するのが適当であると存するのであります。

また預金の受入れ等の受信業務につきましては、現在すでに各般の金融関係法規によりまして、行政庁の免許ないし認可を受けた金融機関以外の者がこの業務を営むことを禁止しているものであります。最近はこの面における脱法的な行為もいよゝゝ巧妙な手段がとられるようになりまして、取締りに困難を加えて参つておる実情であります。従いまして、この際預金の受入れ等の禁止の範囲について明確な規定を設ける等の措置によりまして、取締りに便ならしめ、もつて金融秩序の維持をはかることといたしたのであります。次に、金銭の貸付等を業とする貸金業者につきましては、現在貸金業者の取締りに関する法律によりまして、貸金業を行うには大蔵大臣への届出を要することといたしております。このほかこの法律におきましては、貸金業者が預かり金をすることを禁止するとともに、さらに金融機関の役員等の、いわゆる浮貸し等を禁止し、またこの法律制定の当時無尽業法に規定する無尽に類似する業務を行つていた、いわゆる殖産会社の整理の措置を規定しているものであります。しかるところ現在に至るまでのこの法律の運用上の経験にかんがみますと、貸金業者の届出制は、現在においてはその必要を認めないのみならず、むしろ弊害を生じている状況でありますし、他面殖産会社の整理はすでに完了いたしておりますので、この際この法

出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律

律はこれを廃止することが現狀に即することと考えられるのであります。

なお貸金業者の金利のみならず、一般に金銭貸付の利息等につきましては、その不当に高いものはこれを取締る必要があると考えられますので、今回罰則をもつてその取締を行うこととしたのであります。

次に、この法律案のおもな内容についてその概要を御説明いたします。

第一に、何人も、不特定多数の者に対して、後日出資金の金額以上の金額を払いもどすべき旨を示し、またはこのような払いもどしがある旨の誤解を生じさせるような仕方を用いて、出資金の受入れをしてはならないこととしております。

第二に、他の法律に特別の規定のある者を除いて、何人も業として預かり金をしてはならないこととし、預かり金の解釈規定を設けるとともに、主として貸金を業とする者が、社債の発行により不特定多数の者から貸付資金を受入れるときは、業として預かり金をするものとみなしております。

第三に、貸金業等の取締りに関する法律は、これを廃止することといたしますが、同法中の金融機関役員等に対する浮貸し等の禁止規定は存置することとして、おおむねこれと同様の規定を設けております。

第四に、金銭の貸付を行う者が、その貸付利息について、日歩三十銭の限度を越えてこれを契約したまたは受領したときは、刑事罰を

課するとともに、金銭の貸借の媒介を行う者は、その手数料について、媒介金額の五分の限度を越えてこれを契約したまたは受領してはならないこととしております。

第五に罰則につきましては、高金利の処罰のほか、出資金の受入れ制限、預かり金の禁止、浮貸し等の禁止及び媒介手数料の制限の各規定に違反した者及びこれらの各規定の脱法行為をした者に対し刑事罰を課することとともに、所要の両罰規定を設け、また銀行法、貯蓄銀行法、信託業法及び無尽業法の無免許営業者に対する罰則を強化し、あわせて両罰規定を設けるほか、これらの法律中の他の罰則についても整備をはかつております。

次に、証券取引法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

近年における一般大衆による証券投資の増加に顧み、投資者の保護をますます強化する必要があると存するのでありますが、最近一部の貸金業者たとえばいわゆる株主相互金融会社等にその例が見られますように、株券等の募集、売出し等の際し、その株券等の額面価格が常に保証され、または一定の配当等の支払いが保証されるものと誤認させるような誇大な宣伝方法を用いて投資を勧誘し、これを信頼して投資に応ずる一般大衆に損害を与え、または与えるおそれのある勧誘行為が半ば公然と行われているのであります。投資者保護のためには、これらの勧誘行為の規制を一層強化する必要があると認められます。よつて、この法律案を立案した次第であります。

その内容について申し上げますと、第一に、株券等につきその投資額相当額の金銭の回収が可能である旨の宣伝等することを禁止することといたしております。すなわち、株券、証券投資信託、または元本補填の契約の存するもの以外の貸付信託の受益証券等の募集、売出し等の際し、一般大衆に対して、これらの証券が一定の価格で買ひもどし等が行われる旨の表示をすることを禁止することといたしております。

第二に、これらの証券について一定の額の配当等が受けられるものと誤解されるような宣伝等することを禁止することといたしております。すなわち、株券、証券投資信託または貸付信託の受益証券等の発行者、売出しをする者、これらの役員、使用人等が、これらの証券の募集、売出し等の際し、一般大衆に対して、これらの証券につき一定額の利益配当が確実に行われる旨の表示その他一定の利益配当等が受けられるものと信じさせるおそれのある表示をすることを禁止することといたしております。

なお、これらに違反した者は、六月以下の懲役または五万円以下の罰金に処することといたしております。

以上がこの二法律案の提案の理由及びその内容のあらましであります。何とぞすみやかに御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

二、衆議院大蔵委員長報告(五月二十五日)

○内藤友明君 たいだいま議題となりました出資の受入、預り金及び

出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律

金利等の取締に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案は、いわゆる町の金融と称して、最近の事例に見られるごとく、不特定かつ多数の者から金銭の受入れをして、後日出資者に不測の損失を与え、一般経済の秩序を乱した事態にかんがみ、出資金の性格を誤認せしめるような出資の受入れを禁止し、大勢の人々を感ずるような金銭の受入れの方法をなくして、金融秩序の維持をはかるうとするものであります。

この法案の内容の概略を申し上げますと、第一は、何人も不特定かつ多数の者に対して後日出資した金額以上を払いもどすことを示し、またはこのような払いもどしのあることの誤解を生ぜさせるような仕方で出資金の受入れをしてはならないとしておるのであります。第二は、他の法律に特別の定めのある場合を除いて、何人も業として預かり金をしてはならないこととし、預かり金の解釈規定を設けるとともに、主として貸金を業とする者が社債の発行により不特定多数の者から貸付資金を受入れるときは、業として預かり金をするものとみなしているのであります。第三は、貸金業等の取締に関する法律は廃止することとし、同法中の金融機関役員などに対する浮貸しなどの禁止規定は存置することとしまして、おおむねこれと同様の規定を設けているのであります。第四は、金銭の貸付を行う者が、その貸付利息について、日歩三十銭の限度を越えてこれを契約したまたは受取つたときは刑事罰を科するとともに、金銭の貸借の媒介を行う者は、その手数料について媒介金額の五分の限

度を越えてこれを契約しまたは受取つてはならないこととして
るのであります。第五は、罰則につきましては、高金利処罰のほか、
出資金の受入れの制限、預かり金の禁止、浮貸し等の禁止及び媒介
手数料の制限の各規定に違反した者及びこれらの各規定の脱法行為
をした者に対して刑事罰を科することとしてあるのであります。

この法案は、三月の八日大蔵委員会に付託されて以来、文字通り
慎重審議を続けて参りました。詳しくは会議録をごらんをいただき
たいと思ひます。

かくて、去る二十日、改進黨内藤友明から、自由党、社会党兩
派、日本自由党及び改進黨の五派共同の、そしてまた自由党、日本
自由党及び改進黨の三派共同の、この二つの修正案が提出されまし
た。

兩修正案の内容は、まず五派共同修正案は、第一条の「後日出資
の払いもどしとして出資金の金額若しくはこれをこえる金額に相当
する金銭の支払がある旨の誤解を生じさせるような仕方を用いて」
という規定は、きわめて漠然とした表現であつて、拡張解釈される
おそれがあるので、これを削除し、また貸金業等の取締に関する法
律を廃止して貸金業を行う者をつたく放置することは適當でない
ので、貸金業の届出の義務を課し、大蔵大臣は、貸金業の実態調査
のため必要があるときは報告を徴しまたは調査する権限を有するこ
ととし、この権限の全部または一部を都道府県知事に委任すること
ができることとするのであります。

次に、三派共同修正案は、第五条の高金利の処罰規定中三十銭と

あるのを、特に庶民金融の実情にかんがみ、三十五銭に改めたので
あります。

次いで討論に入り、改進黨を代表して内藤は、附帯決議案を付し
て兩修正案及び兩修正部分を除く原案に賛成の意を表しました。附
帯決議案の内容は

本法第二条第二項の不定且つ多数の者という中には、株主とい
えども特定できるものはこれを包含しない趣旨であるから、本条
の運用に當つては、不当に檢察権を發動することのないよう、十
分に慎重適切に期せられたい。

次いで採決しましたところ、五派共同修正案は起立総員、三派共
同修正案は超立多数、修正部分を除く原案は起立総員をもつて、ま
た附帯決議案は起立総員で、いずれも可決され、よつて本案は修正
議決いたしました。

以上御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(五月二十九日)

(北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律(昭二
九一法一五三)の委員長報告と一括して掲載)

◎質屋営業法の一部を改正する法律

(昭和二九、六、一三法一九六)

一、提案理由(三月三十一日)

○大蔵國務大臣 今回提出いたしました質屋営業法の一部を改正す
る法律案の提出理由及びその内容について御説明いたします。

今回出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案を別途
提出したのであります。その第五条において、金銭貸付の利息で日
歩三十銭を越えるものについて罰則を定めたのであります。しか
しながら、質屋の利息は純利のほかに質物保管料、質受手数料等を含
んでおりまして、一般の金利と異なる性質を持つております。上
に、質屋は法律によつて各種の防犯上の義務その他特別の義務を課
せられており、社会経済上の必要から古来の商慣習として月曆によ
る利息計算方法を広く採用しておりまして、出資の受入、預り金及
び金利等の取締に関する法律案の日歩計算方式を、刑罰法規の適用
において全面的に採用いたしますことは不適當であると考へられま
すので、ここに質屋営業の実態に即するよう特例措置を講ずること
としたのであります。

この法律案の要点は、質屋の利息計算方法につきましては、質屋
の長年の商慣習でありますところの曆による月の初めから末日まで
を一期とする月利計算方法、即ち入質から出質までの期間が同一曆

質屋営業法の一部を改正する法律

月内であるときは一期、二以上の曆月にわたるときはそのわたる月
の数を期の数として計算する方法を高金利処罰規定適用の場合の最
高限度計算の方法として認めることとしたし、利率につきましては
は、一期について出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法
律案に定める日歩の三十日分を越えないこととしたのであります。
以上が、この法律案の提出の理由及びその内容の概要であります。
す。何とぞ御審議のほどをお願い申し上げます。

二、衆議院地方行政委員長報告(五月二十七日)

○佐藤親弘君 ただいま議題となりました両法案につき、地方行政
委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。
まず、質屋営業法の一部を改正する法律案につき申し上げます。

本案について、その大略を説明いたしますと、今回出資の受
入、預り金及び金利等の取締に関する法律案が別途提出された
のであります。その第五条において、金銭貸付の利息で日歩三十
銭を越えるものについて罰則を設けたのであります。しかしなが
ら、質屋の利息は、純利のほかに質物保管料、質受手数料等を含ん
でおりまして、一般の金利と異なる性質を持つております。上
に、質屋は法律によつて各種の防犯上の義務その他特別の義務を課せられ
ており、社会経済上の必要から月曆による利息計算方法を広く採用
しておりまして、出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法

律案の日歩計算方式を刑罰法規の適用において全面的に採用いたしますことは不適當でありますので、ここに質屋營業の実態に即するよう特別措置を講ずるものであります。

この法律案の要点は、質屋の利息計算方法につきましては、質屋の長年の商慣習でありますところの曆による月の初めから末日までを一期とする月利計算方法、すなわち入質から請出しまでの期間が同一暦月内であるときは一期、二以上の暦月にわたるときは、そのわたる月の数を期の数として計算する方法を高金利処罰規定適用の場合の最高限度計算の方法として認めることとしたし、利率については、一期につき、出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案に定める日歩の三十日分を越えないこととしたのであります。

本案に關しましては、三月三十一日委員会を開いて、大藏國務大臣から提案理由の説明を聴取し、爾來慎重審議をいたしました結果、五月二十六日質疑を打切り、討論を省略して採決を行いましたところ、賛成多数をもつて原案通り可決いたしました次第であります。次に、地方公務員法の一部を改正する法律案につき申し上げます。

本改正案は、目下審議中の国家公務員法の改正案及び行政機関職員定員法の改正案に照応するものでありまして、その一は、職員採用及び昇任がともに条件付となつてゐる現行規定を改めて、採用のみを条件付とすること、その二は、不利益処分の際の処分に関する説明書の交付請求に期限を付して十五日以内とすること、その

三は、地方公共団体における職員の整理の実施に伴い、条例により国家公務員の場合に準じて職員の時給制度を設け得るようになること、以上の三点であります。

本案は、三月三十日本委員会に付託、翌三十一日塚田國務大臣より提案理由の説明を聴取、五月二十四日より審議に入り、二十六日討論採決の結果、多数をもつて可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告いたします。

三、参議院地方行政委員長報告(六月十五日)

(昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律(昭二九一法一九〇)の委員長報告を一括して掲載)

◎元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 (昭和二九、六、二四法一九七)

一、提案理由(五月十三日)

(総理府設置法の一部を改正する法律(昭二九一法二〇一)の提案理由を一括して掲載)

二、衆議院内閣委員長報告(五月二十日)

○平井義一君 たいま議題となりました三法案について、内閣委員会における審査の経過並びに経過について御報告申し上げます。

まず、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、昭和二十一年一月二十八日、いわゆる行政分離の日の前日において、元南西諸島にあつた官公署の職員で、その当時の法令に基いて組織されていた共済組合の組合員であつた者が引続き琉球諸島民政府の職員となつた場合には、これらの者に対し、共済組合関係法令のいわゆる長期給付、すなわち退職給付、廢疾給付、遺族給付に関する規定の適用については、恩給等の取扱いと同様に、原則として身分の継続を認めることとし、これに関連して、共済組合の掛金、支給額、給付に要する費用の負担、給付に対する所得税等についても特別な措置を講じようとするものであります。次に、総理府設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、第一に、国立世論調査所を廢止して、世論調査に関する企画立案等の事務は総理府の大臣官房で所掌し、一般的な調査の実施面は民間機関を活用することとしたこと、第二に、在外財産問題の処理に関する基本的事項を調査審議するため、昨年閣議決定によつて内閣に設けられている在外財産問題調査会を在外財産問題審議会と改め、これを総理府の付屬機関として設置すること

とし、これに伴い、引揚対策審議会の審議事項から帰還者の在外資産に関する事項を削除することあります。なお、奄美群島の日本復帰に伴ひまして、南方連絡事務局の所掌事務のうちから同群島に関する事務を削除することいたしております。

最後に、内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、内閣及び総理府関係法令のうち、自治庁関係の分を除き、大礼服などについて定めた太政官布告を初め、すでにその効力を失つてゐるものまたは存置の必要性の乏しいものを廢止しようとするものであります。

以上三法案はいずれも五月六日本委員会に付託され、政府の説明を聞き、質疑を行い、十九日討論省略、採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(六月十五日)

(内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律(昭二九一法二〇三)の委員長報告を一括して掲載)

◎証券取引法の一部を改正する法律

(昭和二九、六、二六法一九八)

一、提案理由(三月九日)

(出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭二九一法一九五)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(五月二十一日)

○内藤友明君 たいだいま議題となりました証券取引法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案は、最近一部の貸金業者に見られますように、株券等の募集、売出しなどに際し、その株券などの額面価格が常に保証され、または一定の配当などの支払いが保証されるものと誤認させるような誇大な宣伝方法を用いて投資を勧誘し、これを信頼して投資に応ずる一般大衆に不測の損害を与えている実情にかんがみまして、投資者保護のために、これらの勧誘行為の規制を一層強化しようとするものであります。

その内容について申し上げますと、第一に、株券などにつき、その投資額相当額の金銭の回収が可能である旨の宣伝などを行うことを禁止することにいたしております。第二に、これらの証券につい

て、一定の額の配当などが受けられるものと誤解されるような宣伝などをすることを禁止することにいたしております。なお、これらに違反した者は六箇月以下の懲役または五万円以下の罰金に処することによりいたしております。

本法案につきましては、慎重審議いたしましたして、昨五月二十日質疑を打ち切り、討論を省略いたしましたして採決いたしましたところ、起立総員をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(五月二十九日)

(北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律(昭二九一法一五三)の委員長報告と一括して掲載)

◎農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律

(昭和二九、六、三〇法一九九)(衆)

一、提案理由(五月十五日)

○足立委員 たいだいま議題に供せられました農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案について、提案の理由を御説明申し上げます。

農林漁業組合及び同連合会は、農林漁業組合再建整備法及び農林漁業組合連合会整備促進法が施行せられて以来、国より増資奨励金または利子補給金の交付を受け、その再建整備に努めておりますことは各位の御承知のごとくであります。

この過程におきましては、これらの組合または同連合会は、収支の成り立たぬ事業は廃止するとともに、これに関係のある固定設備等はすみやかに処分すべき必要があるものであります。

しかしながら、これらの固定設備のうちには、金融機関再建整備法によつて、前の旧勘定に属するものが多いために、現在、農林漁業同組合または同連合会が有しております固定資産につきましては、調整勘定が閉鎖されるまでの間は、主務大臣の認可を受けなければ、これを自由に処分することができないのであります。

右の事情は、組合及び連合会の再建整備を促進する上に重大な障害となつておりますので、確定評価基準による評価が行われていない場合におきましても、暫定評価基準による評価のまま、調整勘定を閉鎖することができるとし、これらの固定資産の自由かつ早急な処分を可能とする方を講ずることが肝要であると存するのであります。

次に、調整勘定に利益があつたときは、金融機関再建整備法によりまして、この利益は、まず、国から受けた補償金の返納に充当し、さらに残額のあるときは、確定損を負担して消滅した指定債務に対する分配その他貯金債務で切り捨てたもの及びその利息に充て、また調整勘定を閉鎖しました際、調整勘定にお利益金の残額

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律

があるときは、これを出資者に対する分配に充てることと相なつておるのであります。が、農林漁業同組合、同連合会が再建整備に邁進しております現状にかんがみまして、国または地方公共団体に納付すべき額に相当する金額は、一旦国庫に納付せしめる措置をとり、これを予算の定めるところにより、適正に再建整備または整備の促進のために支出することが必要かつ妥当であると確信する次第であります。なお、この措置を行つても調整勘定に利益の残額がある場合には、戦時補償特別税に関連して他の金融機関に対して履行すべき求償権の債務、退職金、指定債務以外の貯金によつて確定損を負担した者に対しては分配を行うことは従前の通りであります。

以上の趣旨により、金融機関再建整備法の特例を設けまするため、農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正いたすべく、ここに本案を提出した次第であります。

何とぞ、慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院農林委員長報告(五月二十五日)

○中村時雄君 たいだいま議題と相なりました、足立篤郎君外十名提出、農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会におきます審議の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

御承知のごとく、現在農林漁業同組合及び同連合会は、農林漁業組合再建整備法及び農林漁業組合連合会整備促進法に基づき、国から助

成を受けまして、鋭意再建整備に努力いたしております。従いまして、これら組合または同連合会といたしましては、収支の成り立たぬ事業は廃止いたしますとともに、これに関係のある固定設備等につきましても、すみやかに処分する必要があります。しかるに、これら固定設備のうちには金融機関再建整備法によつて旧勘定に属するものが多く、これらの固定資産につきましては、すべて確定評価基準が決定して調整勘定が閉鎖されるまでの間は、主務大臣の認可を受けなければ自由な処分ができないことになっており、これが組合及び連合会の再建整備促進上重大な障害となつております。従いまして、この際金融機関再建整備法の特例を設け、調整勘定をすみやかに閉鎖し得ることといたし、これら旧勘定に属する固定資産の処分を促進いたしますとともに、その利益金の一部を優先的に農業協同組合または同連合会の整備または再建整備促進の使途に充当しようとするのが、本法案の目的でございます。

本法案は去る十五日付託となり、同日提案者を代表して足立委員から提案理由の説明がございました後、本委員会の審査に付しました。

本法案の趣旨につきましては各委員とも異議がございませんので、本日質疑を打切り、討論を省略、採決の結果、全会一致をもつて可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

となし、以て不要資産の処分を容易ならしめようとするものであります。

第二は、調整勘定における利益金の処分に関するものであります。金融機関整備法第三十七条の二の規定によりますれば、調整勘定に利益があつた場合は、この利益金は、先ず国から受けた補償金の返納に充て、かくして、なお残額があるときは確定損を負担して、消滅した指定債務の債権者その他に対して規定する順序に従つて分配することになつておるのであります。が、農業協同組合及び農業協同組合連合会が再建整備の過程にある現状に鑑みまして、右利益金のうち、国又は地方公共団体に納付又は分配すべき額に相当する金額は、これを一旦国庫に納付せしめ、而してこれを予算の定めるところによつて、整備又は再建整備を行なつている農業協同組合又は農業協同組合連合会の整備又は再建整備を促進するための経費に充当することにしようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院における提案者代表及び政府並びに参考人として農林中央金庫当局の出席を求めて本法案提出の経緯、かかる特別措置の当否、農業協同組合及び農林漁業組合連合会の再建整備の状況及び今後の見通し、農林金融の現状及びその見通し、農業協同組合及び同連合会の運営及び経理並びに資産の現況、本法に伴う国庫納付金の使途等、諸般の事項について質疑が行われ、かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、関根委員から次のような附帯決議、即ち、

一、政府は、本法の施行に當つて、調整勘定閉鎖認可申請等の

恩給法の一部を改正する法律

三、参議院農林委員長報告(六月一日)

○片柳眞吉君 只今議題となりました農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

先に制定されました農林漁業組合再建整備法及び農林漁業組合連合会整備促進法によりまして、農業協同組合及び農業協同組合連合会の再建整備或いは整備が進められていたのでありますが、ここに金融機関再建整備法の特例を設け、一段とこれが促進を図らうとするのが本改正法律案提出の理由であります。而してその内容の骨子とするところは、大要次のようであります。即ち、

第一は、調整勘定の閉鎖に関するものであります。再建整備途上にある組合及び連合会は、不要設備等の固定資産を速かに処分する必要があるのであります。併しながらこれらの固定資産のうちには金融機関再建整備法によつて、前の旧勘定に属するものが少なくないため、現在、組合又は連合会が所有しております固定資産は、調整勘定が閉鎖されるまでは、主務大臣の認可を受けなければ、これを自由に処分することができないのであります。再建整備を促進する上に重大な障害となつていとの理由によつて、これらの組合及び連合会につきましては、確定評価基準による評価が行われていない場合におきましても、暫定評価基準による評価のまま大蔵大臣及び農林大臣の認可を受けて調整勘定を閉鎖することができると

諸手続を極力簡素にし、認可等の事務をできるだけ迅速に処理し且つ国庫納付金の分割納付等の便法を設ける等本法が所期する成果の達成に対して遺憾なく措置すること。

二、政府において、本法第十九条第一項の規定による納付金に伴う予算を編成するに當つては、再建整備又は整備を促進するたため既に実施せられていゝる助成事項以外の事項の実施を対象となし、従来における促進のための経費の肩替り或は行政庁の事務人件費等に充てるがようなことを絶対に避けること。

三、政府は再建整備又は整備の促進にあつて、農業協同組合及び同連合会が組合員の利益をまもるために、厳正なる処理を行うよう指導すること。

という附帯決議の動議が提出され、続きまして採決の結果、全会一致を以て、衆議院送付案に関根委員の附帯決議を附して、可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右、御報告いたします。

◎恩給法の一部を改正する法律

(昭和二九、六、三〇法二〇〇)

一、提案理由(五月十三日)

○加藤国務大臣 たいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

政府が、今回、この法律案において、恩給法に改正を加えようとするおもなる点は次の諸点でありまして、その第一の点は、公務傷病関係恩給の金額計算及びいわゆる多額所得者の普通恩給の一部停止に関する規定の改正であります。

公務傷病関係恩給は、退職当時の俸給年額によつてその金額または算出率が定められており、また、多額所得者の普通恩給の一部停止は、普通恩給の年額と恩給外の所得の年額とによつてその停止金額が定められておりますが、これらの年額は、いずれも先般の国家公務員の給与水準引上げ前の俸給金額に基いて定められておりますので、これを現行の給与水準の俸給金額を基礎としたものに改めるために、所要の改正を加えようとするものであります。

第二の点は、恩給を受けることができない事由に該当した恩給受給者の届出義務に関する規定の創設であります。恩給受給者が恩給を受けることのできない事由に該当した場合におきましては、恩給給与規則によつてその旨を届け出なければならぬことになつているのでありますが、この届出は、必ずしも十分に履行されないうち、とかくいへばの混乱を生じ、恩給の円滑な給与が妨げられる場合も少くありませんので、この届出義務を法律をもつて規定し、その完全な履行をはかり、行政上の秩序を維持するための措置を講じようとするものであります。

第三の点は、昭和二十八年法律第百五十五号恩給法の一部を改正する法律附則第二十九条第四項の恩給の停止に関する規定の改正であります。この第二十九条第四項の規定により恩給を停止される者

に留守家族ある場合には、その留守家族の生活の実情にかんがみまして、その恩給停止を受けた者の指定する留守家族がその支給を受けることができることとしたそうとするものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(五月二十一日)

○平井義一君 たいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案において改正しようとするおもなる第一点は、恩給を受けることができない理由に該当した恩給受給者の届出義務が従来恩給給与規則によつて定められておりましたのを、今回これを恩給法上の義務とし、これに違背をした場合の罰則もあわせて規定するものであります。

第二点は、本年一月一日から実施されました国家公務員の俸給の給与水準の引上げに伴い、いわゆる多額所得者の普通恩給の一部停止並びに公務傷病関係恩給等の金額計算につきまして、基準金額をそれ〴〵改めることとあります。但し、この改正によつて公務傷病関係恩給等の金額は実質的に何ら増減はありません。

第三点は、いわゆる戦犯者として拘禁中の者で恩給を停止されている者に留守家族がある場合、その停止を受けた者が指定する留守

家族にその恩給を支給することといたすこととあります。

本案は五月六日本委員会に付託され、政府の説明を聞き、質疑を重ねたのでありますが、五月二十日、自由党、改進黨及び日本自由党の三派共同提案にかかる修正案が提出されたのであります。修正案の要旨は、恩給裁定事務を促進するためその手続を簡素化するとともに、戦犯として拘禁中に死亡した者の遺族に対し、公務扶助料と同額の恩給を支給しようとするものであります。すなわち、その第一点は、勅令第六十八号の施行以前に第七項症の増加恩給、各款症の傷病年金を受けた者のうち、終身年金の裁定を受けた者については、その既往の傷病程度を昭和二十九年四月一日における傷病の程度とみなし、また戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金または弔慰金の支給に関して、厚生大臣が公務死と認定した者については、恩給法上の公務扶助料を裁定する場合、これを公務死とみなして恩給局における調査及び認定を省略することとあります。その第二点は、戦犯として拘禁中獄死または刑死した者の遺族に対し公務扶助料年額に相当する扶助料を支給することとするが、同一の理由により援護法による遺族年金を受ける者がある場合にはこれとの差額を支給することとし、但し内縁の妻がある場合には、他のつり合いの上、一万円を加えた額を支給しようとするものであります。

質疑を行つた後、討論に入りましたところ、江藤委員は自由党を代表し、政府原案は独立を回復した今日当然の措置であり、また恩給裁定事務の促進のための措置は受給権者の要望にも沿うゆえんであり、

戦犯として拘禁中に死亡した者の遺族に対する措置は諸般の情勢を勘案して妥当なものであるとして、修正案を含めて賛成の意見、高瀬委員は改進黨を代表し、旧軍人関係の恩給については、文官に比べて、たとえば通算加算の問題、下級者の公務扶助料が遺族年金よりも少いこと、傷病年金の取扱、戦犯として拘禁中の期間の恩給年限に通算しない等、不十分な点が多々あるが、これについては今後国家財政等を考慮の上改正することを期待するとして原案及び修正案に賛成の意見、田中委員は日本社会党を代表し、原案に対しては賛成であるが、恩給裁定事務の促進は、政府当局の答弁にかんがみ、職員を増加してこれが実現をはかるべきであり、ことに拘禁中死亡した者の遺族に対する措置は、国策を誤つて国民を塗炭の苦しみに陥れたA級戦犯者の重大な責任にかんがみるとき、当を得たものではないばかりでなく、これらの遺族は援護法によつてすでに救済されておるのであるから、これを恩給法に規定する必要はない、これを恩給法に規定することは、旧軍人の階級差を生じて来る不都合があるばかりでなく、かかる措置は再軍備へつながるものだとし、修正案に反対の意見、中村高一委員は日本社会党を代表し、原案に賛成、また恩給支給事務の促進には賛成であるけれども、これは運用並びに職員増加等の措置によつて十分達せられるもので、手続の省略についてこれを法律に定めるがごときは妥当を欠くものである、なお拘禁中死亡した者の遺族に対する措置については、BC級戦犯者に対しては賛成であるが、いまだに恩給を支給されていない者の多くある今日、A級戦犯者についてはもうしばらく遠慮して

もらつた方がよいと思つたので、やむを得ず修正案には反対するとの意見が述べられたのであります。

採決の結果、修正案は多数をもつて、修正部分を除く原案は全会一致をもつてそれ〴〵賛成され、修正案の通り修正議決いたしました次第でございます。

以上御報告いたします。

三、参議院内閣委員長報告(六月十五日)

(内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律(昭二九一法二〇三)の委員長報告と一括して掲載)

◎総理府設置法の一部を改正する法律

(昭和二九、七、一法二〇一)

一、提案理由(五月十三日)

○福永政府委員　まず総理府設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明いたします。

この改正法律案は、従来、総理府本府の附属機関として設置されておりました国立世論調査所を廃止いたしまして、世論調査に関する事務は、総理府本府の大臣官房の所掌事務といたしますことと、在外財産問題の処理に関する基本的事項を審議するため、昨年、閣議決定によつて内閣に設けました在外財産問題調査会を改めまして、

法律による総理府本府の附属機関として在外財産問題審議会を設けることの二点がその主なる改正の理由でありまして、その内容の要点は次の通りであります。

第一の点の国立世論調査所の廃止であります。国立世論調査所は、昭和二十四年設立せられて以来、世論に基づく政策の樹立及び行政の運営に資する目的で、各種の世論の調査を実施いたしました。この間、わが国における調査技術も種々研究を重ねまして、すでに長足の進歩を見るに至つております。ここにおきまして政府は、一面行政機構簡素化のことを考え、また今後行政の企画運営に資するための一層適切かつ活発な調査をいたしますために、一般的調査の実施面は、民間機関を活用することとしたし、調査の企画立案その他に関する事項は総理府本府の大臣官房の所掌といたしますことが最も適切な方法と考え、国立世論調査所はこれを廃止することとしたものであります。

第二の点は、在外財産問題審議会の設置についてであります。在外財産問題の処理はきわめて重要な問題でありまして、政府は、昨年十一月とりあえず学識経験者をもつて構成する在外財産問題調査会を閣議決定により内閣に設置し、この問題の調査審議をいたして参つたのであります。すでにその一部につきましては調査会より答申があり、現にその答申の趣旨に基いた措置を別途とつておるところであります。しかしながらこの問題の重要さと複雑さから考えまして、その最終的答申を得るまでにはなお相当の時日を要する

ことと思われまふので、この際法律に基く審議会とすることが適當であると考え、ここに総理府本府の附属機関として在外財産問題審議会を設けることとしたのであります。なおこれに関連しまして、「帰還者の在外資産に関する事項」は、当然本審議会において調査審議することになりますので、従来これが調査審議に当ることになつていた引揚同胞対策審議会の審議事項からこの点を除くこととしたしております。

なおこの際、奄美群島の復帰に伴ひまして、南方連絡事務局の所掌事務のうちから、同群島に関する事務を削除いたします等、これらに伴う規定の整理をいたしております。

以上がこの法律案の内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次に元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び要点を御説明申し上げます。

昨年第十六回国会におきまして、昭和二十一年一月二十八日いわゆる行政分離の日の前日に、北緯二十九度以南の南西諸島にあつた官公署の職員で、引続き琉球諸島民政府職員となつた者につきましては、恩給、退職手当、死亡賜金に関する法令の規定の適用上、その者をこれらの法令の適用ある職員として勤続したものと同様とすという特別措置法が制定せられたのであります。今回、行政分離の日の前日におきまして、その当時の法令に基いて組織されていた共済組合の組合員たる職員であつた者につきましても、共済組合関係

総理府設置法の一部を改正する法律

法令のいわゆる長期給付すなわち退職給付、廃疾給付、遺族給付に関する規定の適用上、恩給等の取扱いと同様の身分継続を認めたいと存じ、本法律案を提出した次第であります。

次に本法律案の内容の概要を説明申し上げます。まず第一は、いわゆる行政分離の日の前日の昭和二十一年一月二十八日において、官署の職員の共済組合に関する法令に基いて組織された共済組合で、政令で指定する組合の組合員たる職員として在職していた元南西諸島官公署職員が、引続き琉球諸島民政府職員になつた場合には、奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に関する政令第十一条の規定の適用を受ける者を除き、これを共済組合に関する法令の規定中、長期給付に関する部分の適用上勤続したものとみなし、共済組合の退職給付、廃疾給付または遺族給付を支給する取扱いといたしております。

第二は、長期給付に関する規定の適用を受ける元南西諸島官公署職員が琉球諸島民政府職員として在職している間は、共済組合の掛金はこれを徴収いたしません。そのかわりに、共済組合の給付の金額につきましては、この改正法施行の日以後の引続き琉球諸島民政府職員として在職する者に対する支給額は、その在職期間に応じた定められた額を差引くこととしたのであります。

第三は、恩給の場合と同様に、元南西諸島官公署職員で引続き琉球諸島民政府職員となつた者について、その申出により在職のまま共済組合の給付を受け得る道を開いたこととあります。

第四は、琉球諸島民政府職員について支給すべき共済組合の給付

に要する費用は、原則として国庫が負担する建前といたし、日本専売公社、日本電信電話公社の共済組合が支給する給付に要する費用については、その共済組合の運営規則で定める割合に従い、その団体が分担することとしたことであります。

第五は、共済組合に関する規定を設けたことに伴う字句の修正及び奄美群島の復帰に伴う南西諸島の範囲の改正を行い、また共済組合の給付に関する所得税につきまして、恩給、退職手当の例に準じ、特別措置を講じたことであります。

第六は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の年金受給者の居住地の制限を改正し、同法の規定による元外地関係共済組合等からの年金受給者で、いまだ行政権の復帰しない南西諸島の地域内に住所または居所を有する者に対しても年金を支給し得るようにいたしましたことであります。

以上がこの法律案の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次に航空技術審議会設置法案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明いたします。

終戦によつてわが国の航空機工業は解体せられ、航空に関する研究は禁止されましたが、講和条約発効とともにこれらの制限は消滅し、航空輸送、航空機生産の事業再開のため、航空法及び航空機製造法が公布されましたことは御承知の通りであります。

現在わが国においては航空機の生産及び修理を行う会社が数社あり、その需要は暫次増大し、すでに航空機の輸出も見込まれるまで

に至つております。

わが国の航空技術は、戦前においては欧米に比して大きな遜色はなかつたと言ひ得ると思ひますが、戦後の長い空白期間に加うるに、海外における著しい航空機の進歩と相まつて、現在においてははなはだしい立遅れを来しておるのであります。

政府は、さきに海外における航空関係の研究施設を調査するたため、航空研究施設調査団を欧米に派遣いたしました。その報告によりましても各国の航空技術は想像できぬほどの進歩を来しておることが判明いたしました。

一方わが国における航空技術研究の現状を申し上げますと、基礎研究は文部省で、航空機の生産とその指導に必要な研究は通商産業省で、航空保安に必要な研究は運輸省で、また航空機使用に必要な研究は保安庁でそれら推進しつつあり、また民間に対しては研究補助金、研究委託費等を交付して、民間における航空関係の研究、試作の助長をいたしております。しかしながらかかる現状ではどうも海外における研究の進展に追隨することすら不可能であると考へられますので、航空技術を総合的に審議せしめるため、今回、総理府の附屬機関として航空技術審議会を設けることといたした次第であります。

次に法案の概要を申し上げます。航空技術審議会は内閣総理大臣の諮問に應じて、航空及び航空機に関する理論及び技術の向上に必要な研究に関する重要事項、その他航空技術に関する各省庁行政の連絡調整に必要な事項を審議することを任務とするものであります。

で、その審議事項としましては、第二条に掲げてありますが、航空技術に関する重要研究の目標及び方針、研究用重要施設の設置計画、及び将来設置を予想せられる各省庁の共用に供する研究機関の運営方針、並びに航空技術研究に関する関係各省庁の研究事項、経費、補助金、委託費等の連絡調整であります。

これを要するに今後わが国の航空技術研究の方向を誤らしめず、また研究施設の効率化をはかるとともに、各省庁の有機的連繫をはかつて最少の国費をもつて最大の効果を發揮せしめるため、航空技術に関する専門的知識を活用せんとするにほかならぬのであります。第四条以下においては航空技術審議会の構成を規定いたしております。すなわち会長には内閣総理大臣、副会長は国務大臣をもつて充て、また委員は十五人以上とし、学識経験者及び関係各行政機関の職員により構成されることとなつており、その他専門委員、部会、幹事等必要な規定を設けております。

なおこの審議会の事務は、科学技術行政協議会の事務局において処理せしめることとなっております。

以上がこの法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

さらに引続き、内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明いたします。

この法律案は、内閣及び総理府関係の法令中、自治庁関係のものを除いて、すでにその実効を失つていゝるものまたは現行の法令として存置する必要性のきわめて乏しいものを廃止して、法令の整理を行

おうとするものであります。この案によつて廃止しようとする法令及びその概要は次の通りであります。

まず、第一号から第三号までについて申し上げます。これは、大礼服、通常礼服すなわち燕尾服及び祭服に関する太政官布告三件であります。大礼服は、従来、主として宮中関係の諸儀式の際に用いられて来たものであります。すでに皇室令によつて定められていた天皇の御服及び宮内官大礼服制が、新憲法施行と同時に廃止せられておる現在においては、むしろこれを廃止するを相当と考えられるものであります。通常礼服につきましてもまた衣冠を祭服とすること等につきましても、これらは必要に応じ慣行として事実上着用するをもつて足りるものと考えます。なお、大礼服及び通常礼服の着用日並びに大礼服、大礼服、通常礼服の廃止に伴い当然廃止せらるべきものであります。

次に、第四号及び第五号であります。これは、大礼服及び軍人、警察官吏等の制服を着用した場合以外に帯刀を禁止した太政官布告と、法律規則中に戦時と規定するは外患または内乱あるとき別に布告をもつて定めることとした太政官布告であります。これらはいずれも現在においては実効性を喪失しております。

次に、第七号、第八号、第十号及び第十二号、すなわち韓国に在勤する居留民団立在外指定学校職員の退職料及び遺族扶助料に関する法律外三件の恩給及び扶助料関係の法律は、その内容がいずれも、すでに他の恩給関係の法令によつて引き継ぎ適用せられておる等、自然その存在の意義を失つておるものであります。

次に第六号、すなわち内国官憲の管掌に属する事項につき統監の職権に関する法律は、当事の韓国統監の職権に関するものであり、第九号すなわち会計検査官及び行政裁判所高等官の休職に関する法律は、当時一時限り休職を命ずることができるとの規定であり、また第十三号、すなわち震災地の行政庁の権限に関する処分に基づく権利利益の存続期間等に関する件は、大正十二年の関東大震災当時限りの特例を定めたものでありまして、いずれも今日においては実効を失つております。

次に、第十一号及び第十四号、すなわち朝鮮における国勢調査に関する法律外一件の国勢調査に関する法律は、当時臨時の必要によりそのときに限り国勢調査を施行しないことを定めたものであり、また第十五号の議院法の特例に関する法律は第九十二回議会が第九十一回議会に引続き召集せられたため、第九十一回議会で議決された法律を、当時の議院法の規定に従つて次の会期までに公布することが不可能となつたのに伴う議院法の特例を定めたものでありまして、いずれも当時の一時限りのもので、すでに存在の必要のないものであります。

次に、第十六号から最後の第二十号まで、すなわち、国家公務員に対する臨時年末手当の支給に関する法律外四件の給与に関する法律は、昭和二十四年度の臨時年末手当の支給、昭和二十六年度の年末手当の額の特例、昭和二十七年六月の臨時手当の支給、昭和二十七年十二月の俸給支給方法の臨時特例、昭和二十八年八月の期末手当の支給等について規定したもので、いずれも当時の一時限りの法

律で、現在においては、すでに用済みのものであります。以上が、この法律案の提案の理由及びこの案による廃止法令の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(五月二十日)

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(昭二九一法一九七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(六月十五日)

(内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律(昭二九一法二〇三)の委員長報告と一括して掲載)

◎航空技術審議会設置法

(昭和二九、七、一法二〇二)

一、提案理由(五月十三日)

(総理府設置法の一部を改正する法律(昭二九一法二〇一)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院内閣委員長報告(五月二十一日)

(法務省設置法の一部を改正する法律(昭二九一法一三三)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(六月十五日)

(内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律(昭二九一法二〇三)の委員長報告と一括して掲載)

◎内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律

(昭和二九、七、一法二〇三)

一、提案理由(五月十三日)

(総理府設置法の一部を改正する法律(昭二九一法二〇一)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院内閣委員長報告(五月二十日)

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(昭二九一法一九七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(六月十五日)

○長島銀藏君 只今議題となりました内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律案以下六つの法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず本法律案の内容を御説明いたします。この法律案は、内閣及び総理府関係の法令中、自治庁関係の分を除いて、すでにその実効を失つているもの、又は現行の法令として存置する必要性の極めて乏しいものを廃止して、法令の整理を行わんとするものでありまして、この案によつて廃止しようとする法令及びその概要は次の通りであります。

この法律案は、廃止せられる法令を第一号から第二十号に亘つて列挙いたしておりますが、第一号から第三号までは、大礼服、通常礼服即ち燕尾服及び祭服に関する太政官布告三件であります。

次に、第四号及び第五号であります。これは大礼服及び軍人、警察官吏等の制服を着用した場合以外に帯刀を禁止した太政官布告と、法律規則中に戦時と規定するは、外患又は内乱あるとき別に布告を以て定めることとした太政官布告でありまして、これらはいずれも現在においては実効性を喪失しております。

次に第七号、第八号、第十号及び第十二号、即ち韓国に在勤する居留民団立在外指定学校職員等の退職料及び遺族扶助料に関する法律ほか三件の恩給及び扶助料関係の法律は、その内容がいずれもすでに他の恩給関係の法令によつて引續いて適用されている等、自然そ

の存在の意義を失つてゐるものであります。
次に第六号、即ち内国官憲の管掌に属する事項につき統監の職権に関する法律は、当時の韓国統監の職権に関するものであり、第九号、即ち会計検査官及び行政裁判所高等官の休職に関する法律は、当時一時限り休職を命ずることができ規定であり、又第十三号、即ち震災地の行政庁の権限に関する処分に基く権利利益の存続期間等に関する件は、大正十二年の関東大震災当時限りの特例を定めたるものでありまして、いずれも今日においては実効を失つておりません。

次に第十一号及び第十四号、即ち朝鮮における国勢調査に関する法律は、一件の国勢調査に関する法律は、当時臨時の必要により、その時に限り国勢調査を施行しないことを定めたものであり、又第十五号の議院法の特例に関する法律は、第九十二回議院法が第九十一回議院法に引続き召集せられたため、第九十一回議院法で議決された法律を、当時の議院法の規定によつて、次の会期までに公布することが不可能となつたに伴う議院法の特例を定めたものでありまして、いずれも当時の一時限りのもので、すでに存在の必要のないものであります。

次に、第十六号から最後の第二十号まで、即ち国家公務員に対する臨時年末手当の支給に関する法律外四件の給与に関する法律は、昭和二十四年度の臨時年末手当の支給、昭和二十六年の年末手当の額の特例、昭和二十七年六月の臨時手当の支給、昭和二十七年十二月の俸給支給方法の臨時特例、昭和二十八年八月の期末手当の支給

等について規定したもので、いずれも当時一時限りの法律で、現在においてはすでに用済みのものであります。

内閣委員会におきましては、委員会を二回開きまして本法律の審議をいたしました次第でございますが、別に質疑もありませんので、討論を省略し、採決をいたしましたところ、全会一致を以て、可決すべきものと決定せられました。

次に、航空技術審議会設置法案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

政府が本法律案を提出するに至つた理由として述べるところによりますると、終戦によつて我が国の航空工業は解体せられ、航空に関する研究は禁止されたが、講和条約発効と共に、これらの制限は消滅し、航空輸送、航空機生産の事業再開のため、航空法及び航空機製造法がすでに公布されているのであるが、我が国の航空技術は、戦後の長い空白期間に加うるに、海外における著しい航空機の進歩と相待つて、現在甚だしい立遅れを来たしてゐるのみならず、我が国における航空技術研究の現状は、その基礎的研究は文部省、航空機の生産とその指導に必要な研究は通商産業省、航空保安に必要な研究は運輸省、又航空機使用に必要な研究は保安庁でそれぞれ推進しており、又民間に対しては、研究補助金、研究委託費等を交付して、民間における航空関係の研究、試作の助長をいたしてゐる。政府は、今回総理府の付屬機関として航空技術審議会を設け、航空技術を総合的に審議せしめんとするものである。これが本法律案の提案の理由であります。

次に、本法案の概要を申し上げます。航空技術審議会は、国家行政組織法第八条第一項に規定する機関として総理府に置き、内閣総理大臣の諮問に応じて、航空及び航空機に関する理論及び技術の向上に必要な研究に関する重要事項、その他航空技術に関する各省庁行政の連絡調整に必要な事項を審議することを任務とするものでありまして、その審議事項として第二条に掲げるところによりますと、航空技術に関する重要研究の目標及び方針、研究用重要施設の設定計画及び将来設置を予想せられる各省庁の共用に供する研究機関の運営方針並びに航空技術研究に関する関係各省庁の研究事項、研究補助金、研究委託費等の配分計画に関する連絡調整であります。第四条以下において、航空技術審議会の構成を規定しておりますが、

会長は内閣総理大臣、副会長は国務大臣を以て充て、又委員は、十五人以上とし、学識経験者及び関係各行政機関の職員により構成されることとされておりました、その他専門委員、部会、幹事等に関する規定を設けており、審議会の事務は、科学技術行政協議会の事務局において処理せしめることとしております。なお、この法律は、公布の日より施行することとなつておるのであります。

内閣委員会におきましては、前後二回の委員会におきまして政府の説明を聞き、質疑を行なつたのでありますが、質疑応答で明らかになつた点を御報告いたします。「本審議会を設置するについては、これに必要とする経費を予算に追加計上する必要はないか」という質問に対し、政府当局の答弁によりますと、「本審議会設置の必要については、かねてより懸案となつて参つたのであるが、本年度予

算に関する閣議決定を見るまでの間には、審議会設置に関する所要の手續が進捗せず、従つて本年度予算の面においては、名目上、本審議会に関する経費としては計上されていないが、本審議会の事務担当部局たる科学技術行政協議会関係予算中に航空研究部会経費としてこれに要する職員俸給、委員手当、委員等旅費、庁費等二百八万六千五百円が計上されており、この予算経費を充当し得ることになつてゐるので、改めて予算措置を講ずる必要がないものである」という点を明らかにしてゐるのであります。

本法案につきましては、六月九日の委員会におきまして質疑を終りましたので、討論を省略して、直ちに採決に入つたのでありますが、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定された次第でございます。

次に、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず本法律案の提案理由として、政府の説明するところを御報告いたします。昨年第十六回国会において、昭和二十一年一月二十八日、即ちいわゆる行政分離の日の前日に北緯二十九度以南の南西諸島にあつた官公署の職員で引続き琉球諸島民政府職員となつた者については、恩給、退職手当、死亡賜金に関する法令の規定の適用上、その者をこれらの法令の適用ある職員として勤続したものとみなすという特別措置法が制定せられたのであるが、今回行政分離の日の前日において、その当時の法令に基いて組織されていた共済組

合の組合員たる職員であつた者についても、共済組合関係法令のいわゆる長期給付、即ち退職給付、廃疾給付、遺族給付に関する規定の適用上、恩給の取扱と同様の身分継続を認めたいので、本法律案を提出した次第である。以上が本法律案の提案理由として政府の説明するところであります。

次に、本法律案の内容の概要を御説明申し上げます。先ず改正の第一点は、いわゆる行政分離の日の前日の昭和二十一年一月二十八日において官公署の職員の共済組合に関する法令に基いて組織された共済組合で指定する組合の組合員たる職員として在職していた元南西諸島官公署職員が引続き琉球諸島民政府職員となつた場合には、奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に関する政令第十一条の規定の適用を受ける者を除き、これを共済組合に関する法令の規定中、長期給付に関する部分の適用上、勤続したものとみなし、共済組合の退職給付、廃疾給付又は遺族給付を支給する取扱とした点であります。第二点は、長期給付に関する規定の適用を受ける元南西諸島官公署職員が琉球諸島民政府職員として在職している間は共済組合の掛金は、これを徴収いたさないが、その代りに共済組合の給付の金額については、この改正法施行の日以後の引続き琉球諸島民政府職員として在職する者に対する支給額は、その在職期間に応じて定めた額を差引くこととした点であります。第三点は、恩給の場合と同様に、元南西諸島官公署職員で引続き琉球諸島民政府職員となつた者について、その申出により、在職のまま共済組合の給付を受け得る途を開いた点であります。第

四点は、琉球諸島民政府職員について支給すべき共済組合の給付に要する費用は、原則として国庫が負担する建前といたし、日本専売公社、日本電信電話公社の共済組合が支給する給付に要する費用については、その共済組合の運営規則で定める割合に従い、その団体が負担することとした点であります。第五点は、共済組合に関する規定を設けたことに伴う字句の修正及び奄美群島の復帰に伴う南西諸島の範囲の改正を行い、又共済組合の給付に関する所得税について、恩給、退職手当の例に準じ特別措置を講じた点であります。第六点は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の年金受給者の居住地の制限を改正し、同法の規定による元外地関係共済組合等からの年金受給者で、未だ行政権の復帰しない南西諸島の地域内に住所、又は居所を有する者に対しても年金を支給し得るようになした点であります。

以上が、この法律案の改正点の概略であります。

内閣委員会は、委員会を二回開きまして、本法律案につき審議をいたしました。その審議によつて明らかになつた主な点を御報告いたしますと、「本法律案によつて恩恵を受ける該当職員は何人くらゐであるか。又行政分離後、琉球諸島民政府において採用された職員で、奄美復帰後日本政府に引続き勤務している職員が、復帰前の在職年数を恩給法並びに共済組合法の適用年数に通算されないのは如何なる理由によるか」という質問がありました。政府は前段の問に対して、「すでに退職している職員が八百七十八人、継続勤務している職員が五百五十八人、元外地の共済組合法適用の職員約

一千人、合計約二千四百三十六人である。」又後段の問に対しまして、「行政分離後日本政府に採用された職員で、奄美復帰前の在職年数を通算されないのは、復帰前は、雇用人であつて恩給法上の公務員に該当しなかつたが、その後になつて恩給法上の公務員に移り変つた者も相当含まれていて、これら実態が今日未だ十分把握できないためである。これら実情については南方連絡事務局の手で目下鋭意調査中である」という答弁がありました。このほか琉球諸島民政府治下における奄美群島出身職員の処遇等の問題につきまして、質疑応答が交わされました。

去る六月九日の委員会におきましては、本法律案に対する質疑も終了いたしましたので、討論に入りましたところ、植竹委員より、「この法律案の内容は、当然の改正であるから賛成であるが、施行期日等について修正する必要がある。即ち原案では、この法律の施行期日は昭和二十九年六月一日になつておるが、この日がすでに経過しておるから、これを昭和二十九年七月一日に改めると共に、他に所要の改正を加える必要がある」という修正意見が述べられ、次の修正案が朗読されました。

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の次のように修正する。

第四条の次に二条を加える改正規定のうち第四条の三第一項中「昭和二十九年五月三十一日」を「昭和二十九年六月三十日」に、

内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律

「同年六月一日」を「同年七月一日」に改める。

第六条の次に一条を加える改正規定のうち第六条の二第二項中「昭和二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。

第十二条の改正規定中「昭和二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に、「昭和二十九年五月三十一日」を「昭和二十九年六月三十日」に改める。

附則の改正規定中「昭和二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。

附則第一項中「昭和二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。

修正案は以上の通りであります。

他に討論もないので、直ちに採決に入り、先ずこの修正案について採決いたしましたところ、全会一致を以て可決せられ、次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これ又、全会一致を以て可決すべきものと議決せられました。

次に、恩給法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法律案は、去る五月六日、政府より提出せられたものでありまして、衆議院におきまして修正が加えられ、五月二十一日本院に送付せられ、即日内閣委員会に付託せられたものであります。

先ず政府提出の原案について、その改正点を御説明いたします。その第一点は、公務傷病関係の恩給の金額計算及びいわゆる多額所得者の普通恩給の一部停止に関する規定の改正であります。公務

傷病関係の恩給は、退職当時の俸給年額によつてその金額、又は算定の率が定められており、又多額所得者の普通恩給の一部停止は、普通恩給の年額と恩給外の所得の年額との合算額により恩給の停止金額が定められておりますが、これらの年額はいずれも先般の国家公務員の給与水準引上げ前の俸給金額に基いて定められておりますので、これを現行の給与水準の俸給金額を基礎としたものに改めるために所要の改正を加えんとするものであります。第二の点は、恩給を受けることができない事由に該当した恩給受給者の届出義務に関する規定の新設であります。恩給受給者が恩給を受けることのできない事由に該当した場合におきましては、恩給給与規則によつて、その旨を届出なければならぬことになつておるのであります。が、この届出は必ずしも十分に勵行されていぬために、とかく種種の混乱を生じ、恩給の円滑な給与が妨げられる場合も少くないので、この届出義務を法律を以て規定し、その完全な履行を図り、行政上の秩序を維持するための措置を講じようとするものであります。第三の点は、昭和二十八年法律第百五十五号、恩給法の一部を改正する法律の附則第二十九条第四項の恩給の停止に関する規定の改正であります。この第二十九条第四項の規定により、恩給を停止されている者に留守家族がある場合には、恩給停止を受けた者の指定する留守家族が、その支給を受けることができることとした点であります。

次に、衆議院において修正せられた点について御説明いたします。衆議院において加えられた修正点は、政府提出の原案に追加し

て、恩給支給事務の促進を図るための措置に関し、新たな規定を設け、又戦犯者として刑死したる者及び戦犯者として拘禁中に死亡したる者の遺族に対しては、戦死者の遺族に支給すると同額の扶助料を支給することとし、これがため所要の規定を設けんとするものであります。

即ち、その第一点は、旧軍人軍属の第七項症以下の公務傷病については、昭和二十八年法律第百五十五号恩給法の一部を改正する法律の附則第二十二條の規定により、昭和二十九年四月一日における傷病の程度によつて増加恩給又は傷病年金が給されることになつておるのであります。が、旧軍人等の恩給が停止される以前において、すでに第七項症以下の増加恩給又は傷病年金を受けていた者については、昭和二十九年四月一日の実情を審査することなく、そのままこれを同日における傷病の程度とみなして、その程度に相当する増加恩給又は傷病年金を給しようとするものであります。その第二点は、戦傷病者、戦没者遺族等援護法により、遺族年金又は弔慰金等を支給する場合には、厚生大臣がその死亡の原因を調査することになつておるのであります。が、厚生大臣の調査によりすでに公務死と判定せられ、遺族年金等を受けている者については、そのまま公務に起因する傷病により死亡したものとみなし、この点、恩給局における審査を省略して、公務扶助料を支給し得ることにしようとするものであります。以上二点の修正は、恩給支給に関する事務の促進を図ろうとするものであります。第三の点は、いわゆる戦犯者として刑死又は獄死した者については、その遺族に対し、現行の恩給

法においては、公務員の在職年数が普通恩給についての最短恩給年限に達していたときは普通扶助料が給されており、又は援護法においては、遺族年金及び弔慰金が支給され、ただ普通扶助料が給されるときは、遺族年金は給しないこととなつておるのであります。が、これらの遺族には、公務扶助料と同額の扶助料を給しようとするものであります。即ち普通扶助料を受けている者については、その年額を改定し、又公務員の在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達していなかつたために、扶助料を給されていない者には、公務扶助料と同額の扶助料を支給することとしようとするものであります。

これらの改正に伴いまして、右のような扶助料を給する場合における遺族年金と扶助料との調整のために、所要の規定を設けております。なお、この法律は、公布の日より施行することとしております。

内閣委員会におきましては、去る六月三日の委員会におきまして、政府提出の原案につきましては、政府当局より、又衆議院修正の部分につきましては、衆議院議員高橋等君より、それら提案の理由及び修正の趣旨説明を聞き、更に六月九日の委員会におきまして、質疑を行なつたのであります。今質疑応答の間に明らかにになりました主な点につきまして御報告申し上げます。

その第一点は、「年金恩給を受ける権利を有する者が、その権利を失う場合の一つとして、恩給法第九条に示しているところによると、「死刑又は無期若ハ三年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ処セラレ

タルトキ」とあるが、これに関連して、戦犯者としてすでに処刑せられ、又は拘禁中に死亡し又は現に拘禁されている者に対する政府の考え方はどうかであるか。国民感情の点等も考慮して政府の所見を問う。こゝういふ質疑に対し、政府当局は、「戦犯は特殊なものである。これを国内法による犯罪と同一に見ることができない。現に、これに関して何ら国内法的措置がとられていないのみならず、他方において戦犯者の遺族、留守家族等は、その生活が経済的に著しく窮迫しておる実情に鑑み、政府としても、でき得る限り、これら遺族、留守家族等の援護について従来意を用いており、今回の恩給法の一部改正についても、専らこの趣旨から、最も穩健妥當な法的措置を講ずんとするものである」旨の答弁があつたのであります。第二の点は、「衆議院の修正によれば、恩給裁定事務の促進を図ることを目的として、昨年八月、旧軍人、軍属等の恩給が復活されるに至るまで、戦傷病者、戦没者遺族等援護法により、厚生大臣により公務死と認定されたものについては、恩給局が恩給裁定を行う場合、改めて死亡の原因を調査することを省略し、厚生大臣の認定した公務死を恩給局においてもそのまま公務死として取扱ふこととなるのであるが、数多くの戦争関係死亡者の中には、厚生大臣の認定が、必ずしも過誤なきを保しがたいと思われるのであるが、かかる場合の行政責任は厚生大臣が負うべきであるか。恩給裁定官庁たる恩給局長が負うべきであるか」との質疑に対し、高橋衆議院議員は、「昨年八月までの援護法関係の認定事項に過誤がある場合の行政責任は当然厚生大臣が負うべきである」と答えているのであり

ます。第三点は、「前国会において、本委員会に付託された請願中に、梶鴨に拘禁されている戦犯者の処遇についての改善に関する請願があつて、その請願の審査に際して、特に外務省当局の所見を聴取したことがあるのであるが、その際の外務省当局の説明によると、戦犯者の処遇改善に関する問題は、対外的に微妙な関係もあるもので、この種の請願の取扱方については、特に慎重な考慮を加えられたいという希望意見もあつて、右の請願は留保せられたという事実があるが、今回提出された本法案の内容を見るに、政府提出の原案並びに衆議院修正による戦犯者処遇の改善の点については、一応外務省当局の責任ある所見を質す必要がある」とし、外務省当局の答弁を求めたのであります。これに対して、小瀧外務政務次官は、「対外関係の面から見ても、前国会当時とは情勢が全く変つたというわけではないが、本法案の趣旨は、戦犯者そのものの処遇改善を目的としたものではなくて、戦犯者の遺族、留守家族等を援護する措置であるという点で、外務省においても、これに同意した旨を述べており、なお、外務省当局としては現在も引き続き拘禁中の戦犯者の釈放を速かに実現できるように努力している」という答弁があつたのであります。第四の点は、「本法案を実施する場合、国庫の負担増となる分はどのくらいであるか」との質問に対し、高橋議員は、「これに関する調査に基く推定によれば、およそ五、六百万円になる」という見込である」との答弁でありました。

去る六月九日の委員会におきましては、質疑も終了いたしましたので、討論に入つたのであります。石原委員は自由党を代表し

て、本法案に賛成の意を表し、「本法律案は、政府提出の原案に加え、衆議院の修正により多数の恩給受給者に対し多大の便益が与えられる点、殊に戦犯者の遺族及び留守家族に対する処遇の改善は、誠に時宜に適當な措置であつて、これまで対外的な関係もあつて遅延を重ねて参つた戦犯者の処遇についても、極めて慎重な配慮の下に処遇改善の途が講ぜられていることは誠に適切な措置と思う」と賛成意見が述べられ、竹下委員は緑風会を代表して、本法案に賛成の意を表し、「現行恩給法の欠陥については、従来しばしば指摘されて来たところであるが、今回その一部改正法案が政府より提出せられ、更に衆議院において適切な修正が加えられ、時宜に適當なものであると思う。なお恩給裁定事務の促進方については、政府に対し、更に一段の努力を希望する」旨の希望意見が述べられたのであります。

討論を終り、直ちに採決に入りましたところ、本法律案は、全会一致を以てこれを可決すべきものと議決せられました。

次に、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案につきましても、内閣委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、去る三月十五日、当院の本院議に上程せられまして、その際、塚田國務大臣より本法律案の趣旨説明が行われたのであります。本法律案の重要性に鑑み、先ず最初に本法律案の提案の理由として政府の説明するところを重ねて御報告いたします。

戦時から戦後に引続き複雑龐大となつて来た行政を簡素化し、我が国情にふさわしい行政体制を樹立することは、政府が常に意を用

いたつたところであり、すでに数回に亘る行政整理を断行して来たのであるが、なお、現下の急務である自立経済を達成するためには、できる限り行政費の節約を行うと共に、行政機構を合理化し、且つ事務能率の向上を図ることが必要であるので、昨年来内閣に臨時行政改革本部を設け、鋭意これにつき検討を加え来たつたのである。その結果、ここに各省各庁の定員につき、その事務の実情に応じて、人員をできるだけ大幅に縮減することとした。本法律案は右の趣旨に則り、警察制度の改正に伴う定員の縮減をも併せて行政機関の職員定員を約六万人削減すると共に、昭和二十九年年度における各省各庁の事業予定計画に即応して、必要最小限度の増員を認め、以て行政機関全般の定員の適正化を図らんとするものである。併しながら我が国経済の現状を考えると、一挙に大量の整理を行うことは如何かと考えられるので、退職者に対しては、一定期間の臨時待命制度を設け、又各省各庁の事務の実情に応じ、整理期間に或る程度の余裕を与えることにより、この人員整理を円滑に行うこととしたのである。本法律案の主な改正要点は次の九点である。

第一に、今回の改正によつて、第二条第一項の表において、各行政機関の職員の定員の合計を現在の六十九万四千三百四十七人から六十三万三千四十九人に縮減し、差引き六万二千二百九十八人を減ずることとした。この定員縮減は、総括的に申せば、警察制度の改正に伴う縮減のほかは、主として各種行政事務の簡素合理化に伴う縮減が主なものであつて、昭和二十九年年度の事業予定計画のうち、外務省の在外公館の新設に伴う増五十六人、大蔵省の入場税の国税移

管及び繊維品奢侈税の新設に伴う増千五百五十人、文部省の学年進行に伴う増三百九十九人、厚生省の癩療養所及び精神、頭部療養所の増床に伴う増百六十一人、農林省の保安林整備対策に伴う増百人、運輸省の海上保安大学の学年進行に伴う増八十人、郵政省の郵便及び電気通信業務等の増大に伴う増三千九百九十二人、建設省の營繕関係職員の増百三十人等、必要最小限度の増員を差引いたものである。なお人事院については、国家公務員法の一部を改正する法律案が成立すれば、国家人事委員会となるので、本法律案においても人事院を国家人事委員会として改めた上、その新定員を定めることとした。第二に、大蔵省の職員のうち、保税倉庫等特殊の場所に派出せられる税関特派職員については、その特殊性に鑑み、その定員は政令で定めることとした。第三に、本法律案においては警察法の改正を予定してあるが、警察法の改正法律が施行される日の前日までの間は、現在の国家地方警察が存続するので、本法律案が施行されるから警察法施行の日の前日までの間における国家地方警察に関する必要な経過措置並びに警察庁における臨時待命の特例等については、附則で規定することとした。第四に、調達庁、文部省及び厚生省において、事務の縮小に相當の期間を必要とするものについては、それらの事情を考慮の上、必要な員数の定員を一定期間を限り、附則で経過的に新定員に附加して認めることとした。第五に、定員の縮小に伴い、附則で十五カ月を限り、新定員を超える員数の職員を定員の外に置くこととしたが、これは今回の人員整理は、昭和二十九年年度中において行うことを原則としておるが、例外として

事務の特殊性により、来年度にまたがる場合を考慮し、実人員の整理を円滑に実施するための措置である。第六に、今回の人員整理においては、定員又は配置定数を超えることとなる職員で、配置転換が困難な事情にあるものについて、必要がある場合に、臨時待命の制度を設けたのであるが、この臨時待命を承認し、又はこれを命ずることのできる期間、その身分と職務との関係、臨時待命の期間、その効力、臨時待命職員の受くべき給与及び恩給法上の取扱等について、附則で必要な規定を設けると共に、臨時待命職員を定員外とするにとした。第七に、国立大学の学長、教員及び部局長に、その意に反して臨時待命を行う場合には、教育公務員特例法第六条に規定する制限的規定の適用はないものであることを明らかにすると共に、郵政、国有林野、造幣、印刷、アルコール専売のいわゆる政府の五現業の職員で労働組合を結成し、又は加入できない職員が臨時待命となつた場合には、主として給与の関係から臨時待命期間中での組合を結成し、又は加入できないこととした。第八に、会計検査院及び法制局についても、会計検査院においては予算の減少に伴い、法制局においては法制局設置法で規定する定員の縮小に伴い、配置定数を超えることとなる職員で、配置転換が困難な事情にあるものについては、行政機関に準じて臨時待命の制度を設けることとした。第九に、このたびの人員整理においては、定員法に定める職員のほかに、地方自治法附則第八条に規定するいわゆる地方事務官及び技官についても整理を行うこととし、又警察庁が発足した場合に、国家公務員である警察職員で都道府県警察に勤務するものにつ

いても整理を行うこととしたが、以上はいずれも国家公務員であるので、これらの職員に対しても臨時待命を行い得ることとし、会計検査院及び法制局と同様の規定を設けることとした。

以上が、本改正案の主要な内容であるが、これらはいずれも現下の我が国力に相応する適正な行政機関の規模を定め、人員整理の円滑な実施を確保すると共に、各省各庁の事業予定計画を確保するために必要な措置である。以上がこの法律案の提案の理由として政府の説明するところであります。

本法律案は、去る三月三十一日、衆議院におきまして政府原案通り議決せられ、即日当院に送付されまして、内閣委員会に付託になつたのであります。内閣委員会におきましては、予備審査をも含めまして、本月十四日までに委員会を十七回開きまして、本法律案の審議に当つて来たのであります。委員長及び理事打合せにおいて、本法律案の審議の方針を立て、この方針に基いて審議の歩を進めて参つたのであります。即ち、その審議の方針としては、先ず政府より、本法律案の提案の理由と法律案の内容とについて詳細なる説明を聴取した後、本法律案につき、総括質疑、一般質疑及び各行政機関別質疑の順序によりまして、周到なる審議を行わんとする方針であります。

明を聴取し、次いで同月二十九日より四月十五日まで委員会を七回開き、この間におきましては、政府当局より本法律案の全体の構想について説明を聴取し、次いで各行政機関別の定員の増減について、主として各行政機関の政府委員より、資料に基いて詳細なる説明を聴取し来たつたのであります。内閣委員会は、これら政府当局よりの説明を全部聴取いたしました後、先に申述べました審議方針に基き、本法律案に対する質疑を行うこととなりまして、去る五月六日より五月十日までの間の三日間の総括質疑の段階におきましては、主として緒方国務大臣、大達文部大臣及び塚田行政管理庁長官との間に質疑応答が重ねられ、次に五月十一日より五月十五日までの間の三日間の一般質疑の段階におきましては、塚田行政管理庁長官及びその他の政府委員との間に質疑応答が行われたのであります。この間特に審議に慎重を期し、委員会に東京大学教授田中二郎君外六名の参考人の出席を求めまして、本法律案についての意見を聴取いたしました。なお内閣委員会におきましては、本法律案の審議のため、農林、電気通信、郵政の各委員会と連合委員会を一回開きました。以下総括質疑、一般質疑の各段階の審議において問題となつた主な点を御報告申し上げます。

されたのであります。これに対し政府側から、「今回の行政整理が十分でないことは、政府もよく承知しておる。特に機構改革の点については、今回はほんの一部を取上げておるに過ぎない。併し将来新しい政府が樹立されても、保守政権が続く限り、やがて取上げられる問題であつて、今回の整理と度合の違ひはあつても、根本的傾向の違ひはない。従つて多少なりともこの方向に進むことは間違つてはいない」という答弁でありました。第二点は、「行政整理の目的は、公務員をして本来の職務を忠実に遂行せしめ、行政能力を發揮させ、そうして行政事務の能率を挙げさせることにある。併し、この根本的な行政のあり方には、綱紀の肅正という大綱が確立されていなければならぬと思ふ。然るに今日の行政部の乱脈な状態は憂慮に堪えない。官界の大改革を行う必要があると考えるが、政府は如何なる対策を有するか」という質問がなされたのであります。これに対し政府側から、「最近の汚職事件は、ひとり官界にだけ責任があるのではなく、むしろ政界全般について反省すべき点がある。この点、選挙法の改正とか、国会の機構の運営等について、この機会を逸しないよう検討して、議会政治が国民の信頼を裏切らぬよう対処したいと考える」という答弁でありました。第三点は、「今回の行政整理は、機構改革や行政事務の整理と切離して行われるのであるから、無理な天引人員整理案に終るものではないか。その基本的な考え方はどこにあるか」という質問がなされたのであります。これに対し政府側より、「政府の基本方針は、国民負担の軽減を図るため、機構を簡素化し、事務を整理して能率化を図る点にある。従

つて、行政整理も、機構の簡素化と事務の整理に伴つて行われるというのが理想であり、順序である。政府はこの趣旨を以て従来からも整理を進めて来た。今回も、如何にすれば機構を国力にふさわしい程度にまで圧縮し得るかについて、臨時行政改革本部で研究を進め、一応の成案を得たが、いろいろの面で予期以上の難点が生じ、満足し得る結論が出なかつた。そこですでに結論の出た人事院の廃止と警察制度の改正の問題だけを本年度は処理し、あとは引き続き検討を続けるつもりである。併し人員整理案は、各省と十分に協議を遂げた結果の成案であつて、事務内容を無視して一律に天引整理をするものではない」という答弁がありました。

第二に、一般質疑の段階において問題となつた主な点は次の通りであります。第一点は、「近年行政整理は年中行事の感がある。これでは公務員をして安心して職務に専念させることはできず、却つて事務遂行上支障を来たすものではないか。行政整理は余りにたびたび実施すべきではない。その代りやるときは機構改革をした後思い切つた大整理をやるべきではないか。政府の今回のような整理を引続き実施するつもりであるか」という質問がなされたのであります。これに対し政府側から、「人員整理を一時に大幅に行うのがよいか、少しずつたび／＼行うのがよいかは問題である。毎年人員整理を行うのでは、公務員が落着かんとする欠点があるが、これを除外して考えると、現状ではむしろ適切であると思う。即ち、機構を縮小し、事務を整理し、これに伴つて人員を整理することは、もとより理想であるが、実際問題としては実行しがたい。まして民間の

受入態勢がない現状下では、無理な整理をせず、徐々に整理をして、民間に溶け込ませるほうが適切である。併し現状は、もはや人員整理も限界に来ておるから、機構改革等によつて将来余裕のある事態が出て来るまでこれ以上の整理は行えないと思う」との答弁がありました。第二点は、「本年度の臨時待命者の見込数はどれくらいであるか。又従来なかつたこのような取扱をすることは、一つの制度を作つたことになると思うが、これを国家公務員法の中に明文を以て規定するつもりはないか。又本年度一回限り適用するというのは不合理ではないか」という質問がなされました。これに対し政府側より、「二十九年年度の整理人員は、警察関係の一万人を除いて、一万八千三百二十一人である。併し新規増員が六千五百七十四人であるから、差引き整理人員は一万一千七百四十七人となる。このうち、本法律案の施行に先だち、退職希望者に対しては一カ年の待命期間を認めるところの特別待命制度を適用して、去る二月十五日に締切つたのであるが、この数が警察関係の千六百四十二人を除き七千五百十九人であるから、この数を除くと整理人員は四千二百二十八人である。ところが二月一日現在の欠員が六千五百五十五人であるから、整理すべき人員は出て来ない。むしろ数字の上では二千三百二十七人ほど定員に不足であるということになる。併しこの数字は、被整理者が新規増員や欠員のほうへ振替えられた場合を仮定しての計算であつて、実際問題としては、このような配置転換は極めて困難な事情にあるから、相当数の強制的な臨時待命者が出る予想である。なお臨時待命は今限りのものであるから、国家公務

員法に常置制度として規定していない。併し昭和三十年年度以降においても、同一条件のものを整理する場合には、事情の変更のない限りこの制度を適用する政府の構想である」という答弁でありました。第三点は、「定員法のほかに膨大な数に上る常勤労働者や常勤的非常勤労働者が存在することは、定員法の趣旨から見て不明朗であるのみならず、人事全般に及ぼす悪影響は無視できぬと思うがどうか」という質問がなされました。これに対し政府側より、「現在常勤労働者の数は、全体として約三万四千人で、これらは実質上は定員法上の職員と変らない状態にある。又、非常勤職員のうち、毎日勤務して常勤労働者と実態が変らぬものが漸次増えている。これらの不合理については、公務員制度調査会に諮問して、その答申を待つて早急に解決したい」という答弁がありました。

なお、このほか本法律案の審議の結果明らかとなつた点を附加えて御報告いたしますと、第一に、今回の定員法改正によつて生ずる中央、地方の人員整理総数は、一般行政機関では六万二千八百八十八人、法制局及び人事院が百四十八人、国会、裁判所、会計検査院が合せて八百十六人、専売、国鉄、電信電話の三公社が合せて三千四百八十六人、その他の政府機関は四十人、地方公務員は五万八千七十八人、以上を合計して十二万三千三百四十八人の整理数となつております。

第二に、今回の人員整理による節約額は、平年度は約百五十一億円であるが、本年度は待命制度による退職手当の支給増と人員整理の節約額とが相殺され、大体節約額が出ないということでありまし

た。

去る六月十日には内閣、農林、郵政、電気通信の連合委員会を開きました。農林、郵政、電気通信の各委員長より、それ／＼農林省及び郵政省の機構と人員整理の点について塚田行政管理庁長官及び政府委員に対し質疑が行われ、特に原案で、「臨時待命を命じ、又はこれを承認することができる期間が本月三十日までとなつておるのは、多数職員の整理を扱う農林、郵政両省においては、事務処理上の期間は短きに失するから、適当にこれを延長する修正の措置を講ぜられたい」旨の希望意見が述べられました。

同日の委員会においては、質疑も終了いたしましたので、越えて昨十四日に開かれました委員会におきまして、討論の段階に入るころになりましたところ、先ず、石原委員より自由党を代表して、「原案に賛成である。本案は行政運営に一段の合理化を図るものであるのみならず、国民負担の軽減という国を挙げての世論に応えるものである。被整理者に対し、整理期間の延長や待命制度の適用を図つたことは時宜に即した措置である。但し本案は、当初計画した案とは相当の隔たりがあつて、特に行政機構改革には触れていないから、この点は、将来の抜本的な改革に期待したい」旨の原案に対する賛成意見が述べられた後、「ただ原案中、四点において修正を要すると思うので、原案に対し修正案を提出する」旨が述べられ、その修正案が朗読されました。その修正案文は、お手許に配付になつておりますので、朗読を省略いたします。

この修正案の修正理由として次の四点が挙げられておるのであり

ます。

修正を要する第一点は、この法律案の原案では、この法律は昭和二十九年四月一日から施行することになつておりますが、今日すでにこの日も経過いたしておりますので、この法律は、公布の日から施行することに改めるのが適當であろうと思ふ。原案の附則第一項、第二項、第九項、第十項、第二十二項、第二十四項及び第二十五項の修正部分が、この関係のものである。修正を要する第二点は、この法律の原案では、臨時待命を命じ、又はこれを承認することができる期間が、昭和二十九年六月三十日までの間とあるが、この改正法律の施行期日の修正に伴い、これを昭和二十九年七月十五日と改めるのが、臨時待命制度運営の上から見て適當であろうと思ふ。原案の附則第十項、第二十二項及び第二十五項の修正部分がこの関係のものである。修正を要する第三点は、今期国会に政府から提出された国家公務員法の一部を改正する法律案では、人事院を廃止し、総理府の外局として国家人事委員会を設け、その職員は、行政機関職員定員法の適用を受けることとなつておるが、この国家公務員法の一部を改正する法律案は、只今のところ今期国会中に成立する見通しが付いておらないので、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案のうち、第二条の表の総理府の部中、国家人事委員会の定員に関する部分を削り、附則において、「国家人事委員会規則」とあるのを「人事院規則」に改め、人事院についても、臨時待命制度を適用し得る等、所要の改正をなすことが必要であらうと思ふ。第二条の表及び附則第十一項、第十四項、第二十二項、第二十三項の修正

部分がこの関係のものである。修正を要する第四点は、今期国会に政府から提出された警察法案は、衆議院においてその一部が修正され、条文の繰下げがなされたので、これに伴い行政機関職員定員法の一部を改正する法律案中に引用されている警察法の関係条文の数字を改める必要があると思ふ。附則第二十四項乃至第二十六項の修正部分がこの関係のものである。

以上が、修正案の修正の理由として述べられたところであります。次に、竹下委員より、「修正部分を含めた原案には賛成である。本案は、昨年の初め政府において考えられた案が縮小されて本案に落着いたものであつて、十分徹底した改革案ではないと思ふが、なきに優る一步の前進である。整理基準は業種によつて小分けがされては、無理な整理が行われる部面もあると思ふが、配置転換等によつて事務運営に支障なきよう善処されたい。警察関係の減員は相当多いので、本案施行については、相当骨が折れると思ふが、特に留意して運営に遺憾なきよう期せられたい。又、待命制度は一応本年度一年限りとなつては、来年以後の整理者についても、同一条件のものについては今回と同様の待遇をするよう、特段の配慮を願ふ」旨の希望意見を附して、賛成意見が述べられました。

以て可決すべきものと議決せられました。(「簡単々々」と呼ぶ者あり)

次に総理府設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

この改正法律案は、従来総理府本府の附屬機関として設置されておりました国立世論調査所を廃止いたしまして、世論調査に関する事務は、総理府本府の大臣官房の所掌事務といたしますことと、在外財産問題の処理に関する基本的事項を審議するため、昨年閣議決定によつて内閣に設けられました在外財産問題調査会を改めまして、法律による総理府本府の附屬機関として在外財産問題審議会を設けることの二点がその主な改正点であります。

なお、この際の奄美大島の復帰に伴いまして、南方連絡事務局の所掌事務のうちから同群島に関する事務を削除いたします等、これらに伴う規定の整理をいたしております。

以上がこの法律案の内容の概要であります。内閣委員会は委員会を二回開きまして、本法律案の審議に当たつたのでありますが、この審議によつて明らかになつた主な点を御報告いたします。

その第一点は、この法律案によつて廃止される国立世論調査所の廃止の理由と廃止後における世論調査の事務運営の問題であります。国立世論調査所は、世論を行政面に反映せしめんとする使命を以て設けられたものであるが、「この世論調査所が、総理府の各種の機構改革のうちにおいてこの廃止のみが今回取上げられた理由は如

何。又、廃止後、世論調査は如何に運営する方針であるか」という問に對しまして、政府当局は次のように答へております。「世論調査所はその設置以来五カ年間、その実績は相当見るべきものがあつて、朝日、毎日、読売の各新聞社、時事通信社等の民間世論調査機関を今日まで育成指導して来たので、この世論調査所の使命は一応達成せられたものとも言えるので、今回これを廃止することとし、廃止後は、世論調査の企画面の事務は内閣官房において引続き行い、世論調査の実施業務は民間の世論調査機関に委託する方針である。要するに世論調査所は行政機構簡素化の政府の方針に基いて廃止するが、世論調査の業務の重要性は政府においても十分これを認識して、その実体を残して行かんとする方針である。民間の調査機関に委託する場合、只今のところ具体的に政府はこの調査機関に委託するかということはまだきまつていないが、個々の調査事項の性質によつて、最もそれに適した民間の機関を選んで今後委託したい方針である」と答弁をいたしております。その第二点は、「国立世論調査所の廃止による人員整理と予算の節約額」との問題であります。「この世論調査所の現在の定員は五十三名であるが、その廃止に伴い三十名の定員を整理し、結局、世論調査の企画面の事務は二十三名の定員で行う政府の方針であり、又世論調査に関する二十九年度の予算は二千八十九万一千円であつて、このうちには先に述べた調査委託費が含まれており、又、人員整理による人件費の節約額は三百四十五万円である」との政府の答弁でありました。その第三点は、「政府がこの法律案によつて総理府の附屬機関として在外財産

問題審議会を設置せんとする理由如何」という問題であります。「在外財産処理の問題は、問題点が広汎であり、且つ極めて重要な問題であつて、政府は昨年十一月に閣議決定を以て在外財産問題調査会を内閣に設け、すでに調査の結果の一部についてはこの調査会から政府に答申がなされておるのであるが、この問題の重要且つ複雑である点から見て、その最終的答申を得るまでにはなお相当の日時を要すると考えられるので、この際、法律に基いて正式の審議会に形にするのが適當であると考えて、この法律案で、総理府本府の附屬機関として在外財産問題審議会を設けることとし、その庶務は大蔵省の理財局で行わせる政府の方針である。なお、この審議会の経費としては昭和二十九年予算に四十九万円が計上されておる」との政府の答弁でありました。

昨十四日の委員会におきましては、質疑も終了いたしましたので、討論を省略し、直ちに原案について採決いたしましたところ、全会一致を以て、可決すべきものと議決せられました。

以上を以て報告を終わります。

◎市町村職員共済組合法

(昭和二九、七、一法二〇四)

一、提案理由(五月十三日)

○塚田國務大臣 たいまい議題に供されました市町村職員共済組合

り、急速にこれが実現をはかることに相なつたのであります。現在、市町村の職員でも学校及び警察職員につきましては、国及び都道府県の職員と同様に、国家公務員共済組合法が適用され、雇用人に対しても疾病、負傷等に対するいわゆる短期給付のみならず、退職年金または退職一時金の給付も行われております。これに対し、一般職員につきましては、疾病、負傷等に対する給付としては、健康保険法が適用されておりますが、退職年金及び退職一時金の制度としては、そのうち吏員については、国の恩給法の準用または恩給条例による給付が行われているのに対し、雇用人については、清掃、交通等特定の事業に従事する若干のものについて厚生年金保険法が適用されるほか、十三万人に近い大多数の雇用人については、何らの措置がとられていないのであります。

なお、疾病、負傷等に対するいわゆる短期給付についても健康保険法の適用はありますが、同法による給付は共済組合法による給付に比較いたしますと、財政力のゆたかな一部特定の市が組織している健康保険組合は格別として、一般的には低い水準にあり、殊に災害時における罹災給付は、健康保険によつては行うことができませんので、昨年のような災害に際しては、国及び都道府県の職員並びに同じ市町村でも学校職員及び警察職員と、市町村の一般職員との間にはなほだしく権衡を失した処遇をせざるを得なかつた実情にあるのであります。かくのごとく市町村の一般職員は、他の公務員に比して、はなはだ公平を欠く取扱ひのものにあり、地方公務員法の規定からも、その解決をいたすに遅延することが許されないと存

市町村職員共済組合法

法案につきまして、提案の趣旨及び内容の概略を御説明申し上げます。

昭和二十六年二月から施行されました地方公務員法は、人事行政に関する根本基準の一として、地方公務員の福祉及び利益の保護を掲げているのでありますが、その第四十三条において、職員の公務によらない死亡、廢疾、負傷及び疾病並びに分娩及び災厄その他の事故並びにその被扶養者のこれらの事故に関する共済制度は、すみやかに実施されなければならないとし、第四十四条では、退職年金及び退職一時金の制度は、すみやかに実施されなければならないとし、さらに、これらの制度は、国及び他の地方公共団体との間に権衡を失しないように適當な考慮が払われなければならないと規定してあります。その趣旨とするところは、地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を確保するためには、地方公務員の在職中の疾病、負傷等による出費に対する保障の措置を講ずるとともに、相当年限忠実に勤務した職員が、退職した場合における本人またはその遺族の生活を保障するための諸制度を確立することにより、地方公務員の職に人材を誘致するとともに、その職にある者をして安んじて職務に専念させることが必要であるというにあると存ぜられます。

政府といたしましては、この地方公務員法の精神にのっとり、地方公務員全般について、すみやかに共済制度を確立するの要を痛感し、かねて研究を進めて参つたのであります。昨年十月の地方制度調査会の地方制度の改革に関する答申においても、とりあえず措置すべき事項の一つとして同趣旨の答申がなされている次第もあ

ぜられるのであります。

しこうして市町村職員の共済制度につきましては、根本的には社会保障制度全般の問題の一環として総合的に考慮すべきものがあり、少くとも中央及び地方を通ずる公務員に関する年金制度全般に関する問題の一として考慮すべきものがあるものであります。これらの問題の根本的解決はきわめて重大でありまして、その理想と方向とはともかくとして、なお検討するべきものが少なくなく、今ただちに結論を見出しがたい状況にありますので、これらの根本的解決の日まで、ひとしく地方公務員でありながら、市町村の一般職員のみを現在の不合理な状態に放置しておくことができませんので、さしあたりの措置として、現行の国及び都道府県の職員並びに市町村の学校及び警察職員に関する共済制度を基礎として、これらの者との間における不公平を是正し、その処遇の公平を期することが緊急と考へているのであります。

以上要するに、地方公務員法の定めるところに従い、また地方制度調査会の答申の趣旨にのっとり、市町村の一般職員特に雇用人について、国及び都道府県の職員並びに市町村職員中、学校及び警察職員並の共済制度を設けようとするものであります。これにより、第一に、何らの年金制度が実施されていない市町村の一般雇用人に対し、国、都道府県並びに市町村の学校及び警察の雇用人並の年金制度を確立し、第二に、市町村の一般職員について、同様に他の公務員並の短期給付を保障し、第三に、短期給付と長期給付との一体的運営により、給付業務の健全かつ合理的な運営を期するとともに

七二七

に、療養施設の整備その他の福祉事業の総合的推進をはかり、もつて地方自治の基幹をなします市町村の職員の福祉を増進し、地方自治の進展に寄与しようと念ずる次第であります。

次に法案の要点を御説明申し上げます。

第一に、以上申し上げましたように、市町村職員共済制度は、市町村の一般職員について、他の公務員と同様の処遇を確保しようとするものでありますから、組合の給付の種類、額、支給条件等すべて国家公務員共済組合法のそれと同様といたしております。ただ、現に市町村が組織しております健康保険組合のうちには、健康保険法に規定する法定給付のほか附加給付を行つてゐるものがあり、これらの附加給付の大部分は、この法律案による共済組合の給付に吸収されるのであります。これを越えるものも若干ありますので、かかる給付は経過的に共済組合の給付として行い得るものとし、ただちに給付の低下を来すことのないように措置いたしております。

第二に、組合員の範囲につきましても、原則的には国家公務員共済組合法におけるものと同様といたし、なお、国家公務員共済組合の組合員と市町村職員共済組合の組合員との間に異動が行われます場合には、相互に在職期間を通算することができるようにいたしております。

第三に、組合員の掛金及び市町村の負担金であります。この点につきましても国家公務員共済組合法と同様といたしております。但し、従来健康保険組合で、市町村と職員との負担の割合を職員に有利に定めておるものも少くありませんので、経過的に従来の負担

関係をそのまま維持できるような措置を講じ得ることといたしております。

第四に、共済組合の組織及び運営であります。市町村職員共済組合については、地方自治の本旨にかんがみ、主として国家公務員を対象とする国家公務員共済組合法と同様の制度によることは適当と認められませんが、組合組織の自律性と運営の自主性ができるだけ確保できるように配慮いたしております。すなわち市町村職員共済組合は、都道府県の区域ごとにこれを設け、組合の議決機関として組合会を、執行機関として理事を置き、その構成は、使用主たる市町村長の代表者と被用者たる職員の代表者とがそれ／＼同数となるようにし、組合の重要事項の決定、業務の執行が一方の利益に偏することのないように配慮するとともに、組合に監事を置き、自主的に組合の業務を監査できるものとし、業務運営の公正を期することといたしております。また組合に対する監督規定等も必要最小限度にとどめることにいたし、国家公務員共済組合はもとより、私立学校職員共済組合または健康保険組合に比し著しく自主性が強化されております。

第五は、市町村職員共済組合連合会についてであります。組合の適正かつ円滑な運営及びその事業の改善進歩をはかるため、市町村職員共済組合連合会を置き、組合に対する技術的及び専門的な知識資料等の提供、事務の指導、組合の長期給付及び罹災給付に要する費用に充てるための積立金の管理その他の事業を行うものとしております。連合会の機構としては、単位組合と同様に議決機関として委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、市町村職員共済組合法案につき申し上げます。申し上げるまでもなく、市町村職員の共済組合制度は、いわゆる社会保障制度と称せられる広汎多面な大問題の一環であり、政府においては、右社会保障制度の統合整備については現在鋭意検討されておりますが、さしあたりの措置として、ここに市町村職員共済組合法を制定し、国及び都道府県の職員並びに市町村の学校及び警察職員に関する現行の共済制度を基準といたしまして、いわゆる市町村の一般職員に対する処遇が右等の者と比較して公平を失せざるような内容を持たしめ、もつて市町村の一般職員に適材を保有し、または良材を招致することができるようにし、かくて地方公務員法の趣旨に即応して、地方行政の民主的かつ能率的なる運営を確保せんとするものであります。

本法案は五月十三日本委員会に付託せられ、即日塚田国務大臣より提案理由の説明を聴取し、質疑応答を重ね、かつ十八日には厚生委員会との連合審査会を開き、昨十九日質疑終了、討論終局、次いで採決を行いました結果、改進黨床次徳二君提出にかかる附帯決議を付し、全会一致政府原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

附帯決議の趣旨は、将来社会保障に関する諸制度を統一すること、医師等の事務的負担を軽減すること、長期給付については給付費の一部を国庫負担とすること等に関して政府の善処を要望するものであります。

て総会を、執行機関として理事を、監査機関として監事を置くことにいたしております。

第六は、この法律案の経過措置についてであります。すでに申し上げましたように、本法律案の根本の趣旨は、市町村の一般職員に対し、他の公務員並の処遇が確保されるように制度的に保障しようとするものにはかたやみませんので、個々の団体において、みずから、この法律で保障しようとするのと同程度以上の給付を行おうとするものについては、これをして画一的に本法案による共済組合に加入させるまでの必要はないと考えられます。従いまして、健康保険組合を組織している市町村は、この法律に規定する給付以上の給付を行うにおいては、その職員の過半数の同意を得て、引続き健康保険組合を組織し、共済組合に加入しないかまたは長期給付に ついてのみ共済組合に加入することができるようにいたしております。

なお、この法律施行以前の職員としての在職期間及び厚生年金保険の被保険者であった期間については、通算の措置を講じ、職員の利益の保護に遺憾なきを期しております。

以上が本法案の趣旨並びに内容の概要であります。何とぞ慎重御審議をいただきますみやかに本法案の成立を見ますようお願いいたします次第であります。

二、衆議院地方行政委員長報告(五月二十日)

○吉田重延君 ただいま議題となりました三法案につき、地方行政

次に地方自治法の一部を改正する法律案について申し上げます。御承知のごとく、政府は、わが国現下の諸情勢に即応して、地方制度全般にわたる根本的改革を行う必要を認め、さきに地方制度調査会を設置して、とりあえず必要な改革につき検討を求め、すでにその答申が行われたのでありますが、これを実施に移すにつきましてはなお検討を要するものが少なくないので、この際はとりあえず必要な最小限度の改正を加えることとして本改正案を提出いたしましたのであります。

本法案の内容は、市となるべき普通地方公共団体の人口要件を三万から五万に改め、財産区の運営につき町村合併の進捗と関連して必要な規定を加え、また教育委員会法において助役が教育長を兼職し得る期間が本年三月末日までとなつていきますのを改めて、なお自分の間兼職ができるようにいたしますとともに、警察法の改正に伴う所要の規定整備をはかつたのであります。

本案は五月八日本委員会に付託せられ、同十一日塚田国務大臣より提案理由の説明を聴取し、翌十二日より警察法案とも関連いたしました質疑を行つて参つたのでありますが、警察法案が修正せられて本院を通過いたしました結果、本案についても、五大市の警察の特例等に関連いたしました規定の整備を行う必要が生じて参つたのであります。十九日、松永東君外十五名提出の修正案が提出せられ、同日、修正案並びに修正部分を除いた原案を一括討論に付し、採決の結果、多数をもつて修正議決すべきものと決した次第であります。

最後に、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案につき御説明申し上げます。

御承知のごとく、今般日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定が締結せられたのでありますが、その実施の円滑をはかるために、国際連合の軍隊、軍属等に対しまして、さきに合衆国軍隊等に対して実施いたしました日米行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の例にならぬ、地方税法の臨時特例を設けることとして本案が提出されたのであります。

内容は、現行の合衆国軍隊等に対する臨時特例法とほぼ同様でありまして、国際連合の軍隊に対しては原則として地方税を課さないということでありまして、その軍隊の構成員、軍属及びこれらの家族に対しては市町村民税、電気ガス税等を非課税とし、公認の軍人用販売機関等に関して事業税、遊興飲食税を免除するなどを規定するものであります。

本案は四月二十八日本委員会に付託、同三十日塚田国務大臣より提案理由の説明を聴取、五月十九日審議を行いましたところ、合衆国軍隊等に対する現行臨時特例法との均衡上当然の措置と認められましたので、同日ただちに討論を省略して採決を行い、賛成多数をもつて可決すべきものと決した次第であります。

右御報告申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告(六月十五日)

(昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律(昭二九一法一九〇)の委員長報告と一括して掲載)

◎日本中央競馬会法

(昭和二九、七、一法二〇五)

一、提案理由(三月三十一日)

○平野政府委員 ただいま上程せられました日本中央競馬会法案を提案いたすにあたりまして、その理由を御説明いたします。

わが国におきまして競馬が行われるようになりましたのは、相当古くからのことではありますが、いわゆる馬券の発売を公認した競馬は大正十二年に競馬法が制定されて以来のことでありまして、当初は、民法上の公益法人である競馬倶楽部が全国に十一を限り認められてまして、おの／＼十一競馬場において競馬を施行しておつたのであります。その後昭和十一年に法律の改正によりまして、全国一本の特別法人たる日本競馬会に統合いたしました。競馬は一層の発展を見たのであります。戦争中は一時競馬を中止するのやむなきに至りましたが、戦後再開されるに及び、当時における政治情勢によりまして、日本競馬会は解散せざるを得ないこととなり、現在の競馬法が制定されて、日本競馬会が行つてきた競馬事業を国に移す

とともに、その一切の資産及び負債を国に引継ぎ、ここに国营競馬制度の誕生を見て今日に至つたのであります。

この国营競馬の形態は、世界でもほとんど類のない形態でありまして、競馬法の附則にも、この制度が暫定的経過のものであることを示す規定があるのであります。政府といたしましては、この制度の改善方策につきまして、一昨年六月臨時に設置いたしました競馬制度審議委員会における委員各位の御意見をもといたしました、鋭意立案研究をして参つたのであります。政府におきましては、政簡素化の線ともならみ合せまして、今回その成案を得ましたので、ここに国会に提案して、その審議をお願いすることとなつた次第であります。

以下この法案の内容を簡単に御説明申し上げますと、第一に、この法案は、現在の国营競馬を引継いで施行する団体として設立する日本中央競馬会の組織、運営等について定めることを趣旨としておりまして、必要な限度におきまして、その附則において競馬法を一部改正することといたしております。

第二に、この日本中央競馬会には公社に準ずる性格を付与することといたしまして、その役員を選任や欠格条項にいたしまして、収支予算事業計画等に対する国の関与の点、またこれに対して国が全額出資をするという点等につきましても、相当の規定を設けたのであります。

第三に、この日本中央競馬会の行う事業であります。これは現在政府が国营競馬特別会計をもつて経営しております国营競馬事業

の一切を、一応そのままの形で引き継がせ行わしめることとしているのであります。

第四に、この団体の会計経理の点であります。その収支予算及び事業計画につきましては、農林大臣がこれを認可することとし、さらに借入金、余剰金の運用につきましても一定の制限を付する等その経理は、最も厳正公正を期し、世人の疑惑を招くことのないようにいたしたい所存であります。また競馬による収益につきましても、百分の十の率による納付金を国庫に納付させることとし、なお事業年度末において決算上剰余が生じた場合におきましては、その一部は国庫に納付させるほか、残余もすべてこれを積み立て、その任意なる処分を制限いたしまして、これにより一層公的な色彩を強化したのであります。

第五に、現在の国営競馬特別会計に所屬しております競馬場等の財産の処理についてであります。これは、その大部分が昭和二十三年に国営競馬に切りかえられましたときに、日本競馬会から政府が契約によりまして無償で承継を受けた資産である等の経緯もございますので、政府といたしましては、競馬を施行させることのために、一部の例外的なものを除きまして、これを全部現物出資して日本中央競馬会に引き渡すこととし、競馬の健全な発展のための基盤といたしたい所存であります。

第六には、監督の点であります。すでに申し上げましたように、役員、業務及び経理の全部面にわたりまして農林大臣が厳正な

る監督を加えることとし、適正なる運営を確保することといたしましたるほか、政府の出資のごさいます関係で、会計検査院がその会計経理を検査することとなるのであります。

第七に、この法律の施行により、農林省の競馬部及び競馬事務所は廃止せられることになり、現在定員五百二十人の職員のうち、監督の事務に存置される者五十五人を除き、他は農林省の定員から除かれるわけであり、これらの職員は、みないずれも競馬の業務に関する専門家でありまして、事実上は、そのまま新団体に移行するものと思われるのであります。

最後に、今回の法案におきましては、地方競馬につきまして手を触れておらぬのであります。これは、先ほど申し述べました競馬制度審議委員会において、この点について種々議論がわかれておりますこと、全国各地にまたがる地方競馬は地域的に種々事情も異なり、問題がきわめて複雑であること等によるのでありまして、今後は、適当なる方法によりまして、この点に関する関係各方面の御意見も伺い、制度の改善方策について研究して参りたいと考えておる次第であります。

以上の通りでありまして、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院農林委員長報告(五月二十九日)

○芳賀貢君 たいま議題と相なりました。内閣提出、日本中央競馬会法案、同じく昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対

する資金の融通に関する特別措置法案につきまして、農林委員会におきます審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、日本中央競馬会法案について申し上げます。

御承知のごとく、戦前におきましては、中央の競馬は特別法人日本競馬会が施行いたしており、戦中は中止しておりましたが、昭和二十三年現行競馬法の制定を見、日本競馬会の行つておりました競馬事業並びにその一切の資産及び負債は国がこれを引継ぐことにより国営競馬制度が発足いたし、今日に至つたのであります。しかして、かかる国営競馬の形態は世界にほとんどその例を見ない特異のものであり、かかる制度の出現を見ましたのは、まったく当時の特殊な政治情勢によるものであります。従いまして、現行競馬法の中にも、近き将来これが改廢措置をとるべきものであるという意味の規定が掲げられておるような次第であります。このため、政府といたしましては、一昨昭和二十七年六月競馬制度審議委員会を設置され、研究を進められて参つたのであります。さらに行政簡素化の要請をも織り込み、成案を得て、ここに日本中央競馬会法案として提出されたのであります。

次に、内容の要旨を御説明申し上げますと、次の諸点であらうと存じます。

第一は、日本中央競馬会を設立いたし、これに公社に準ずる性格を与え、現在政府が国営競馬特別会計をもつて経営しております国営競馬事業の一切を一応そのままの形で引継がせて施行せしめることといたし、またその役員の選任や欠格条項、収支予算、事業計画

に対する国の関与、資本金に対する国の全額出資等、必要な規定をいたしておることとあります。

第二は、競馬会の会計経理に関する規定でありまして、その収支予算及び事業計画は農林大臣の認可を要することといたしておるほか、借入金の借入れ、余剰金の運用にも一定の制限を付し、また競馬による収益の一定部分を国庫に納付させること。さらに事業年度末に決算上剰余が生じた場合は、その一部を国庫に納付させるほか、残余をもすべて積み立てて、その任意の処分を制限いたしたること。

第三は、現在国営競馬特別会計に所屬しております財産の大部分は、政府が契約により日本競馬会から無償で継承した資産であります等の経緯もありますので、一部例外的なものを除きますほかは、全部現物出資して日本中央競馬会に引渡すことといたしております。

第四は、日本中央競馬会の適正なる運営を期するため農林大臣が監督を行いますほか、会計経理につきましては、会計検査院が検査することといたしております。

第五に、本法施行に伴い、農林省の競馬事務所を廃止いたしました。なおその職員は、いずれも競馬の業務に関する専門家でありまして、その大部分は競馬会に吸収されることと思ひます。

以上が本法案の概要であります。本案は去る三月三十日付託と相なり、三十一日平野農林政務次官から提案理由を聴取の上、審議に付し、爾来昨二十八日まで、政府側との質疑により、また関係資

料の提出を求めます等、あらゆる見地から約二箇月の間慎重なる検討をいたして参り、この間各委員から活発な御発言がございましたが、詳細は速記録についてごらんを願いたいと存じます。

昨日質疑を終局、次いで社会党中村委員、改進黨吉川委員からそれぞれ修正案の提出がございました。

中村委員提出の修正案の要旨は、第一点、役員欠格条項に関する修正でありまして、国務大臣、国会議員、政府職員または地方公共団体の議会の議員は、任命の日以前一年間においてこれらに該当した場合をも含んで、競馬会の役員となることができないものとする事、及び競馬会が行う競馬に關係する馬主を役員欠格条項とする事、但しこの法律公布の際現に国営競馬の事務に従事する政府職員は、離職後一年を経過していない場合においても、設立当初の競馬会の役員となることができるとする事、第二点、運営審議会の委員に競馬会が行う競馬に關係する調教師及び騎手を代表する者を加える事、第三点、競馬会が行う任意業務の範囲の規定中の、その他競馬の健全なる發展をはかるため必要な業務には、馬術競技の發展をはかるため必要な業務を包含する旨を明記すること、第四点、競馬会が納付する国庫納付金の勝馬投票券の売得金に対する割合を百分の十から百分の十一に引上げること、但しこの法律施行後一年間に限り国庫納付金の率は百分の十・五にすること、第五点、国庫納付金を有畜農家創設特別措置法及び酪農振興法に基く国の助成施設、馬の伝染性貧血症の試験研究施設、その他畜産業の振興のため必要な経費並びに民間社会福祉事業の振興に必要な経費に

充当しなければならぬものとする事とし、この場合において社会福祉事業の振興に必要な経費に充てる金額は納付金のおおむね四分の一とすること、第六点、競馬会が直接その事業の用に供する固定資産については固定資産税を非課税とすること等であります。また、吉川委員提出の修正案は、中村委員の修正案を前提としたし、さらに次の諸点につき修正いたそうとするものであります。すなわち、理事八人以上とありますのを、常務理事四人、理事四人以内と改め、役員として兼職禁止の適用を受けるのは常務理事に限ることとし、また役員欠格条項中の政府職員につきましては、これを競馬監督の立場にある政府職員に改めることとするのであります。

次いで討論に移り、社会党井手委員から、中村委員提出の修正案のごとく修正することに賛意を表されました。

以上をもつて討論を終り、ただちに採決に入り、まず中村委員提出の修正案について採決の結果、全会一致をもつて可決、次いで吉川委員提出の修正案については、採決の結果、少数をもつて否決されました。続いて、可決された修正部分を除く原案について採決いたしました結果、全会一致をもつて可決、よつて本法案は中村委員提出の修正案のごとく修正議決すべきものと決しました。

次いで、自由党佐藤洋之助委員から
日本中央競馬会は、經理の改正を期し、役員報酬等経費の節減に努めるとともに、調教師騎手等の待遇改善、生活安定に關し特段の措置を講ずべきである。

との附帯決議が提出され、採決の結果、これまた可決いたしました。

次に、昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案について申し上げます。

昨昭和二十八年四月及び五月に激烈な凍霜による被害をこうむり、十六国会におきましてこれら被害農家に対する営農資金融通等の措置を講じて参りましたことは、各位の御承知の通りであります。本年もまた、去る四月二十一日及び二十八日の両回にわたり、北関東、中部及び九州の一部に凍霜の被害がございました。全般的な被害状況から見ますれば、昨年のもよりも軽度のものであります。部分的には相当の被害を生じ、かつまた昨年凍霜害、冷害または風水害をこうむりました地域に、さらにこのたびの被害が相重なり、被害農家の経営に及ぼした影響は軽視すべからざるものがございます。従いまして、政府におきましても、昨年とりました措置にならぬ、速急に対策を講じまして、これら被害農家の経営の安定をはかることといたし、ここに本法案を提出されたのであります。

次に、本法案の要旨を申し上げますと、第一点は、今次の凍霜害により平年作に比して三割以上の被害をこうむり、かつその被害がその農家の通常の農業総収入額の一割以上であるものに対し、期限二箇年、年利六分五厘以内で、農林中央金庫、都道府県信連、農業協同組合その他金融機関が営農資金の融通を行い、かつその場合、その金融機関に対して都道府県及び市町村において年五分以内の利子の補給及び融通額に対して四割以内の損失補償を行った場合、国

が融資総額三億円の範囲内で当該利子補給金または損失補償費の二分の一を都道府県に対して補助すること、第二点は、昨年の凍霜害による被害農家で営農資金の貸付を受ける者が再び本年の凍霜害の被害をこうむつた場合、昨年借り入れた資金の一部につき一年以内償還期限を延長することができるよう措置したことであり、

本法案は去る二十六日付託と相なり、同日保利農林大臣より提案理由の説明を聴取の上、委員会の審議に付しました。

次いで、昨二十八日政進黨金子委員から修正案の提出がありました。その要旨は、五月における凍霜害並びに北海道、東北等の風雪害及び雹害による被害農家に対しても資金を融通することとし、またそのため資金を四億五千万円に増額することであり、

次いで、討論を省略、修正案並びに原案について採決の結果、全会一致をもつて本法案は金子委員提出の修正案のごとく修正すべきものと決しました。

以上をもちまして御報告を終わります。

三、参議院農林委員長報告(五月三十一日)

○片柳眞吉君 只今上程されました日本中央競馬会法案につきまして、農林委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

御承知のように、我が国における競馬の歴史は相当古いものであります。いわゆる馬券の発売を公認した競馬は、大正十二年に競馬法が制定された以来のことでありまして、その後変遷を経て、昭和二十四年六月、現行競馬法の制定によつて国営競馬及び地方競馬